

# 富士宮の歴史

## 通史編 I

General History Volume I



静岡県富士宮市

# 富士宮の歴史

General History Volume I

通史編 I

**【表紙写真】**

- ・ 滝戸遺跡出土土器（左：曾利式、右：堀之内式）
- ・ 丸ヶ谷戸遺跡（前方後方型周溝墓）
- ・ 今川氏真判物  
（大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵）
- ・ 富士曼荼羅図  
（富士山頂部を抜粋、富士山本宮浅間大社蔵）

## ご挨拶



このたび、『富士宮の歴史 通史編Ⅰ』を刊行できますことを、心からうれしく思います。本書では、富士山の噴火がつくり出した大地のうえで、遠い昔に人びとが暮らした先史時代から、古代の社会の姿、富士山とともに育まれた信仰、そして中世の武家勢力の動きに至るまで、富士宮の歩みを形づくった長い歴史が丁寧に紹介されています。どれもが、今の富士宮を支える大切な土台であり、こうした歩みを知ることが、私たちのまちをより深く理解し、これからの未来を考えるうえでも大いに力になることでしょう。

社会が大きく変わり続ける今だからこそ、地域の歴史に目を向け、ふるさとへの思いを確かめることは、とても大切だと感じています。本書が、市民の皆さまにとって富士宮の歴史の魅力に触れ、次の世代へと大切に受け継いでいくきっかけになれば幸いです。

結びに、本書の刊行に際して調査、執筆、編集にご尽力いただきました市史編さん委員・執筆員・監修者の皆様をはじめ、資料の提供や調査にご協力をくださいました皆様方に心から感謝申し上げます。

令和八年三月

富士宮市長 須藤 秀忠

## はじめに

『富士宮の歴史 通史編Ⅰ』では、先史時代の旧石器・縄文・弥生・古墳時代から古代・中世までの富士宮の地に生きた人々の歴史を叙述した。

富士宮における人類の足跡は、移動しながら狩猟・採集生活を営んでいた旧石器時代に遡る。小塚遺跡は、今から約二万七〇〇〇年前の信州系黒曜石供給の拠点である。この時期は、最終氷期の最も寒い時期に向かう寒冷化した気候であった。土器が出現し定住化が進行した縄文時代には、富士宮ではその初期、草創期の約一万五八〇〇年前の様相を示す大鹿窪遺跡が発掘されている。小塚遺跡・大鹿窪遺跡は芝川流域にあった。

弥生時代には日本列島では水田耕作と金属器の使用が始まるが、富士宮の丘陵上に立地していた渋沢遺跡や古墳時代前期の星山丘陵の月の輪平遺跡などでは、水田耕作ではなく畑作や狩猟・採集に依存していたとされる。

また、縄文時代中期の千居遺跡は富士山の噴火によって集落が存続できなくなり、縄文時代晩期や古墳時代中期の遺跡の激減は、富士山の噴火による災害の影響が考えられている。このように富士宮の遺跡を残した人々は、気候や地形などの自然環境の制約や富士山の火山活動の影響を受けながら、それに対応する知恵を蓄積してきたのである。

こうした先史時代からの人々の営みを受け継ぎながら、富士宮の歴史は古代・中世へと展開していく。

---

富士宮市は駿河国の東部、富士山の南西麓に位置している。海に近い場所なので海産物も手に入り、潤井川や芝川が流れていて耕地も多く、富士山麓にあるので山林資源には事欠かない。人々が生活するための条件が揃った豊かな地域で、甲斐国と駿河国とを結ぶ交通路も通っていた。こうした場所だったので、政治権力の中心にいた人々によって統治されることが多く、平安時代には天皇家、鎌倉時代には鎌倉の北条氏の支配下に置かれ、戦国時代には今川・北条・武田・徳川といった大名たちの争奪の対象となった。

富士山の南西麓には原野が広がり、鎌倉時代の初期、源頼朝によって大規模な巻狩りが挙行されたことはよく知られている。また、富士山を信仰した人々が参詣や修行のために山に登り、そのありさまを描いた参詣曼荼羅も作成された。大宮に鎮座する富士山本宮浅間大社は駿河国の中心的神社として存在感を放ち、興法寺（村山浅間神社）は修験者たちの修行の拠点となった。日蓮の教えを受け継ぐ寺院が各地に創建されたことも、この地域の大きな特徴といえる。

本書では、先史時代から古代・中世に至るまでの地域の様相と人々の動向について、要点を押さえる形でまとめ、親しみやすくするため写真や地図などをふんだんに収載した。地域の歴史に思いをはせていただくきっかけになれば、なによりのことと願っている。

市史編さん委員 谷川 章雄

山田 邦明

---

ご挨拶

はじめに

目次

例言

第一編 先史

第一章 旧石器時代

第一節 富士宮市の旧石器時代…………… 2

第二章 縄文時代

第一節 縄文時代の概要…………… 8

第二節 静岡県と富士宮市の縄文時代…………… 10

第三節 富士宮市の縄文時代草創期…………… 12

第四節 富士宮市の縄文時代早期…………… 17

第五節 富士宮市の縄文時代前期…………… 19

第六節 富士宮市の縄文時代中期・後期…………… 21

第七節 富士宮市の縄文時代晩期…………… 26

第三章 弥生時代

第一節 弥生時代の概要…………… 28

第二節 静岡県内の弥生時代…………… 30

第三節 弥生時代の終焉…………… 32

第四節 富士宮市の弥生時代中期…………… 34

第五節 富士宮市の弥生時代後期…………… 36

第四章 古墳時代

第一節 古墳時代の概要…………… 40

第二節 東海東部地域の古墳時代…………… 44

第三節 富士宮市の古墳時代前期…………… 46

第四節 富士宮市の古墳時代中期…………… 52

第五節 富士宮市の古墳時代後期…………… 54

第二編 古代・中世

第一章 古代・中世の富士宮地域

第一節 古代・中世の風土と生産…………… 62

第二節 富士郡と富士上方、廬原郡と蒲原荘…………… 68

第三節 郷村の広がり…………… 74

第四節 古代・中世の遺跡と様相…………… 80

第五節 中世の道と宿…………… 84

## 第二章 鎌倉・室町時代の富士宮地域

第一節	源平の争乱と富士地域	88
第二節	富士の巻狩り	92
第三節	鎌倉時代の富士宮	96
第四節	室町幕府の成立と南北朝内乱	100
第五節	今川氏の支配と富士宮	104
第六節	戦国の幕開けと駿河	108

## 第四章 戦国時代の富士宮地域

第一節	今川氏の戦国大名化と富士地域	136
第二節	河東一乱による富士上方の戦乱	140
第三節	今川氏の領国経営	144
第四節	武田信玄の駿河侵攻と富士氏	148
第五節	武田氏の領国経営	156
第六節	武田から徳川へ	160
第七節	徳川氏の領国経営	164
第八節	戦国時代の地域社会	170

## 第三章 古代・中世の宗教と信仰

第一節	文献から見る富士山本宮浅間大社	112
第二節	文献から見る山宮浅間神社	116
第三節	文献から見る村山浅間神社	118
第四節	考古学から見た浅間神社	122
第五節	古代・中世の神社	126
第六節	古代・中世の寺院	128
第七節	大石寺・本門寺・久遠寺	132

## 第五章 富士山と信仰

第一節	富士山への信仰登山の広がり	174
第二節	末代上人と富士山修行	180
第三節	富士山縁起と赫夜姫	186
第四節	浅間大菩薩と富士の人穴信仰	192
第五節	富士曼荼羅図の世界	196
第六節	富士山頂の信仰世界	202

## 富士宮市の縄文土器編年

206

## 富士宮市の弥生土器編年

215

## 中世の郷村に関わる史料と地名表記

222

## 富士宮市の歴史年表(古代・中世)

230

## 参考文献

234

## 関係者一覧

244

## 索引

246

## 例言

- ・本書は令和元年度より開始した市史編さん事業の成果として刊行するものである。
- ・本書の総括は第一編は市史編さん委員の谷川章雄（早稲田大学名誉教授）、第二編は市史編さん委員の山田邦明（愛知大学文学部教授）が担当し、執筆分担は巻末に記した。
- ・本書における年の表記は原則として和暦とし、節の初出の和暦には西暦を併記した。  
例…令和七年（二〇二五）
- ・本書に掲載する旧国名や地名には、必要に応じて現行地名を併記した。  
例…甲斐（山梨県）
- ・本文中の写真・図・表には、「写真1-1」のように章ごとに通し番号を付した。資料の所蔵者・提供者や転載・引用の典拠などはキャプション内に記載した。ただし、執筆者や富士宮市が提供・作成したものについては省略した。
- ・本書の参考文献は巻末にまとめ、本文中で参照する場合は（富士宮市一九七二）などと表記した。

第一編  
先史



# 第一章 旧石器時代

## 第一節 富士宮市の旧石器時代

### 現生人類の日本列島への到達と気候環境

我々の住む日本列島には、いつ、どのように現生人類（ホモ・サピエンス）がやってきたのだろうか。この問題は考古学や人類学の研究者だけでなく、多くの日本人の関心を集めてきた。現在では、現生人類の列島への到達は約三万八〇〇〇年前とされ、そこから一万五〇〇〇年前までの時代を後期旧石器時代と呼んでいる。この年代をさかのぼる可能性がある石器群の存在も指摘されているが、それらの多くは「石器」の人工物としての検証が不十分であったり、層位的な問題があったりするため、人類が存在した確実な証拠とはなり得ていない。

旧石器時代は地質学的には氷河時代に相当し、現在よりも三度、六度平均気温が低かったとされている。特に気温が低かった時には、海面は現在よりも一三〇m以上低下し、列島と大陸の間は「陸橋」によってつながれ、ナウマンゾウやオオツノシカなどの絶滅した大型動物が渡来してきていた。ただし旧石器時代の人々はこうした巨大な絶滅動物だ

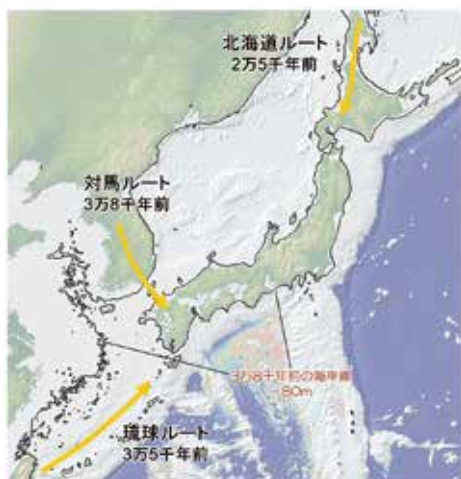


図 1-1 約 3 万 8000 年前の海岸線と日本列島への現生人類の到達ルート（Geo Map App を基に作図）

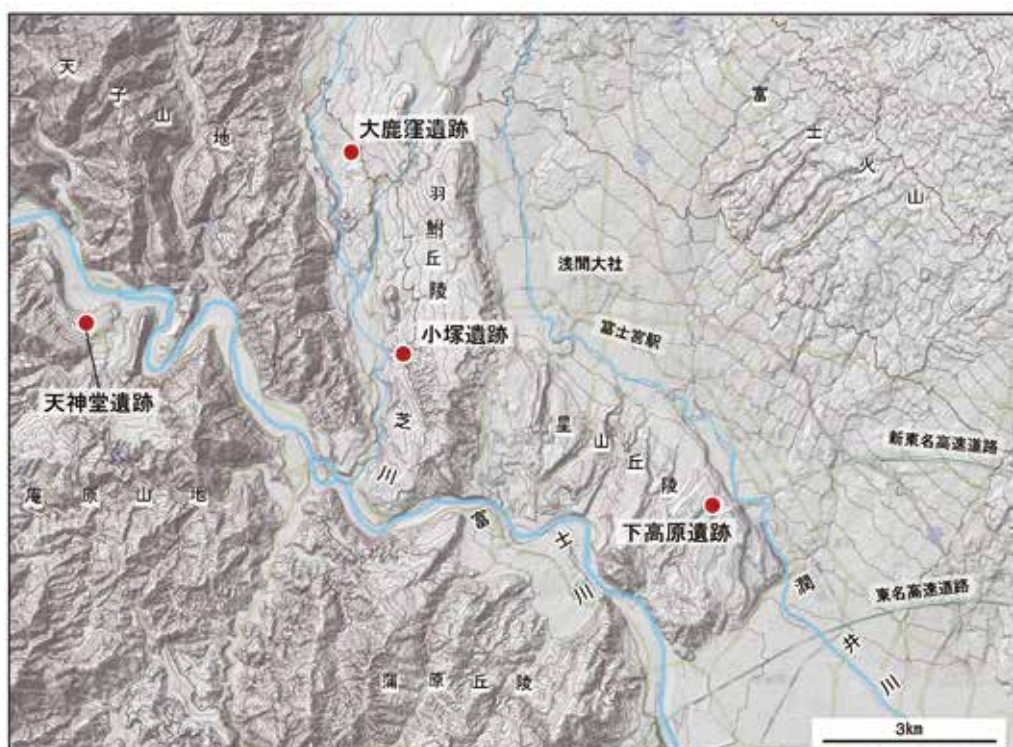


図 1-2 下高原遺跡・小塚遺跡の立地（「等高線メーカー」を基に作図）

けではなく、イノシシやシカなどの中型の動物、さらにノウサギの仲間やテン・イタチなど、小型の動物も狩猟の対象としていたと考えられている。

列島における後期旧石器時代の開始年代である三万八〇〇〇年前は、旧石器時代としては比較的温暖な時期とされており、海水面の低下は六〇m〜八〇mに止まり、列島は大陸から切り離されていた。したがって人類は、「琉球ルート」・「対馬ルート」・「北海道ルート」のいずれかの海峡を、舟を使って漕ぎ渡る必要があった(図1-1)。日本列島という環境のもとで人類が航海能力を身につけたのではなく、初めからその能力があった人々がやってきたのである。

### 愛鷹・箱根山麓の旧石器時代遺跡群と富士宮市の遺跡

沼津市から長泉町にまたがる愛鷹南麓と、三島市から函南町に続く箱根西南麓は、列島でも有数の旧石器時代遺跡の集中地域である。特に愛鷹南麓は駿河湾奥に流れ込む黒潮分流の影響を受けていたらしく、氷河期としては比較的温暖な気候下にあった。隣接する相模野や武蔵野の植生が、寒冷な気候の指標ともなっている針葉樹林であったのに対して、愛鷹南麓では落葉広葉樹が優勢であり、人々の生活の舞台となった尾根上には、ススキや温暖種のササ類が繁茂していたと考えられている。現在の朝霧高原周辺では、このような植生が広がっている(写真1-1)。

こうした環境は、すでに絶滅した大型動物ではなく、中型動物に分類されるシカの生息に適している。愛鷹南麓では現在でもイノシシよりシカの生息数が多く、森林を伐採した後二次的に形成されるササ原には、まずシカが進出してくる。またシカはエサになる植物などの条件を整えば、旺盛な繁殖力を示すことから、シカがこの地域の旧石器人のメジャーフードとなっていた可能性が高い。

また最近の気候や植生の研究によれば、駿河湾の海岸沿いは現在と同じように、照葉樹(常緑広葉樹)林帯となっていた可能性があるという。照葉樹の仲間であるカシヤシイの種実(ドングリ)は、落葉広葉樹の実とは異なり、アク抜きをしなくても食べられることから、土器のないこの時代に、貴重な植物性の食料となっていたと考えられる。

愛鷹南麓に集中した旧石器時代の遺跡も、富士市域に近づくにつれてその数は少しずつ減っていく。さらにその先の富士宮市街地にかけての一带は、一万五〇〇〇年前以降に形成された新期富士火山の堆積物に厚く覆われているために(図1-2の右上斜面)、遺跡の存在自体が分からなくなっている。西側を富士川と芝川、東側を潤井川で画された羽鮒丘陵と星山丘陵は、もともとは富士火山の山麓であった場所が、富士川河口断層帯の活動の影響を受けて独立丘陵の地形となったものである(富士宮市 二〇二二三)。ここに富士宮市では数少ない旧石器時代の遺跡である下高原遺跡と小塚遺跡が立地している(図1-2)。

愛鷹南麓では石器の層位的な出土事例と、放射性炭素年代に基づいて、後期旧石器時代は五期に区分されている(愛鷹第一期〜第



写真 1-1 現在の朝霧高原と富士山  
尾根上にススキが、谷間に落葉広葉樹林が広がる。

五期)。出土した石器の特徴から、下高原遺跡は第三期の終わり頃(約二万七〇〇〇年前)、小塚遺跡は第四期(二万七〇〇〇年前)一万八〇〇〇年前)の前半に位置づけられる。

### 旧石器時代の富士宮市域の気候環境

富士宮市域は愛鷹南麓に比べて内陸側で標高もやや高いため、旧石器時代には相対的に冷涼な気候のもと、広葉樹と針葉樹が混交する植生が広がっていたと思われる。さらに富士山麓にかけては針葉樹林がしだいに優勢となり、現在では五合目付近となっている森林限界まで続いていたものと考えられる。この富士山麓の植生環境は、後に触れる信州の黒曜石原産地(こくようせき)の周辺とよく類似している。いずれにせよ富士宮市域周辺では、比較的狭い範囲内で広葉樹林から針葉樹林に植生が変化しており、多様な植生が狩猟対象獣の多様性にもつながっていたと考えられる。

下高原遺跡と小塚遺跡の時期は約二万年前の最終氷期最寒冷期(LGM)に向けて気候が急激に寒冷化しており、両遺跡の形成と性格もこうした環境と関係させて理解する必要がある。

### 小塚遺跡とその石器群

ここでは小塚遺跡にフォーカスして、寒冷期における中部高地からの黒曜石の運搬と遺跡の性格について検討してみたい。小塚遺跡ではこれまでに比較的狭い範囲を対象とした発掘調査が数次にわたって実施されてきた。その地点によって「小塚A遺跡」「小塚C遺跡」の名称がつけられたことがあるが、本来はひと続きの遺跡であると考えられることから、ここでは単に「小塚遺跡」と呼ぶことにする。

小塚遺跡からはナイフ形石器・尖頭器(せんとうき)・削器(さうき)・搔器(そうき)などの石器製

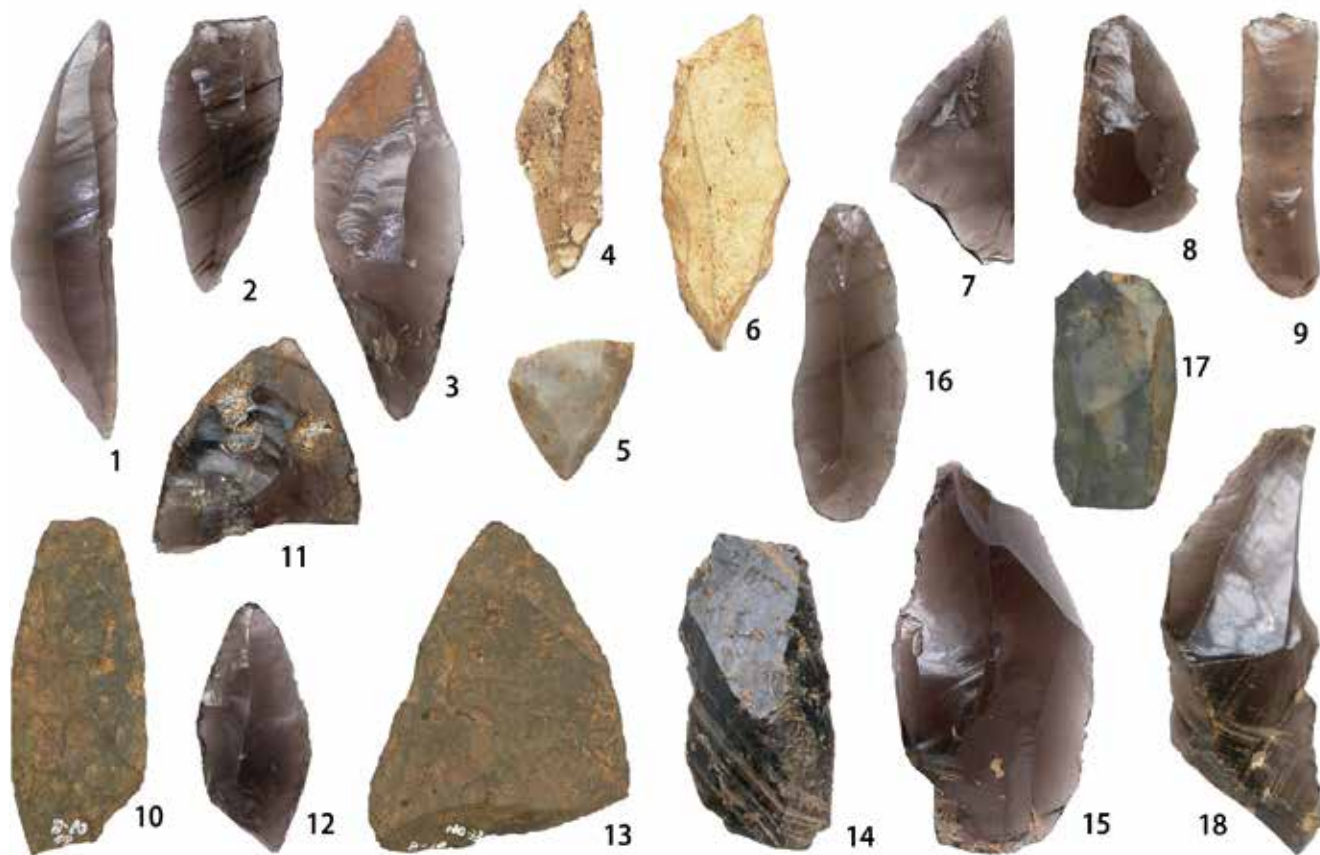


写真 1-2 小塚遺跡から出土した石器

【石器器種】1～7：ナイフ形石器、8・9：搔器、10～13：槍先形尖頭器、14・15：削器、16～18：剥片または加工剥片  
 【石器石材】1～3・7～9・11・12・15・16・18：黒曜石、4：細粒凝灰岩、5：チャート、6：富士川系ホルンフェルス、10・13：ガラス質黒色安山岩、17：粘版岩 左上の石器の長さは6.2cm

品が出土している。それらには富士川流域に産するホルンフェルス・細粒凝灰岩・粘板岩なども用いられているが、なんといっても主体となるのは黒曜石である（写真1-2）。

これらの黒曜石六一点を対象として蛍光X線分析装置による原地推定を実施した（本節コラム）。その結果は、和田産一〇点、諏訪産三二点、箱根産三点、神津島産一点、風化などの原因による分析不可一五点であった（図1-3・4）。諏訪産黒曜石の原産地の一つである諏訪星ヶ台からの距離は直線で一〇八kmであり、黒曜石を携えた旧石器集団もこの距離を移動したことになる。

### 愛鷹第四期の石器群と黒曜石原産地

愛鷹第四期の頃には、愛鷹南麓でも寒冷化が進み、植生は広葉樹林から針葉樹林に変化する。それに合わせるかのように遺跡の性格も大きく変化する。それまでは遺跡内に信州系黒曜石や箱根産、天城産黒曜石の原石を持ち込み、それを打ち割って石器素材となる剥片を得た後、ナイフ形石器などの石器製品に加工していた。それが第四期の遺跡では、石器製作の痕跡がほとんど見当たらないにもかかわらず、大量のナイフ形石器などの石器群が出土する。

こうした状況については愛鷹南麓の外で石器製作が行われた後に、一部が抽出されて運ばれてきたと解釈されてきた。また愛鷹南麓から出土するナイフ形石器の多くは、表面に「運搬痕跡」と呼ばれる細かいキズや刃こぼれが目立つことから、比較的長期にわたって石器が使われ続けられていたと考えられてきた。しかし、これまでの調査研究では、石器製作の具体的な場所を明らかにする

ことができず、この想定は仮説の域にとどまっていた。しかし、今回の市史編さんに伴う調査によって、小塚遺跡で黒曜石製石器が集中的に製作されていた可能性が浮上してきた。

### 黒曜石流通に果たした小塚遺跡の役割

小塚遺跡では旧石器時代の発掘調査が詳細には行われなかったこともあり、黒曜石製石器の製作の痕跡が認められていない。しかし剥片剥離などの作業に伴って生じる微細な剥片などが大量に出土しており、遺跡内で石器製作が行われた可能性は高い。また小塚遺跡のナイフ形石器には、運搬痕跡や微細な刃こぼれがほとんど認められないことから、石器一点あたりの使用時間はあまり長くなかった



図1-3 中部地方の黒曜石原産地と富士宮市周辺の遺跡

ものと思われる。

小塚遺跡から約5km西方の富士川右岸には、やはり愛鷹第四期に位置づけられる天神堂遺跡（山梨県南部町、図1-2）がある。この遺跡からは合計で七六一点の黒曜石が出土しており、原産地推定の結果、その全てが和田産、諏訪産の信州系黒曜石で占められていた。また調査区内からは一ニカ所で石器製作の痕跡とされる石器ブロックが発見されており、出土した黒曜石製ナイフ形石器の総数は三五点を数える。

こうした状況から、信州系黒曜石を携えた集団は、天神堂遺跡や

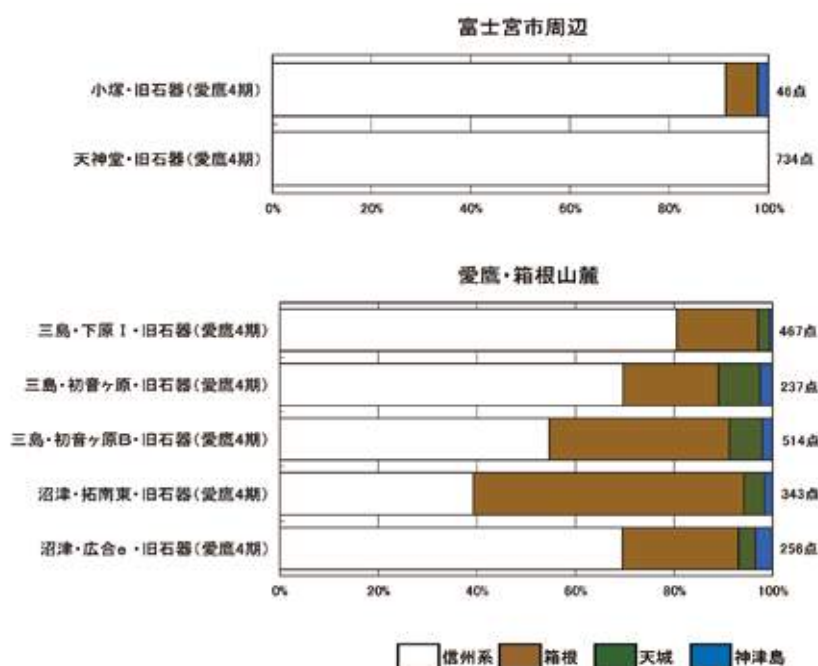


図1-4 小塚遺跡・天神堂遺跡と愛鷹第4期遺跡の黒曜石原産地の割合

小塚遺跡と天神堂遺跡では、ほとんどの黒曜石製石器が和田や諏訪などの信州系で占められている。これに対して愛鷹・箱根山麓では箱根産や天城産など、ローカルな黒曜石が加わっている。これは、信州系黒曜石の消費の進行を近隣の黒曜石で補ったことを示していると考えられる。

小塚遺跡などにみられるように富士川下流や芝川流域に到達した後、集中的に石器製作を行い、製作された石器とともに愛鷹南麓に移動し、比較的長期にわたって狩猟などの生業活動を継続したものと推定される。さらに黒曜石製石器が消費された場合には、近在の箱根産の黒曜石でその一部を補っていた（図1-3・4、写真1-2の14）こともあっただろう。

### 拠点的遺跡の役割と変化

それではなぜこうした黒曜石供給の拠点ともいえるべき遺跡が富士宮市周辺に形成されたのだろうか。小塚遺跡は芝川のほとりにあり、しかも北側に向けて落ち込む地形が特徴的である。旧石器人が愛鷹南麓にしばらく滞在した後、再び黒曜石を補給するために立ち戻ることも考えて、こうした場所が選ばれたのではないだろうか。また、すでに述べたように遺跡の東側に広がる富士山麓には、彼らがよく見慣れた針葉樹林が広がっていた。黒曜石を運んだ人々の故郷が信州方面だとすれば、そこは彼らにとってはなじみのある、また動植物のありかを予測しやすい場所でもあった。

富士宮市周辺が再び拠点的役割を果たすのは、縄文時代草創期になってからのことである。しかし、富士宮市の草創期を代表する大鹿窪遺跡（図1-2）に運ばれたのは神津島産黒曜石であり、信州系黒曜石の供給拠点という性格はなかった。

この時期になると、列島の多くの地方の生業に内水面漁労が新たに加わる。大鹿窪遺跡は芝川の親水的環境に生まれ、通年居住が可能な竪穴住居を構築することによって、安定した漁労の成果が期待できるようになった。さらに狩猟と植物質食料の採取を加えて、列島では最も早い時期に定住化の進行が果たされた。この地域における拠点的定住集落の初原である。

## 自然科学的分析Ⅰ 蛍光X線分析

— 黒曜石の原産地をどうやって明らかにするのか? —

流紋岩質のマグマが地上付近まで上昇し、急冷されるなどの特殊な条件のもとで黒曜石は生成される。黒曜石にはガラスと同じ成分（シリカ $\parallel$   $\text{SiO}_2$ ）が七〇%程度含まれているため、その割れ口は非常に鋭く、旧石器時代から弥生時代にかけてやりやヤジリなどの狩猟具、削器やドリルなどの加工具として使われてきた。

日本列島には北海道地方、中部・関東地方、九州地方などを中心に約八〇カ所以上の黒曜石原産地が存在する。主な成分はシリカのほか、アルミニウム・マンガン・鉄、さらにルビジウム・ストロンチウムなどの元素が含まれている。その化学組成は、母体となったマグマや、マグマが上昇する際に通過する岩体などの影響を受けてさまざまに変化するため、八〇カ所以上の原産地の化学組成が完全に一致する例はほぼない。



写真 1-3 小塚遺跡出土黒曜石を測定中の可搬型蛍光 X 線分析装置 (p-XRF)

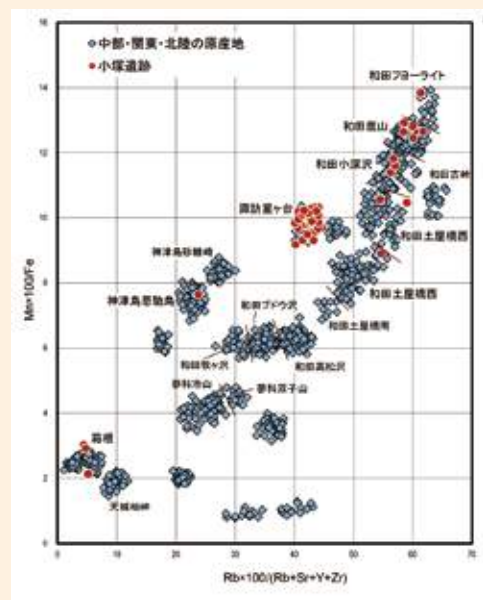


図 1-5 小塚遺跡出土黒曜石の原産地判別図

判別図では測定値を安定させるために、元素の比を使うことが多い。ここでは縦軸にマンガンと鉄の比が使われている。◆が原産地黒曜石、●が小塚遺跡出土黒曜石の測定結果を示す。

したがって列島各地の黒曜石の化学組成と、遺跡から出土した黒曜石製石器の化学組成を比較照合することによって、原産地の推定が可能になる(図1-5)。この化学組成の測定に最も多く用いられているのが、蛍光X線分析装置である。その中でもエネルギー分散型と呼ばれるタイプのもの(EDXRF)は、非破壊分析が可能であり、測定に要する時間も三分〜五分程度と短いことから、大量の石器を分析することができる。

また、最近では機器をコンパクトにした可搬型の蛍光X線分析装置(p-XRF)(写真1-3)が普及するとともに、性能の向上によって従来の蛍光X線分析装置と遜色のない精度で測定することが可能になっている。今回の小塚遺跡の分析においては、ナイフ形石器などの石器類は富士宮市埋蔵文化財センターで展示中であり移動が難しいため、p-XRFを持ち込んで分析し、そのほかの剥片類については、明治大学黒曜石研究センターに設置されたEDXRFで分析した。

# 第二章 縄文時代

## 第一節 縄文時代の概要

縄文時代は「水田稲作以前の、土器をもつ採集を中心とした時代」（土器が出現した段階を縄文時代草創期のはじめと考える場合）である。旧石器時代にはなかった「土器」の発明により、生活が大きく変化した。そのままでは食べられない植物を煮ることによって食用可能にして、栄養や健康面にも大きな影響を与えた。

さらに、気候の温暖化に伴い、植生も針葉樹林から、ブナ・ナラ・クリなどの落葉広葉樹林に変わり始め、ナウマンゾウが二万年前には絶滅したほか、オオツノジカなどの大型動物も絶滅し、狩りはシカやイノシシのほか、キツネやタヌキ、ウサギなどの中・小型動物が対象となった。動植物相の変化をうけて、植物質食糧や海産物など、さまざまな資源を利用するようになる。その結果、土器の普及や弓矢の使用が進められ、食糧を得る技術と、調理して保存する技術が向上することになる。そして生活に余裕が生まれ、人口の増加や定住生活もたらされることとなる。

縄文時代は一万年以上続いたが、出土する土器型式（土器の形）に基づいて、六時期（草創期・早期・前期・中期・後期・晩期）に区切られている。この年代区分は相対的（相対年代）であり、時間が均等には扱われていない。土器型式による時代区分である土器編年については、206ページにて解説する。具体的に〇〇年前という年代は、実年代と呼ばれ、この数字は放射性炭素年代を年輪年代と対比させた較正年代に基づいて表現されることが多い（本章第七節コ

ラム）。

今から約一万五八〇〇年前に、縄文時代が始まった。縄文時代最古の段階を縄文時代草創期と呼ぶ。土器成立期の系譜関係については、未だ明らかになっていないが、草創期の遺跡は九州薩南諸島から青森県まで広く分布している。この時期に縄文文化の基礎が形作られたと考えられる。今のところ、日本で最古の土器と判明しているものは青森県大平山元I遺跡出土の無文土器である。北部九州地域でも長崎県の福井洞穴や泉福寺洞穴など、同じ頃から土器の作成が始まっていたことが指摘されている。土器成立期段階では、集落の構造はまだまだ見えて来ず、草創期の終わりごろ、一万二五〇〇年前ごろになると集落が形成され、定住という生活形態が作られ始める。その段階の遺跡の一つが、富士宮市に位置する大鹿窪遺跡である。この時期はまだ人口密度が低く、遺跡の利用期間は短い断続的な利用が想定されている。全国的にみても遺跡数は非常に少ないものの、この時期から、土器分布の広がりや列島全域に広がっていく。

草創期に続く時期は早期と呼ばれ、安定した温暖な気候の完新世を迎え、遺跡数が徐々に増加していく。早期になっても遺跡の継続性は低いままだが、一つの集団の中でも他地域の型式の土器が入り混じった形で作られるようになり、人の流れが活発になっていっていることがうかがえる。

早期後半から前期にかけて、地球温暖化が進むことによって、縄

文海進と呼ばれる海面の上昇が見られるようになる。縄文海進によって、貝類の生息地や魚の獲れる入り江が広がり、漁場としての開拓が進むこととなる。早期後半から本格的に貝塚が形成され始め、前期になると、海岸部に集落が多く進出することとなる。

一方、九州では、約七三〇〇年前に薩摩半島の南方約六〇kmの海底にある鬼界カルデラの大爆発によって、全国的にこの火山灰（アカホヤ）が降下することになる。

漁獵文化が栄えると同時に、大形の環状集落が関東地方を中心として形成され始める。これらの多くは縄文海進によって形成された内湾に沿った台地上に形成されたが、沿岸部だけにとどまらず、内陸部にも形成される。各地で集落の規模が大きくなり、遺跡の継続性が認められるようになる。

中期になると関東・中部高地を中心に遺跡数が爆発的に増加し、各地で裝飾性の高い土器が作られはじめる。しかしながら、人口が増えることによって、食糧資源が枯渇し、他地域への人の流出による人口減少につながるようになる。

後期になると、裝飾性の高い土器は徐々に衰退を迎え、繊細な文様や調整を施した精製土器と比較的粗雑なつくりの粗製土器の分化が進んでくる。また、集落規模も徐々に縮小していき、晩期になると日本各地で集落の縮小、分散化といった傾向が顕著にみられるようになる。

後期・晩期になると、主に東日本において、祭祀に関わると考えられる特殊な遺物や遺構が増加してくる。このことから、一集落単位での生活が主体であった時期が終わり、複数の集落による共同体の形成が始まったことが分かる。

縄文時代には農耕は存在しないとされるが、芋掘り用の道具として使われていたと考えられる石器（打製石斧）の出土や植物の圧痕

が残る土器などから、縄文時代における植物栽培も明らかになってきている。ダイズ属・アズキ亜属・シソ属・エゴマは、縄文時代のほぼ全時期を通して圧痕が確認されている。さらに、縄文人によく食されていたクリの木も、管理栽培されていた可能性が指摘されている。縄文時代における植物栽培は、鳥浜貝塚（福井県若狭町）の発掘事例から古くは早期までさかのぼる可能性がある。しかしながら、縄文人の生活を支える程度にまでは至らなかったことが、弥生時代の農耕との大きな違いと考えられている。

晩期になると、縄文土器の器形にも変化が訪れ、壺や高坏といった形の土器も作られるようになり、食生活が多様化したことがわかる。そして、北部九州から伝わった大陸文化によって次第に水田稲作が始まり、弥生時代が幕を開けることとなる。

次節からは各時代の静岡県域と富士宮市域における特質を紹介する。

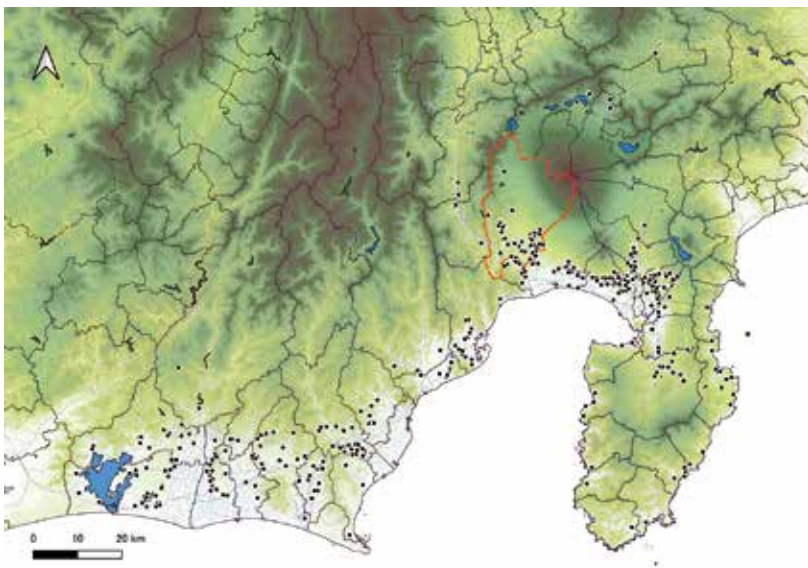


図 2-1 縄文遺跡分布図

## 第二節 静岡県と富士宮市の縄文時代

### 静岡県内の縄文遺跡 (図 2-1)

草創期の遺跡に関しては、東部地域の富士宮市・沼津市・長泉町・三島市・裾野市・函南町・伊豆の国市でみられ、中部域では島田市でのみ見つかった。分布の傾向は、丘陵や山の裾野部分に位置するものが多い。愛鷹山周辺には後期旧石器時代の遺跡も多く見つかっており、前時代からの継続性もうかがえる。

早期になると、県内全域で遺跡の分布がみられるようになる。早期前半の撚糸文土器よりいともんから押型文土器おしがたもんの時期は、東部域に遺跡が多く分布し、県西部でも少量の押型文土器とそれに伴う撚糸文土器が見つかった。早期後半の条痕文系じょうこんもんの土器を伴う遺跡は、東部域の特に愛鷹山の裾野部分に集中して分布がみられる。

前期も早期の遺跡分布と状況はあまり変わらず、県東部に分布が集中し、西部の丘陵沿いにも遺跡が点在する。前期前葉から中葉までは関東系の土器の出土が多くみられるが、前期末ごろになると関西系の土器がこれに多く混じるようになってくる。西日本との交流がこのころから活発になってくる。

中期になると県内全域で遺跡数が急増する。これまで遺跡が分布していたエリアに加えて、その周辺地域にも遺跡が分布するようになる。分布の集中箇所は、やはり東部地域と西部の天竜川周辺になる。特に西部地域では中期初頭の東海系の土器が多く出土する。東部地域では信州系の土器が多くみられることから、交流のルートが異なっていた可能性がある。

後期になると、徐々に県内の遺跡分布に変化が生まれてくる。後期後半になると東部地域では遺跡数が減少し、逆に西部地域では遺跡数が増加してくる。特に、県西部では浜松市の蜷塚遺跡ヒナづかや磐田市



BP: 1950年を起点として何年前かを示す。暦年代については、小林謙一2017『縄文時代の実年代』同成社に準拠

の西貝塚・見性寺貝塚、袋井市の大畑貝塚をはじめとした貝塚が形成され始める。

晩期になると、県東部に多く分布していた遺跡がほとんど見られなくなり、県西部や中部に集中して見られるようになる。遺跡の分布から、標高の高い場所から低い場所へ居住域を移していったものと考えられる。西部地域で出土している蜆塚B式と呼ばれる土器群の文様構成や胎土から、時代が徐々に弥生時代へ移り変わっていく様相がうかがえる。

以上が静岡県内の縄文時代の様相である。これを踏まえて富士宮市の遺跡分布の傾向を見ていく。

### 富士宮市内の縄文遺跡

市内にも、数多くの縄文遺跡が分布しており、縄文時代中期後半から後期後葉までの遺跡が大半を占めている。

富士宮市は富士山西南麓に位置するため、縄文時代にも富士山の噴火活動の影響を少なからず受けているが、偏西風によって火山噴出物の多くは富士山東部地域に主に降り注ぐため、富士山の麓に位置するにもかかわらず、火山灰の堆積は実はそれほど厚くない。また、市内において縄文文化が栄える以前は、富士山の溶岩流が広い範囲で流れ込んできているが、縄文文化開始後には溶岩流による被害はあまり受けていない。富士山が間近にある立地にもかかわらず、富士山の噴火活動による影響が少ないことが、この地域で縄文文化が栄えた要因の一つなのかもしれない。

富士宮市では、主に富士川・潤井川・芝川流域に遺跡分布がみられ、中部高地や関東地域の影響を受けた土器が出土していることや、伊豆神津島産や長野産の黒曜石製石器が出土していることから、河川を利用した他地域との交流も考えられる。

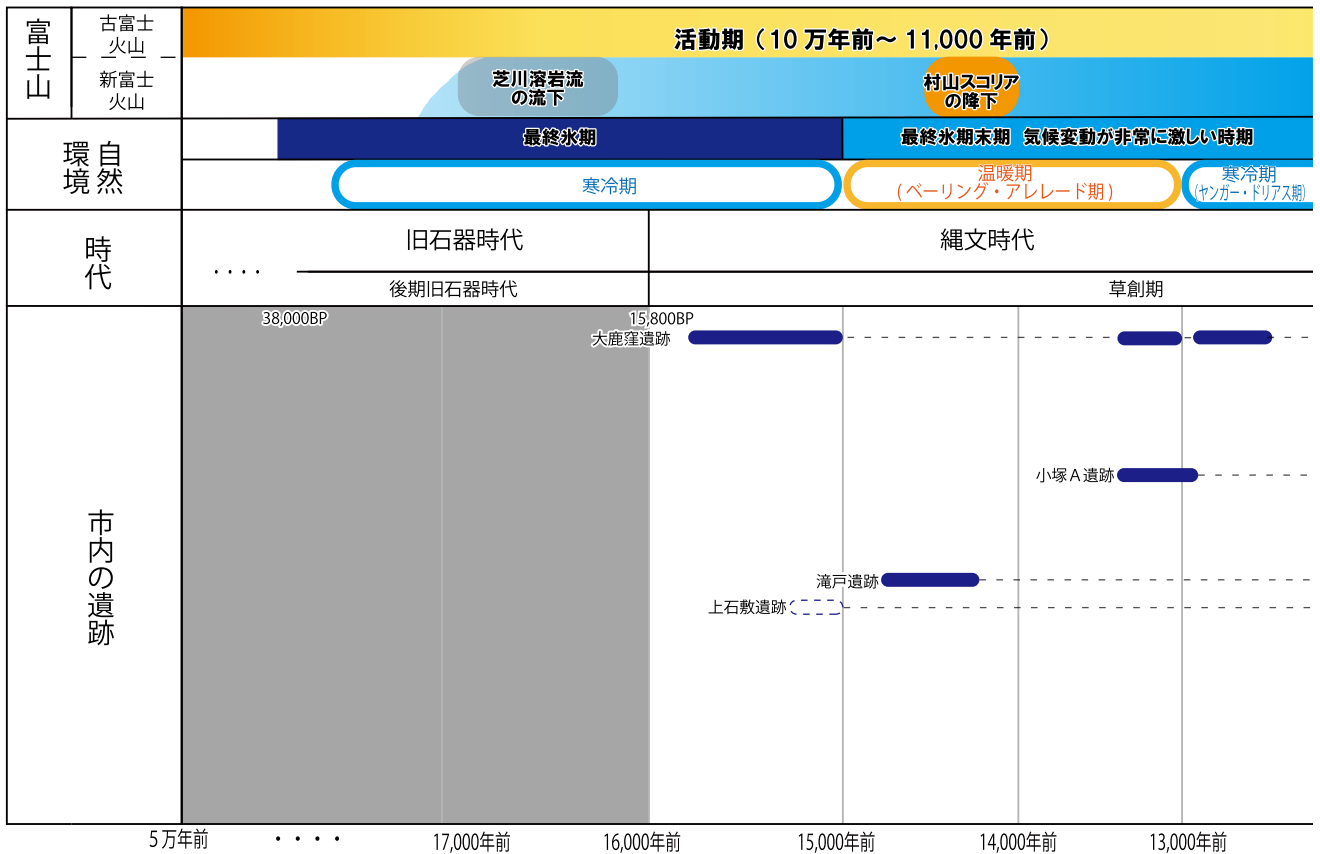


図 2-2 富士宮市の主要縄文遺跡

### 第三節 富士宮市の縄文時代草創期

縄文時代の始まりである草創期には、古富士火山と新富士火山が同時に存在していたとされる。縄文時代草創期のはじめには、新富士火山が噴火しており、市内広域から富士山の火山噴出物が見つかっている。

草創期初期段階（一万五〇〇〇～一万三〇〇〇年前）は晩水期温暖期（ベーリング・アレレード期）にあたる。地球規模に気候が温暖になるこの頃には、日本列島全体で遺跡数が増加していく。地域差はあるものの、九州薩南諸島から青森まで、遺跡の分布がみられる。温暖化によって果実や木の実などの植物質食料を安定して得ることができるようになり、人々は次第に同じ場所に留まって生活をするようになるのである。

草創期後半段階（一万三〇〇〇～一万一七〇〇年前ごろ）は、これまでの温暖だった気候が一気に寒冷になった（ヤンガー・ドリラス期）。そのため、気候変動による災害が各所で起き、日本全体で遺跡数が激減する。やがて氷期が終わり、早期（一万一五〇〇年前ごろ）に入ると気候変動の少ない温暖な気候になり、安定した生活を送ることができるようになることで、生活構造が確立していくのである。

草創期は縄文時代のほかのどの時期にもみられないような大きな環境変化があった時期であり、人々は非常に厳しい環境の



写真 2-1 大鹿窪遺跡遠景

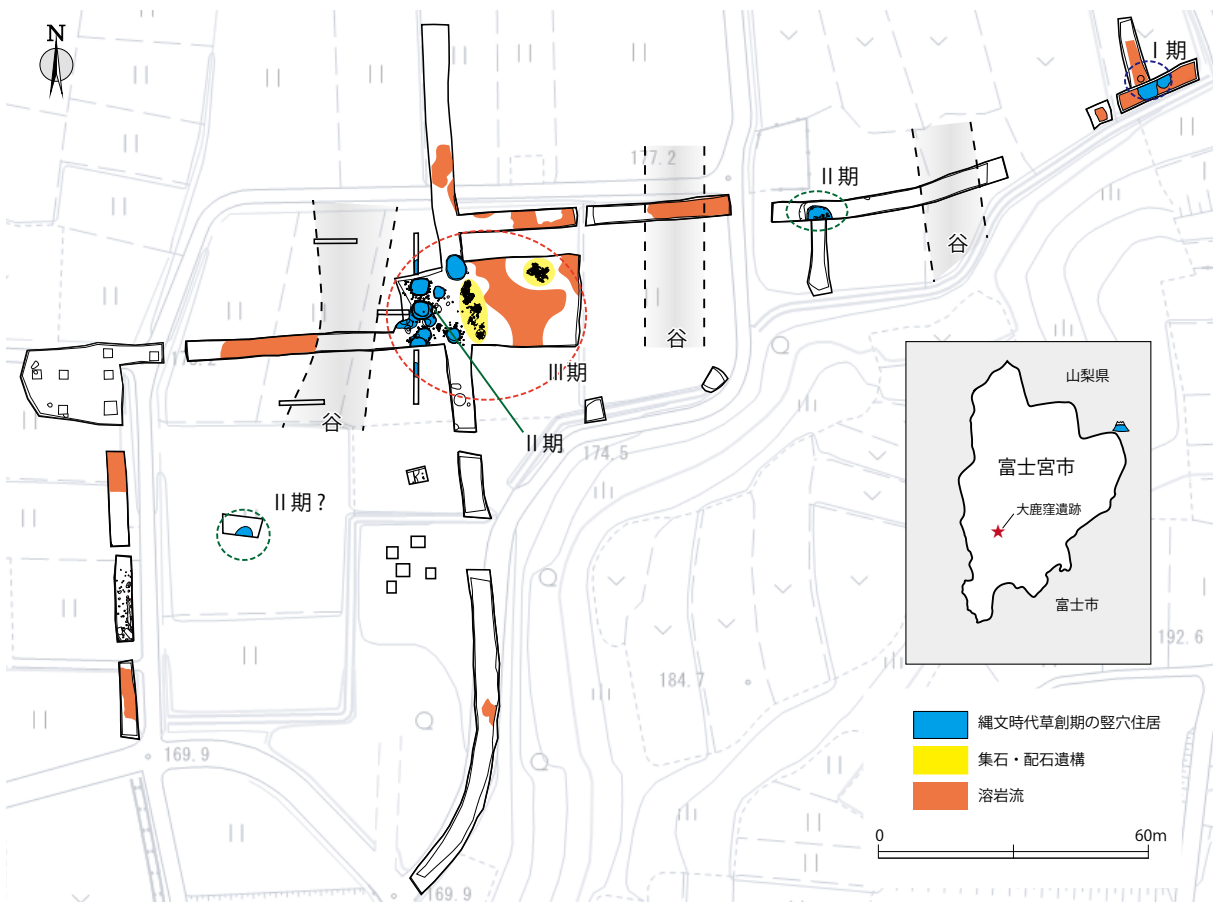


図 2-3 大鹿窪遺跡調査区全体

中で安定した生活を模索していた。その中で、複数の住居と集石・配石などの構造物が配置された「集落」を形成した大鹿窪遺跡は、ほかに先駆けて安定した生活をはじめた遺跡と考えられている。

大鹿窪遺跡は、市内大鹿窪に所在する、縄文時代草創期～早期の集落遺跡である。ほ場整備事業に伴って、平成一三年（二〇〇一）緊急発掘調査が行われた。発掘当時は、記録保存を行った後、遺跡は壊される予定だったが、その重要性から遺跡は地中保護されることになった。

その後、縄文時代初期の定住開始段階における集落構造を知ろうえで非常に貴重な遺跡であるとして、平成二〇年（二〇〇八）三月、国史跡に指定された。

大鹿窪遺跡から見つかった遺構について、縄文時代草創期と考えられるものは、竪穴住居一五基・竪穴状遺構二基・炉穴二基・集石遺構一四基・配石遺構八基・土坑九基（令和三年（二〇二一）三月時点）が検出されている。

これらの草創期の遺構は三つの時期に分けることができる。

- ①縄文時代草創期の最古段階に位置すると考えられ、土器を伴わず槍先型尖頭器やりさきかたせんとうきが出土する段階（Ⅰ期）。
- ②縄文時代草創期中葉の隆線文土器りゅうせんもんおよび微隆起線文土器びりゅうきせんもんが出土する段階（Ⅱ期）。
- ③縄文時代草創期の集落が形成される段階であり、押圧縄文土器おうえつじょうもんや薄手爪形文土器うすでつめがたもん、石鏃せきさくなどが多く出土する段階（Ⅲ期）。

Ⅲ期の集落跡から見つかった竪穴住居跡群は馬蹄形ばていけいに配されており、その中の広場から土坑、集石・配石遺構が見つかっている。遺構から出土した土器の多くが押圧縄文土器であり、この形の土器が

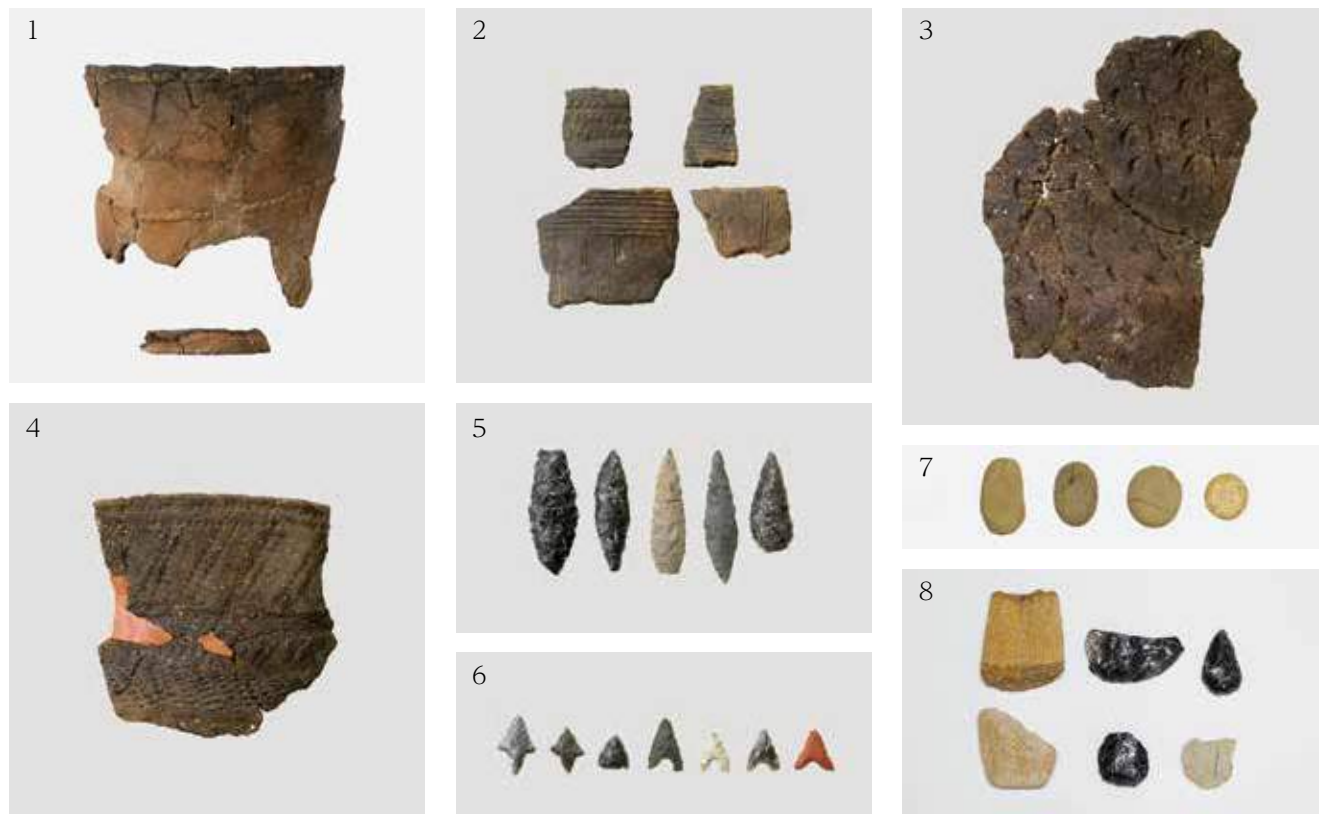


写真 2-2 大鹿窪遺跡出土遺物

- 1 隆線文土器 2 微隆起線文土器 3 爪形文土器 4 押圧縄文土器 5 槍先型尖頭器 6 有舌尖頭器・石鏃
- 7 磨石・敲石類 8 矢柄研磨器・スクレーパー

使用された時に集落が営まれたと考えられている。

集落跡は、東側を富士山の溶岩流に、東西を谷状地形に挟まれているため、非常に狭い範囲で居住が繰り返されていたと考えられる。また、大鹿窪遺跡の集落に人が住んでいた時は、現在の新富士火山ができたばかりの頃で、遺跡からは古富士火山がまだ見える状態だったことが推測される。

大鹿窪遺跡の集落のすぐ東側には、新富士火山由来の溶岩流（芝川溶岩流）が広がっている。この溶岩流は集落がつくられるよりも前の約一万七〇〇〇年前に流れ込んだもので、集石遺構や配石遺構はこの溶岩の礫（れき）を利用して構築されている。さらに、遺跡の地形は、基盤にある溶岩の空洞が崩落したことによって形成され、この窪んだ地形を活かして集落にしていることがわかっている。近年の研究によって、大鹿窪遺跡が使われていた直前にも、富士山の噴火があった可能性が指摘されている。富士山から飛来したテフラ（火山噴出物）が、生活していた当時の床面の土から見つかっている。このテフラについては、村山スコリアと呼ばれ、約一万四〇〇〇年前〜一万三五〇〇年前に村山付近の噴火によって厚く積もった噴出物で、芝川溶岩流の時代かつ、集落形成以前に降下したものと考えられている。

また、草創期の人々が食糧としていたものについて、狩猟された動物や採取された植物が考えられるが、大鹿窪遺跡からは草創期後葉の年代が測定されたオニグルミが検出されており、この時期の食性の一端を示している可能性がある。

大鹿窪遺跡から出土した縄文時代草創期の土器としては、隆線文土器・微隆起線文土器・厚手爪形文土器・薄手爪形文土器・押圧縄文土器などがある（写真2-2）。

微隆起線文土器は、調査区東側（3-3E区）のみで出土し、隆



写真 2-4 小塚 A 遺跡出土尖頭器



写真 2-5 小塚 A 遺跡出土隆線文土器



写真 2-3 滝戸遺跡出土遺物

裏

- 1 隆線文土器・微隆起線文土器・捺糸文土器  
2 有舌尖頭器 3 スクレーパー類

線文土器は主として、調査区中央（3-1区）から出土している。微隆起線文土器は関東からの影響を示し、隆線文土器は南九州からの影響を示すものであるため、大鹿窪遺跡は東西の文化を併せ持つ遺跡であった可能性が考えられる。

市内には、ほかにも大鹿窪遺跡Ⅱ期と同様の遺物が、滝戸遺跡と小塚A遺跡で確認されている。

令和三年度に市内野中に位置する滝戸遺跡で行われた発掘調査では、大鹿窪遺跡でも確認された村山スコリア層の直上から草創期の遺物が出土している。大鹿窪遺跡で出土したものよりもやや古手の隆線文土器と微隆起線文土器が、ラウンドスクレーパーや有舌尖頭器と共に出土している（写真2-3）。

なお、大鹿窪遺跡と同じ芝川流域の遺跡である小塚A遺跡からも隆線文土器が出土している。大鹿窪遺跡から出土したものと比較すると隆線が細く、薄手の作りであり、胎土には黒雲母が大量に含まれることから隆線文土器の中でも新しいものと考えられる（写真2-5）。

大鹿窪遺跡Ⅱ期には、羽鮒丘陵の南端を回って芝川沿いの大鹿窪遺跡と小塚A遺跡までの人の移動が見えてくる（図2-4）。

大鹿窪遺跡から最も多く出土している押圧縄文土器は、沼津市の葛原第Ⅳ遺跡で確認されている葛原沢2式土器や、長野県木曾郡上松町のお宮の森裏遺跡出土の押圧縄文土器と類似した施文方法を用いており、近い時期に作られたものと考えられる。これらの遺跡に後続する遺跡としては、伊豆の国市の仲道A遺跡があげられる。しかしながら、仲道A遺跡から出土した押圧縄文土器は平底で、原体の半置反転施文や回転による施文が多い。したがって、異なった地域の影響を受けていることが想定され、その候補として群馬県の西鹿田中島遺跡の押圧縄文土器の系統をひいているものと考えられる。



写真 2-6 小松原A遺跡調査風景

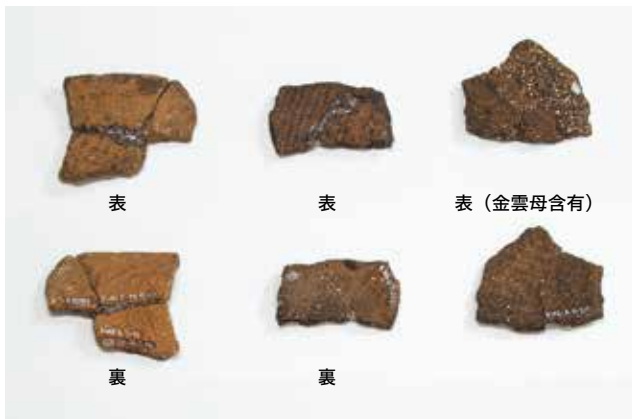
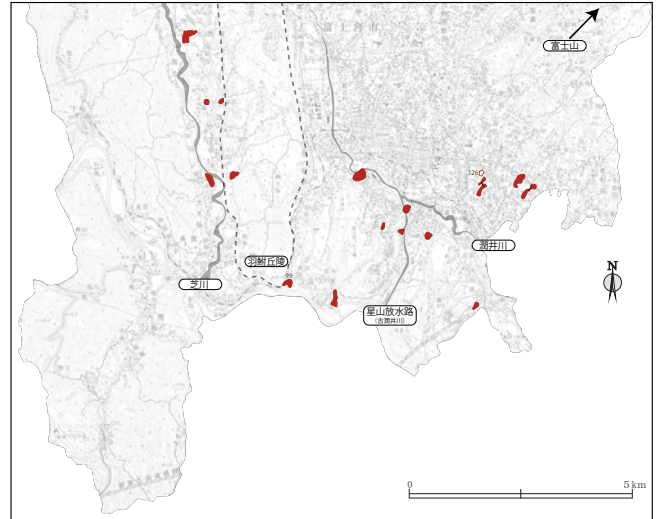


写真 2-7 小松原A遺跡出土表裏縄文土器



遺跡番号	遺跡名	時期			
		後期旧石器	草創期	早期	
194	下高原遺跡				
224	小塚A遺跡				
108	滝戸遺跡				
213	大鹿窪遺跡				
218	山崎遺跡				
219	小森遺跡				
227	向谷戸遺跡				
106	南部谷戸遺跡				
107	月の輪平遺跡				
126	上石敷遺跡				
99	小松原A遺跡				
9	若宮遺跡				
11	代官屋敷遺跡				
25	石敷遺跡				
95	沼久保坂上遺跡				
113	奥山地遺跡				
128	黒田向林遺跡				

図 2-4 草創期～早期遺跡分布

遺物・遺構の多い時期は色を濃く示している。

静岡県周辺では、押圧縄文土器が出土した遺跡数自体は少ないものの、長野県から静岡県東部地域までの南北のつながりが見えてくる。さらに、大鹿窪遺跡からは土器とともに石鏃・尖頭器・磨石・<sup>なまきいし</sup> 敲石など大量の石器も出土しており、狩猟と植物資源の採集を主に行っていたことがうかがえる。この時期に特徴的な槍先型尖頭器や有溝砥石<sup>ゆづりいし</sup>、ラウンドスクレーパーや有舌尖頭器も確認されている（写真2-2）。黒曜石製の石器も多く出土しており、神津島産（伊豆諸島）や柏峠産（伊東市）、信州産のものを使用しており、当時の物流ネットワークをうかがい知ることができる。

押圧縄文土器に続く表裏縄文土器は、大鹿窪遺跡からはほとんど出土しておらず、一点のみが確認されている。表裏縄文土器が多く出土している遺跡としては、小松原A遺跡（写真2-6・7）や若宮遺跡（図2-5）があげられる。

縄文時代草創期から早期に近づくにつれ、遺跡の分布が市内西部から市内南東部に移っていく。その中継地点である小松原A遺跡も富士宮の歴史を理解する上で非常に重要な遺跡である。

小松原A遺跡は、縄文草創期末から早期の遺跡で、J・R身延線沼久保駅の南の小松原台地の浅い谷に土器片が流れ込んでいる状況が確認された。土器片は縄文草創期末期の表裏縄文土器と早期の撚糸文土器、条痕文土器などである。表裏縄文土器は、土器の表裏に縄文が施され、大鹿窪遺跡の押圧縄文土器と同様に、胎土に黒雲母が多く含まれる特徴を持つ。表裏縄文土器は小泉の若宮遺跡から出土する最も古い土器型式で、小松原A遺跡のものよりやや新しい印象を受ける。縄文時代草創期から早期にかけて、当時の人々は、大鹿窪遺跡から羽耐丘陵の先端を回って富士山側に生活拠点を広げていったと考えられるのである。

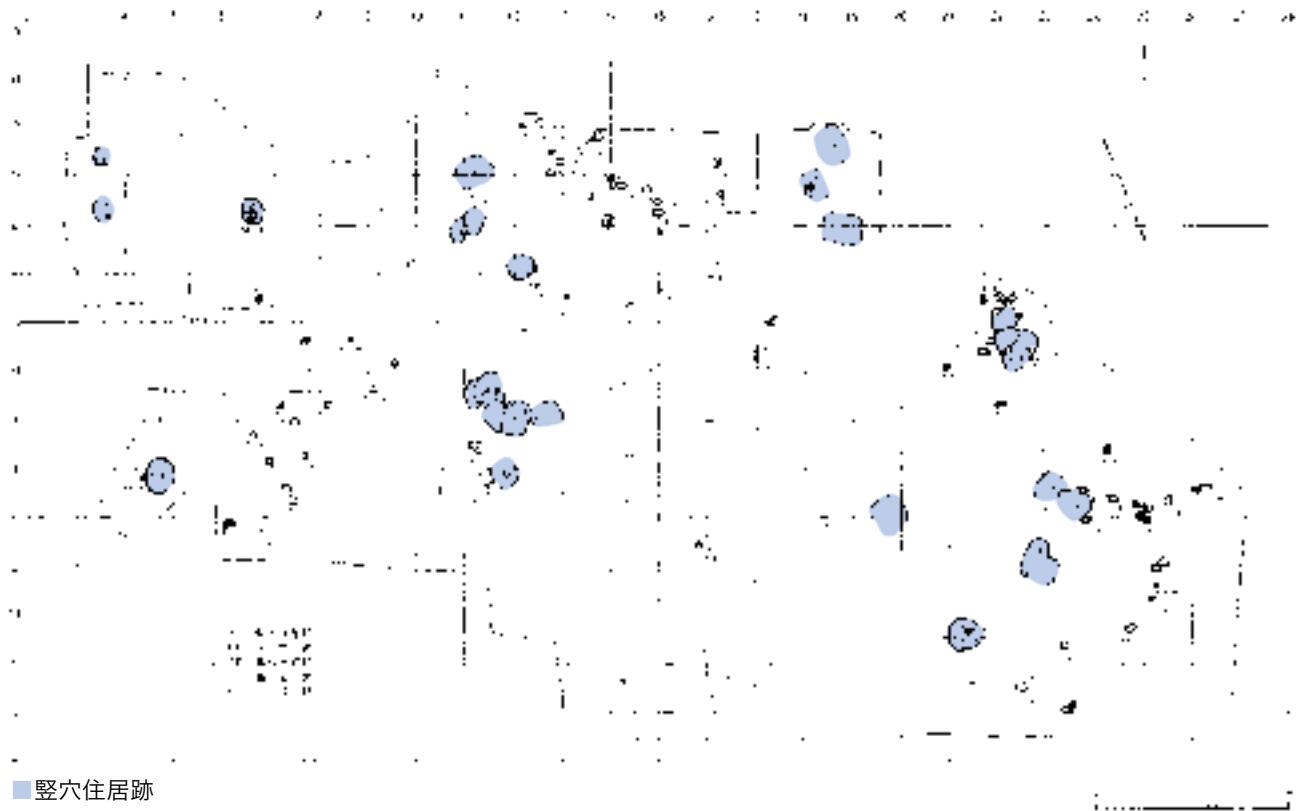


図 2-5 若宮遺跡遺構全体図

## 第四節 富士宮市の縄文時代早期

縄文時代早期は、今から一万一五〇〇年前から七〇〇〇年前にあたる。気候が急激に暖かくなったため、海面が上昇し、地形や自然環境が大きく変わる時期である。新しい自然環境における動植物を食糧として活かし、より本格的な定住生活が始まる。

富士山周辺地域においても古富士火山の活動期が終了し、新富士火山の活動も比較的穏やかになっていくため、市内の遺跡数も徐々に増えていく。

市内で確認されている早期最古の土器は、滝戸遺跡出土の擦糸文土器の井草Ⅰ式土器である。黒雲母を多量に含み、口縁部はやや外湾する。富士宮市内から出土する擦糸文土器は、黒雲母を含む土器と、若宮遺跡で特徴的な軽しような胎土（火山灰質で容積重が小さい土）の二種類が確認されており、軽しような胎土の擦糸文土器の方が新手と考えられる。

若宮遺跡は、小泉若宮に位置する小高い丘陵から南向きの斜面一帯に広がる早期の大規模集落遺跡である。東西一二〇m、南北五〇mの範囲に竪穴住居跡二八棟・炉穴跡六〇基・集石土坑跡一三基などが発見され、発見当時は全国クラスの早期遺跡として注目された（図2-5、写真2-8）。発掘調査の結果、径二〜三mの小形の住居内に炉は築かれず、野外炉として炉穴や集石土坑、集石などで調理を行う早期集落の生活の様子が明らかになった。住居外に炉を持ち、寝床と調理場を分ける空間利用については、石敷遺跡や代官屋敷遺跡でも確認されている。

遺物は草創期末の表裏縄文土器から早期の擦糸文土器、格子目・山形・楕円などの押型文土器（写真2-9）や無文土器などの土器片、およそ一万五〇〇〇点が出土し、その出土量もさることながら、関



写真 2-10 石敷遺跡竪穴住居跡



写真 2-8 若宮遺跡調査区全景



写真 2-11 石敷遺跡出土土器（相木式）



写真 2-9 若宮遺跡出土土器（押型文土器）

東系の撚糸文文化圏と中部系の押型文文化圏が重なり合った特徴的な遺跡として位置付けられている。

また、石器は有舌尖頭器、石鏃の狩猟器、石皿・磨石・凹石などの調理具、石斧・石匙・石錐などの工具が二七一五点出土し、この時期に縄文時代の石器の器種が確立されたことがうかがえる。中でも、出土した石器のうち八〇%を占めた石鏃の出土は、狩猟の方法が槍から弓矢に変化したことを物語っている。

縄文時代早期の人々の生活では、石器加工の場所と居住空間を分けていた可能性も考えられており、市内の事例としては、黒田向林遺跡があげられる。

黒田向林遺跡は、富士宮ゴルフクラブ（野中）東側の小高い丘陵の狭い東向き斜面に築かれた早期の遺跡である。狭い範囲に一〜二mほどの土坑跡三基と小礫の散布が発見された（図2-6）。調査区は四〇〇m<sup>2</sup>を対象としていたが、面積の割に多くの土器片や石器が出土した。特に一六四点の石鏃や敲石の存在から、石鏃の製作跡であったと考えられている。押型文土器期の後半に出現する大きな楕円文や、裏面に螺旋状の凹みを特徴とする高山寺式土器（写真2-12）の大型土器片も見つかっている。

高山寺式土器が作られる頃には市内の遺跡数は急激に増加して、黒田向林遺跡・若宮遺跡に加えて、小塚A遺跡・代官屋敷遺跡・石敷遺跡などがあげられる。撚糸文土器と高山寺式土器が並行していたことにより、撚糸文土器の器厚が非常に厚くなり、内面に凹線が施されるものが確認できるようになる。

押型文土器の後に出現する条痕文系土器は、石敷遺跡・代官屋敷遺跡・小塚A遺跡・大鹿窪遺跡などで見つかっており、前時期から継続している遺跡が多く見られる。このような傾向は県東部域で顕著であり、関東域からの人の流入が考えられる。



写真 2-12  
黒田向林遺跡出土土器（高山寺式）

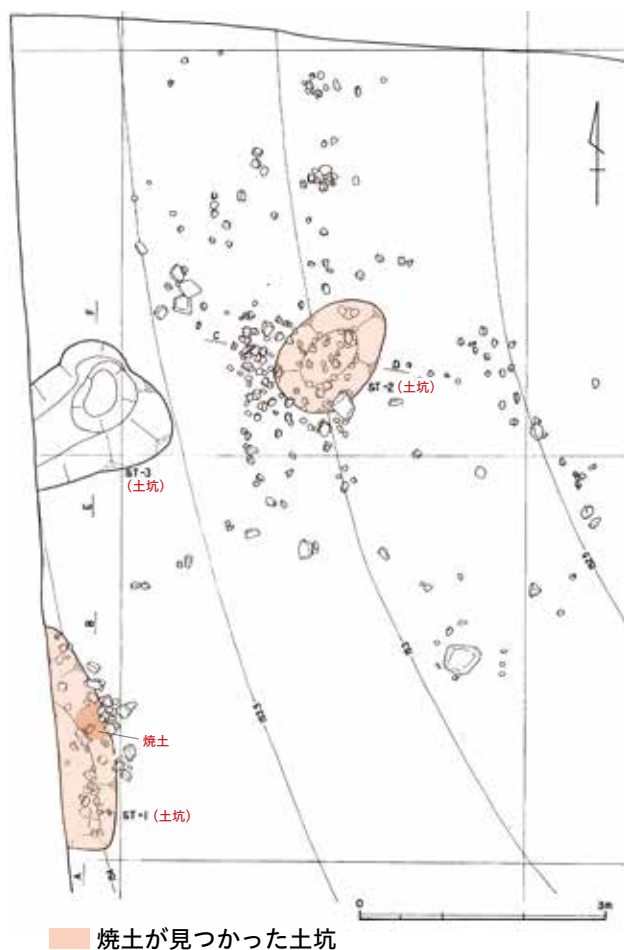


図 2-6 黒田向林遺跡平面図

## 第五節 富士宮市の縄文時代前期

縄文時代前期は、今から七〇〇〇年前から五五〇〇年前にあたる。縄文時代早期末から続く縄文海進の影響により、遺跡の高地化が進むこととなる。前期になると、土器の文様が次第に装飾的になっていき、徐々に生活が豊かになり、余裕が生まれてきたことがうかがえる。また、縄文時代前期の遺構や遺物を持つ遺跡は、前後の時代に継続性を持つ遺跡が多く見られる。

市内で出土している前期最初の土器型式である木島式土器は、大鹿窪遺跡や滝戸遺跡、大中里坂下遺跡などから小破片が見つかったりだけで、この土器期の遺跡の有無は明確にはなっていない。これに続く清水ノ上Ⅱ式土器については、箕輪B遺跡から見つかっている（写真2-13、15）。箕輪遺跡は大岩明倫保育園（大岩）北側の山裾に広がり、中央の小川を挟んで西側をA遺跡、東側をB遺跡としている。発掘調査に伴って、箕輪B遺跡からは、早期前半の集石土坑二基と炉穴一基、前期の清水ノ上Ⅱ式を伴う竪穴住居が一基見つかっている。前期の前葉から中葉までの遺物を伴う遺跡は急激に減少することとなる。

市内の前期の遺跡は、前期末の諸磯b式が出現する頃から遺跡数が増えてくる。代表的な遺跡としては小塚A遺跡や代官屋敷遺跡があげられる。

小塚A遺跡は、羽鮒丘陵の西側斜面の平地に旧石器時代から縄文草創期・早期・前期にわたって営まれた芝川地区を代表する遺跡である。

前期の遺構としては、二棟の竪穴住居跡や陥し穴跡・土坑跡が発見された（図2-7、写真2-16・17）。竪穴住居跡は径四、五mのほぼ円形で、第二号住居跡の床面からは蠟石で作られた耳飾りであ



写真 2-13 箕輪 B 遺跡発掘調査全景



写真 2-15 箕輪 B 遺跡土器出土状況



写真 2-14  
箕輪 B 遺跡出土土器（清水ノ上Ⅱ式）

る珠状耳飾（写真2-18）が見つかっている。縄文前期の諸磯式土器の出土量は市内の同時期の遺跡の中で最多である。また、関西系の土器型式である北白川下層式土器（写真2-19）の出土も見られることから、広いネットワークを持ち始めたことをうかがい知ることができる。土器の胎土から、交流を始めたばかりの北白川下層Ⅱb式の頃は搬入品と考えられるものが目立つが、Ⅱc式の頃には在地化し始めていることがうかがえる。このことから、関西との交流も確たるものになってきたことがわかる。

代官屋敷遺跡は、西富士道路の出入口付近（小泉）の小高い丘陵に広がる縄文早期・前期の遺跡である。遺跡からは、諸磯b式土器を伴う前期の方形の住居が一棟見つかっている。方形の住居は前期後半に特徴的な住居形態で、関東からの影響が当時の富士宮にも及んでいたことがわかる。それだけでなく、小塚A遺跡同様、関西系の土器の出土もみられることから、東西に広い範囲で交流を行っていたことがわかる。また、ほかにも中期初頭の五領ヶ台式土器を伴った竖穴住居跡も見つかっている。

小塚A遺跡・代官屋敷遺跡では中期初頭の遺物量は少なくなり、それ以降の利用は見られなくなる。環境により適した場所に人々が移動していったものと考えられる。



写真 2-19  
小塚A遺跡出土土器  
(諸磯式・北白川下層式)



写真 2-18  
小塚A遺跡出土珠状  
耳飾

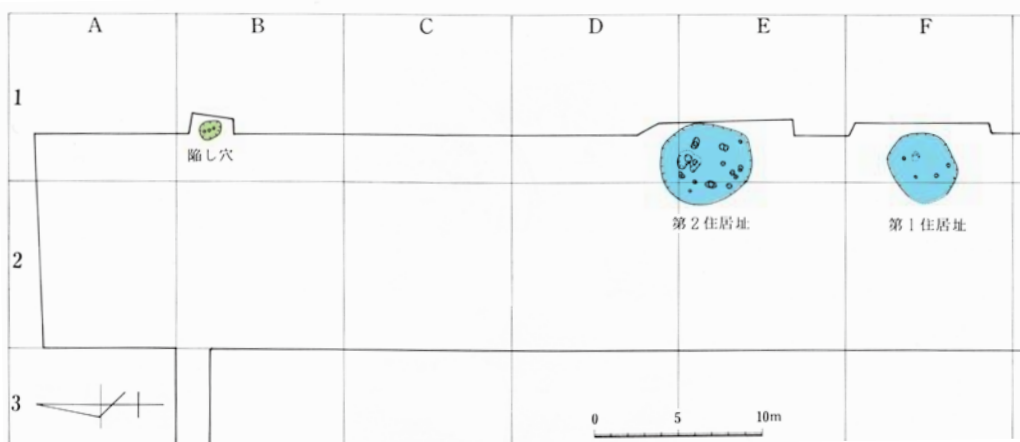


図 2-7 小塚A遺跡1区平面図 ■ 竖穴住居跡 ■ 陥し穴



写真 2-17 小塚A遺跡竖穴住居



写真 2-16 小塚A遺跡調査区遠景

## 第六節 富士宮市の縄文時代中期・後期

縄文時代中期は、今から五五〇〇年前から四五〇〇年前にあたる。多数の住居で構成される大規模集落が作られるようになり、人口が最も多くなった時期である。非常に装飾性の高い土器が多く作られ、縄文文化の最盛期と考えられる。

富士宮市には中部高地の文化が流入してくる時期である。中期後葉になると、富士山の側火山の活動が活発になり、火山活動の影響により、市内の集落遺跡（住居跡）数が減少していく。富士山の火山噴火による影響で、集落から祭祀への土地利用の転換がみえてくる。この傾向を示す遺跡としては、千居遺跡が顕著である。ほかにも、滝ノ上遺跡や滝ノ上遺跡などでも同様の様相が見られる。

縄文時代後期は、今から四五〇〇年～三二〇〇年前にあたる。四三〇〇年前の後期初頭に、気候的に冷涼となる時期があり、これによって中期までの集落の在り方や墓の在り方、社会構造や精神文化などが変化を起こした。後期後半には、北海道や東北地方北部などで、副葬品をたくさん持つような特別な墓が作られるなど、従来のイメージにあるような単純な平等社会とは異なる状況が見えるようになる。

縄文時代中期～後期の主な遺跡としては、箕輪A遺跡・上石敷遺跡・上谷戸遺跡・大中里坂下遺跡・滝ノ上遺跡・滝ノ上遺跡・千居遺跡、南原遺跡・柚野辻遺跡があげられる。

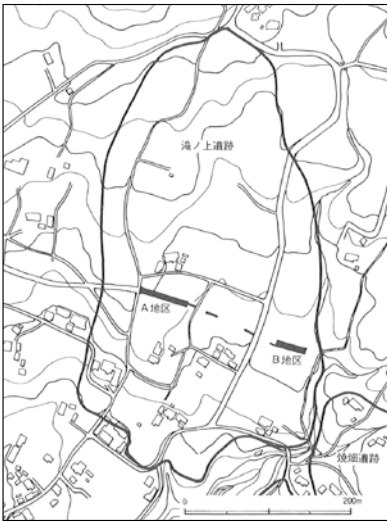


図 2-8 滝ノ上遺跡位置図

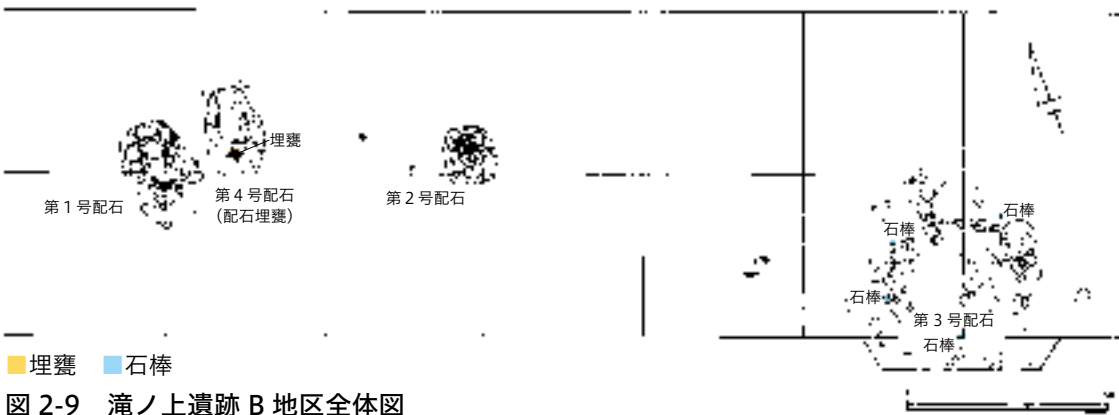


図 2-9 滝ノ上遺跡 B 地区全体図



写真 2-22 滝ノ上遺跡出土土器  
(曾利式・加曾利 E 式)



写真 2-21 上谷戸遺跡出土土器  
(井戸尻式)



写真 2-20 上石敷遺跡出土土器  
(どぐう)

後期になると、富士山の火山噴出物（曾利そりのスコリア）が富士山南東に降り注ぎ、曾利式期の噴火活動から逃れた集団が富士山西南麓に移動する。その結果、堀之内式期ほりのうちしきにかけて新たな活動が見られるが、立地は限定的で後期中葉にかけて文化は衰退を始める。

上石敷遺跡は、元富士根南公民館（小泉）の南側の緩やかな斜面に縄文から弥生・古墳・古代と続く複合遺跡である。縄文早期の集石土坑跡三基の上層に、中期の集石跡三基と集石土坑跡三基が築かれていた。集石跡は五〜六mの範囲に礫れきが散布した状態で広がっており、そのうちの一基には人為的に壊された土偶どぐう（写真2-20）が据えられていた。また、集石土坑跡は焼土が積まれたり、大きな扁平石を蓋ふたにしたりなど、明らかに祭祀的構造が感じられるものである。そこから北に二〇mほど離れて、径四m程の円形竪穴住居跡が見つかっている。五本の柱穴と中央には中期初頭の五領ケ台式土器の胴部が埋設炉まいせつろの炉体として据えられていた。

上谷戸遺跡は、富士養鱒場内（猪之頭いのむち）を水源とする芝川の右岸から西へ広がる縄文中期の遺跡である。水源に近い平地から中期前半の井戸尻式土器（勝坂式）一個体が、焼土の中に割れた状態で出土した（写真2-21）。この土器は四個の大きな把手とってが特徴で、最初に発見された遺跡から「多喜窪重文タイプ」と称されており、関東西部から甲府盆地を主体にして分布している。遺跡は芝川沿いに、南原遺跡・柚野辻遺跡・千居遺跡と点在する遺跡群の北端にあたり、関東や中部山岳への文化交流の通過点だった遺跡と考えられる。ほかに人体を模した把手も出土している。

滝ノ上遺跡は、旧杉田ゴルフクラブ（杉田）の南側一帯に広がる縄文中期（四五〇〇年前ごろ）を中心とした遺跡である（図2-18・9、写真2-22〜24）。丘陵の上下に配石跡が見られ、丘陵の上には中期前半の配石跡三基が築かれていた。丘陵の下の平地には中期



写真 2-25 滝戸遺跡出土土器  
（左：曾利式、右：堀之内式）



写真 2-23 滝ノ上遺跡配石埋甕（曾利式）



写真 2-26 滝戸遺跡出土埋甕（曾利式）検出状況



写真 2-24 滝ノ上遺跡 B-3 配石遺構

後半の配石跡四基が築かれていたが、その内の三基は土墳墓<sup>どこうぼ</sup>であった。三mほどの長円形の穴が掘られて、その上に人頭大の礫を積み、また、半分に分かれた土器を覆い被せたものも見つかっている。さらに、径5mほどの環状に築かれた配石の四隅には割れた石棒<sup>せきぼう</sup>が置かれ、火を焚いた跡も見つかっている。非常に祭祀的な遺跡と言えるだろう。

滝戸遺跡は、市立富士宮第三中学校（野中）の校庭を中心に潤井川まで広がる大遺跡で、縄文・弥生・古墳時代にまたがる複合遺跡である。遺跡発見は、昭和初年前後の岳南考古学会の遺跡踏査によるものと伝えられている。

縄文時代では前期から遺物量が増えて、中期の後半、曾利期に大いに栄える遺跡である。石囲い炉を中心に据えた竪穴住居跡四棟が円形に並び、その上層に径一五mほどの円形配石跡が築かれていた（図2-10、写真2-25・26）。そのなかに四〜五mの小配石が配置され、埋甕<sup>うめがめ</sup>や土壇<sup>どこう</sup>、焼土が発見された。配石跡は北へ二〇〇mほど向かった潤井川のほとりまで及んでおり、遺跡の全面にいくつかの配石が築かれていたと考えられる。曾利期の住居廃絶と配石の構築は、富士山麓一円に共通するあり方で、近年では富士山の噴火との関連もうかがわれている。その後、後期前半の堀之内式期に再度、大規模な配石跡が築かれている。中期の配石が面的に広がっていたのに対して、土壇を覆うように礫を積み重ねて塚のような配石への変化が見られる。

千居遺跡は、縄文中期後半に営まれた遺跡である（図2-11、写真2-27・28）。大石寺<sup>たいせきじ</sup>（上条）の北側の緩やかな丘陵の上に、二〇数棟の竪穴住居跡が重なって発見された。竪穴住居跡は径五〜六mの円形で、直径四〇m程の広場を中心にして馬蹄形<sup>ばていけい</sup>に築かれていた。住居の重なりからごく短い間に二度の建て替えがあり、広場を中心に



写真 2-27 千居遺跡出土土器（曾利式）



図 2-11 千居遺跡平面図

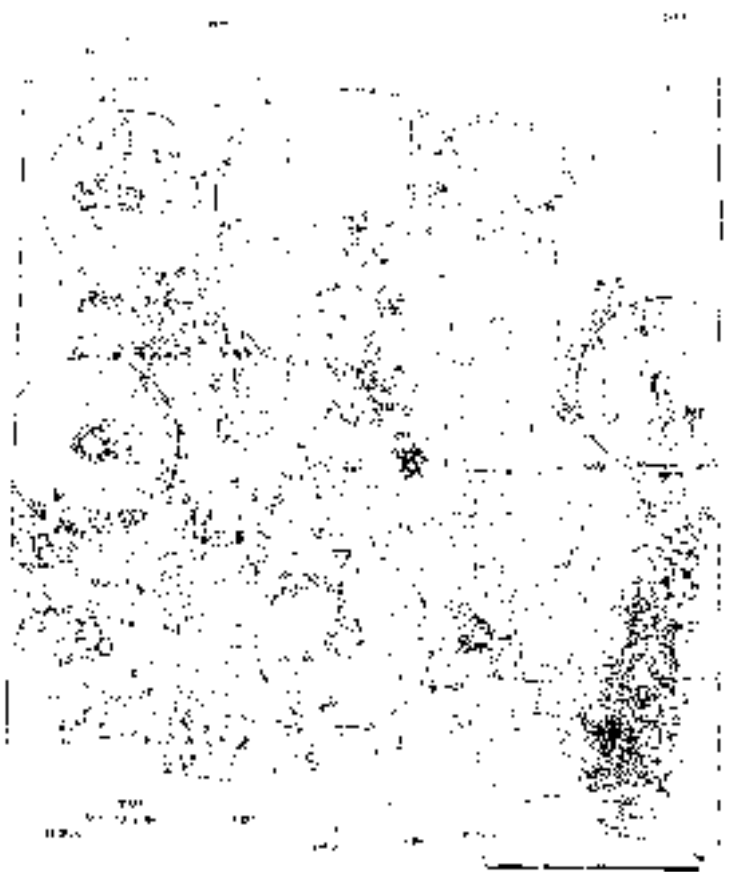


図 2-10 滝戸遺跡第2調査区 3面全体図

一〇棟前後の竪穴住居が建てられていた縄文集落の一つの形を知ることができた。これらの竪穴住居跡は富士山の火山灰に埋もれており、富士山の噴火で「ムラ」が存続できなくなったものと考えられている。

その後、「ムラ」の跡には長さ四〇m以上の二基の列石や、径三〜五mの円形配石六基、立体配石などが築かれたことが明らかになっている。千居のムラから去らなければならなかった人たちが、生活の安泰を願って「マツリ」の場を作ったと考えられ、二基の列石跡は富士山に対して防波堤のように並んでいることから、初期の富士山信仰も想像されている。

南原遺跡は、富士川と芝川の合流地点を望む丘陵の上に、竪穴住居と配石や土壙が築かれた遺跡である（写真2-19〜31）。縄文中期後半のごく短い間に住居の構築と廃絶がなされ、その後配石が築かれており、千居遺跡と同様のあり方をしている。竪穴住居跡は五m×四mほどの長円形で八本の柱穴が深く掘られ、壁ぎわには住居廃絶後に掘られた径一mほどの土壙跡が二基重なっている状態が発見された。河原石を弧状に並べている一五基ほどの配石跡が確認され、配石の下には数十基の埋甕や土壙が重なって掘られていた。埋甕には底を割ったり、穴を開けたりする土器が多く、霊などの存在を意識したものと考えられ、甕の一部に骨片が検出された例があることから集団墓地的な性格が考えられている。

富士宮市域では、中期末から後期前半までに富士山噴火という大きなイベントがあり、人々の生活スタイルに影響を与えた結果、数多くの祭祀遺構が形成されることとなる。

後期中葉の加曾利B式の頃になると急激に遺跡数が減少し、さらに後期末の後期安行式の頃になると大中里坂下遺跡や辰野遺跡で少量の遺物が確認できるのみとなる。清水天王山式土器と安行式土器が主体であり、凹線文系の土器が少量混ざるような形である。



写真 2-30 南原遺跡出土土器（曾利式）



写真 2-28 千居遺跡空撮



写真 2-31 南原遺跡埋甕検出状況



写真 2-29 南原遺跡完掘状況

## 安養寺の土偶

杉田にある安養寺あんようじに一体の土偶どぐうが所蔵されている。この土偶は、杉田中村遺跡すぎたなかむらから出土したものと伝わっている。

土偶とは、縄文時代に作られた土製の人形で、ハートやミミズク形のものや遮光器土偶しやうこうきなどがあり、大半は女性を表しており、神聖で呪術的なものと考えられている。特に東日本で多く発見されている。

安養寺の土偶は側頭部と両手が欠けているが、ほぼ完全な形で残されている。土偶は祭祀行為さいしなどで打ち欠くことがあるため破片で出土する例が多く、このようにほぼ完全な形で見つかるのは非常に珍しく、静岡県内ではほかに一例（川根本町上長尾遺跡出土遮光器土偶）があるのみである。

幕末に安養寺の裏側の用水の工事を行った際に出土したと伝わっており、この辺りからは縄文土器が表採されることから、縄文時代の遺跡包蔵地となっている。円形の顔を貼り付け、胸には乳房があり下腹部が膨らんでおり、女性を象かたどっているものと考えられる。体の文様は縄文時代後期の土器の特徴を有している。

この土偶は縄文人たちにとって、多産と豊穰ほうじょうを祈る地母神ちぼしんの象徴で祈りを込めた存在だった可能性が指摘される。

富士宮市にとって貴重なものとして、昭和五七年（一九八二）に富士宮市指定有形文化財に指定された。

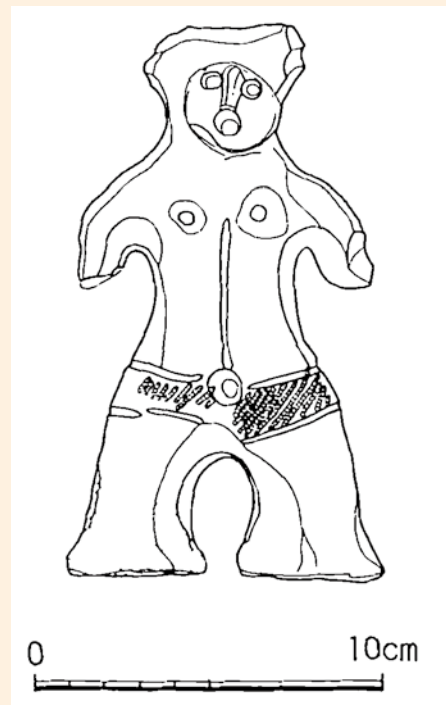


写真 2-32 安養寺の土偶（安養寺蔵）・実測図

## 第七節 富士宮市の縄文時代晩期

縄文時代晩期は、今から三二〇〇年前から二四〇〇年前にあたる。晩期になると富士山の火山活動が活発になり、遺跡数は激減する。市内の数少ない晩期の遺跡としては、辰野遺跡・柚野和平遺跡があげられる。

柚野和平遺跡は、上柚野の芝川の右岸の台地上に位置する遺跡である。これまで本発掘調査が行われたことはないが、表採や畑の耕作の際に安行式・大洞式の土器が採取されており、遺跡の存在は確認されている。

辰野遺跡は、重林寺（大岩）東側の丘陵の山間を流れ出る滝沢川東岸の緩やかな斜面に広がる縄文晩期の遺跡である（写真2-33、35）。調査は滝沢川の出口の一〇〇mほどの小範囲で実施され、清水天王山式土器・安行式土器・大洞式土器や石器がコンテナ三箱分出土した。出土土器の大半は静岡市で出土する清水天王山式土器で、古手のものが主体を占めており、遺跡の年代としては後期末期〜晩期初頭と考えられる。

柚野和平遺跡からは大洞、A式の土器片が分布調査の際に見つかったとされており、これが縄文時代最後の土器になる。

晩期後半から弥生時代初頭までの地層は、大沢スコリア層と呼ばれる硬いスコリアの地層であり、この層は市内では無遺物層となる。この間、富士山の噴火の影響で遺跡は断絶し、噴火が落ちつく弥生時代前期まで遺跡は見られなくなる。



写真 2-33 辰野遺跡発掘調査遠景



写真 2-34 辰野遺跡出土土製耳飾



写真 2-35 辰野遺跡出土土器

## 自然科学的分析Ⅱ 放射性炭素年代測定

— 遺物や遺構の年代をどうやって明らかにするのか? —

発掘調査では、いろいろな科学的な手法を用いて、出土遺物や遺構などを分析している。その一つに、遺物や遺構が使われた年代が何年前か数値化する手法として、放射性炭素年代測定 (radiocarbon dating) が用いられる。

安定同位体の炭素<sup>12</sup>Cの放射性同位体である<sup>14</sup>Cが自然界において、一定の比率で存在している。動植物が生きている間はその存在比率は一定のままだが、死後は存在率が徐々に減少していく。放射性炭素<sup>14</sup>Cの半減期が五七三〇年であることを利用することで、年代測定を行うことができる。

放射性炭素年代は、BP (before present or before physics) という単位が用いられ、核実験による放射線の影響を受ける前の一九五〇年を起点としている。一九七〇年代末には加速器で放射性炭素<sup>14</sup>Cを直接数える手法 (AMS法) が使われるようになり、測定の精度や範囲が格段に上がった。さらに過去の大気中の炭素<sup>14</sup>C濃度の変動が明らかになってきたため、<sup>14</sup>C年代を樹木年輪と合わせ較正して実年代を推定するようになってきた。本文での年代も較正年代で記している。

富士宮市内でも史跡大鹿窪遺跡や滝戸遺跡、史跡富士山の発掘調査で実施されている。214ページでは、縄文時代の分析結果についてまとめている。



写真 2-36 放射性炭素年代測定用の AMS 装置 (小林謙一氏提供、東京大学総合研究博物館)



写真 2-37 年代測定の前処理作業の様子 (小林謙一氏提供)



図 2-12 放射性炭素による年代測定について (国立歴史民俗博物館提供)

# 第三章 弥生時代

## 第一節 弥生時代の概要

弥生時代は、水田稲作と金属器が大陸から波及し、狩猟採集を<sup>せい</sup>業の基本としていた縄文時代の生活様式が根本から変わった時代である。水田稲作は、耕作に必要な水を確保するために灌漑<sup>かんがい</sup>を必要とする。また、田植えから刈り入れまで半年以上の期間を要するため、村々での協同と米の蓄えが必要となる。そのほか、水田稲作は食糧としての米の獲得とともにその調理方法も変化させた。水田稲作地の造営は、村の景観にも大きな変化を及ぼした。また生活では、新たに波及した青銅器を用いた非日常的な場であるまつりが始まる（写真3-1）。

九州北部へ水田稲作が伝来したことが、弥生時代の始まりとされる。水田稲作は、北海道と南西諸島を除く日本列島に波及して、各地の弥生文化の開始を促すのであるが、日本海沿岸に沿って東北北部へいち早く波及する。太平洋沿岸では、伊勢湾沿岸までは比較的早い広がりを示すが、そこから東側にはなかなか進まない。食糧生産への依存がまだ薄く、狩猟採集社会が継続しているなど、弥生文化を受け容れる側の生活様式の違いが大きく反映されるためである（森岡 二〇〇四）。水田稲作による食糧生産は、共同体社会を段階的に発展させ、階層社会の形成を促した。

鉄器と青銅器は、水田稲作とともに伝来した文化である。

鉄器は、九州地方を中心に鉄製工具などに一定の分布を見せ、弥生時代後期になってから九州以外の地域でその広がりが明らかにな

る。つまり、鉄器が日本列島に広がり、農耕具の創出や工具の変化が起こったものと考えられる。しかし、実際に鉄器の使用が一定の割合を示すのは、弥生時代後期になってからのことである。弥生時代中期には、石包丁・磨製石斧・石鎌・石鏃・石槍などの石製品（石器）が盛んに作られるが、後期になると石器の発見例は限定的となる。この段階に鉄器化が具体的に進んだことを表すのである（禰宜 田 一九九八）。つまり、鉄器の広がりは、水田稲作の波及とは連動していないことになる。

青銅器は、実用品としての鉄器に対して祭器としての性格が強く、弥生時代を通して祭祀<sup>さいし</sup>に関わる儀器化を進行させる。銅剣・銅矛・銅戈<sup>どうか</sup>と銅鐸<sup>どうたく</sup>による祭祀儀礼を志向する集団は、西日本でそれぞれの分布範囲を形成し、弥生時代の青銅器文化を特徴づけている（岡内 一九八九）。しかし、近年これらの青銅器が共伴して出土する事例が増え、境界の曖昧性と相互の交流の様子が明らかになりつつある。東海西部以西では、銅鐸の大型化と加飾化が進むとともに銅鐸祭祀が執り行われ、西日本と東日本を画する地域社会の大きな違いを示す要因の一つとなっている（鈴木 二〇〇二）。

弥生時代の墓の代表は、方形周溝墓<sup>ほうけいしゅうこうぼ</sup>と呼ばれる四角く墳丘を築き、周囲に溝を巡らせる墳墓である。墳丘上に遺体を埋葬する施設を作るもので、弥生前期の近畿地方で出現し、水田稲作の波及に同調して東日本へ広がりを見せる。それは、水田稲作の始まりによる階層

社会を反映させており、弥生社会を代表する墓となる。

集落には、竪穴建物、掘立柱建物が見られる。竪穴建物は、火処とした炉がその中央付近に作られるが、その構造は縄文時代から基本的に変わらない。掘立柱建物は、土中に埋めた柱を利用して板敷の高床を作るもので、その多くは食糧を備蓄する倉庫として使われた。竪穴建物、掘立柱建物など機能の違いが明らかかな建物で構成される集落では、溝で村を取り囲む環濠集落と呼ばれる弥生時代特有の集落を成立させる。環濠集落は、農業生産物を納める倉庫となる掘立柱建物があることから分かるように、農耕社会の成立と照合する。環濠集落は稲作の広がりと同様に、九州から西日本、関東へと広がる。村を区画する環濠集落は、墓域以外の一般生活に必要な施設を集約させる。首長の居住域に関わるものさえもそこに築かれていく。

東日本では、水田稲作を基盤とする農耕社会の成立により、方形周溝墓、環濠集落が波及するようになる。



写真 3-1 復元された弥生集落（静岡市立登呂博物館提供）

## 第二節 静岡県内の弥生時代

弥生時代は、土器型式などの違いから、天竜川を境に東海地域を東西に分けて捉えられる（鈴木 一九八七）。顕著な例は、弥生時代後期の土器型式に見ることができ、東海西部となる西遠江に伊場式・欠山式土器が広がり、東部に菊川式・登呂式・飯田式・雌鹿塚式土器が広がる。それは、第一節で示した銅鐸文化圏の東限とも重なるもので、列島を太平洋沿岸で東西に区分する境ともなっていた。

静岡県内の水田による稲作の痕跡は、渋沢式段階（215ページ）でははっきりしない。嶺田式段階になってから、有東遺跡（静岡市駿河区）や西通北遺跡（沼津市）などの沖積平野部における遺跡の進出が明らかになる。静岡平野においては、本格的な水田稲作の開始がうかがえる（岡村ほか 二〇一八）。

方形周溝墓は、同じ嶺田式段階から確認される。東駿河では、上原遺跡（沼津市）での発見が最も古い例となる。弥生時代中期後半の有東式段階になると、全長二〇mを超える極めて大型の方形周溝墓が、寺尾原遺跡（函南町、写真3-2）や中原遺跡（沼津市）で見つかっており、階層社会の実態をよく表すようになっていく。

環濠集落は、弥生時代中期の事例が東海西部の西遠江で見られるものの東遠江から北伊豆にかけてははっきりしない。その中で西通北遺跡では、嶺田式段階の大規模な環濠が発見されている。天城連山を境として伊豆を分けた、伊豆半島東岸から南伊豆にかけての地域では、日暮遺跡（伊東市）・日詰遺跡（南伊豆町）において有東式並行段階の環濠が築かれる（表3-1）。静岡県内では、先行して環濠が取り入れられる地域となるが、関連する土器型式は、関東地域に分布する宮ノ台式土器との親和性がうかがわれるものとなっ

ている。

弥生時代後期に入ると、いずれの地域においても環濠集落がその数を増やし、それぞれの拠点的地域形成が図られるようになる。日詰遺跡や梶子遺跡（浜松市中央区）のように弥生時代中期と後期の二つの時期に場所を違えて環濠が築かれる集落と、集落が移動して新たな場所に築かれる場合とがあるが、後者の事例が多い。

弥生時代に環濠を取り入れなかった西駿河や、中期には少なく後期になって出現する東駿河から北伊豆の地域など、積極的な採用が進まなかった地域の動向からも分かるように、県内で環濠集落が最も盛んな段階は、弥生時代後期前半となる。そして、後半には、そのすべてが廃絶していく（写真3-3）。

弥生文化の波及としては、弥生時代中期前半に丘陵や山間地での開発が行われるが、大型の打製石斧などの使用や再葬による土器棺墓の採用など縄文時代からの生活様式が継続する（石川一九九九）。中期中葉に当たる嶺田式段階になると、地域的な偏在はあるものの沖積平野における開発が進み、水田稲作の始まりと方形周溝墓の採用が明らかになる。この段階で環濠集落は、西遠江において登場する。

静岡県における本来の弥生社会の開始は、この段階に求められることになる。弥生文化の波及は九州を起点として東進するが、それは、各地域で一律ではない段階的な動きとして捉えられるのである。静岡県内での本来の稲作の伝播による弥生文化の受容としては、渋沢式段階（丸子式段階）から嶺田式段階の間が実質的な画期となっている。



写真 3-3 伊場遺跡の環濠（浜松市博物館提供）



写真 3-2 寺尾原遺跡の方形周溝墓（函南町教育委員会提供）

No.	遺跡名	所在	立地	遺構名	時期	備考
1	荘館山遺跡	藤枝市原	丘陵	1A号溝・1B号溝	弥生後期	後期後半の竪穴住居と重複 2つの溝の重複
2	寺家前遺跡	藤枝市中ノ合	丘陵	SR6400	雌鹿塚Ⅲ	環濠？ 自然流路 木製農耕具、銅釧
3	駿府城内遺跡	静岡市葵区城内町	沖積地	区画溝	弥生後期	環濠？
4	午王堂山Ⅱ遺跡	静岡市清水区庵原町	丘陵	U字溝	弥生後期	
5	午王堂山Ⅲ遺跡	静岡市清水区庵原町	丘陵	SD01	雌鹿塚Ⅲ	午王堂山3号墳隣接、午王堂山Ⅰ遺跡からの連続？
6	上嶺遺跡	静岡市清水区袖師町	丘陵	1号溝	有東（新）	環濠？ 神明山1号墳隣接
7	月の輪上遺跡	富士宮市星山	丘陵	溝状遺構 20 溝状遺構 01	雌鹿塚Ⅲ	隣接して雌鹿塚Ⅲ～Ⅳの集落
8	泉遺跡	富士宮市泉町	扇状地	溝状遺構（SD01）	雌鹿塚Ⅲ	
9	丸ヶ谷戸遺跡	富士宮市大岩	丘陵	SD1	雌鹿塚Ⅲ	後期前半の竪穴住居と重複
10	滝戸遺跡	富士宮市黒田	丘陵	SB1・SB2	雌鹿塚Ⅱ	近接する竪穴の土器と接合
11	丸崎遺跡	富士市南松野	丘陵	溝状遺構	雌鹿塚Ⅲ	
12	宮添遺跡	富士市増川	丘陵	SD1・SD2	雌鹿塚Ⅱ	多重環濠
13	西通北遺跡	沼津市大諏訪	沖積地	環濠 大型溝状遺構	嶺田併行	溝断面箱型・覆土中に有東式土器
14	三芳町遺跡	沼津市三芳町	沖積地	溝遺構（SD1）	雌鹿塚Ⅲ	
15	御幸町遺跡	沼津市御幸町	沖積地	SD-1	雌鹿塚Ⅲ	西日本系の壺
16	尾崎遺跡	沼津市西沢田	沖積地	環濠状遺構	雌鹿塚Ⅱ	後期後半の竪穴住居と重複
17	植出遺跡	沼津市足高尾上	丘陵	SD401	—	環状の溝
18	目黒身遺跡	沼津市西椎路	丘陵	第1排水溝	雌鹿塚Ⅱ	
19	向原遺跡	函南町柏谷	丘陵	溝状遺構	有東（新）	環濠？
20	寺尾原遺跡	函南町柏谷	丘陵	第5地点 SD01 第7地点 SDR01	雌鹿塚Ⅲ	第5地点で後期の環濠 第7地点中期土器出土
21	神崎遺跡	伊豆の国市神崎	丘陵	第1溝	雌鹿塚Ⅱ	後期後半の方形周溝墓と重複
22	日詰遺跡	南伊豆町下賀茂日詰	沖積地	1号環濠 2号環濠 3号環濠 4号環濠	有東（新） 雌鹿塚Ⅲ 有東（新） 雌鹿塚Ⅲ	弥生中期・後期の多重環濠
23	日暮遺跡	伊東市桜木町	丘陵	環濠	有東（中）	

表 3-1 駿河・伊豆の環濠集落 原則西の遺跡から順に示す。

### 第三節 弥生時代の終焉

弥生時代後期を雌鹿塚式土器が製作・使用された時期として捉え、古墳時代前期を大廓式土器が製作・使用された時期とする。大廓式土器は、土器型式の変化により四段階に分け、その変遷が辿れるものである。その中で、大廓Ⅲ式期は、広域的な土器編年の並行関係から布留0式期（寺沢 一九八六）と同時期であるとしている。布留0式期は、箸墓古墳（奈良県桜井市）出土土器の段階であり、古墳時代前期中葉に相当する（春成・小林ほか 二〇一一）。駿河においても高尾山古墳（沼津市）の主体部の年代であり、箸墓古墳と相似墳となる神明山1号墳（静岡市清水区）の出土土器の年代が同時期と考えられる。換言すれば大廓Ⅰ式期・大廓Ⅱ式期はそれ以前の段階となるのである。

大廓Ⅰ式期は、列島規模で興った土器の広域的な移動をもって設定しており、各地に土器の波及が認められ、土器様式が大きく変わっていく段階としている（安城市歴史博物館 二〇一四）。その代表例が丸ヶ谷戸遺跡である。丸ヶ谷戸遺跡では、土器ばかりか前方後方形を示す墳墓が登場しており、それまでとは異なる集団の存在が浮き彫りになっている。そこには物の移動だけでなく、人々の移動が関連していることは明らかであり、在地の集団との融合が図られたことが指摘される。

広域的な集団の移動が始まった背景には、容易に物が移動できる環境と、敵対関係か友好関係かは別としても、国家間の国として対外関係が明白になったことが上げられる。魏志倭人伝によると、その中で倭国大乱と呼ばれる内乱状態となり、諸国からの人々の流出がはつきりと現れることになる（表3-12）。倭国における邪馬台国の女王卑弥呼の共立は、西暦一八八ごろとされ、このことは国

の起こりがはつきりし、支配者の出現を象徴する出来事とされる。大廓Ⅰ式期の始まりをこの頃と考える。土器様式の変化は、生活そのものの変化につながり、初源的な古墳と考えられる墳墓の登場は、時代が大きく変わったことを表している。箸墓古墳を筆頭とする大型墳墓の築造は、卑弥呼の数十年にわたる階層制社会を表象する国の運営を経て達成された結果としての大規模なモニュメントとなるのである。

西暦	出来事	中国					
57	倭奴国王、後漢に入貢、光武帝より金印紫綬を賜る	<p style="text-align: center;">ごかん 後漢 (25 ~ 220)</p>					
107	倭面土国王帥升、後漢に入貢、安帝へ生口160人を献じ、謁見を請う						
146 ~ 189	桓・靈帝の間、倭国大乱						
184	黄巾の乱、後漢崩壊へ						
188	このころ、卑弥呼立つ						
204	公孫康、楽浪郡の南に帯方郡を分立						
208	赤壁の戦い						
220	後漢滅亡						
238	魏、公孫氏を滅ぼす				<p style="text-align: center;">ぎ 魏 (220 ~ 265)</p>	<p style="text-align: center;">しよく 蜀 (221 ~ 263)</p>	<p style="text-align: center;">ご 呉 (222 ~ 280)</p>
239	邪馬台国、卑弥呼、魏に大夫難升米と次使都市牛利を送る、親魏倭王金印、銅鏡100枚などを賜る						
240	帯方太守、梯儁らに詔書、印綬を持たせて倭へ派遣						
243	卑弥呼、再び魏に大夫伊聲耆、掖邪狗らを派遣						
245	帯方郡より黄幢（黄色い旗さし）を下賜						
247	卑弥呼、帯方郡へ載斯烏越らを使者として派遣、狗奴国の戦いについて報告、張政らを倭国に派遣						
248	このころ卑弥呼死す、径百余歩の塚、男王立つが服せず、宗女台与立つ						
	台与、魏へ帰任する張政に掖邪狗ら20人を同行させる。						
265	西晋成立	<p style="text-align: center;">せいしん 西晋 (265 ~ 316)</p>					
266	倭女王（台与カ）西晋に使いを送る						
280	西晋、呉を併合し天下統一						
	このころ、陳寿が「魏志倭人伝」をまとめる						
291	八王の乱						

表 3-2 中国の歴史書にみられる倭国の年表（2～3世紀）

## 第四節 富士宮市の弥生時代中期

### 渋沢遺跡

淀師地区に広がる湧水地を見下ろす丘陵にある渋沢遺跡は、富士宮市域での弥生時代の開始を告げる代表的な遺跡である。遺跡は富士山の新时期富士の溶岩流（外神溶岩）が形成した丘陵の縁辺にある市立富丘小学校周辺に位置する（高田ほか 二〇一六）。発掘調査では、「土器棺墓」と呼ばれる墓が見つかっており、墓域が築かれ、静岡県内で良好な事例のないこの時代を特徴付けるものとなっている（写真3-4～7）。調査では、墓に利用されていた甕や壺などが出土している。

遺跡の年代は、三段階に変遷しており、弥生時代前期後半から中期の前半に相当する。段階三に相当する土器に付着した煤の分析によると、その年代は紀元前三九〇年～四一五年を示している。段階三とする丸子式土器の段階は、渋沢遺跡が最も優勢になる時期である。弥生時代中期の始まりにおいて、静岡県東部地域の基準となるもので、静岡県中部以西を主たる分布範囲とする丸子式土器とは、甕類において少し異なる形態を示している。土器の形から渋沢遺跡の人々と、富士川の上流域から長野県にかけて生活していた人々との交流がうかがえる。このように渋沢遺跡の土器は、近接する丸子式土器と親和性は強いものの、異なった形のものが含まれ、それぞれの地域の特徴を示す土器を組み合わせる事で成立している。土器づくりの粘土は、色や形に関係なく、羽鮒地区周辺の富士川流域で採集されたものとされ、ほかの地域から持ち込まれたものではなく、いろいろな集団の相互の交流によって渋沢遺跡で作られていたものであった。

渋沢遺跡の終焉後、西通北遺跡（沼津市）や有東遺跡（静岡市駿



写真 3-6 渋沢遺跡土器棺墓



写真 3-4 渋沢遺跡土器棺墓



写真 3-7 渋沢遺跡土器棺墓



写真 3-4 渋沢遺跡土器棺墓

河区)が代表となる弥生時代中期葉へ時代は移り変わる。東海東部において、この時代から水田稲作に対する比重を重くする農耕社会が形成され、環濠集落が登場し、墓としての方形周溝墓が採用されるようになる。この時代になると、山間地に広がる富士宮では遺跡が確認されなくなる。

### 遺跡のある場所

富士山西南麓での原始・古代の遺跡は、古富士火山の泥流層を基盤とする範囲にその多くが分布する。それに関わらないのが、本格的な富士山信仰の始まる中世以降とこの渋沢遺跡の段階と言える。現状で、渋沢遺跡と同じ時代の遺跡としては、押出遺跡・下谷戸遺跡・別所遺跡が確認されているが、別所遺跡以外は新期富士の溶岩流を基盤とする丘陵上に位置している。渋沢遺跡・下谷戸遺跡は、富士山の伏流水が湧き出す湧水地の周辺に広がる。水場としての利便性は確保された立地ではあるが、一定の広さを有する水田耕作地をここに求めることは難しい。下谷戸遺跡は、縄文時代の遺跡分布と共通しており、沖積地がほとんど認められない立地景観にある。この立地から渋沢遺跡での生業は、水田稲作ではなく縄文時代以来の狩猟採集が主体だったと考えられる。同じ時代の遺跡は、富士山西南麓から北麓、さらに群馬県の山間地など関東平野縁辺へ広がりを見せており、この地域に弥生時代の水田稲作への依存が弱い遺跡の分布があったことが指摘されるものとなっている。

渋沢遺跡の人々の暮らしを支えていた生業とは、どのようなものであったのだろうか。具体的な生産に関わる遺構の発見は見られないが、遺跡の立地や出土した遺物から想定することができる。土器の器面に残る種実の痕跡から栽培植物を特定するレプリカ法によって、渋沢遺跡ではコメ・アワ・キビが確認される。一段階は、キビ・

アワのみで構成され、二段階からコメが加わる。ただし、構成比としてのコメは、一五%に満たない数値でしかなく、キビの比率が高い(遠藤 二〇一二)。畑作への依存が高い状態は、遺跡の最終段階まで続く。農耕に直接関わる石器の構成を見ても、縄文時代晩期の清水天王山遺跡(静岡市清水区)と大きな違いはない。土掘り具となる大型の打製石斧や特徴的な横刃型石器などの出土に表れている(図3-1)。

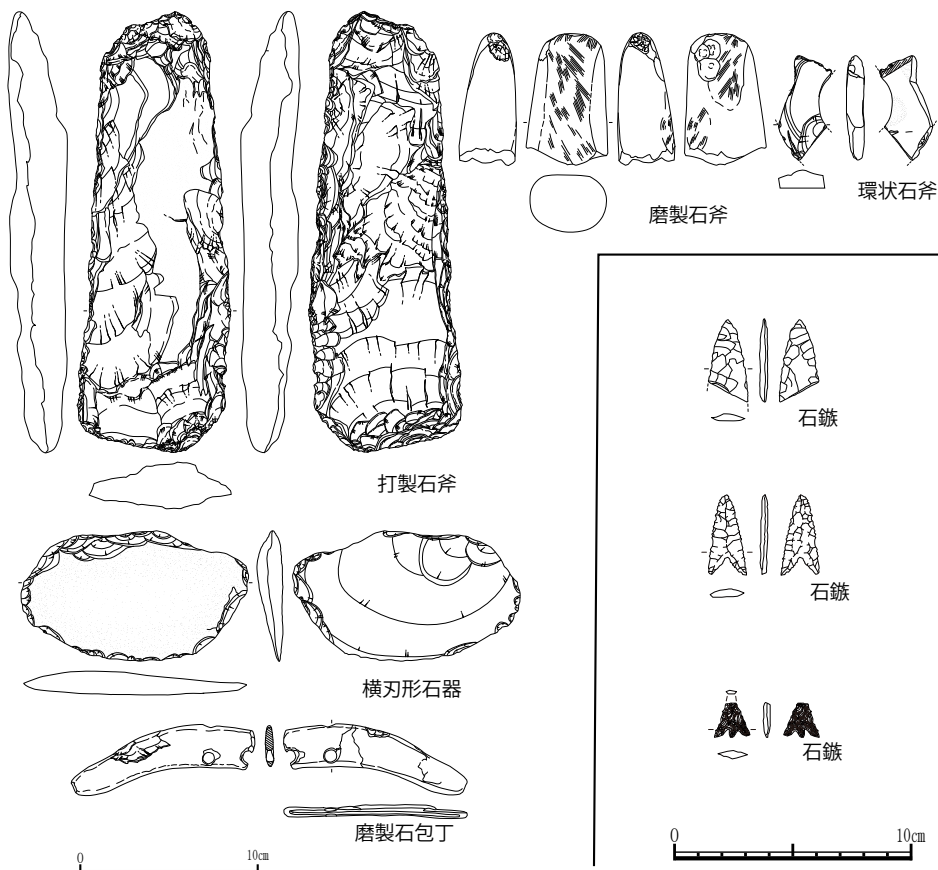


図 3-1 渋沢遺跡石器図

## 第五節 富士宮市の弥生時代後期

## 時代のフロンティア

弥生時代後期になると、富士宮でも潤井川の中流域に拠点的な集落である、周囲を濠で取り囲んだ弥生時代を代表する環濠集落が築かれる。その先駆けとなる滝戸遺跡では、丘陵の縁辺で環濠とともに雌鹿塚Ⅱ式期の土器が出土している。丸ヶ谷戸遺跡（写真3-8）や泉遺跡（写真3-9）、月の輪上遺跡などで、雌鹿塚Ⅲ式期までには環濠集落が築かれ、弥生時代後期前半段階における一大拠点を形成する。水田稲作が主要な生業となっていた弥生時代中期の遺跡がない富士山西南麓において、これらの遺跡は後期に突然登場した遺跡であり、環濠集落がその当初から築かれていたことを表すことになる。富士地域においてこの頃の遺跡分布を見ると、富士山と愛鷹山の間を流れる赤沢川流域と富士川下流域を含めたこの地域に限定的な広がりを見せるが、いずれも弥生時代の遺跡分布と異なる点で共通しており、時代のフロンティアとしての開発が始まる。

富士宮市のある駿河湾東岸地域では、弥生時代中期から後期へ移り変わる大きな時代の画期に環濠集落が築かれ出す。丸ヶ谷戸遺跡や尾崎遺跡（沼津市）などでは、在来の土器以外に西遠江系の土器の出土が見られ、新たな弥生時代集落の造営に西遠江の勢力が関与した可能性がうかがえるものとなっている。雌鹿塚Ⅰ式期～Ⅱ式期の竪穴建物の中に、弥生時代後期の在地の形態である小判形以外の隅丸方形のものが含まれる点は、それをよく表している。また、前段階の弥生時代中期に大井川以东から狩野川流域に展開した有東式土器を使う人々は、環濠集落を築かない。

雌鹿塚Ⅰ式期に登場する遺跡としては、滝戸遺跡、富士市の平椎遺跡・宮添遺跡などが取り上げられるが、丘陵から山間地への進出



写真 3-8 丸ヶ谷戸遺跡環濠

は、水田稲作に対する依存度の低下と、生業の多様性をさらに明らかにする。環濠についても、その立地から溝を巡らせるものの防御に関わる機能は極めて希薄であると言える。それぞれの環濠を作る溝は、集落を区画することを目的としており、溝で囲まれた範囲で大型住居や貯蔵施設としての倉庫などの機能分化した諸施設による空間を構成する。

### 新たな集落展開

環濠集落は、雌鹿塚Ⅲ式期で終焉を迎え継続しない。集落を取り囲む溝もその役割を終える。そして、この段階以降、富士宮でも新たな集落造営の動きが明らかになる。その典型が黒田の月の輪上遺跡である。

月の輪上遺跡では、竪穴建物二軒・掘立柱建物七棟・小型竪穴建物六棟などが見つかっている(図3-2、写真3-10・11)。多彩な遺構の組み合わせであり、小型竪穴建物においては、炉がなぐ住まいとして使われていない。竪穴建物四〜五軒に対して、小型竪穴建物、二間×一間の掘立柱建物がそれぞれ一棟の組み合わせにあることがうかがわれる。これらが、村に住む人々が日常の協同作業を行う上での一つの単位となり、食糧生産における収穫物を共同の倉庫(掘立柱建物)に納めている組織を「共同体における構成単位」(近藤 一九五九)とすると、竪穴建物・小型竪穴建物・掘立柱建物による単位集団により村が経営されていたことが指摘される。少なくとも月の輪上遺跡では、五つの集団が認められる。そこに大きな階層差を表わす遺構・遺物は見当たらず、均質的である。前段階の環濠集落において階層性に関わるものは、その中で構築されていたものと考ええると、首長クラスの居住域は、単独的に営まれていたことになり、豪族(首長)居館やそれが管理する倉庫などが別の場



写真 3-9 泉遺跡環濠

所にあった可能性がある。

雌鹿塚Ⅲ式期以降に新たな展開を迎えるものとして、滝戸遺跡でも同じ丘陵上での集落の継続が取り上げられる。しかし、沖積地にある泉遺跡では、環濠集落終焉後に集落遺跡は造営されていない。それが再興されるのは古墳時代を待たなければならない。雌鹿塚Ⅳ式期以降環濠集落が終焉を迎え、環濠の外側に集落域を広げるようになる段階で、これらの環濠集落以外に小泉の石敷遺跡や大中里の坂下遺跡など周辺へ集落が築かれその広がりが増える。その中には、柚野辻遺跡や現在の田貫湖湖底を中心に広がる長者ヶ原遺

跡など山間地で狩猟採集を主たる生業とする遺跡などもある。弥生時代における生業の多様性を背景とした精力的な山間地開発が進むようになる。長者ヶ原遺跡は、本来富士山の湧水地の周辺に広がっていた集落遺跡であり、標高六六〇mを測る高地にある。田貫湖のある台地は、田貫湖の岩屑なだれ堆積物を基盤とする。二万年程前に富士山が西側に崩れた際に生じた大量の土砂が天子山地にぶつかり、行く手を遮られ厚く堆積したことにより形成されたもので、富士山山腹の複雑で起伏に富んだ地形環境のなかにある。長者ヶ原遺跡では、二軒の竪穴建物と集落の縁辺にあったものと思われる狩猟用の落とし穴が見つかっている（写真3-12・13）。

このように雌鹿塚Ⅲ式期は、環濠集落の終焉など時代の画期に関わる出来事が多くなる。この段階、沖積平野にあった弥生時代の集落のほとんどは、消失して確認できなくなる。弥生時代後期の中核的な集落である登呂遺跡（静岡市駿河区）や伊場遺跡（浜松市中央区）さらに山木遺跡（伊豆の国市）なども動向がはっきりしなくなる。この時代の太平洋沿岸における大規模な自然災害が、その画期にあったことを想定させるものとなっている。対して、長者ヶ原遺跡のような山間地への進出が活発化し、山間地、丘陵での急激な遺跡増加が促される。沖積平野における遺跡の終焉を契機とした人口圧の受け皿となっていたのであろう。その代表例が沼津市の足高尾上遺跡群であり、愛鷹山中腹の二km四方の範囲に一〇〇〇軒を超える竪穴建物が密集する。

雌鹿塚Ⅲ式期では、方形周溝墓が群構成を示す墓域として明らかになる。滝戸遺跡では、同じ丘陵上で方形周溝墓群が集落域の北側で展開する。月の輪上遺跡と星山谷を挟んで対岸の坊地南遺跡で複数の溝が確認されており、月の輪上遺跡に対する墓域となっていた可能性がある。富士山側の丘陵上では、富士宮溶岩流を地質的な基



写真 3-10 月の輪上遺跡 58号住居出土遺物

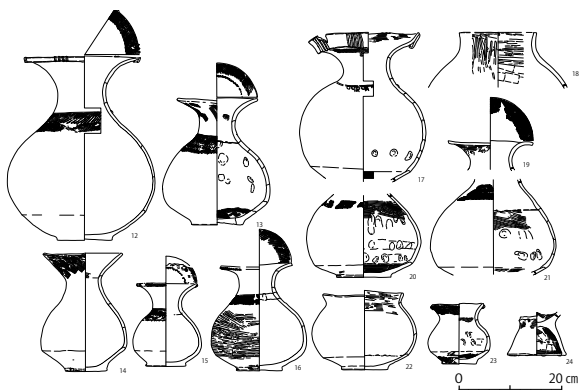


図 3-3 月の輪上遺跡 58号住居出土遺物

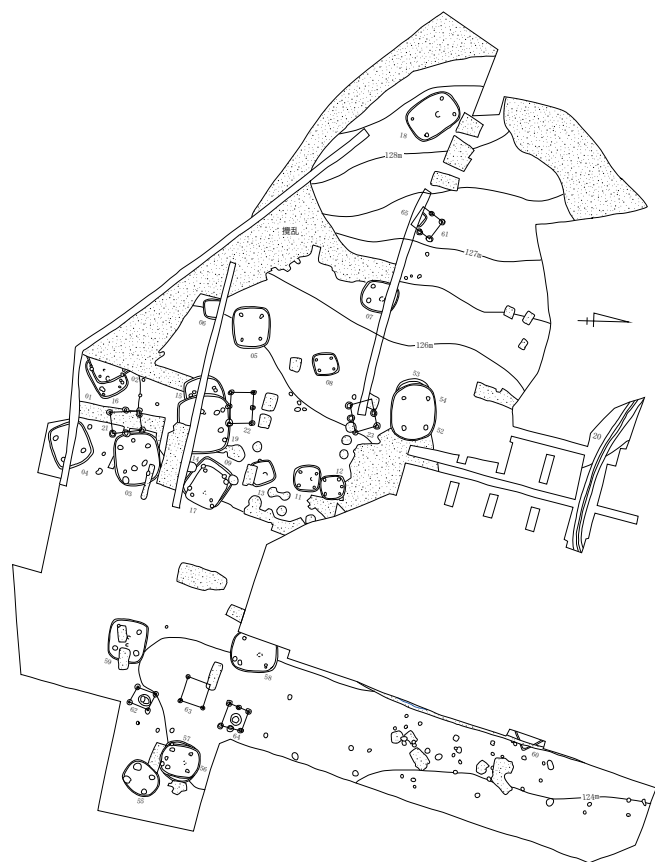


図 3-2 月の輪上遺跡遺構全体図

盤とする城山遺跡で雌鹿塚Ⅱ式期～Ⅲ式期の方形周溝墓群が見つかっている。溝が途切れることなく全周するもので占められる。その中でSZ1とされる雌鹿塚Ⅱ式期の方形周溝墓は、最も広いところで幅九・二五mを測る大型のものとなっている。関連する集落遺跡ははっきりしていないが、現在市街地となっている富士宮溶岩流が形成した丘陵裾を東西に広がる微高地に点在する遺跡の一部が関連する。連雀町遺跡などでその段階の遺物が採集されており、その可能性が考えられる。

富士山西南麓で弥生時代後期の遺跡の分布は、これまで述べた潤井川中流域と富士川下流域に当たる富士市松野地区が相当する。それぞれは、月の輪遺跡群のある星山谷を介して結び付くのであるが、いずれも主体となるのは、弥生時代後期中葉に当たる雌鹿塚Ⅲ式期以降の環濠に関わらない段階である。潤井川流域において、弥生時代後期後半の滝戸遺跡の方形周溝墓群と古墳時代前期前半の南部谷戸遺跡の方形周溝墓では、その規模は元より連接する前者と単独の后者でその構成も大きく異なる。墓域の形態差による画期のあることが指摘されるのである。富士市の中野遺跡の第一方形周溝墓は、雌鹿塚Ⅲ式期段階の方形周溝墓で、溝内の埋葬施設からガラス勾玉、ガラス小玉の出土が見られる。滝戸遺跡のように一つの溝を共有して周溝墓が群を成して築くものではなく、相互に溝を共有せずに独立したものが群構成を示し、ほかと隔絶している様子がうかがえる。それが地域における階層社会を反映させているとすれば、環濠集落の終焉以降、丸ヶ谷戸遺跡における墳墓登場までの間、新たな集落の構築とともに、そこに古墳時代へと続く構造的な階層社会の萌芽期としての複雑な地域社会が形成されていく。



写真 3-12 長者ヶ原遺跡落とし穴



写真 3-11 月の輪上遺跡 58号住居出土遺物



写真 3-13 長者ヶ原遺跡住居

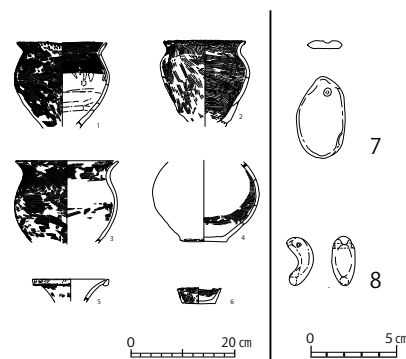


図 3-4 月の輪上遺跡 53号住居出土状況

# 第四章 古墳時代

## 第一節 古墳時代の概要

古墳時代は、土を盛り上げて造成された墳墓である「古墳」が日本列島の各地で盛んに造られる時代である。便宜上、前期・中期・後期（終末期を加えることもある）と区分される。

古墳は前方後円墳・前方後方墳・円墳・方墳を基本の形とし、前方後円墳を上位として、大きさや形である程度埋葬される人の地位がランク付けがされると考えられる。古墳は単なる墓としてではなく、目に見える権威の象徴でもある。また、近年の研究では、海沿いや川沿いなどから視認できる古墳はランドマークとして、遠方から人々に見えるような機能を持たせたものも存在するとの見解もあり、古墳が築造される背景は一元的ではないと考えられる。

### 前期（三世紀中ごろから四世紀）

前期は、卑弥呼の墓と考えられる全長約二八〇mの箸墓古墳（奈良県桜井市、写真4-1）を代表とする古墳が築造され始め、本格的に日本列島で古墳が造られ始めていく時期である。

この時期の古墳の埋葬施設は、竪穴式石槨と呼ばれ、古墳の頂上に竪穴を掘り、石を積み上げ石槨を造り、遺骸を納める（図4-1）。加えて、副葬品は三角縁神獸鏡などを始めとした鏡や勾玉などの玉類、剣、鏃といったものが主体となっており、これらは威信材として副葬されたと考えられる。また、古墳の被葬者はその地域の政治・宗教的な盟主であったのではないかと考えられる。

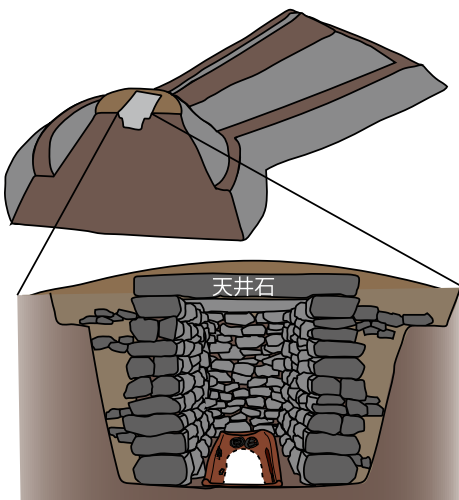


図 4-1 竪穴式石槨断面模式図

古墳の頂上（墳頂）から掘りこまれ、石を積み上げ遺骸を埋葬する場所を作り、天井石で閉鎖し、土などで被覆する。遺骸は<sup>もつかん</sup>部に木棺などが置かれ、埋葬される。棺内、棺外にはさまざまな副葬品が供えられる。



写真 4-1 箸墓古墳（奈良県桜井市）全景写真および赤色立体図（奈良県立橿原考古学研究所・アジア航測株式会社提供）

埴輪もこの時期から出現し始め、壺型埴輪や円筒埴輪が古墳に並べ立てられるようになる。人物や動物、建物などの形象埴輪は次の中期に登場する埴輪群である。

また、前方後円墳などの古墳が各地へと拡散する事象は政治的ネットワークの拡張であるとも考えられ、中期におけるクニの萌芽期につながる段階と評価できる。

### 中期（五世紀ごろ）

中期は、古墳時代の最盛期を迎える時期で巨大な前方後円墳などの古墳が築造されるようになる。代表的な古墳としては、全長約五〇〇m近くにも及ぶ大阪府の大仙陵古墳（写真4-2）をはじめとする百舌鳥・古市古墳群などがあげられる。近畿地域は非常に大型の古墳が多く築造され、政治的統合を担う中心的勢力が存在したと考えられる。

この時期、埋葬施設は竪穴式石槨がいまだに主流となっているが、横穴式石室への変化の過渡期段階の時期でもある。横穴式石室は前期の末ごろ（四世紀末ごろ）には、北部九州ですでに導入されており、日本列島の一部地域でも導入が始まってくる。

中期は技術や文化の革新期としても評価できる。まず、須恵器の登場である。須恵器は青灰色をした硬質の土器であり、従来の野焼きに近い製法で製作された土器とは異なり穴窯で焼かれる土器である。この時期の須恵器は近畿地域を中心として製作され、生産体制の専門化を物語っている。また、甲冑のほか、馬具もこの時期に副葬品として加わる。馬具の登場から、騎馬文化がこの時期に伝来したと考えられ、画期として重要である。

須恵器や馬具の登場は朝鮮半島からの技術流入であり、新たな技術と文化の登場は朝鮮半島との活発な交流を示唆している。



写真 4-2 大仙陵古墳（大阪府堺市）全景（堺市提供）

墳丘長は486m、高さ34.8mを測る日本最大の前方後円墳である。江戸時代の地誌『全堺詳誌』では、後円部に埋葬施設があり、長さ3.18m、幅1.67mの石棺が用いられているとされ、日本最大の石棺である。



写真 4-3 保渡田八幡塚古墳（群馬県高崎市）全景

写真 4-4 埴輪群（復元）  
（かみつけの里博物館提供）

また、この時期は埴輪にも変化があり、人物や動物、家などを模した形象埴輪が出現する。代表例として、群馬県の保渡田八幡塚古墳があげられる(写真4-3・4)。この古墳には、男性の武人や巫女のほか、馬や犬などさまざまな形象埴輪が配置されている。これらの形象埴輪は、儀礼の再現をしていると考えられる。このほかに、三重県の宝塚古墳には全長約一四〇cmの船形埴輪などもあり、これは被葬者の魂を乗せる葬送船と考えられる。

このほか、近畿地域の勢力拡大をうかがえるものがある。埼玉県稲荷山古墳から出土した鉄剣(写真4-5)や熊本県の江田船山古墳の鉄剣に施された銘文には、「獲加多支鹵大王(ワカタケル大王)(雄略天皇)」の文字が刻まれており、近畿地域の中心的勢力の拡大や地域との結びつきがうかがえる。

このように、各地の有力者と近畿地域における中心的勢力との政治的な協力もしくは統合が考えられることから、この時期は単なる地域的な発展ではなく、列島規模の政治的統合が始まり、クニの萌芽期として位置づけられる。

### 後期～終末期(六世紀～七世紀末ごろ)

後期に入ると、古墳の規模は縮小傾向になっていくが、前期末～中期の段階で限定的に導入されていた横穴式石室は、全国に普及していく。従来の竪穴式石槨は一人のみの埋葬(単葬)であったのに対し、横穴式石室は後から複数回の埋葬(追葬)が可能となり一族単位での埋葬が可能となった(図4-2)。これは、被葬者層の広がりを意味する。

後期における古墳の代表例としては、大阪府の今城塚古墳があげられる。周溝を含めると全長約三五〇mにも及び、後期においては

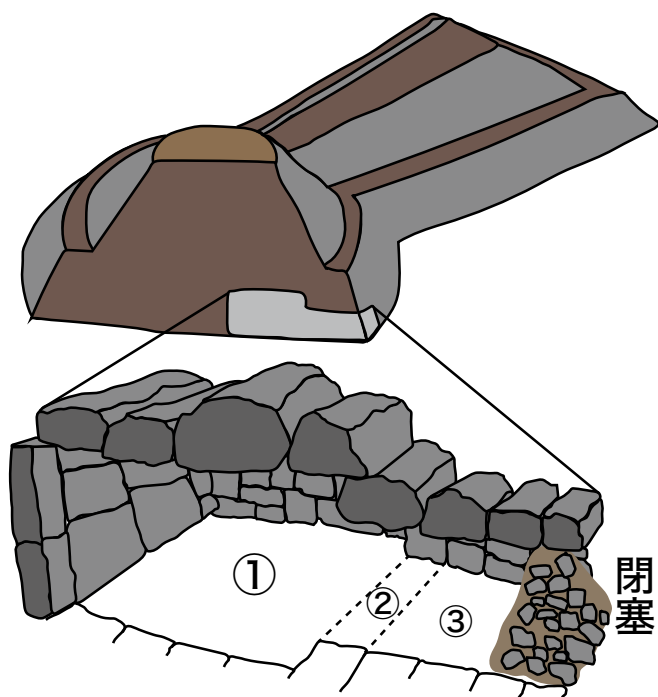


図4-2 横穴式石室断面模式図

横穴式石室は、古墳の側面からトンネル状になっている構造上、数度の埋葬(追葬)が可能となっている。遺骸は①の玄室に石棺や直に納められ、周りにさまざまな副葬品が供えられる。②は玄門と呼ばれ、玄室の入り口にあたる。③は羨道と呼ばれ、玄門に至る通路である。閉塞は土や石などが用いられ、追葬の際に崩される。

(裏) (表)



銘には「ヲワケ(コ)」という人物の先祖が大王に代々仕えてきたことや「ヲワケ(コ)」がワカタケル大王の補佐をし、その功績を記録するため「辛亥の年」に鉄剣を造らせたと記される。

写真4-5 稲荷山古墳出土鉄剣(国(文化庁保管)、埼玉県立さきたま史跡の博物館提供)

非常に巨大な古墳である。多くの埴輪が建て並べられており、武人埴輪や巫女埴輪などの中期から続いている形象埴輪群が確認されている。横穴式石室はすでに破壊されているが、石室の全長は約一〇m〜一三mと推定されており、内部から発見された石棺の破片などからも大王の古墳として継体天皇の墓と推定されている。

また、横穴式石室は、日本列島各地に広がりを見せ、地域色のあつた多様な形態の横穴式石室が展開していく（写真4-6・7）。

この時期は、直径一〇mほどの小型の円墳を集中して築造する群集墳が登場する。群集墳は、小規模な古墳が一つの丘陵などに密集して多数築造されたものである。これらは、地域の豪族などが築いたと考えられる。このような事象は古墳に埋葬される人、ひいては埋葬するための儀礼などが広く浸透した結果ともいえる。

群集墳のほかにこの時期は、崖などに横穴を作り、埋葬施設とする横穴墓といったものも増加してくる。

七世紀ごろの終末期段階には、奈良県明日香村の石舞台古墳（写真4-8）や岩屋山古墳を代表とする巨石を用いた巨大な石室が支配者層に採用される。一方で、群集墳はその数を減らし最終的には消滅に至る。七世紀後半になると大化の改新による「薄葬令」の影響により、支配者層の石室規模も縮小し、横口式石槨が採用されるようになる。また、明日香村の高松塚古墳やキトラ古墳（図4-3）もこの時期の古墳で、壁面の絵画は風水思想や四神思想の流入を想定できる重要な古墳である。

終末期は寺院の建立と古墳の築造が平行する段階であり、徐々に寺院の造営へと移行する。さらに火葬の風習が広がることで古墳を築く文化は終焉を迎え、仏教中心の時代へと変化し、奈良平安時代を迎えることとなる。



写真 4-8 石舞台古墳（奈良県明日香村）石室全景および内部（明日香村教育委員会提供）



写真 4-6 天王塚古墳（和歌山市）オルソ画像石室断面（和歌山県立紀伊風土記の丘提供）



図 4-3 キトラ古墳（奈良県明日香村）石槨内壁画展開図（奈良文化財研究所提供）



写真 4-7 王塚古墳（福岡県桂川町）石室内（復元、王塚装飾古墳館提供）

## 第二節 東海東部地域の古墳時代

東海東部地域（ここでは愛知県東部・静岡県とする）において、最も早く築造される古墳は静岡県東部の高尾山古墳である。高尾山古墳は沼津市に所在する前方後方墳であり、全長は周溝を含めると約八〇mになる。埋蔵施設は、竪穴に木棺を直に埋納してあり、鏡・剣・勾玉のほか、多数の鍬や木工具の槍鉋など多くの副葬品が出土している（写真4-9）。築造時期は三世紀前半ごろの可能性が高く、箸墓古墳とほぼ同時期の築造であり、東日本では最古級の古墳となっている。

駿河地域や遠江の一部は早い段階で古墳が築造される。西遠江や三河地域は高尾山古墳にやや遅れて古墳が築造されるが、その多くが前方後方墳である。東海地域は前方後方墳の築造を皮切りに、後に前方後方墳が築造される傾向にあり、近畿地域とは様相が異なっている。

次第に古墳の築造は活発になり、三河地域や遠江地域では、大型の前方後方墳や円墳が数多く築造されていく。代表的なものとして松林山古墳（磐田市）などがあげられる。駿河地域については浅間古墳（富士市）や向山一六号墳（三島市）など前方後方墳と前方後方墳がともに築造されており、地域色があらわれている。

古墳時代最盛期の中期において、三河地域や遠江地域でも大型の古墳が活発に築造されていく。磐田市では、堂山古墳（写真4-10）など大型の古墳が活発に築造され、愛知県東部でも正法寺古墳などの埴輪を備えた大型の古墳が築造される。

一方で、静岡県東部では特異な状況が読み取れる。静岡市から伊豆の国市付近などの地域では、古墳の築造が極めて低調になるといえる点である。この背景には富士山の噴火活動が大きく影響していると考えられる。大淵スコリアと呼ばれる富士山の噴出物について、



写真 4-9 高尾山古墳および埋葬施設、出土遺物（沼津市提供）



写真 4-10 堂山古墳および出土埴輪（磐田市提供）

近年の研究では古墳時代中期に降下したものと分かっている。特に富士市周辺では大淵スコリアの降下状況が明瞭であり、宮添遺跡のように廃絶して間もない住居からスコリアが積もった状況が確認できるものもある（図4-4、写真4-11）。

このように駿河地域では古墳時代中期に富士山の噴火災害があったと考えられ、人が住むには困難な環境が続いた可能性がある。このため周辺地域の首長層は勢力を維持することが困難となり、古墳の築造が低迷したと考えられる。

しかし、中期の終わりから後期ごろになると、古墳の築造が再開し始める。富士市の伊勢塚古墳や伊豆の国市の多田大塚四、六号墳はその代表格で形象埴輪を含む埴輪群や甲冑、鉄剣などの金属製品も多く、近畿地域の影響下にある新しい首長たちの台頭と彼らを起点とした地域支配が垣間見える。

後期の前半期は、噴火災害から復興した駿河地域を含めた東海東部地域では規模が縮小するものの、前方後円墳や円墳が多く築造され、横穴式石室や竈・須恵器・馬具などの新来の文物も定着している。後半期は、前方後円墳や大型の円墳が継続して築造される。静岡市の賤機山古墳は畿内地域に特徴的な石室と家形石棺を備え、きらびやかな武具や馬具などが副葬され、近畿地域中核との関係の近さがうかがえる。しかし、終末期に入ると前方後円墳の築造は終焉を迎え、群集墳や横穴墓も数多く築造され、富士市の伝法古墳群や伊豆の国市の北江間横穴群などが代表例としてあげられる。

終末期の後半ともなると、富士市の東平一号墳などの一部古墳が残るが、東海東部の大半で古墳が終焉を迎え、静岡市の尾羽廃寺など寺院が造営されるようになり、八世紀を迎えるころには古墳の築造はほとんど見られなくなる。



写真 4-12 賤機山古墳全景・石室・出土遺物（静岡市提供）

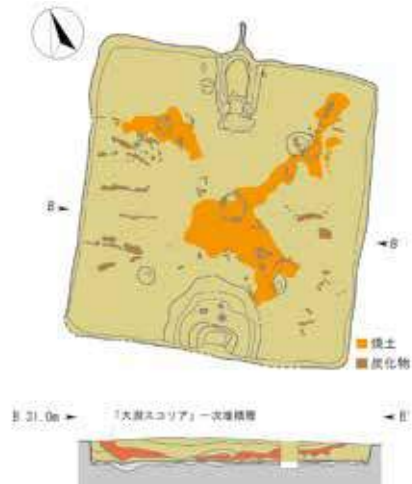


図 4-4 宮添遺跡の住居（富士市提供）



写真 4-11 宮添遺跡の住居（富士市提供）  
白色部が大淵スコリアの堆積。

## 第三節 富士宮市の古墳時代前期

### 新たな集落の誕生

本節では遺跡の立地などから、古墳時代前期における生業や社会の動きを推察していく。

弥生時代後期に星山丘陵上に栄えた大集落である月の輪上遺跡では、竪穴建物跡二七軒に対し掘立柱建物跡が七軒あり、集落内には住居のほか、掘立柱の祭殿や倉庫などが集約されていたと考えられる。ところが、それより西に位置する月の輪平遺跡（写真4-13、図4-5）では竪穴建物跡一一七軒に対し、掘立柱建物が二軒とその比率が急激に低下している。三世紀ごろに登場した月の輪平遺跡は、竪穴建物跡や掘立柱建物跡のほか、小型の竪穴遺構や小穴、そのほかに機能が不明な遺構二基を検出している。この集落では、二度の火災を被った痕跡が確認されており、最終期の火災の後、集落の造営が停止するに至っている。

遺物は甕や壺類、高坏などの土器類のほか、ガラス玉や銅鏃・鉄鏃・刀子の金属製品、砥石など多岐にわたって出土している。

これに加えて、月の輪平遺跡よりも一段下がった河岸段丘上に形成された月の輪下遺跡（図4-6）があげられる。

この遺跡では、竪穴建物跡が四軒、集石遺構が一一基、不定形の円形土坑が一基検出されている。ここで検出されている竪穴建物はいずれも六本の柱穴を有しており、隣接している月の輪平遺跡で検出している建物とは構造上大きな違いが見受けられる。加えて、検出されている集石遺構は建物の廃絶後、内部に築かれているものや



写真 4-13 月の輪平遺跡出土土器



図 4-6 月の輪下遺跡平面図



図 4-5 月の輪平遺跡平面図

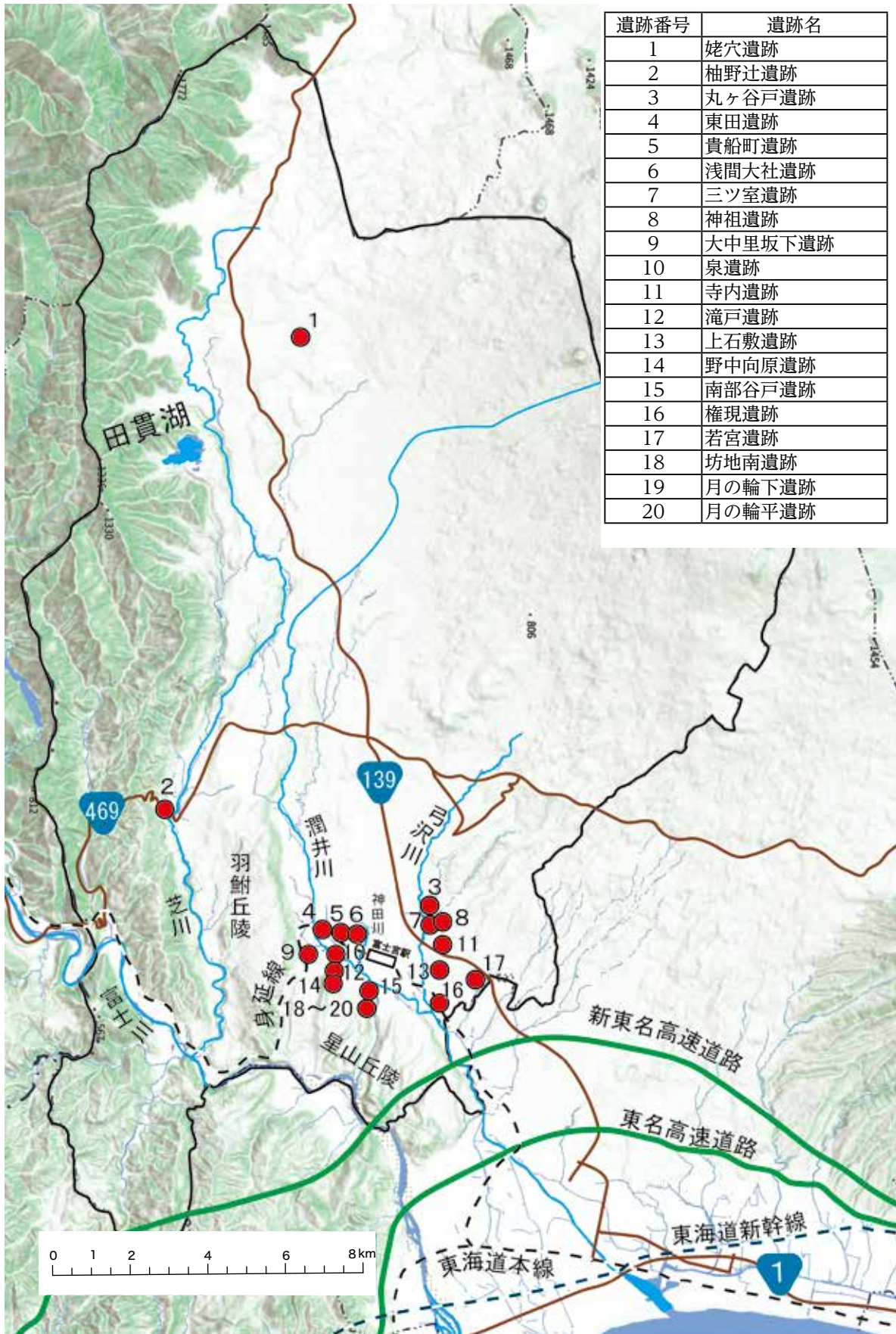


図 4-7 富士宮市の古墳時代前期遺跡分布図（地理院地図 Vector を加工して作成）

巨岩の周辺に築かれるものなどがある。このような状況から、この遺跡は祭祀性の強い特殊な遺跡だと考えられる。

このことから、古墳時代に入る頃になると、弥生時代後期のさまざまな機能を集約していた月の輪上遺跡に対し、立地を違えて機能を分化するようになった新たな集落である月の輪平・月の輪下遺跡の登場は、新たな時代の幕開けを示している。

月の輪平・下遺跡のほか、古墳時代前期の集落として滝戸遺跡・泉遺跡・東田遺跡があげられる。

### 多様な生業

滝戸遺跡（図4-8、写真4-14）は星山丘陵に立地し、市立第三中学校（野中）を中心として発見されている。多くの竪穴建物や掘立柱建物のほか、方形周溝墓も多く検出されており、居住域と墓域が比較的近接した集落であったことが予想される。月の輪平・下遺跡と同じ丘陵上に立地していたことから、これらの遺跡では、畑作や狩猟採集を中心とする生業が営まれていた可能性が考えられる。

このような遺跡が確認される一方で、泉遺跡と東田遺跡は潤井川中流域に展開する沖積地内に立地している。これらの遺跡は水田を広域に形成することも可能であり、水田稲作を中心に生活を営んでいた可能性がある。

泉遺跡は四度の発掘調査により、弥生時代後期から古墳時代前期まで継続する竪穴建物跡が合計で六五軒、掘立柱建物跡が二軒、溝が三条など多くの遺構が検出されている。遺物も豊富で種類も多様である。また、他地域の型式の土器も多く、東遠江や伊勢湾沿岸地域、畿内地域のもまで出土している。

泉遺跡の北側には東田遺跡があり、ここでも古墳時代前期の集落



写真 4-14 滝戸遺跡出土土器



図 4-8 滝戸遺跡調査区

が発見されている。

両遺跡では他地域の土器が見られることから、遠方の地域とも活発に交流していた拠点的な集落であったと推測できる。

このように、弥生時代後期から古墳時代前期にかけての富士宮市域の遺跡立地を概観することで、多種多様な生業や交流を垣間見ることができる。

### 新天地開発と地域再編

弥生時代後期から継続して古墳時代前期に集落を形成した人々がいる中、新天地へと進んだ人々の痕跡も古墳時代前期には確認できる。

弓沢川流域や小泉、大岩地区は弥生時代後期の遺跡はわずかである。しかし、弥生時代終末期から古墳時代初頭になると遺跡数が急増していく。この中でも、象徴的な遺跡が大岩地区に所在する丸ヶ谷戸遺跡である。

この遺跡では、大型の竪穴建物跡と前方後方型周溝墓が見つかっている(図4-9、写真4-15・16)。この竪穴建物跡の基本的な構造は、当該期に確認される建物とほとんど差異はないが、 $8.8\text{m} \times 8.2\text{m}$ を測る大規模なもので県内でも有数の規模を誇っている。このような大型の建物は大人数が集まり、共同体間の交流の場である可能性があり、墓前での祭祀が行われた場であったと考えられる。

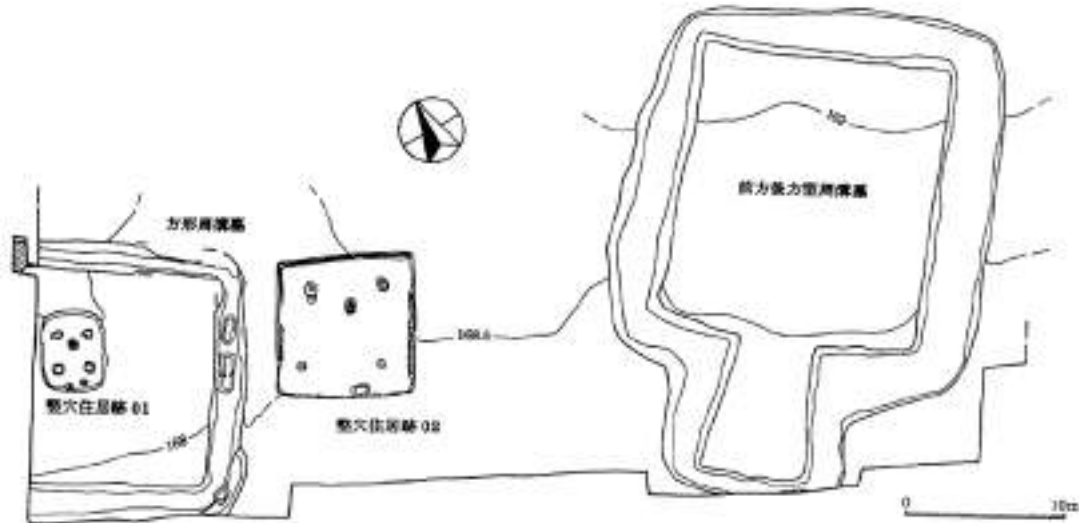


図 4-9 丸ヶ谷戸遺跡第一次調査平面図



写真 4-16 丸ヶ谷戸遺跡前方後方型周溝墓出土土器



写真 4-15 丸ヶ谷戸遺跡前方後方型周溝墓全景

前方後方型周溝墓は、弥生時代末ごろの築造と考えられる。全長約二六mを測り、その主軸を富士山に向けている。遺物は甕や壺類をはじめ、高坏などが出土している。丸ヶ谷戸遺跡は、他地域の土器の出土が目立ち、近畿・北陸・伊勢湾沿岸地域のものが確認されている。また、前方後方型周溝墓は濃尾平野地域の墓制であることから、弥生時代末ごろから古墳時代にかけて、この地に新しい文化がやってきたことを示していると考えられる。

小泉地区の神祖遺跡では、竪穴建物跡が一四軒見つかっており、その多くが重なり合って検出されたことから、複数回の建て替えが行われた大集落の可能性が考えられる(図4-10、写真4-17)。この遺跡にも丸ヶ谷戸遺跡と同様に大型の竪穴建物跡が確認されている。集落の全体像は明確になってはいないが、丸ヶ谷戸遺跡が墓域として機能していた時期には、有力な首長が住む集落であった可能性がある。

このほかに、竪穴建物七軒や区画溝一条を検出した上石敷遺跡や、棟持柱を有すると考えられる特異な建物と銅釧が発見された三ツ室遺跡などの遺跡が展開していく。



写真 4-17 神祖遺跡出土遺物



図 4-10 神祖遺跡調査区図

## 富士宮市指定文化財

## 三連甕形土器

この土器は、野中<sup>のなかむかひ</sup>向原遺跡から出土したと伝わる土器である。口縁の部分がS字状になっていることから、S字甕と呼ばれている土器を三個連結させている。この連結部分には、孔<sup>あな</sup>が開けてあり、液体を注ぐと三つの甕に均等に液体が流れるようになっていく。このような三個連結させた甕形土器は全国的にも非常に珍しく、ここまで完全な状態の物はほかにはないと思われる。S字甕は煮炊きに使われる実用的な土器であるが、この土器は一般的なS字甕の三分の一程度の大きさしかなく、特別な形態をしていることから、祭祀などの特殊な用途のものであると考えられる。

非常に珍しく貴重なものとして、昭和五五年（一九八〇）に市の指定文化財に指定された。

この三連甕形土器の類例としては、神奈川県平塚市の御所<sup>ごしよが</sup>ヶ谷遺跡や岐阜県賀茂郡坂祝町の東野<sup>あきの</sup>遺跡から出土している。



写真 4-19 三連甕形土器（上から）



写真 4-18 三連甕形土器（左）と通常のS字甕（右）

## 第四節 富士宮市の古墳時代中期

### 遺跡の激減と不安定な生活環境

古墳時代中期は全国的に古墳が巨大化し、古墳時代の全盛期を迎える時期である。日本一の規模を誇る大仙陵古墳（伝仁徳天皇陵、写真4-12）もこの時期である。

しかし、このような時代の中で富士宮地域の遺跡は急激に減少し、人の活動の痕跡はわずかになつてしまう。

そのうちのひとつとして大宮城跡（元富士大宮司館跡）がある。この遺跡は、富士山本宮浅間大社東側の小高い丘陵に位置しており、市立大宮小学校（元城町）を中心として広がっている。古墳時代中期以前の遺物としては、弥生時代後期から古墳時代前期にかけての物が確認されており、この頃から人々の活動があつたと考えられる。しかし、竪穴建物などの遺構は確認されていない。古墳時代中期に該当する遺構は、竪穴建物跡が一八軒、土坑が二基検出されている（図4-12）。竪穴建物跡の多くに焼土が確認されることから、火災を受けた可能性がある。遺物は土師器や須恵器が出土しており、須恵器については日本列島で導入されて間もない時期のものが出土している（写真4-20）。

このほかに、浅間大社遺跡では、竪穴建物跡などの明確な遺構は検出されていないものの、古墳時代中期の遺物が出土している（写真4-21）。本殿付近では、古墳時代前期の竪穴建物跡が見つかり、継続的に人々がこの場所を利用していたと考えられる。

富士宮地域における古墳時代中期の遺跡激減はなぜ起こつたのか。答えの一つに富士山の火山活動などの自然災害が考えられる。

五世紀ごろは、富士山南西麓から山宮浅間神社の位置まで流下した青沢溶岩流を伴う噴火があつたと考えられる。また、神奈川流域

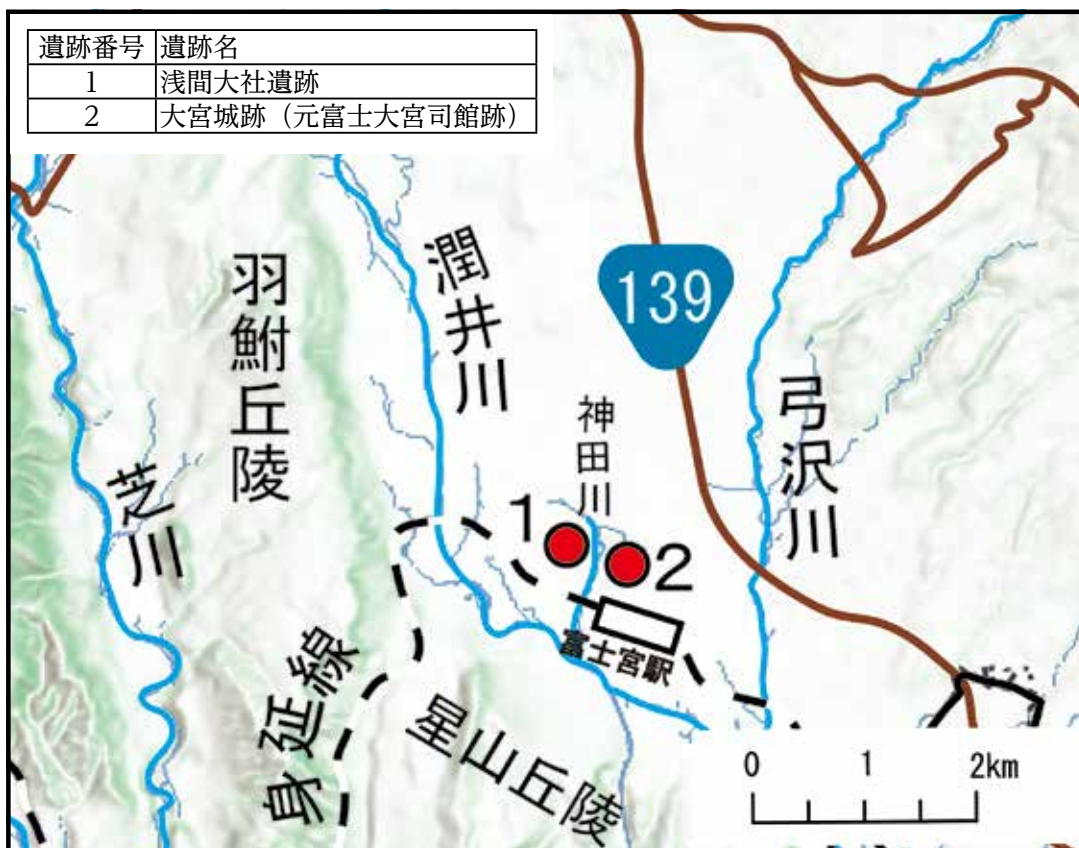


図 4-11 富士宮市の古墳時代中期遺跡分布図（地理院地図 Vector を加工して作成）

や富士市の遺跡では、遺構内にス  
コリアの堆積が確認され、富士山  
の火山活動が活発な時期であつた  
と想定される。

また、噴火関連の災害として、  
河川の下流域に噴出物が溜まると  
河川の氾濫を引き起こすことがあ  
る。富士市沖田<sup>わかた</sup>遺跡では、河川の  
氾濫による水害が確認されてお  
り、富士宮市域でも同様の水害が  
起こっていた可能性が考えられ  
る。富士宮市域における古墳時代  
中期は、噴火による自然災害に  
よって不安定な状況が続き、人が  
住みにくい状態が続いたのではな  
いかと想定される。

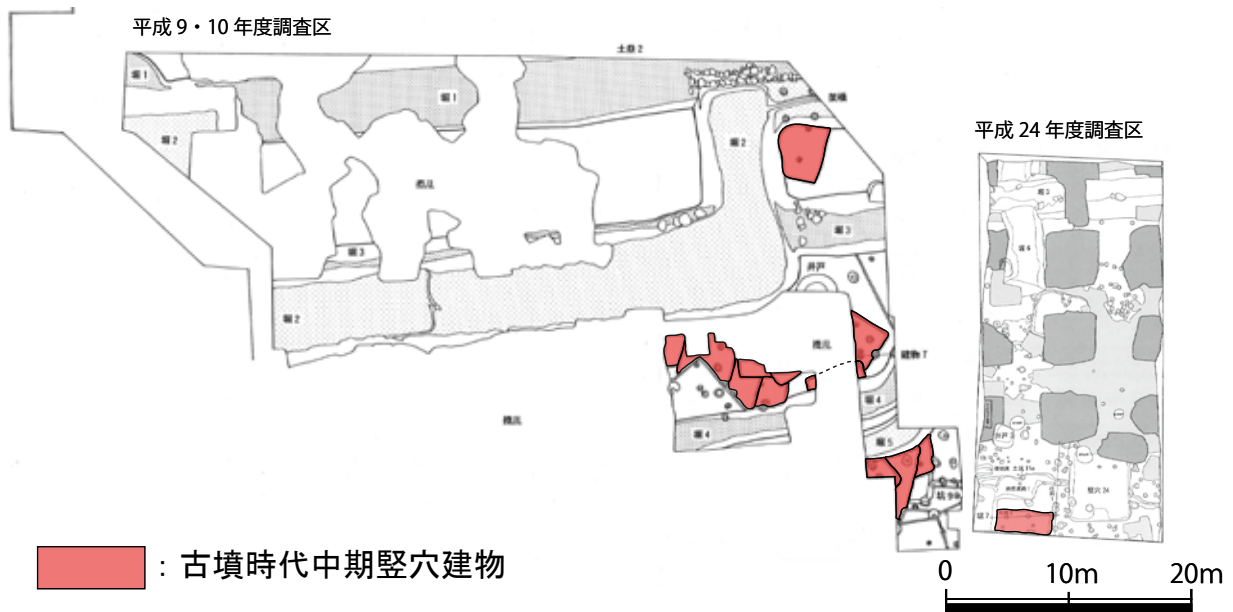


図 4-12 大宮城跡調査区図



写真 4-21 浅間大社遺跡出土遺物



写真 4-20 大宮城跡出土遺物

## 第五節 富士宮市の古墳時代後期

### 集落の再増加

古墳時代後期には、中期から出現した神田川周辺の遺跡が継続して活動を続ける中、中期に一度途絶えてしまった潤井川流域の沖積地や柚野地区で、古墳時代前期と同じように集落や人の活動の痕跡が再度確認されるようになる。このほかに、古墳時代前期の中心地からは場所をずらすものの、弓沢川周辺でも集落が営まれるようになる。しかし、星山丘陵には集落の痕跡は確認できない。

古墳時代中期から継続して後期に集落を営んだのが大宮城跡（元富士大宮司館跡）である。検出された遺構は竪穴建物跡四軒のみで、中期に比べてその数を減らす。カマドを据えるなど構造が変化し、遺物は須恵器や土師器などが出土している。中期から集落の中心が移動している可能性もあり、今後の調査によっては古墳時代後期の集落が大規模に発見される可能性もある。

浅間大社遺跡でもわずかであるが、大宮城跡同様に古墳時代中期から継続して後期の遺物が出土しており、人々の活動がうかがえる。しかし、竪穴建物などの明確な遺構の検出には至っていない。

大宮城跡や浅間大社遺跡で集落や人々の活動が確認されている一方で、潤井川流域の沖積地では、古墳時代前期に集落が営まれていた場所で再度集落が登場する。

泉遺跡はその中の一つで、古墳時代後期～奈良・平安時代にかけて営まれた集落である。弥生時代後期～古墳時代前期にかけて集落が登場するものの、古墳時代中期に一度途絶えてしまう。しかし、古墳時代後期には再度活動が確認され、竪穴建物跡が一〇軒検出されるほか、須恵器や土師器などの遺物も出土している（図4-14、写真4-22）。

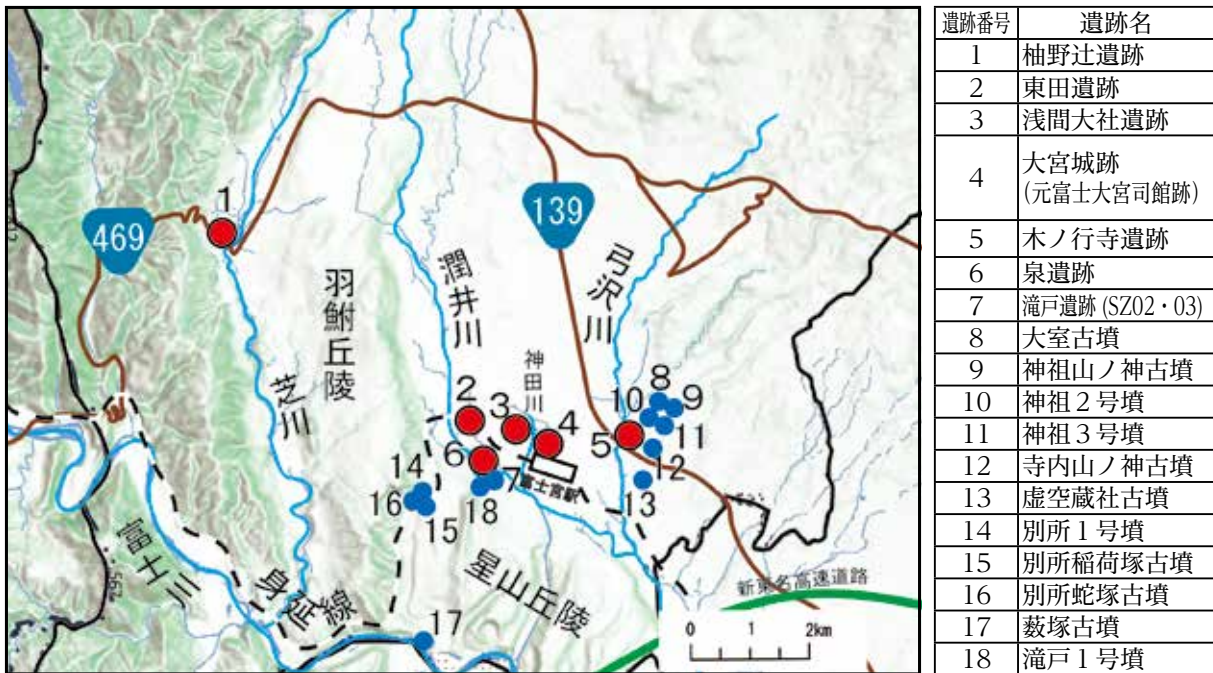


図 4-13 富士宮市の古墳時代後期遺跡分布図 (●:遺跡●:古墳、地理院地図 Vector を加工して作成)

泉遺跡の再登場に連動するように、やや北側に位置する東田遺跡も集落の活動を再開する。東田遺跡では、古墳時代後期の竪穴建物跡が三軒検出されており、古墳時代後期の遺物も出土している（図4・15、写真4・23）。東田遺跡の同じ調査区では、古墳時代前期の竪穴建物跡が一〇軒見つかったため、集落の規模が縮小、もしくはその中心地を移動している可能性が指摘できる。

東田遺跡と泉遺跡は同時期に南北に営まれていた集落であり、お互いにつながりを持ちながら拠点的な集落として活動をしていた可能性を指摘できる。

県立富士宮東高等学校（小泉）を中心として広がる木ノ行寺遺跡では、古墳時代後期の集落の一部が発見されている。竪穴建物跡が二軒見つかったほかに、溜井と呼ばれる水を貯える施設が発見されている（写真4・24・25）。この溜井は水が湧き出す層まで掘りこんでおり、湧水のメカニズムをうまく利用した施設を作り上げている。遺物も出土しており、須恵器や土師器が出土している（写真4・26）。この遺跡はおよそ六世紀前半ごろから奈良・平安時代にかかる八世紀ごろまで継続して営まれた集落である。

前節で紹介したように、古墳時代中期には、人の活動の痕跡がほとんど確認できないまでに遺跡の数が減ってしまった富士宮市域であるが、古墳時代前期ほどのにぎわいとはいかないまでも、徐々にその生活を取り戻していった状況が遺跡の分布から読み取れる。

### 群集墳の造営

富士宮市域でも、古墳時代後期になると直径一〇m程の小規模な古墳が集まる群集墳が造営されるようになる。

滝戸遺跡で発見された群集墳は、富士宮市域の中でもいち早く造られたものである。滝戸遺跡は、星山丘陵の北西端部の潤井川に向

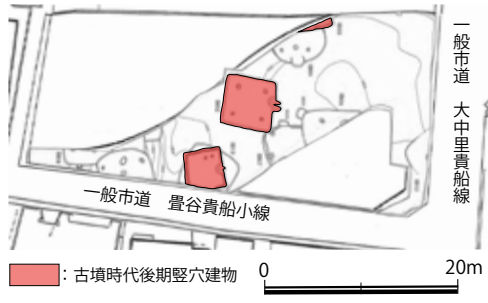


図 4-15 東田遺跡調査区図

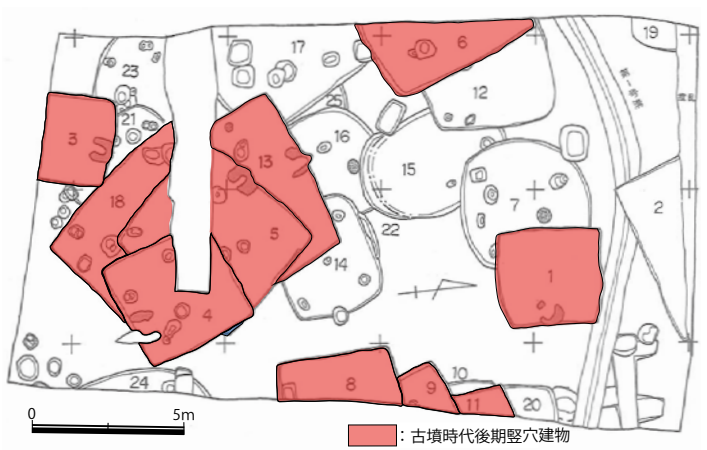


図 4-14 泉遺跡調査区図



写真 4-23 東田遺跡出土遺物



写真 4-22 泉遺跡出土遺物

かつてせり出した台地に形成された遺跡であり、縄文時代、弥生時代後期から古墳時代前期と連綿と人の痕跡が確認できる遺跡である。古墳時代中期の断絶の後、六世紀前半の古墳時代後期には、二基の円墳（図4-16のSZ02・SZ03）の痕跡が確認されている。両古墳共に一〇m以下の小円墳である。墳丘は後世の開発により削平を受けており、埋葬施設は残存していない。周溝のみ残存していることが確認されている。遺物はSZ02から須恵器、須恵器を模倣した土師器、剣形の石製模造品が出土している。

滝戸遺跡からやや南側には、滝戸遺跡を見下ろすように滝戸一号墳がある。この古墳は前方後円墳の可能性が指摘されており（富士宮市教育委員会 二〇〇三）、前述の滝戸遺跡の小円墳と合わせて初期的な群集墳として滝戸古墳群を形成していたと考えられる。

時代がやや進み、六世紀後半から七世紀ごろになると弓沢川流域や安居山、沼久保に古墳の築造が認められるようになる。

弓沢川周辺の古墳は、市の指定史跡に指定されている大室古墳や虚空蔵社古墳を始めとして、神祖山ノ神古墳・神祖二号墳・神祖三号墳・寺内山ノ神古墳があり、この時期に古墳の築造が増加する。いずれも一〇m前後の小円墳であり典型的な古墳時代後期の古墳である。時期は六世紀から七世紀ごろにかけてのものと考えられ、横穴式石室の採用が認められる。

安居山では、太刀や馬具、玉類が多く出土した別所一号墳や別所稻荷塚古墳、別所蛇塚古墳の別所古墳群が造営される。こちらの古墳も前述した弓沢川流域の古墳同様に、一〇m前後の小円墳で六世紀後半から七世紀ごろの築造であると考えられる。

沼久保の藪塚古墳は、後世の開発により消滅してしまい詳細な情報は多くないが、土師器の坏が見つかっている。

いずれの古墳も巨大なものではないが、滝戸古墳群を皮切りに、



写真 4-24 木ノ行寺遺跡竖穴建物跡



写真 4-25 木ノ行寺遺跡溜井跡



写真 4-26 木ノ行寺遺跡出土遺物

富士宮市域では古墳の築造が行われていく。

### 地域の再興と古墳時代の終焉

以上のように、富士宮市域では古墳時代後期から古墳の築造が盛んになる。いち早く古墳を造営し、滝戸古墳群を形成した集団は、古墳時代中期から集落を形成してきた大宮城跡や浅間大社遺跡の人々の首長である可能性がある。この時期に潤井川流域を再開発し、その後徐々に人々の活動が再開していくきっかけになったのではないだろうか。

その後、木ノ行寺遺跡の出現と連動するように周囲に古墳が造られる。同様に泉遺跡・東田遺跡の出現とともに別所古墳群も形成される。古墳時代中期に激減した生活領域を古墳時代後期には再興していった状況が垣間見える。

八世紀には、全国的な流れに従うように富士宮市域での古墳の築造は終焉を迎える。この時期には、富士市域で富士郡ぐんがとされる東平遺跡ひらひらがすでに営まれていたと考えられる。この遺跡は、多くの竪穴建物跡などが発見されている大規模集落である。八世紀においては、律令制の施行とともに富士郡の政治を行う場や寺院、集落が存在したと想定され、富士・富士宮市域にも律令制の時代が到来したことを示している。



写真 4-28 大室古墳

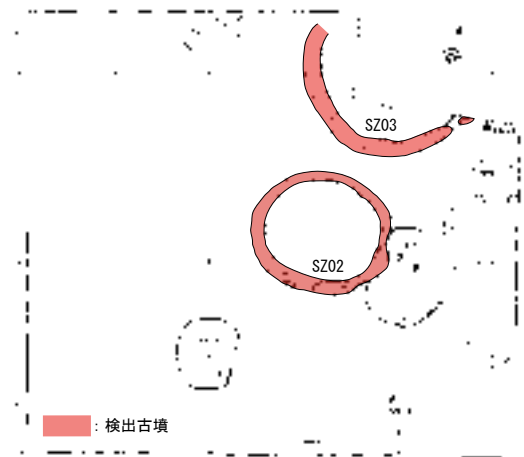


図 4-16 滝戸遺跡検出古墳 (SZ02・SZ03)



写真 4-29 大室古墳出土遺物



写真 4-27 滝戸遺跡 SZ02 出土遺物

別所一号墳出土資料

別所一号墳は市内安居山に所在しており、別所稻荷塚古墳と別所蛇塚古墳ともに小規模な群集墳を形成している。

学術的な発掘ではないものの、明治三五年（一九〇二）に身延線の開発にともない発掘された。古墳の内部からは、長さ一・七m、高さ一・六m、幅〇・九mの石室が検出され、この石室から、刀身三振、これら刀の鐔や柄頭などの刀装具、鉄鏃や鉄鏃の塊、馬具、装身具などが出土した。銀による象嵌で模様が施された鍔や金銅装の馬具や刀装具といった優品が多く、古墳に埋葬された人物はランクの高い人物である可能性が高い。

出土品からこの古墳の時期は六世紀の終わりから七世紀頃であると考えられる。出土品は東京帝室博物館（現東京国立博物館）に預けられ、現在も保管されている。

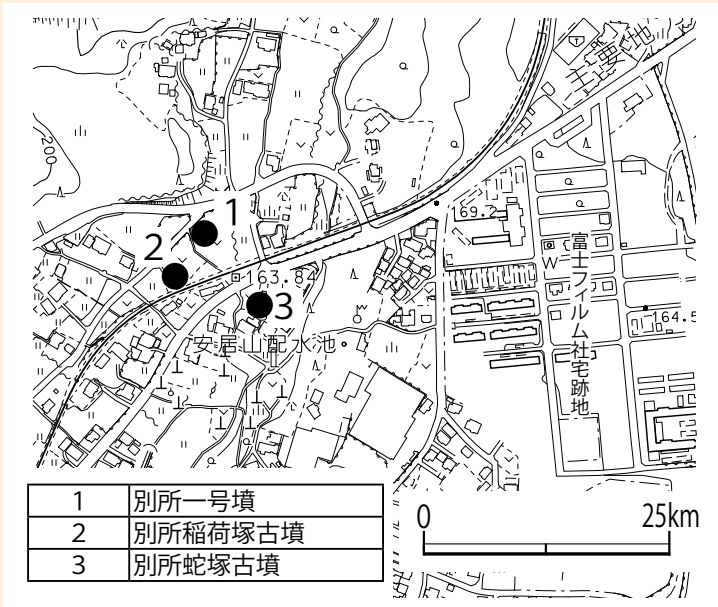
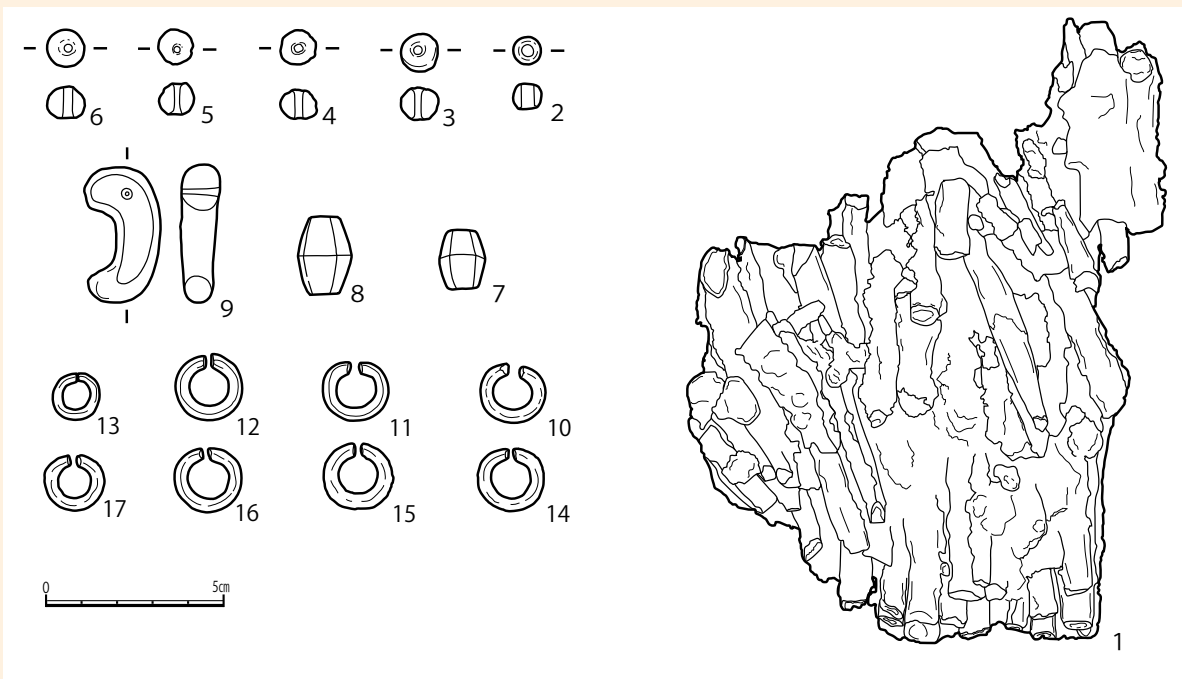
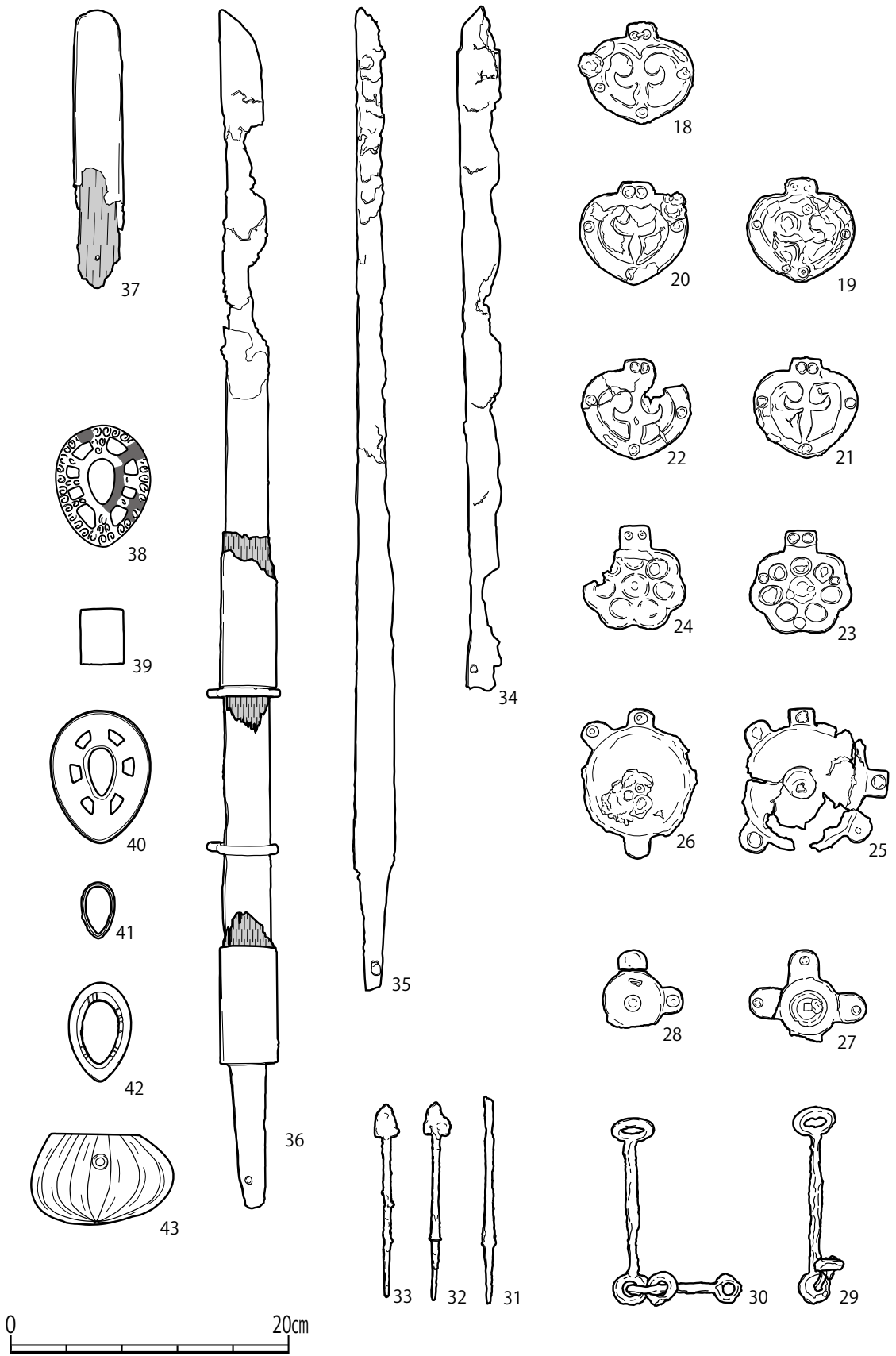


図 4-17 別所古墳群分布図



1. 鉄鏃 (塊) 2. 石製丸玉 3~6. ガラス製丸玉 7・8. 切子玉 9. 勾玉 10~17. 耳環 18~22. 心葉形杏葉 23・24. 花形杏葉 25・26. 雲珠 27・28 辻金具 29・30. 轡 31~33. 鉄鏃 34~36. 刀身 37. 鞘 (先端部) 38. 八窓透鍔 (銀象嵌) 39. 鉏 (ノバキ) 40. 六窓透鍔 41. 柄縁金具 42. 柄金具 43. 柄頭

図 4-18 別所一号墳出土遺物





# 第二編

## 古代・中世



# 第一章 古代・中世の富士宮地域

## 第一節 古代・中世の風土と生産

### 日本史のなかの古代・中世

日本の歴史について考える際には、特定の時代を指す言葉が必要になる。政権の所在地による「奈良時代」「平安時代」「鎌倉時代」「室町時代」「江戸時代」といった呼称のほかに、「古代」「中世」「近世」「近代」「現代」という時代名称もあり、これは支配のしくみや社会の構造の特質に基づいた、おおまかな時代区分である。

畿内きんないに誕生した政権は日本列島各地に力を及ぼし、やがて天皇を頂点とする統一国家が生まれる。列島の各地には「国」が置かれ、地域の住民は中央政権や国衙くが（国府）に租税を納めた。中国の支配体制を模した「律令制」によって統治がなされる時代が「古代」にあたるといえる。ところがこうした統治形態は永続せず、列島各地に「荘園」が生まれ、住民はそれぞれの荘園領主（中央の貴族など）に租税を納めるようになる。また、貴族の従者であった武士（武家）が力を伸ばし、鎌倉に武家政権（鎌倉幕府）が登場、京都に置かれた室町幕府は朝廷を圧倒して政治を司った。荘園と武家政権に象徴される新たな時代が「中世」にあたる。

「古代」「中世」の範囲は特定できないが、西暦六〇〇年から一一〇〇年あたりまでが古代、一一〇〇年から一六〇〇年までが中世とすると、いずれも五〇〇年続いたことになる。『富士宮の歴史 通史編Ⅰ』第二編「古代・中世」では、あわせて一〇〇〇年に及ぶ時代の富士宮地域のありさまと人々の歩みを跡づけていく。近世について

述べる『通史編Ⅱ』との境目は、この地域を統治していた徳川家康が関東に移封となった天正一八年（一五九〇）に設定し、ここまでのことがらを『通史編Ⅰ』で扱うこととした。

### 富士川の光景

現在の富士宮市の市域は、富士山の南西麓に位置し、富士川下流の左岸が大半で、一部に右岸を含んでいる。海には面しておらず、海そばにある富士市の北にあたる。山から海に向かって流れるいくつかの川によって、こ

の地域の地形は形づくられているので、まずは川の流れを見てみると、富士川・芝川・潤井川が北から南に流れており、芝川が富士川に合流したあと、富士川と潤井川が並んで流れ、海に至っている。（図1-1）



図 1-1 富士川・芝川・潤井川位置図  
(スーパー地形アプリを使用)

富士川は甲斐（山梨県）から流れてくる大河で、山梨県南巨摩郡身延町・南部町を通って富士宮市域に入る。下稻子・長貫と内房の間を流れ、さらに羽鮒・沼久保・星山と富士市北松野・南松野・木島の間を流れて、このあとは富士市内を進んで海に至る。現在の富士川はほぼ一本の大河だが、かつての光景は全く違っており、たくさん小さな川が網の目状に流れていたようである。

『日本書紀』の皇極天皇三年（六四四）七月条に「東国の不尽河の辺の人」である大生部多が登場し、「不尽河」と表記されている。（写真1-1）また、承和二年（八三五）六月、太政官符によって「駿河国富士河」に「浮橋」を架けるようにとの指示がなされており、これが「富士川」「富士河」という表記の初見である。

鎌倉時代に東海道を旅した人が書き遺した紀行文にも富士川の記事がいくつかみえる。貞応二年（一二二二）に富士川に来た『海道記』の筆者は、馬に乗って川を渡っている。弘安二年（一二七九）には尼阿仏（冷泉為相の母）が富士川に来て、「十五の瀬」を渡ったと書き遺した（『十六夜日記』）。弘安三年（一二八〇）に東海道を旅した飛鳥井雅有は、「富士川は袖がつくくらい浅くて、波もなかった。多くの瀬が流れ分かれている中に家が少々あった」と、その光景を描写している（『春の深山路』）。多くの「瀬」が流れ、馬に乗って渡ることができたというのが、当時の富士川下流の状況だったのである。

天正一七年（一五八九）、京都方広寺の建築のため、富士山麓から多くの木が伐り出され、その運搬に富士川も利用された。松平家忠（三河深溝城主）の日記には次のように記されている。

山で伐採された大木は陸路で南に運ばれ、沼久保で富士川に落とされたが、やがて「洲」にぶつかって止まった。雨で川が増水したのでまた動き出したが、川が浅いので

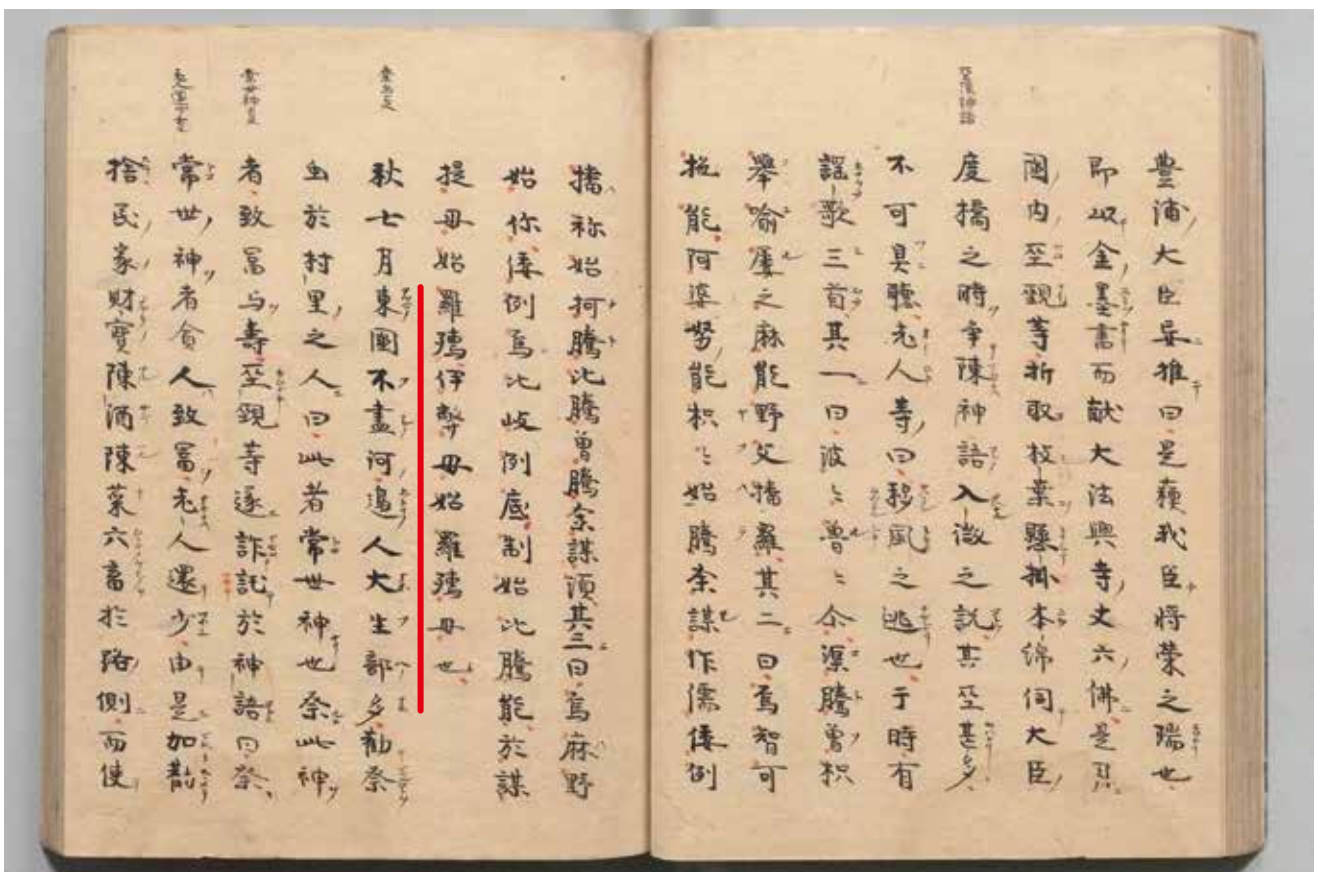


写真 1-1 日本書紀（国立公文書館蔵）

「東国不尽河辺人大生部多」という記述がある（赤線部）。

うまくいかず、結局は陸地に引き上げて吉原まで届けた。

沼久保・貫戸・富士市岩本あたりの、多くの瀬に分かれていない富士川でも水深はさほどなく、洲もあるので、船や木材を動かすのは困難だったようである。

## 潤井川と芝川

現在の富士宮市の中心街の南を流れている潤井川も、古代・中世の史料にその名をみせる。この川の源流は富士山麓の大沢崩れで、途中伏流水となり、やがて地表に出て大宮の南を流れ、富士市内(吉原の西)を進んで駿河湾に至る。

『万葉集』の中に「秋柏潤和川辺の小竹の芽の人には逢はね君にあへなく」「朝柏閨八川辺の小竹の芽の偲びて寝れば夢に見えけり」という和歌が収録されているが、ここにみえる「潤和川」「閨八川」が潤井川にあたる可能性は高いとみてよいだろう。

飛鳥井雅有は、富士川を渡ったあと「うるひ川」を渡り、その様子を書き留めた(『春の深山路』)。「田子の宿の端に川があり、うるひ川という。これは浅間大明神の宝殿の下から出ている「みたらし」の末だという」と、潤井川が浅間大明神(富士山本宮浅間大社(以下、浅間大社))宝殿の下から流れる「御手洗」の下流だと聞かされたことを記している。浅間大社境内の湧玉池は、かつて「御手洗水」と呼ばれ、ここから流れる川(現神田川)は潤井川に合流している。潤井川の本流は富士山麓から流れているが、東海道沿いの渡場にいる人々は、川のもとをたどると浅間大明神宝殿にいきつくこと認識していたのである。

天文二十一年(一五五二)八月、今川義元が富士浅間社(現浅間大社)

の神官にあてて出した朱印状の中に「宇流井河の東は樋爪まで」という文言がみえ、ここでは「宇流井河」と表記されている。

富士宮市の西北部から、かつての芝川町にかけては、北から南に向かって芝川が流れている。水源は富士山西麓の湧水地で、芝川地域の羽鮒・長貫で富士川に合流している。

天正一〇年(一五八二)十一月、徳川家康のもとで地域の統治にあたった井出正次が、用水の開削に関わる指示を出しているが、「横手沢村芝川井口、百間四方なり。井路一里余、堀幅三間通りなり」とみえ、「芝川」に面した横手沢(現内野)から用水路を作る計画が立てられたことがわかる(本編第四章第七節)。この用水は東南方面に開削され、飲料水や灌漑用水として利用された。

芝川から分流する用水路はほかにもあった。北山本門寺に所蔵されている『立正安国論』の奥書に「貞和五年(一三四九)四月二三日に、富士上方上野郷水口で、日源が書写した」と記されており、上野郷の中に「水口」という場所があったことがわかる。現在の富士宮市上条に「水之口」という地名があり、芝川のすぐそばに位置している。「水口」は「水路の入口」という意味なので、ここで芝川の水を取り入れ、用水路を通して南方に水を流していたものと考えられる。現在「大堰用水」という水路があるが、その原形は中世にさかのぼるとみてよいだろう。

## 山で暮らす人々

富士宮市の地域の大半は「山」で、山の中や麓で生活し、生業を営んでいる人々もたくさんいた。「山作」「山造」「木剪」「杣夫」などと呼ばれる人たちである。

永禄四年(一五六二)八月、今川氏真が「富士の山造四十人」に関する朱印状を出している(本編第四章第三節)。「北山・木伐山・三沢・

下方」の山作が対象だが、木伐山は富士宮市村山、三沢は富士市三ツ沢にあたりと考えられるので、北山から富士下方に至る潤井川東方の山麓に四〇人の山作がいたことがわかる。山作が以前から諸役を免除されていることを確認する内容の文書だが、「大宮や興国寺の普請などを勤めてくれているので、関銭などを納める必要はない」と記されており、山作が大宮城や興国寺城（沼津市）の普請にあたっていたことが判明する。四〇人の山作は今川氏の支配の拠点となる城の普請を担い、そのみかえりとして、ほかの役負担を免除されていたのである。

今川氏にかわって統治者となった武田氏も、前代と同様、山作たちに一定の奉公を命じ、諸役免除を認めた。元龜三年（一五七二）四月、武田信玄は富士北山の「山作衆」「木剪」にあてて朱印状を出し、今川氏の時と同じく諸役を免除するので、「御城の材木・板以下の奉公」をきちんと勤めるようにと指示している。

天正二年（一五七四）十一月、武田勝頼は富士北山の「杣取」弥左衛門と、四九人の杣夫にあてて朱印状を出し、「江尻・興国寺ならびに本栖・大宮御座席茸板・材木以下の奉公」を勤めているので、ほかの普請役は一切免除すると約束している。江尻城（静岡市清水区）や興国寺城の普請、本栖（山梨県富士河口湖町）や大宮の「御座席」（大名が泊る建物か）の茸板や材木の調達などを、北山の杣夫が担っていたことがわかる。

この朱印状には四九人の杣夫の住所と名前が列記されていて、山で生活する人々の広がりを知ることができる（表1-1）。上野・精進川・半野・佐折・内野・猪之頭は、潤井川や芝川の上流部の郷村で、そのほかの地名（御園・坂下・上平・おのさ・馬場・水まかり・町屋・中いと）は現在の富士宮市北山に含まれると推測される。現在の北山とその西に広がる一帯がまとめて「北山」と呼ばれているが、多くの杣夫がここで生活し、仕事をこなしていたのである。

地名	人名
みそ野（御園）	清左衛門、五郎左衛門、兵衛五郎、清右衛門
坂下	清九郎
上平	善右衛門
おのさ	新右衛門、与五右衛門
馬場	次郎左衛門
水まかり	宗左衛門、衛門四郎
上野	甚左衛門、次郎左衛門、源三郎
精進川	清七、次郎左衛門、弥三郎、善兵衛
半野	甚左衛門、文左衛門、善右衛門、新左衛門、次郎右衛門、新右衛門、孫右衛門、清左衛門、四郎兵衛、三右衛門、清次郎
さをり（佐折）	善右衛門、宮内右衛門、八郎左衛門、次郎右衛門、源左衛門
うつ野（内野）	新左衛門、新右衛門、甚左衛門、源右衛門、兵衛三郎、左衛門太郎、源六、七郎右衛門、縫殿右衛門、縫殿左衛門
猪之頭	七郎左衛門、縫殿助、五郎左衛門
町屋	孫右衛門
中いと	新三郎

表 1-1 武田家朱印状にみえる富士北山の杣夫

現在の富士宮市麓のあたりには、山に入って金の採掘にあたる「金山衆」と、麓にいて精錬を担当したと考えられる「麓衆」がいた。天正一〇年三月、武田氏滅亡という状況の中で富士郡に介入してきた小田原の北条氏（氏政・氏直父子）が、「金山衆・麓衆」に味方としての行動を促すよう北条氏規（伊豆韮山城主）に指示しており、この地域に「金山衆」「麓衆」がいて、軍事的役割も期待されていたことがわかる。駿河を押さえた徳川家康は、天正一一年（一五八三）五月、「金山二十二人衆」にあてて朱印状を出し、「今後城攻めの際には最前に馳せ参じ奉公すると申し出てくれたので、普請役は免除する」と約束している。坑道を掘り抜く技術を持つ金山衆は、城攻めの際には動員されて、敵城の水脈を断ち切るといった役目を果たしていたのである。

## 生業と生産

富士宮市域は海に面していないので、海産物は採れないが、潤井川や芝川から流れる用水路によって水田耕作は可能で、畑地も広がっていたと思われる。こうした耕地から産出される穀物や野菜などに依存しながら、人々の食生活は成り立っていた。中世の人々の食生活について具体的にわかるケースは少ないが、富士宮市域の場合は穀物や野菜の種類も含めてその実態をうかがうことができる。日蓮に帰依した駿河国富士郡の人々が食料品を甲斐国身延まで届け、日蓮が礼状を出しているが、ここに贈られた食物の品目や数量が具体的に書かれているのである。その一例として、上野郷を本拠としていた南条時光が日蓮に贈った食物（時光あての書状にみられる食物）を列記すると表1-2のようになる。

いちばん多く登場するのが「いも」である。「いも」「やまのいも」「いものいも」「いものかしら」「薯蕷」「蹲鴟」といった表記で、さまざま

まな「いも」がみえ、「いものかしら、石のように干されて候」とあるので、日蓮に贈られた「いものかしら」は干されて固くなった「干し芋」だったことがわかる。ちなみに「薯蕷」はヤマノイモ、「蹲鴟」はヤツガシラ（うずくまった鼻に似ているので蹲鴟という）の異称である。多くの場合「一駄」と記されており、馬に乗せて運ばれたものと推測される。

米は「米」「八木」「白米」「むきのしろきこめ」「焼米」といった表記でみえ、精米した「白米」や「焼米」も贈られていて、米から作ったと思われる「餅」や「十字（蒸餅）」も登場する。麦は「麦」「白麦」「小白麦」といった表記でみえ、俵や櫃に入れて運んでいる。

野菜や果物などもたくさんみえる。「大根」「ごぼう」「たけのこ」「薑」「わさび」「栗」「柑子」といったものだが、なかでも薑（しょうが）はひんぱんに贈られている。「こんにやく五枚」という記載もあり、当時から蒟蒻（蒟蒻芋が原料）が作られていたこともわかる。また生活に必要な「塩」や「油」も身延まで送り届けられている。

とくに注目したいのは「かわのり」（川海苔）で、芝川で採取されたものとみられる。「芝川海苔」（富士海苔）は地域の名産で、江戸時代には献上品だったが、これ以前の鎌倉時代、すでに芝川では川海苔が採れ、贈答品として利用されていたのである。

日蓮書状の年月日	南条時光が贈ったもの	史料番号
(文永 11 年か) 7 月 26 日	かわのり 2 帖、しやうかう (薑) 20 束	1216
(文永 11 年か) 11 月 11 日	柑子 1 籠、蕨若 10 枚、薯蕷 1 籠、牛房 1 束	1217
(建治元年か) 5 月 3 日	いものかしら 1 駄	1223
(建治元年か) 7 月 2 日	白麦 1 俵、小白麦 1 俵、河のり 5 帖	1226
(建治 2 年か) 1 月 19 日	もちろ 70 枚、酒 1 筒、いも 1 駄、河のり 1 紙袋、 だいこん (大根) 2 つ、やまのいも 7 本	1238
建治 2 年 3 月 18 日	いものかしら、河のり、わさび	1241
(建治 2 年か) 閏 3 月 24 日	塩 1 駄、あぶら 5 そう	1242
(建治 3 年か) 5 月 15 日	いものかしら 1 駄	1257
(建治 3 年か) 7 月 16 日	むぎ 1 櫃、かわのり 5 条、はじかみ (薑) 60	1258
(建治 4 年か) 2 月 25 日	蹲鴟、くしがき、焼米、栗、たかんな (笋)、す つつ	1271
(弘安元年か) 4 月 1 日	白米 1 斗、いも 1 駄、こんにやく 5 枚	1273
(弘安元年か) 7 月 8 日	むきのしろきこめ 1 駄、はじかみ (薑)	1279
弘安元年 9 月 19 日	塩 1 駄、はじかみ (薑)	1284
(弘安元年か) 閏 10 月 13 日	いゑのいも 1 駄、かうじ (柑子) 1 籠	1286
(弘安 2 年か) 1 月 3 日	餅 90 枚、薯蕷 5 本	1289
(弘安 2 年か) 8 月 8 日	塩 1 俵、蹲鴟 1 俵、はじかみ (薑) 少々	1304
(弘安 2 年か) 12 月 27 日	白米 1 駄	1316
弘安 3 年 1 月 11 日	十字 60 枚、清酒 1 筒、薯蕷 50 本、柑子 20、 串柿 1 連	1319
弘安 3 年 3 月 8 日	米 1 俵	1322
(弘安 3 年か)	白米 1 袋、いも 1 駄	1349
(弘安 4 年か) 3 月 18 日	蹲鴟 1 俵	1368
弘安 4 年 9 月 20 日	いゑのいも 1 駄、ごぼう (牛蒡) 1 つと (苞)、大 根 6 本	1372
(弘安 5 年か) 1 月 20 日	八木 1 俵、白塩 1 俵、十字 30 枚、いも 1 俵	1382

表 1-2 南条時光の贈り物

「史料番号」欄の数字は『静岡県史 資料編 5 中世一』の史料番号。

## 第二節 富士郡と富士上方、廬原郡と蒲原荘

### 駿河国富士郡

現在の日本列島は都道府県によって構成されているが、かつては「国」という単位があり、国の中には「郡」が置かれていた。富士宮市域のほとんどは「駿河国富士郡」の北部で、富士川右岸の内房は「廬原郡」（古くは「廬原郡」と表記）に属していた。

駿河国の中には志太郡・益頭郡・有度郡・安倍郡・廬原郡・富士郡・駿河郡という七つの郡があり、富士郡はそのうちのひとつだった（図1-2）。『日本書紀』皇極天皇三年（六四四）の条に「東国の不尽河の辺の人」である大生部多についての記事があり、富士は「不尽」という表記でその名を見せる。天平七年（七三五）に作られた平城宮出土の木簡に「富士郡古家郷小嶋里」「富士郡久式郷野上里」「富士郡嶋田郷鹿野里」と記されており（奈良国立文化財研究所 一九九〇）、これが「富士郡」という表記がみえる初見史料である。

天平一九年（七四七）、聖武天皇が奈良の金光明寺（後の東大寺）に封戸（人民とその家）を与えているが、駿河国益頭郡の五〇戸、富士郡の五〇戸が封戸に指定された。天曆四年（九五〇）に作成された東大寺の帳簿によれば、富士郡五〇戸は「久式郷」にあり、上納物は調絹二三三三丈、庸布二八段、中男作物の紙九三〇張、租穀二〇〇石で、調絹・庸布・租穀は銭に換算して納められたようである。

郡の中には「郷」という単位があり、五〇戸で一つの郷が編成された。平安中期に成立した『和名類聚抄』（写真1-2）に、駿河国富士郡には島田・小坂・古家・蒲原・駅家・大井・久式・姫名・神戸という郷があったと記されている。そのほとんどは現在の富士市域に所在したようだが、大井郷は井堰に関わる郷名なので上井出や猪頭（井の頭）の地名が残る富士宮市北部にあたると思われる（郵岡 一九〇二）、神

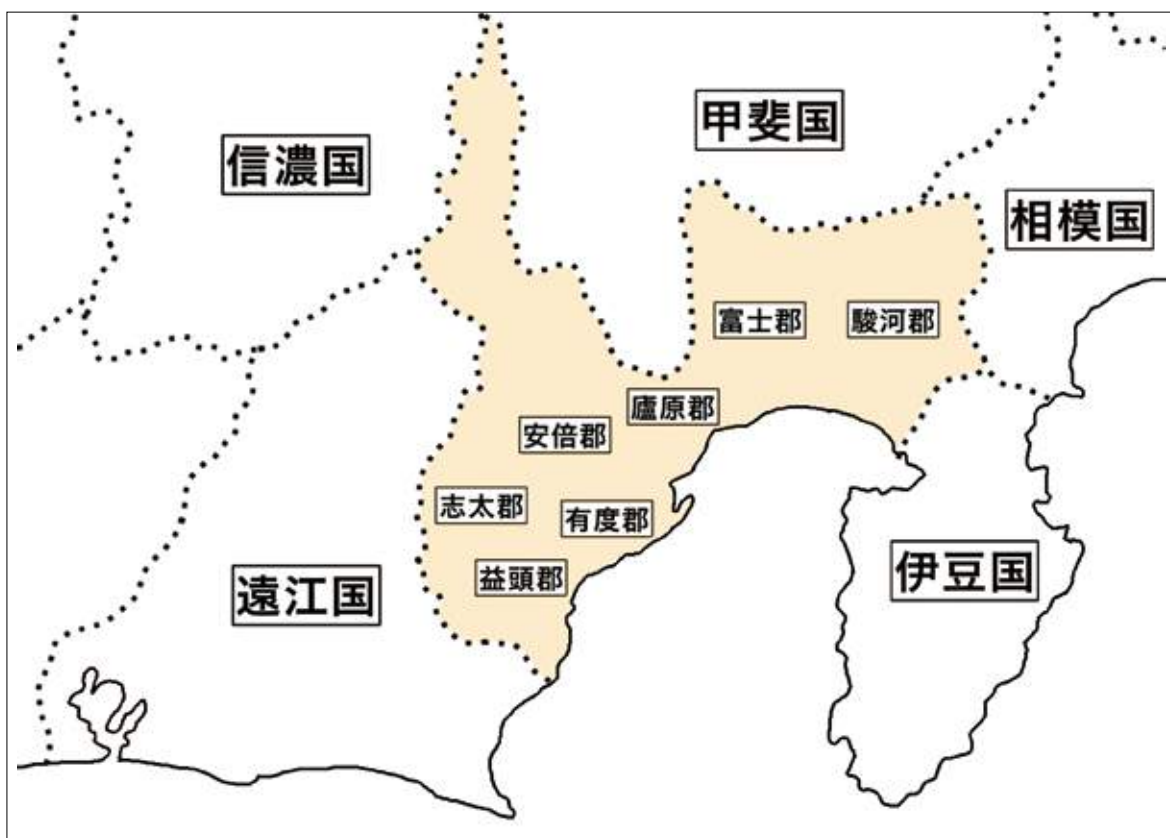


図 1-2 駿河国の各郡位置図

戸郷は富士宮市大宮とその周辺にあたるとする説も出されている（吉田 一九〇七、静岡県 一九三六）。

郡の中心地には役所（郡衙）が置かれ、大領をはじめとする「郡司」が郡内の統轄にあたった。富士浅間社（現富士山本宮浅間大社）の大宮司の家（富士氏）は、かつて「和邇部臣」と称した人々の子孫にあたるが、『浅間文書纂』所収の「富士大宮司系図」によれば、和邇部臣は孝昭天皇の子孫で、延暦一四年（七九五）に和邇部臣豊磨が「富士郡大領」に任じられ、このあと池守一國雄一淵魚一良清一清名一清嗣と続く子孫は富士郡の大領・擬大領・少領として郡の統治に関わったという。延喜二年（九〇二）には富士郡の官舎が盗賊集団によって焼かれたことを駿河国司が朝廷に報告しており、富士郡に行政を司る「官舎」が置かれていたことが確認できる。ちなみに富士郡の郡衙は発掘により、現在の富士市伝法付近にあったとされている（本章第四節）。

### 富士郡から富士荘へ

日本列島の支配構造は、中央政府一國一郡一郷という整然としたものだった。人々が所有する土地はすべて朝廷から与えられた「公地」で、租税は中央や国府に納められる形になっていたが、こうした体制を保ち続けるのは困難で、やがて「荘園」と呼ばれる私有地が生まれ、各地に広がっていく。地域の有力者が私有地を中央の権力者に寄進し、生産物の一部を上納する形をとることが多かったが、天皇家や摂関家なども収入源を得るため自身の荘園を増やしていった。そして駿河国富士郡も天皇家などが権益を持つ荘園となり、やがて「富士荘」と呼ばれることになる。

平安時代の末期、富士郡は天皇家の所領となり、年貢として綿（真綿）が上納されていたようである。治承二年（一一七八）に高倉天皇の皇

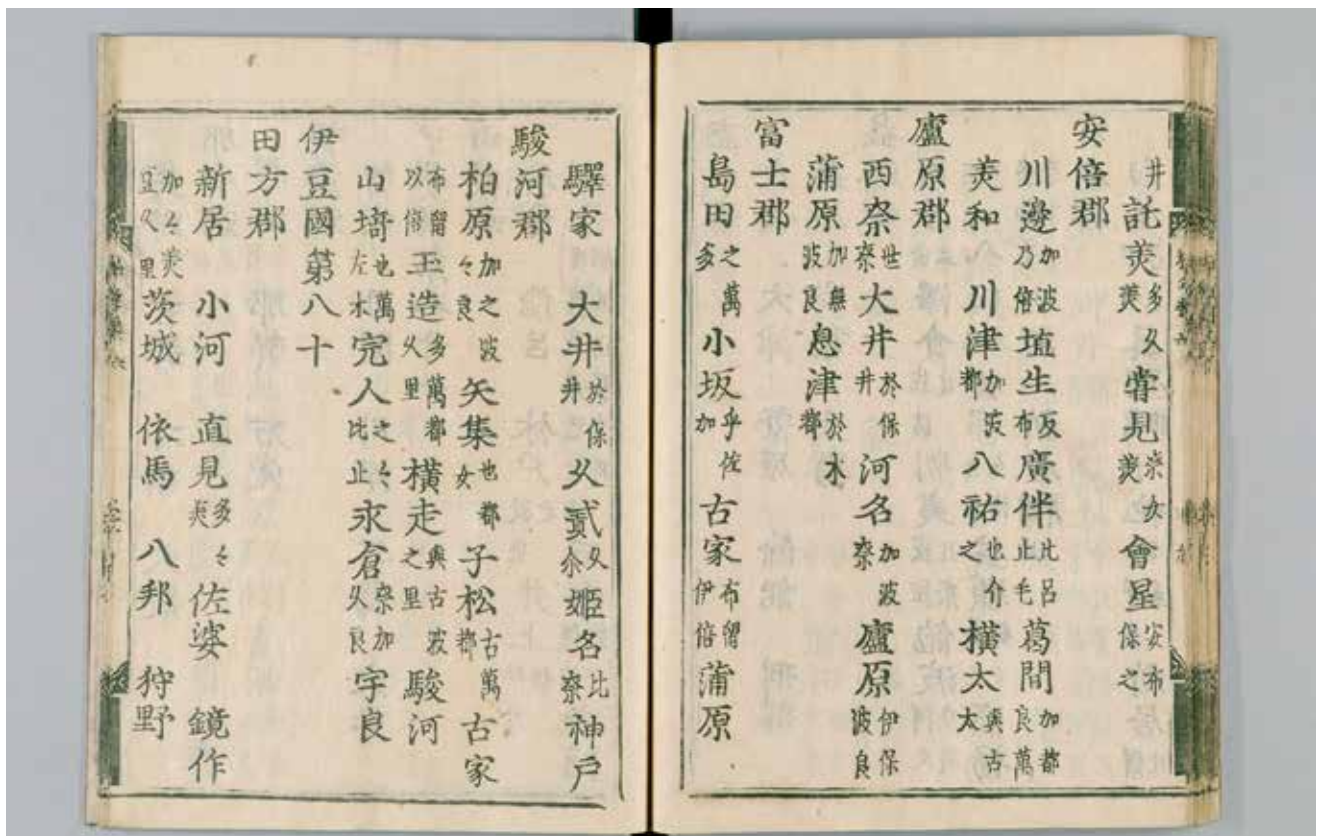


写真 1-2 『和名類聚抄』（国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/2544218>）

子（後の安徳天皇）が誕生した時、外祖父（母方の祖父）にあたる平清盛が嬉しさのあまり「富士の綿」二千両を後白河法皇に進上したと『平家物語』にみえる。当時富士郡（富士荘）は八条院（後白河法皇の妹）の所領で、清盛配下の人たちが管理にあたっていたようである。平氏が没落したあとは鎌倉の源頼朝が管理を委ねられ、富士荘は宣陽門院（後白河法皇の娘）の荘園として受け継がれた。建久六年（一一九五）には頼朝が綿千両を京都に送っているが、上納が滞ることもあり、建保四年（一二一六）には京進の綿が皆納されていないことが問題になり、「甘苔夫」（甘海苔を運ぶ人）を早く出発させることも鎌倉で議論されている。この「甘海苔」は芝川で採取された芝川海苔（富士海苔）だろうが、地域の名産品として荘園領主に納められていたのである。

鎌倉初期には年貢上納がなされていたようだが、こうした状況も長くは続かず、富士荘は実質的には消滅してしまう。そして富士郡のかりの部分は鎌倉幕府（北条氏）の管理下に置かれて「富士上方」「富士下方」という地域呼称が生まれ、海に近い地域では「賀島荘」「須津荘」という荘園が成立するのである。

### 富士上方・富士下方・賀島荘・須津荘

寛元二年（一二四四）一二月の鎌倉幕府政所奉行人奉書に「富士下方内諸社供僧職」「富士下方政所代兵衛六郎」という表記がみえるので、この頃には「富士下方」という地域呼称が存在したことがうかがえる（ただ寛元二年という年次記載については疑問も出されている）。「富士上方」という呼称も当時からあったと推測されるが、永仁六年（一二九八）に日興が門弟や檀那に与えた本尊を列記した『日興本尊分与帳』に「富士上方曾比奈郷住人楠王児」「駿河国富士上方成出郷給主南条平七郎母尼」「富士下方熱原郷住人神四郎」といった記載がみられ、曾比奈（富士市大淵字曾比奈か）と成出（小泉若宮の一带か）

が「富士上方」、熱原（富士市厚原）が「富士下方」に含まれていたことがわかる。これを皮切りに「富士上方」の表記をもつ史料が多く見られるようになり、郷村名を明記するものも存在する。それぞれの郷村の名が記された初見史料をまとめると表1-3のようになり、「上野郷」「北山郷」「大橋」「重須」「淀志田（淀師）」「青見方」「小泉郷」「上小泉郷」「成出郷」「曾比奈郷」「天万郷」「西山村」といった一帯が「富士上方」に含まれ（大橋は猪之頭の内か、青見方は大中里の内）、浅間宮（現富士山本宮浅間大社）や先照寺（大中里）も「富士上方」に属していたことがわかる。一方の「富士下方」に関わる史料は少ないが、前記した「熱原」（厚原）のほかに「久弐」（富士市伝法付近か）、「吉原」（富士市吉原）、「横尾」・「宇藤川」（富士市宇東川西町・東町）が「富士下方」に属していたことが史料から確認できる。

富士郡の中部から北部に至る広大な空間が「富士上方」で、その南に「富士下方」があったわけだが、両者の境目はどのあたりか。「天万郷」（富士市天間）は富士上方、「熱原」（富士市厚原）は富士下方なので、天間と厚原の間あたりを境にしていたと考えられる（入山瀬は下方か）。また、富士上方の「曾比奈郷」は近世の大淵村（富士市大淵）の内と推定されるので、大淵や杉田も富士上方に含まれていたと推測される。現在の富士宮市域（内房を除く）はすべて富士上方に属し、富士市域の天間や大淵も富士上方の内だったと考えられるのである。

富士郡の中に富士上方・富士下方という区域が生まれたわけだが、富士郡内には「賀島荘」「須津荘」という荘園もあり、それぞれ独自の地域を構成していた。賀島荘（賀嶋荘）は富士川と潤井川に挟まれた、富士市の岩本から前田に至る一帯で、室町時代には京都相国寺雲頂院・鹿苑院の所領だった時期もあった。須津荘は潤井川の東、現在の富士市今泉・比奈・中里・川尻の一带にあった荘園である。賀島荘

も須津荘もやがて荘園としての実態を失うが、その後も「賀島」「須津」は地域呼称として残ることになる。

	年月日	史料名	史料の中の表記
1	永仁6年(1298)	日興本尊分与帳	富士上方曾比奈郷、富士上方成出郷
2	徳治2年(1307) 2月17日	得宗家奉行人奉書 (南条時光あて)	富士上方上野郷
3	正和5年(1316) 閏10月20日	三位房竜象房間答記裏書 (日興が書写)	駿河国富士上方重須談所
4	康永4年(1345) 3月10日	富士直時讓状写	駿河国富士郡上方天万郷・上小泉郷半分・北山郷内上奴久間村
5	応永34年(1427) 5月4日	足利義持御判御教書写	富士上方内浅間宮供僧職
6	永正9年(1512) 2月7日	義忠寄進状 (日心上人あて)	駿河国富士上方西山村本門寺
7	大永3年(1523) 11月21日	由比光規讓状写 (由比寅寿丸あて)	富士上方青見方事
8	天文3年(1534) 11月7日	今川氏輝判物 (井出神左衛門尉あて)	駿河国富士上方淀志田之内弦巻田之事
9	天文12年(1543) 4月14日	今川義元判物 (井出左近太郎あて)	駿河国富士上方之内稲葉給
10	天文15年(1546) 9月25日	富士九郎次郎証状写 (日我上人あて)	駿河国富士上方小泉久遠寺之事
11	天文15年(1546) 9月29日	今川義元判物 (日我上人あて)	駿河国富士上方小泉郷久遠寺之事
12	天文18年(1549) 12月13日	今川義元判物 (井出善三郎あて)	富士上方之内大橋
13	天文24年(1555) 6月19日	今川義元判物 (先照寺あて)	駿河国富士上方先照寺之事

表 1-3 富士上方の郷村に関わる史料

## 廬原郡と蒲原荘

富士宮市域のほとんどは富士郡内だが、富士川の西南に位置する内房は庵原郡の内であった。庵原郡は古くは「廬原郡」と表記され、郡の中には西奈・大井・河名・廬原・蒲原・息津という郷があった（『和名類聚抄』、写真1-2）。郷名などからみて、現在の静岡市清水区（南部を除く）から富士市西部と富士宮市内房（富士川の西）に至る一帯が廬原郡の範囲と推定される。廬原郡の東南端（海のそば）に「蒲原郷」があり、現在の富士市西部や内房は蒲原郷に属していたものと思われる。

『先代旧事本紀』の「国造本紀」に、「珠流河国造」と並んで「廬原国造」がみえ、富士川から大井川に至る一帯は廬原国造の統治下にあったと推測されている。廬原郡大領などもつとめた「廬原君」はこの廬原国造にあたると思われる、いくつかの史料にその名を見せる。『古事記』に「孝靈天皇の子の日子刺肩別命は五百原の君の祖である」とみえ、『日本書紀』には天智天皇二年（六六三）の白村江の戦いの際、「廬原君臣」（「菴原公系図」には「臣足」とみえる）が援軍として派遣される予定があったと記されている（写真1-3）。天平一〇年（七三八）に作成された駿河国の正税帳には、正税の徴収役として「廬原君足磯」の名がみえ、承和二年（八三五）には「廬原公有守」と兄（柏守）が天皇から朝臣の姓を賜わっている（『続日本後記』）。『百家系図稿』所収の「菴原公系図」は廬原君の系譜と事跡をまとめたものだが、首麻呂は神護景雲三年（七六九）に国造に任じられ、大領も務めた人で、柏守・有守兄弟は首麻呂の孫（広道の子）にあたりと記されている。

廬原郡の中にも荘園が広がり、蒲原とその周辺には「蒲原荘」が成立した。富士市北松野の愛染堂にある愛染明王像の胎内札に、永正元年（一五〇四）一月二〇日に書かれた銘文があり、「駿州庵原郡蒲

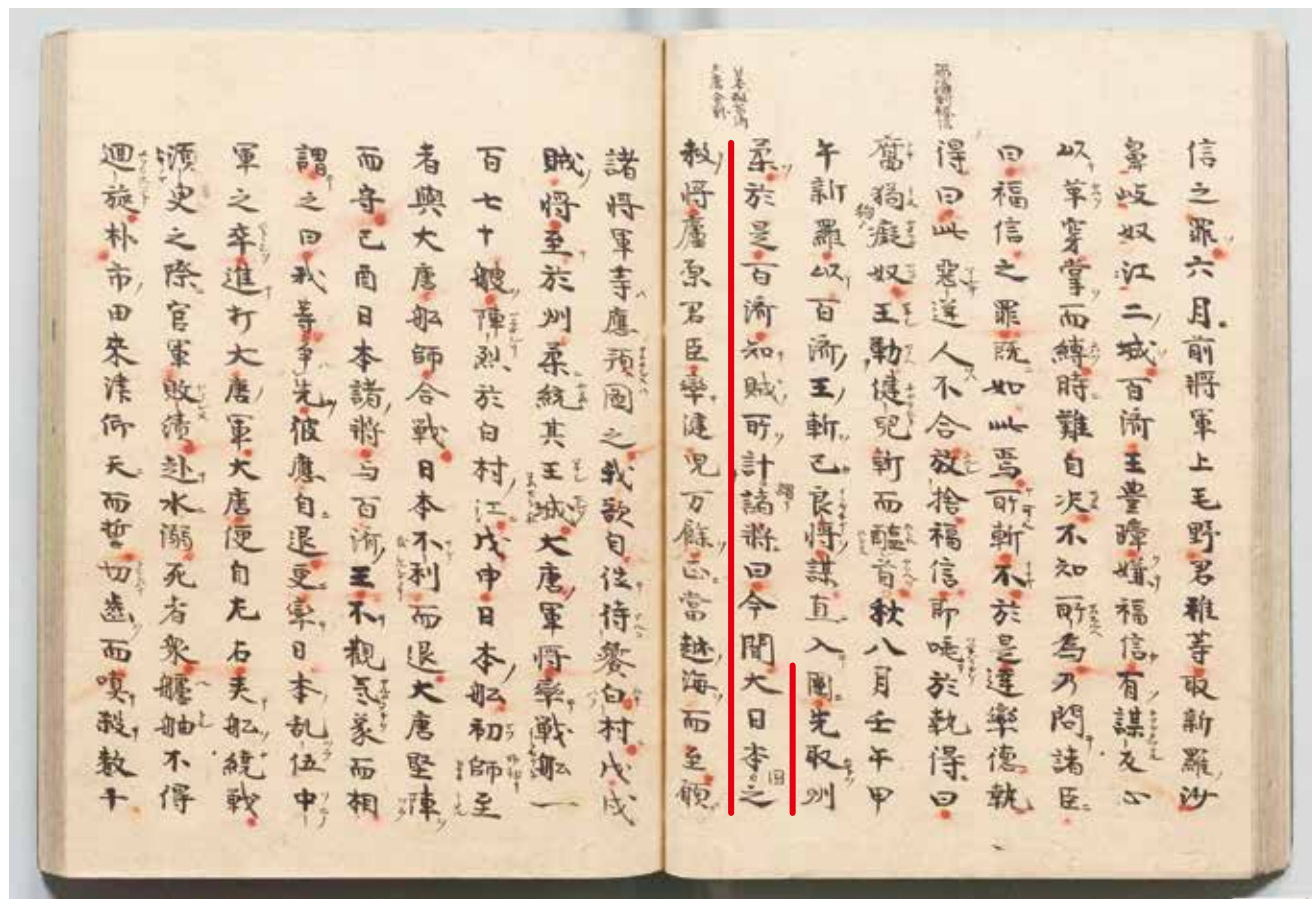


写真 1-3 『日本書紀』（国立公文書館蔵）

大日本の廬原君臣が健兒万余を率いて海を渡る予定だと記す（赤線部）。

原庄内房郷」の正禪庵しょうぜんあんにおいて愛染明王像の彩色がなされたと記されているが、「内房郷」が「庵原郡蒲原庄」の一部と認識されていたことがこの銘文からわかる。

蒲原庄は平安末期には成立して、村上源氏の中院家なかのいんや久我家が領家職りょうけを持っていた。文治四年（一一八八）六月に中原親能なかはらのちかよし（預所として管理にあたっていたか）が蒲原庄の年貢未進について鎌倉幕府に陳弁しているが、「文治三年分は今年の四月に積載して纜ろうなを解いた」と文書にみえるので、荘園年貢は蒲原で船に積まれ、海路で運ばれていたことを確認できる（写真1-4）。

承久三年（一二二二）に源雅清が蒲原庄の領家職を石清水八幡宮に寄進している。このとき蒲原庄は金剛心院こんごうしんいんの所領で（金剛心院が本所）、領家職が石清水八幡宮に変更され、金剛心院への年貢は八幡宮からきちんと上納するよう定められた。室町時代の応永七年（一四〇〇）には足利義満あしひらよしまつが蒲原庄を「料所」として駿河守護今川泰範やまのりに預け置いているので、当時の蒲原庄は足利將軍家の直轄領だったことがわかる。やがて荘園としての実態は喪失するが、「蒲原」という地域のまとまりは残り、「蒲原六郷」という呼称も生まれる。永祿二年（一五五九）一二月に今川氏真うじざねが朝比奈千世増ちよますにあてて出した所領安堵あんどの判物には「蒲原六郷の内中郷・鑰穴」とみえ、「中郷」（富士市中之郷）や「鑰穴」（中之郷の内）が「蒲原六郷」に含まれていたことがわかる。「蒲原庄」「蒲原六郷」の範囲は蒲原（静岡市清水区）から中之郷・岩淵・木島・松野を経て内房に至る一帯だったと考えられるのである。

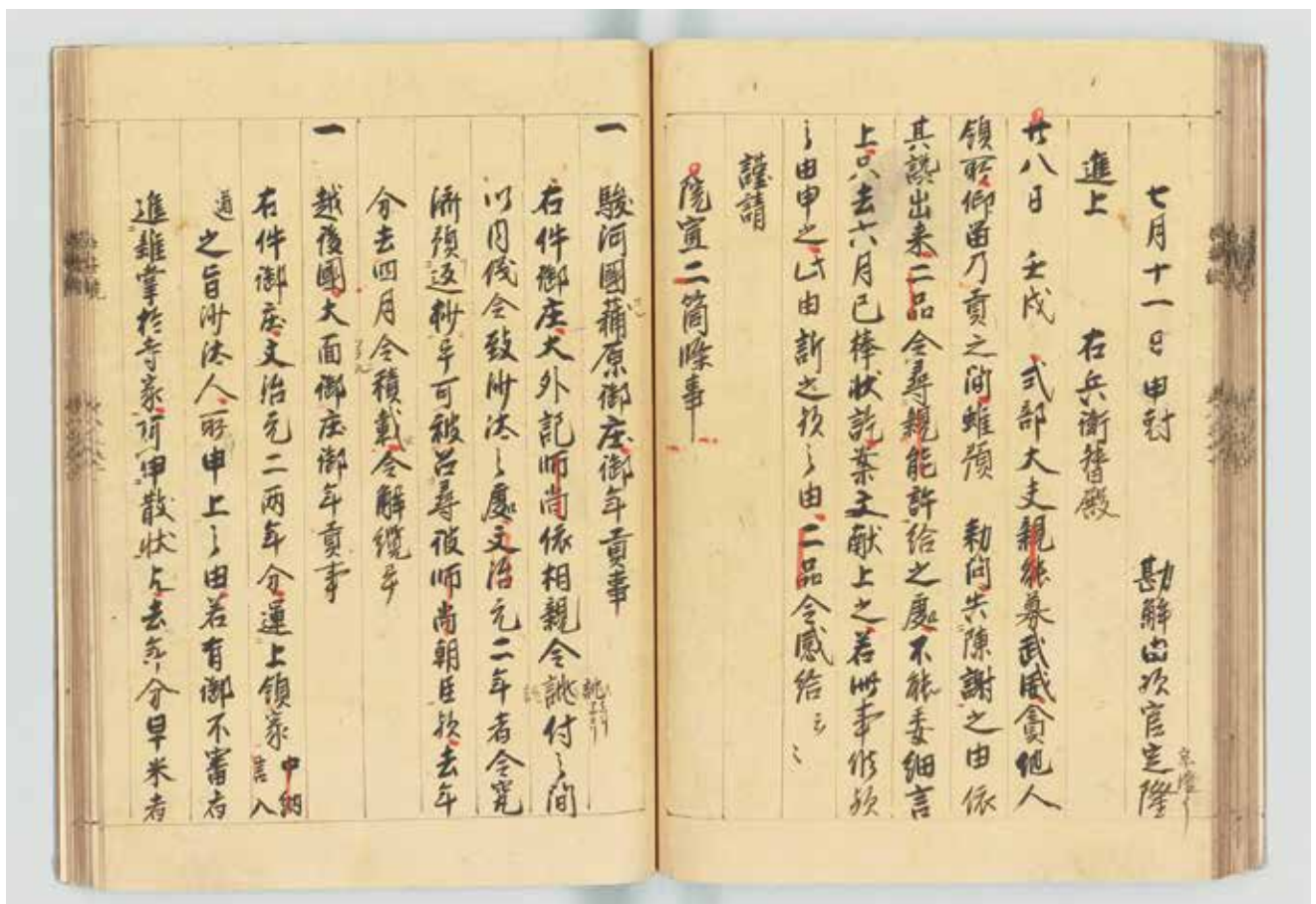


写真1-4 北条本『吾妻鏡』卷八（国立公文書館蔵）

### 第三節 郷村の広がり

#### 中世の郷村

古代の日本列島は、国―郡―郷という整然とした形で構成され、各地に五〇戸を単位とする「郷」が設定された。ただこの郷は現実の集落の状態を必ずしも反映していなかったため、やがて消滅し、中世になると人々の生活の単位である「郷」や「村」が表面に現れてくる。江戸時代には「村」という呼称に統一され、これが現在の地名（大字など）につながっていくのである。

江戸時代の集落（支配単位）は「〇〇村」という呼び方で統一されていたが、中世においては「〇〇郷」や「〇〇村」、あるいは地名のみの形で史料にみえる。「郷」の方が「村」より規模が大きいようであり、「郷」の中に「村」があるケースもある。村より小規模な集落は「〇〇名」などと呼ばれることもあった。

富士宮市域には多くの地名（大字）があるが、その源流をなす中世の「郷」や「村」も、当時の史料から存在を確認できる場合が多い。中世史料の中にはたくさん郷村名が記載されているものもあり、永禄二年（一五六九）二月に北条氏政が富士信忠にあてて出した判物（大宮城を回復した場合に所領を与えると約束）には「遊野郷」「淀師」「金宮」「外神」「小泉」「山本」「石宮」「貫戸」「若宮」「精進河」「北山」「星山」「村山」「木伐山」「神成」「大宮」「稲子」「杉田」「上野」「塩沢」「野中」といった地名が列記されている（写真1-5）。これは代表的なものだが、多くの史料に郷村の名が記されていて、中世における郷村の広がりを確認できる。

富士宮市域は広いので、「富士上方南部」「富士上方東部」「富士上方北部」「富士上方西部」「内房郷と橋上村」という五つのブロックに分けて、各地域における郷村の広がりをみていくが、そのための基礎

データとして、郷村の名がみえる史料を列記した表を作成した（222ページ）。

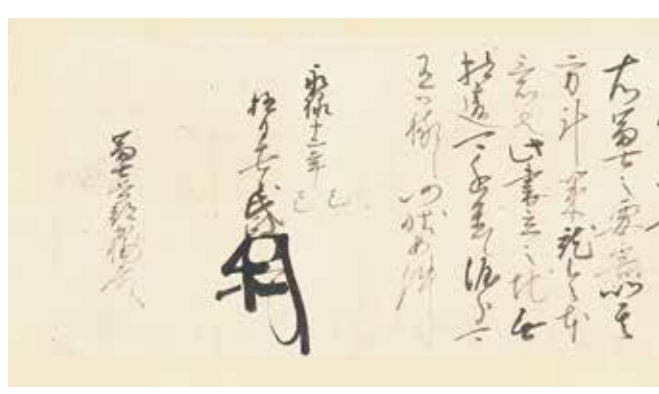
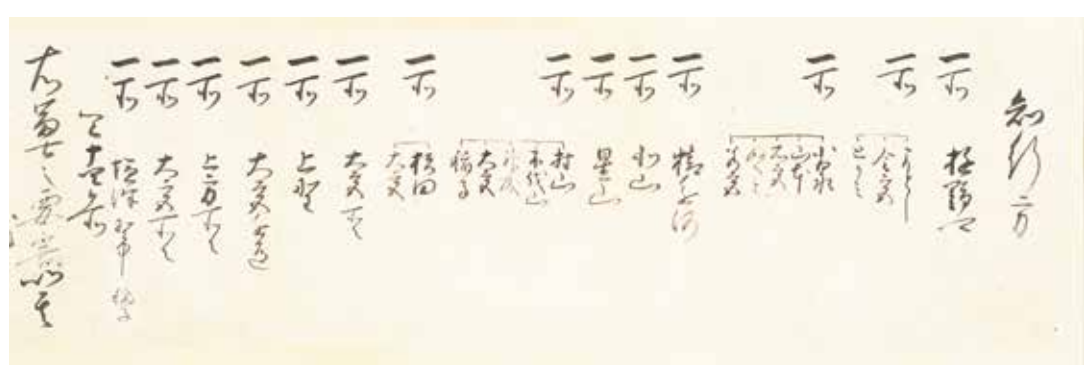


写真 1-5 北条氏政判物（大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵）

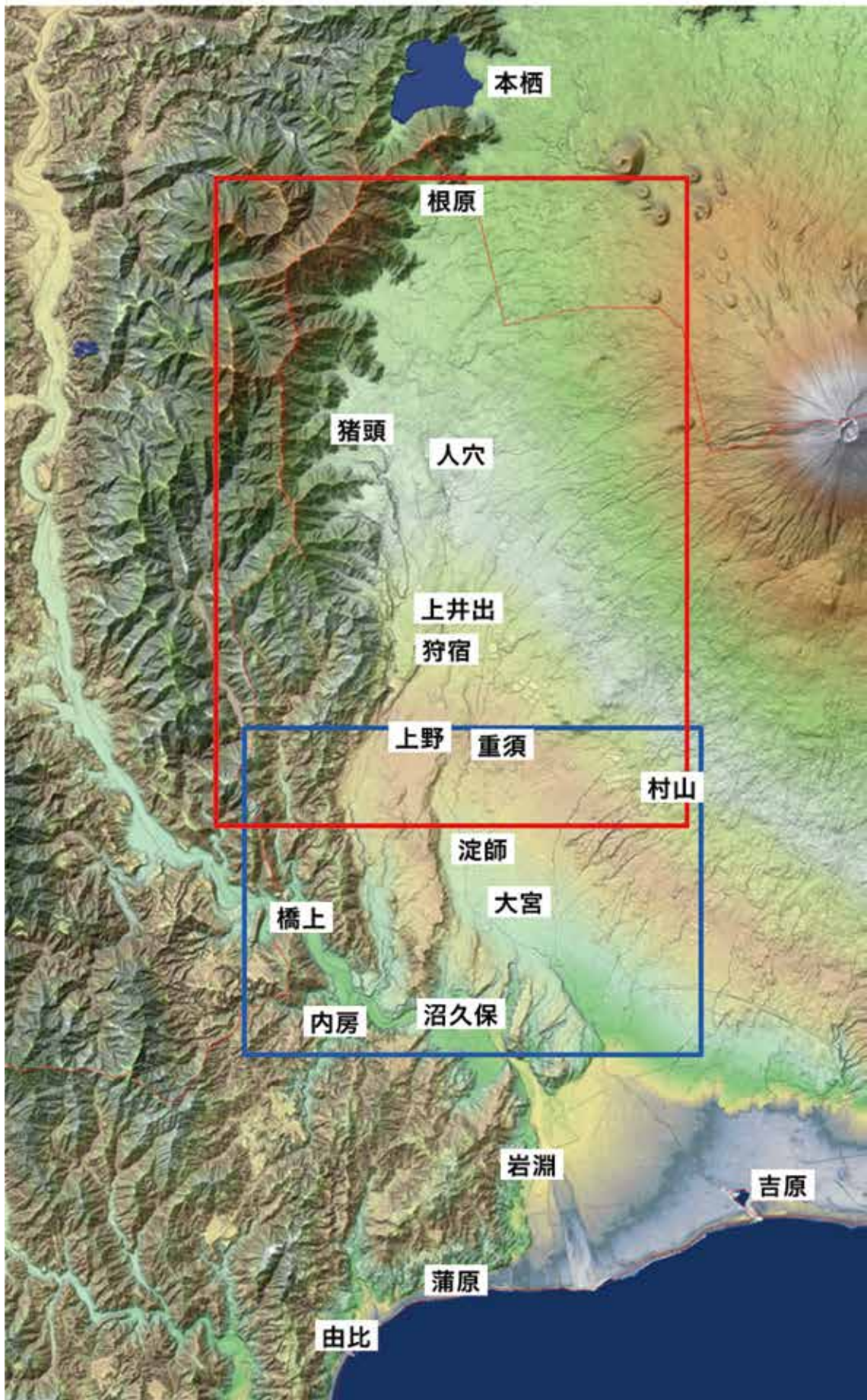


図 1-3 富士宮市域および周辺の主要郷村（スーパー地形アプリを使用）

富士上方南部の郷村 (図1-4)

まず大宮とその周辺(富士上方南部)の郷村についてみていきたい。江戸時代には大宮町・阿幸地村・源道寺村・黒田村・宮黒田村・野中村・上山本村・下山本村・天間村(富士市)・貫戸村・星山村・沼久保村・安居山村・上中里村・下中里村・青見村・淀師村・宮原村・青木村・外神村という村々があった。このうち宮黒田村は『寛永改 駿河国高附帳 富士駿東』(富士郡・駿東郡の村高などを記した帳簿で、慶安二年(一六四九)以後の作成。以下、『寛永改高附帳』)にはみえない(黒田村の内であろう)ので、その後に成立した村と考えられる。源道寺村は慶長一四年(一六〇九)の検地帳が初見、宮原村は『寛永改高附帳』の記載が初見で、中世の史料にはみえないが、ほかの村名のほとんどは中世の史料にみえるので、源道寺も宮原も中世から存在した郷村であろう。また上山本村と下山本村は「山本」、上中里村と下中里村は「中里郷」という表記で中世の史料にみえる。『寛永改高附帳』では上下に分かれているので、山本も中里も中世には一つの郷村で、近世初頭に上下に二分されたと考えられる。

そのほかの村は中世の史料にその名を見せ、古くからあったことが確認できる。ただ郷村名の表記が一定しないケースもあり、天間村は「天間」「天万」「天満」、淀師村は「淀師」「淀土」といった表記で文書に現れる。また安居山村は「青山郷」、沼久保村は「沼窪」とみえ、青木村は「大き」と史料にみえるので、かつては「おおき」と読まれていたと推測される。

江戸時代の村(支配の単位としての村)に名前はみえないが、中世の史料に現れる地名(郷村や名)もかなりある。「青柳」は東町字青柳、「木船」は貴船町や西町字木舟のあたりにあった郷村で、田中町・源道寺町・弓沢町にそれぞれ「字牛ムクリ」があるので、「うしむくり」は三つの町の境界付近にあったと考えられる。また「後代村」は宮町

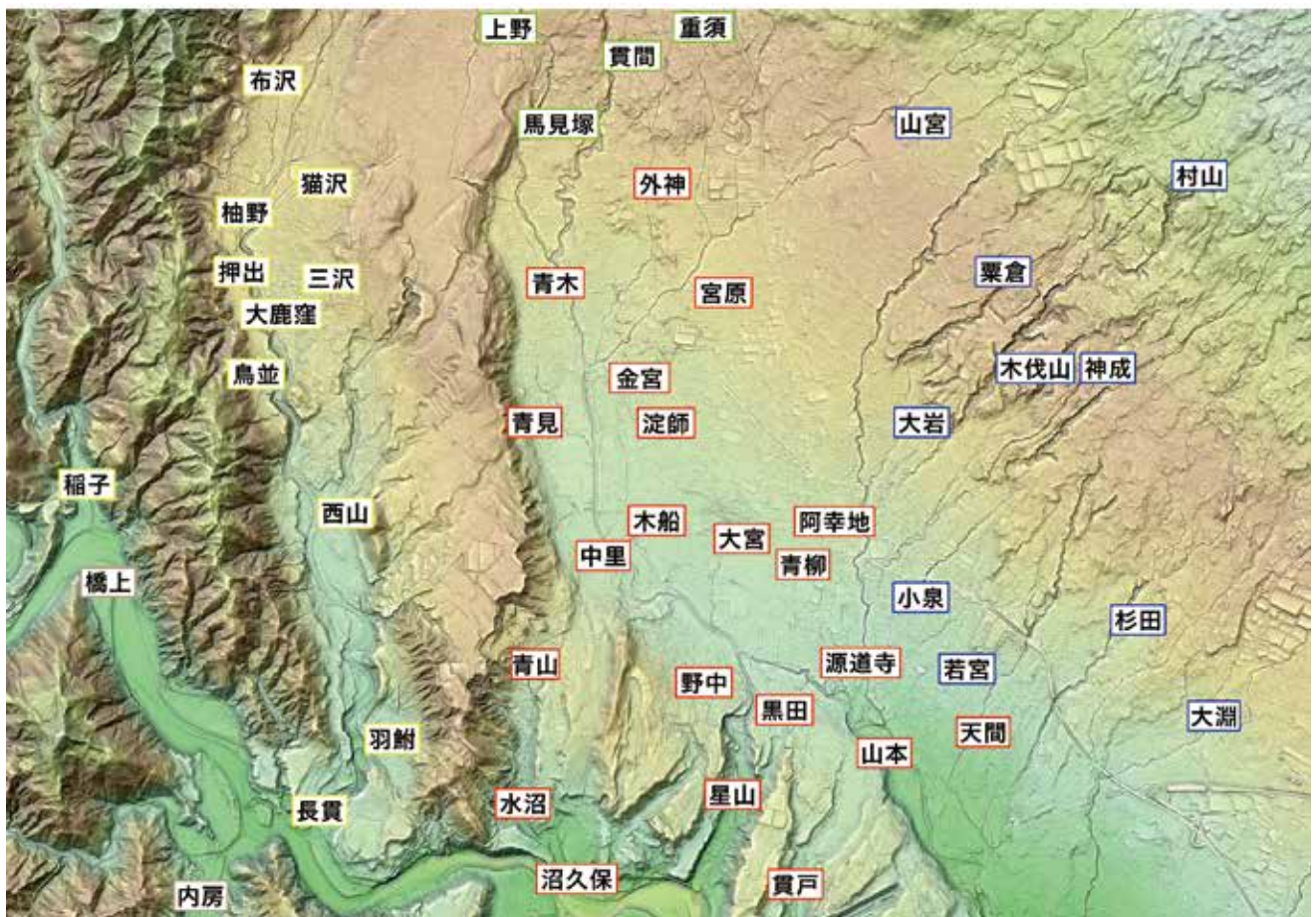


図1-4 富士上方南部・東部・西部の郷村と内房郷・橋上村 (スーパー地形アプリを使用)  
 □: 南部 □: 東部 □: 北部 □: 西部 □: 内房郷・橋上村

付近にあったと推定されている。中世の大宮周辺には「青柳」「木船」「後代」「牛むくり」という郷村や名が存在していたのである。また「石宮」は山本の中の字石之宮、「水沼」は沼久保の中の字水沼、「金宮」は淀師の中の字金之宮にあったと考えられる。「田中」の地名は残っていないが、「天間の内田中」と史料にみえるので、天間の中であつた郷村であることが確認できる。

### 富士上方東部の郷村 (図1-4)

続いて小泉から東、村山と富士山麓一帯(富士上方東部)の郷村についてみていきたい。江戸時代には上小泉村・下小泉村・若宮村・杉田村・大淵村(富士市)・大岩村・神成村・木切山村・村山村・栗倉村・山宮村といった村々があつたが、これらの地名は中世の史料にすでにみえ、古くから郷村があつたことがわかる。「小泉」の地名は古くからみえ、康永四年(一三四五)の富士直時讓状写に「上小泉郷半分」とあるので、「上小泉郷」「下小泉郷」という呼称があつたことがわかるが、このあとの史料には「小泉」「小泉郷」とみえるので、中世には「小泉郷」としてまとまつており、近世になってから正式に「上小泉村」「下小泉村」に分かれた、ということのようである。

郷村名の表記に注目すると、神成村は「神成」「神鳴」「雷」、栗倉村は「栗倉」「粟蔵」と複数の表記がみえ、木切山村は「木伐山」と記載されるのが一般的だつた。村山については「村山」「村山郷」と表記されるが、まれに「茂良山」と記された史料もみえる。

江戸時代の村に名前はみえないが、中世の史料に現れる地名もいくつかある。「田上原」は杉田の字田上原、「曾比奈」は富士市大淵の字曾比奈と考えられる。「成出」の地名は鎌倉後期の『日興本尊分与帳』に「成出郷」としてみえるが、『富士大宮神事帳』に「成出の若宮」とあり、若宮村の八幡宮を「成出の若宮」と称していたようなので、

若宮村近辺はかつて「成出」と呼ばれていたと推測される。天正四年(一五七六)の武田勝頼判物写に「成嶋・小泉」とあるが、翌年作成の『富士大宮神事帳』に「いぬ島」がみえるので、「成嶋」は「成嶋」の誤記とも考えられる。この成嶋は小泉近辺と思われるが、地名は遺されていない。

### 富士上方北部の郷村 (図1-5)

潤井川や芝川の上流域(富士上方北部)にも多くの郷村が展開した。江戸時代には北山村・馬見塚村・下条村・上条村・精進川村・狩宿村・原村・半野村・佐折村・内野村・上井出村・人穴村・猪頭村・麓村・根原村といった村々があつた。このうち「原村」は「寛永改高附帳」が初見で、「下条村」「上条村」は中世の史料には「上野郷」「上野」とみえ、かつては上野と呼ばれ、近世に下条と上条に分かれたと推測される。ほかの地名は中世の史料にすでにみえ、原の地名も中世から存在したと考えられる。

郷村名の表記に注目すると、馬見塚村は「馬見墓」「大豆塚」、猪頭村は「猪頭」「猪之頭」「井頭」、狩宿村は「借宿名」という表記で中世の史料にみえる。根原村は「根原郷」「根原」と書かれるのが一般的だが、「禰原関所」と記された史料もある。

江戸時代の村に名前はみえないが、中世の史料にみえる地名もたくさんある。「重須」(北山本門寺が所在)は江戸時代、北山村に含まれていたが、中世の史料には「重須郷」「重須」とみえ、独立した郷村だつたと思われる。ただ、大永二年(一五二二)の今川氏親判物に「北山の内本門寺」、天文五年(一五三六)の今川義元判物に「富士北山重須郷」とあるので、戦国時代になると重須は「北山の内」と認識されていたことがうかがえる。「貫間」は「北山郷内上奴久間村」「ぬくま」として史料にみえ、北山の字貫間にあたると考えられる。また、

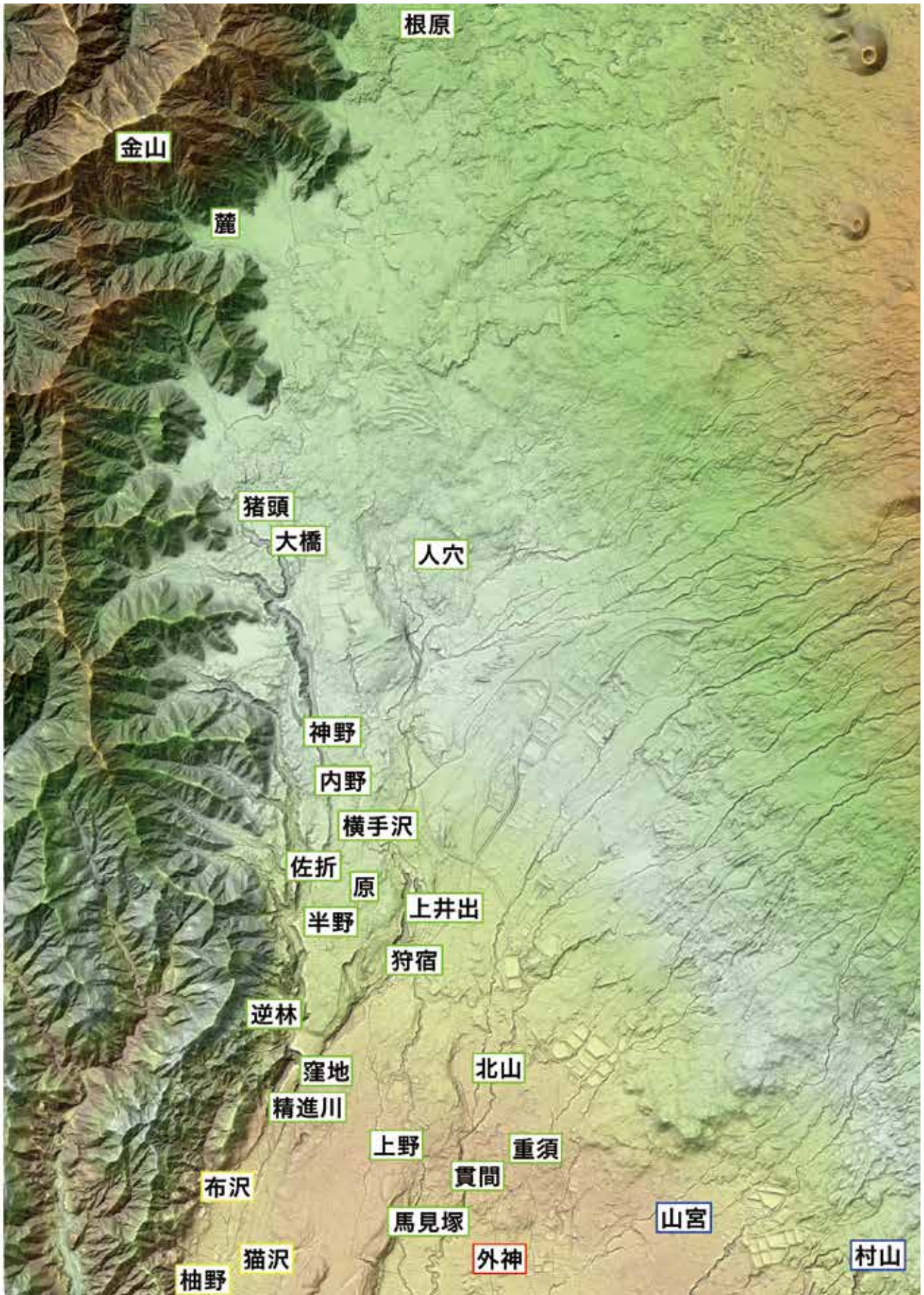


図 1-5 富士上方北部の郷村 (スーパー地形アプリを使用)

□：南部 □：東部 □：北部 □：西部

「窪地名」は精進川の字久保地周辺、「さかさはやし」は精進川の字坂林（かつては「逆林」といった、「横手沢村」は内野の横手沢、「神野」は内野の字上野<sup>かみの</sup>）、「大橋」は猪之頭の大橋にあったと推測される。麓村地内には金山があり、住人は「金山衆・麓衆」として史料に現れる。金山の坑道所有者を「金山衆」、里で精錬などに従事した人々を「麓衆」と称した。

「北山」は郷村の名であるが、精進川・上野・北山以北の一带をまとめて「北山」というケースもあった。天正二年（一五七四）一月、武田勝頼が「北山」の杣夫<sup>そまふ</sup>にあてて朱印状を出している。四九人の杣夫の中には上野・精進川・半野・佐折・内野・猪之頭の人が見え、こうした地域と北山を含む一帯が広い意味での「北山」と認識されていたことがうかがえる。

#### 富士上方西部の郷村（図1-4）

芝川の下流域を中心とする、かつて富士郡芝川町に属していた地域（富士上方西部）の郷村について、続いてみていきたい。江戸時代には羽<sup>は</sup>羽<sup>ふ</sup>村<sup>の</sup>・長<sup>なが</sup>貫<sup>か</sup>村<sup>の</sup>・大<sup>お</sup>久<sup>く</sup>保<sup>ほ</sup>村<sup>の</sup>・西<sup>せい</sup>山<sup>さん</sup>村<sup>の</sup>・鳥<sup>とり</sup>波<sup>なみ</sup>村<sup>の</sup>・大<sup>お</sup>鹿<sup>しか</sup>窪<sup>くぼ</sup>村<sup>の</sup>・猫<sup>ね</sup>沢<sup>ざわ</sup>村<sup>の</sup>・上<sup>かみ</sup>柚<sup>ゆ</sup>野<sup>の</sup>村<sup>の</sup>・下<sup>しも</sup>柚<sup>ゆ</sup>野<sup>の</sup>村<sup>の</sup>・上<sup>かみ</sup>稲<sup>いな</sup>子<sup>の</sup>村<sup>の</sup>・下<sup>しも</sup>稲<sup>いな</sup>子<sup>の</sup>村<sup>の</sup>といった村々があった。このうち大鹿窪村は『寛永改高附帳』が初見だが、中世からあった地名と考えられる。郷村名の表記に注目すると、上柚野村・下柚野村は中世の史料に「湯野」「遊野」「由野」「油野」と、さまざまの表記で見えるが、しだいに「油野」に統一されたようで、『寛永改高附帳』には「上油野村」「下油野村」と記されている。中世には上下に分かれていなかった。

上稲子村・下稲子村は「伊奈古郷」「稲子」という形で中世の史料にみえるが、「下伊奈子郷」「上稲子郷」「上稲籠村」という表記もみえるので、戦国時代の頃には「上稲子」と「下稲子」という二つの郷

村と認識されることもあったようである。

大久保村は「大窪郷」「大窪」、鳥波（鳥浪・鳥並）村は「鳥波」と「なみかい」という形で史料にみえる。

江戸時代の村に名前がみえない地名もいくつかあり、「北原」は西山の字原、「みさはい」とは大鹿窪の字三沢、「押出村」は下柚野の字押出のあたりと考えられ、「布沢郷」は布沢川（上柚野で芝川上流右岸に合流）の流域にあった郷と推測される。

#### 内房郷と橋上村（図1-4）

かつての芝川町域のうち、富士川より南西にある内房は、富士郡ではなく庵原郡に含まれ、江戸時代には「庵原郡内房村」と呼ばれていた。建治四年（一二七八）の日蓮書状写に「うつぶさの尼ごぜん」とあるのが、内房の地名の初見である。永正元年（一五〇四）に書かれた北松野（富士市）の愛染明王胎内札銘に「蒲原庄内房郷」とあり、内房郷は蒲原庄に含まれていたと推測される。武田氏が駿河を統治した時代、内房郷は江尻城主穴山信君の所領だったようで、信君が発給した文書が多く遺されている。

内房の北部で富士川に面している橋上は、「内房郷橋上村」という形で史料にみえ、内房郷の中に「橋上村」があったことがわかる。橋上は富士川渡船の要地で、「船役所」が置かれていた。

第四節 古代・中世の遺跡と様相

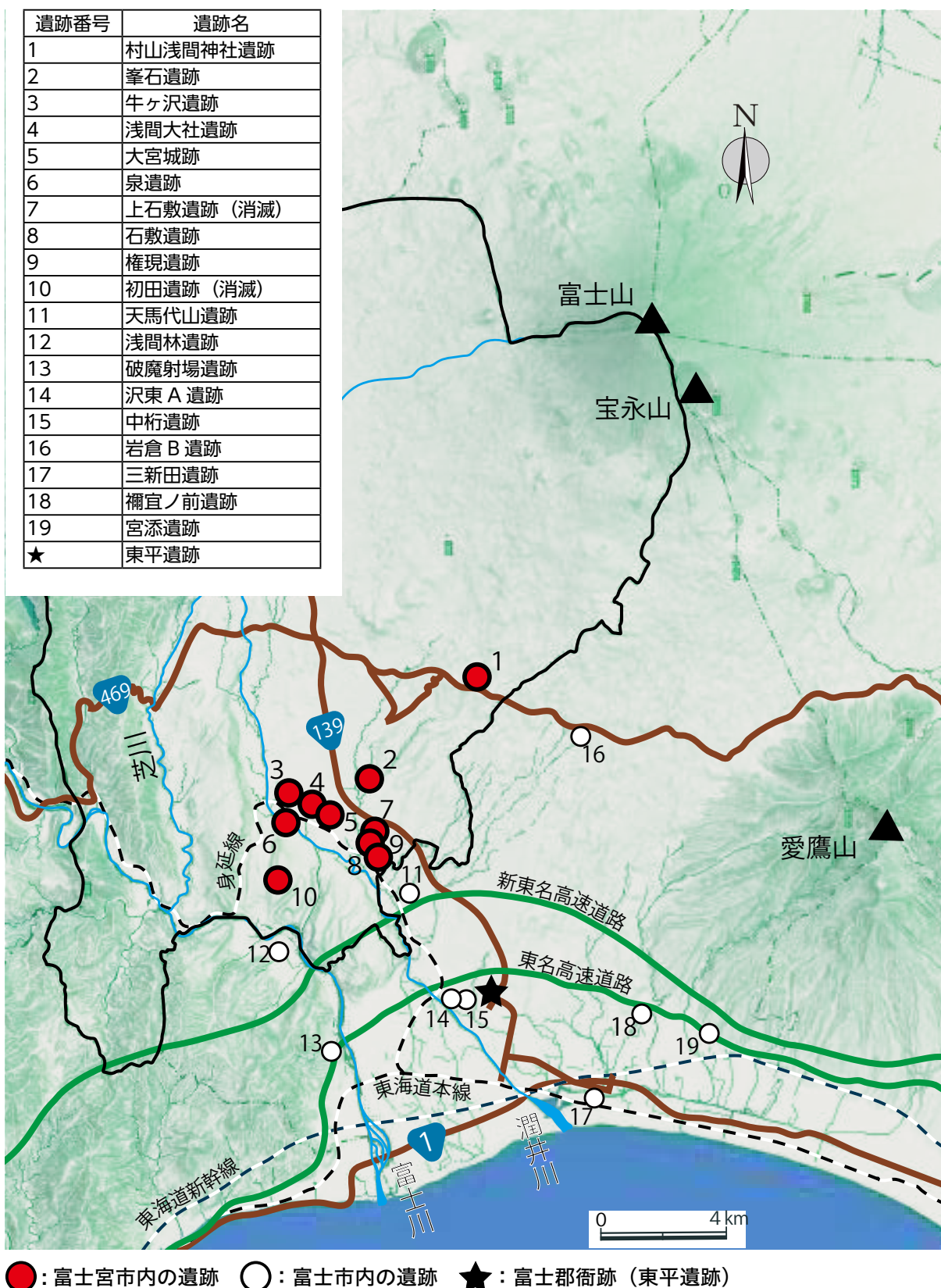


図 1-6 富士地域における奈良・平安時代の遺跡分布図 (地理院地図 Vector を加工して作成)

## 奈良・平安時代の集落動向

富士郡衙である東平遺跡(図1-7)とその周辺の関連遺跡である沢東A遺跡や中桁遺跡があるように、奈良・平安時代は富士市域で一大拠点が築かれていたと考えられる。その一方で、富士宮市域の奈良時代の遺跡の分布は現在の大岩・小泉地区に偏在しており、遺跡数も多くはなく規模も富士郡衙中枢の富士市域の遺跡と比べると小規模である。

これらの遺跡は山間地開発に伴ない、富士郡衙周辺に展開した遺跡であると考えられる。具体的な遺跡としては、竪穴建物跡一軒と掘立柱建物跡四棟が検出された石敷遺跡や、竪穴建物が三軒検出された上石敷遺跡(図1-8)、竪穴建物跡が一軒検出された峯石遺跡があげられる。しかし、これらの遺跡は八世紀後半までは継続しない。中沢遺跡では、八世紀後半代の須恵器が出土しているが、建物跡などの遺構は検出されておらず、依然として八世紀後半における富士宮市域の遺跡の動向は不明瞭である。

空白期を経て、九世紀後半に入ると唐突に小規模であるものの遺跡が再登場する。しかし、これまでの遺跡の分布とは異なり、この時期に遺跡が営まれるのは潤井川沿いと山中となる。

潤井川沿いの集落としては、牛ヶ沢遺跡と泉遺跡があげられる。牛ヶ沢遺跡(図1-9、写真1-6・7)では、竪穴建物跡の一部が検出されている。泉遺跡では、五軒ほどの竪穴建物跡が検出されており、比較的小規模な集落であるものの、まばらに集落が点在していたのではないかと考えられる。

このほかに泉遺跡などとは異なり山中に極めて小規模な居住域が村山浅間神社遺跡で見つかっている。ここでは、一軒の竪穴建物跡と一



図 1-7 東平遺跡で発見された集落の一部

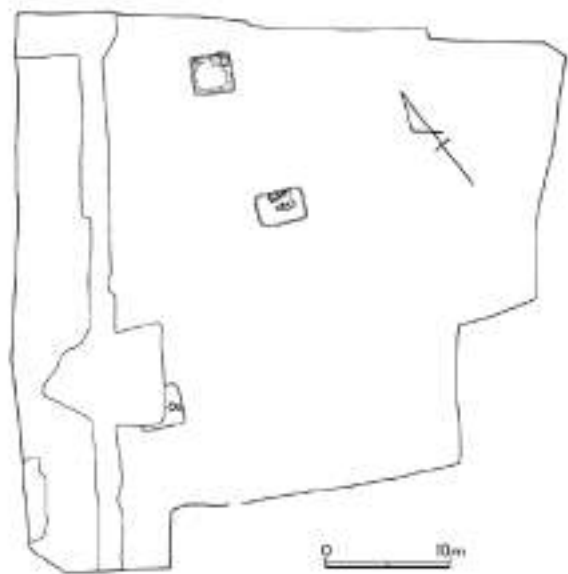


図 1-8 上石敷遺跡で発見された竪穴住居群

条の溝跡が発見されており、出土遺物から一〇世紀前半代であると考  
えられる。また、周辺ではこのような建物跡が確認されていないこと  
から、非常に限定された期間・範囲での居住と考えられる。出土遺物  
には「朝」と書かれた墨書土器があるほか、特異な立地であることから、  
宗教的な一面を考える必要性がある（本編第三章第四節）。

### 富士郡衙の衰退と信仰遺跡の登場

富士郡衙に関連した遺跡は、九世紀後半から一〇世紀前半ごろにな  
ると勢力が弱まり、徐々に衰退していく。そして、終末段階に差し掛  
かると富士市の富士川沿いに浅間林遺跡や破魔射場遺跡が入れ替わる  
ように出現し、本格的な集落の造営が確認される。中枢的な集落が富  
士地域の東平遺跡周辺から富士川流域へと移動したと考えられる。ま  
た、この時期は『扶桑略記』に記されているように、郡衙が盗賊集団  
によって放火されたといった記録が残っており、郡衙としての機能は  
ほとんど崩壊していたと考えられる。

一〇世紀前半には、浅間大社遺跡（本編第三章第四節）での遺物の  
出土や大宮城跡（本編第四章第四節コラム）での活動が確認できる。  
浅間大社遺跡は『日本三代実録』の記載にあるように富士山に対する  
祭祀を行っていたと考えられる。また、大宮城跡についても富士山本  
宮浅間大社（以下、浅間大社）とともに信仰に関わっていたのではな  
いかと考えられる。

加えて、村山浅間神社遺跡のように新たに山中に活動域を求めた信  
仰に関わると考えられる遺跡の登場も確認できる。

九世紀後半から一〇世紀前半の富士郡衙衰退の中、浅間大社は社格  
が徐々に上がっており、『日本三代実録』や『延喜式神名帳』に社格  
の昇級が記されている。

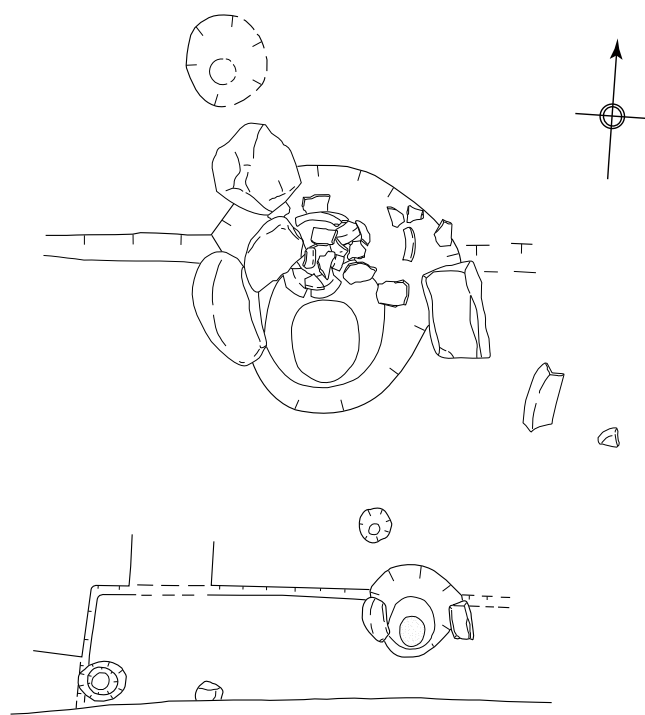
奈良時代以降の律令体制が行き詰まりを見せ始め、地域再編の動きの



写真 1-6 牛ヶ沢遺跡の住居から検出した竈  
(東から撮影)



写真 1-7 牛ヶ沢遺跡出土の土器



縮尺不同

図 1-9 牛ヶ沢遺跡検出住居（下）  
竈拡大図（上）

中で、祭祀を執行する場が大宮へと移動したのではないかと考えられる。

**富士山信仰の新たな展開と中世の様相**

富士宮市域では、一〇世紀後半から一一世紀後半にかけては遺跡の分布がはっきりせず、その様相が不明瞭な状況が続く。しかし、浅間大社や大宮城は、一〇世紀前半ごろには活動をしていたと考えられる。少し遅れて一一世紀後半ごろには、山宮浅間神社遺跡でも遺物の出土が確認できるようになる（本編第三章第四節）。この時期は、三島ヶ岳における経塚の構築（写真1-8、10）や末代上人が活躍した段階（本編第五章第一節）で富士山信仰の様相が具体的になってくる時期でもある。これらの事柄を踏まえると、中世における一二世紀には、大宮の浅間大社と山宮浅間神社が相互につながりを持ち、富士山への登拝といった新たな信仰形態の画期となっているのではないかと考えられる。

その後、一四世紀ごろになると村山浅間神社遺跡でも遺物の出土が確認できるようになる。この頃から村山浅間神社遺跡では、人の活動が再びみられるようになり、北側の社叢では土地の開発などが確認できる。一五世紀〜一六世紀ごろには、大棟梁権現社のあった平坦地などが形成されるようになる。

浅間大社遺跡や大宮城跡についても中世ではカワラケのほか、現在の中国や朝鮮半島の地域で作られた青磁や白磁といった威信材が出土しており、その力の大きさがうかがえる。大宮城跡は一三世紀後半ごろから堀や土塁などが造られ、一六世紀中ごろには非常に優れた防御性を有した「城」のような様相を呈していた。

中世では一般の集落がほとんど発見されていないものの、浅間大社や大宮城が大きな力をつけていた様子から考慮すると、周辺にはいくつかの集落があり多くの人々が暮らしていたのではないかと考えられる。



写真 1-9 三島ヶ岳経塚出土の土器の一部  
(浅間大社写真蔵)



写真 1-10 三島ヶ岳経塚出土の経巻  
(浅間大社蔵)



写真 1-8 三島ヶ岳経塚出土の経筒  
(写真右側、浅間大社写真蔵)

## 第五節 中世の道と宿

### 東海道と駅・宿

現代の人々は遠くまで旅をするとき、自動車や電車を利用するが、動力がなかった時代は、歩いたり馬に乗ったりして進むしかなかった（船に乗って海路を進むケースもあった）。

古代の中央政権は、列島各地に指示を伝えるため、地方に通じる道路を開いた。その一つが「東海道」である。駿河国にも東海道が通り、各所に「駅」が配置された。小川・横田・息津・蒲原・柏原・長倉・横走という駅があったが、貞観六年（八六四）に柏原駅は廃止され、蒲原駅が富士川の東に移された。

中世になると蒲原駅は消滅し、富士川の西に「蒲原宿」という宿が成立する。貞応二年（一一二二）に旅をした『海道記』の作者は「蒲原の宿」に泊り、富士川を馬に乗って渡っている。嘉禎四年（一一三三）に藤原頼経（鎌倉幕府の将軍）が上洛した際には、往路・復路ともに蒲原で宿泊していて、ここが街道上の主要な宿になっていたことがわかる。弘安三年（一一八〇）には飛鳥井雅有が京都から鎌倉への旅の途中で「神原といふ宿」に泊り、富士川と「うるひ川」（潤井川）を渡って「よしわら」（吉原）の家に立ち寄っている（『春の深山路』）。吉原にも人家はあったが、蒲原のように「宿」として繁栄していたわけではなかったようである。



図 1-10 中世の富士宮とその周辺（地理院地図 Vector を加工して作成）  
●は街道が通った主要な場所

### 身延に通じる道

文永十一年（一一七四）五月一七日、日蓮は身延に赴く途中で富木常忍にあてて書状を書いており、「二四日に車返、一五日に大宮、一六日に南部に泊った」とみえ、車返（沼津市三枚橋付近）に泊った翌日に大宮に着いて一泊し、翌日は甲斐の南部（山梨県南巨摩郡南部町）まで赴いたことがわかる。富士浅間社（現富士山本宮浅間大社）

のある大宮は、人々が宿泊できる「宿」として成立しており、大宮から南部を通って身延に行くことができたのである。

駿河と甲斐を結ぶ道のうち、いちばんよく利用されたのは、身延を通る街道だった。天正八年（一五八〇）に穴山信君が発給した伝馬手形（手形を持っている旅人に馬を提供するよう宿々に指示した文書）に、江尻・興津・由比・内房・万沢・南部・下山・岩間・甲府というように、街道沿いの宿の名前がみえ、道筋と主要な宿の配置がわかる。日蓮の場合と違い、駿府（静岡市葵区）から東に進んで北に折れるコースだが、「内房」が街道沿いの宿としてその名をみせている。

内房宿はほかの史料にも登場する。天文二十二年（一五五二）一月、今川義元の娘が武田義信（晴信の嫡子）に嫁ぐため甲斐に赴くが、二二日に駿府を出発して興津に泊り、二三日に「うつつふさ」に着いたと、『高白斎記』に記されている。また、天文二十三年四月には備前の大村家盛が関東からの帰途にこの地を通った。一四日の朝に沼津を出発、昼は吉原で休憩し、富士川を船で渡ったあと「うつつふさ」に至り、望月という「宿主」の家で一泊している。翌日は南部で昼休憩をとって身延に至っており、内房から身延までは一日の行程だったことがわかる（「参詣道中日記」）。

内房の北端にあたる橋上には、富士川の渡場があった。富士川渡船の要地である橋上には「船役所」が置かれ、旅人が「手判」（手形）を持っていくかチェックがなされていた。天文二十二年、今川義元は森彦左衛門尉が北条との戦いの際に「河舟」を操作しながら尽力したことを賞し、諸役免除を認めている（軍勢や兵糧を船に載せ富士川を渡していたのだろう）。永禄一三年（一五七〇）には葛山氏元（駿河郡の国衆）が「はしかみ船役所中」にあてて朱印状を出し、竹阿弥という人を通行させてほしいと頼んでいる（写真1-11）。氏元のもとを訪れた帰途に竹阿弥が橋上を通ろうとしたところ、「手判がない」とい



写真 1-11 葛山氏元朱印状（個人蔵、山梨県立博物館寄託）

う理由で断られた。そこで氏元はこの朱印状を書いて竹阿弥に渡し、竹阿弥はまた橋上に来て役所の人に朱印状を見せ、無事通してもらったようである。天正四年（一五七六）には穴山信君（駿河江尻城主）が森彦左衛門尉と「初鹿見船方衆」にあてて判物を出し、毎度「筏の奉公」（人員や物資を筏に乗せて運ぶ作業か）を勤めてくれているので、そのほかの諸役を免除すると約束している。

### 大宮と本栖をつなぐ道

駿河と甲斐をつなぐ道の一つに、大宮を通過して本栖に至る街道もあった。天正一〇年（一五八二）四月、武田氏を滅ぼして帰途についた織田信長は、一二日未明に本栖を出発、「かみのが原」「井手野」を通り、途中「人穴」を見物、大宮に着いて一泊している（『信長公記』、本編第四章第六節）。井出野や人穴から大宮までの道を通ったかは記されていないが、いくつかの史料から道筋を推測できる。天正一〇年七月、徳川家康が駿河から甲斐に入った際には、七日に清水を出発、大宮を通過して「金宮」（淀師の金之宮）まで進んでいる（『家忠日記』、写真1-12）。天文一四年（一五四五）九月に武田晴信が甲斐から駿河に入った時には、一五日に大石寺に着陣、一六日に「馬見墓」（馬見塚）に陣取っている。家康は南から北、晴信は北から南に進んでいるが、大宮―金宮―馬見塚―上野とつながる同じ道を通っており、これを北に延長すると上井出や人穴に至る。大宮と本栖をつなぐ幹線道路は、大宮―金宮―上野―上井出―人穴―本栖というルートだったと推測される。

天文八年（一五三九）の今川義元の判物（井出駒若あて）には「富士上野の関銭として、年中一度、馬一疋につき百文ずつ徴収することを認める」と書かれており（本編第四章第二節）、上野に「関」があったことがわかる。

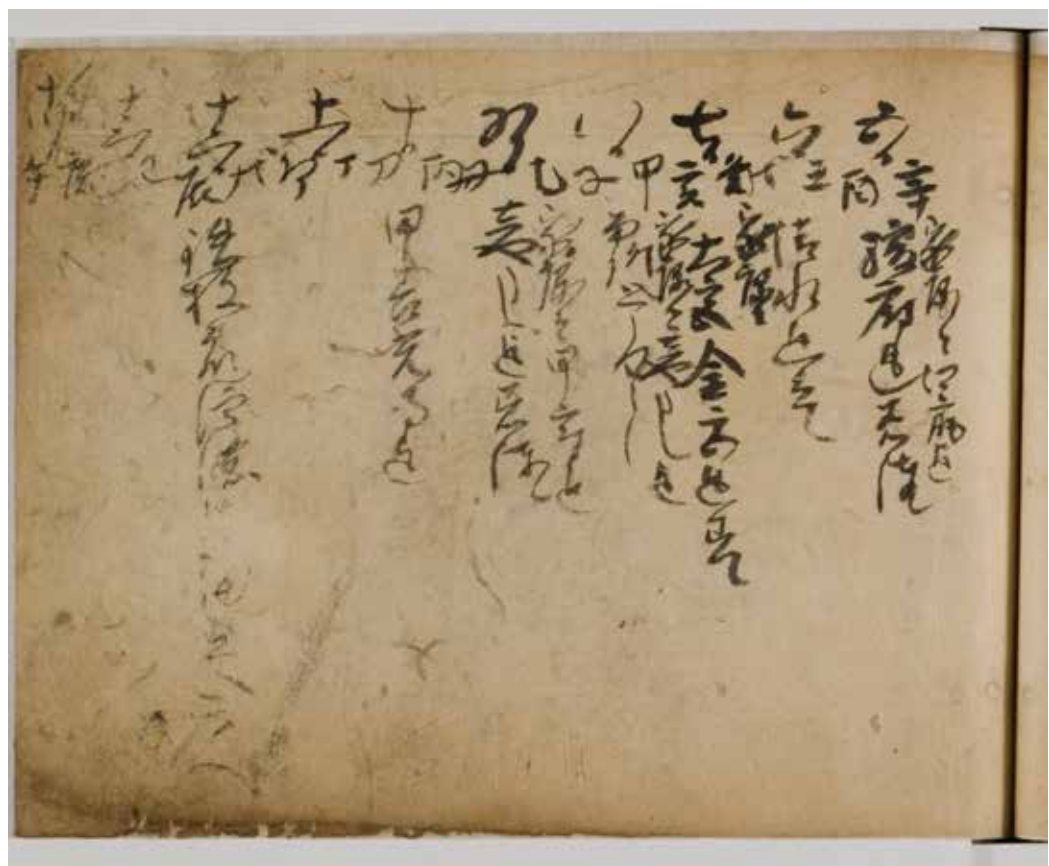


写真 1-12 家忠日記（駒澤大学図書館蔵）

富士宮市域北端の根原にも関が置かれていた。応永一六年（二四〇九）、道仁が富士長永に「富士浅間宮御神領の内の禰原関所」を管理することを認めており、根原（禰原）に関所があったことがわかる（写真1-13）。永禄四年（一五六一）の今川氏真朱印状（北山・木伐山・三沢・下方の山作の頭あて）は「厚原・根原両所の新関」で山作の人たちから関銭を取ることを禁止する（山作は関銭を払わなくてもいい）という内容のもので、戦国期には根原に「新関」が置かれていたことを確認できる。永禄一二年（一五六九）七月には武田信玄が小林七郎左衛門尉に「根原郷ならびに関」三貫文を給与している。天正四年（一五七六）三月には根原郷にあてて武田家の朱印状が出され、伝馬に関わるとりきめを伝えている。根原は街道の要所にあたり、この人々は伝馬の提供を義務づけられていたのである。

上井出と人穴は「上井出宿」「人穴宿」という表記で史料にみえる。天正一一年（一五八三）閏一月、徳川家康が「上井出宿中」の百姓にあてて朱印状を出しており、上井出は「上井出宿」と呼ばれている。同年七月にも家康は「人穴の年寄」にあてて朱印状を出しているが、「駿州富士人穴宿中の事」とあるので、人穴も「人穴宿」として位置づけられていたことがわかる。

本栖から吉原（富士市）に至る道は、本栖―根原―人穴―上井出―上野―大宮―厚原―吉原（元吉原）というコースを辿り、要所には「宿」があって、根原や上野・厚原には関所が置かれていたのである。

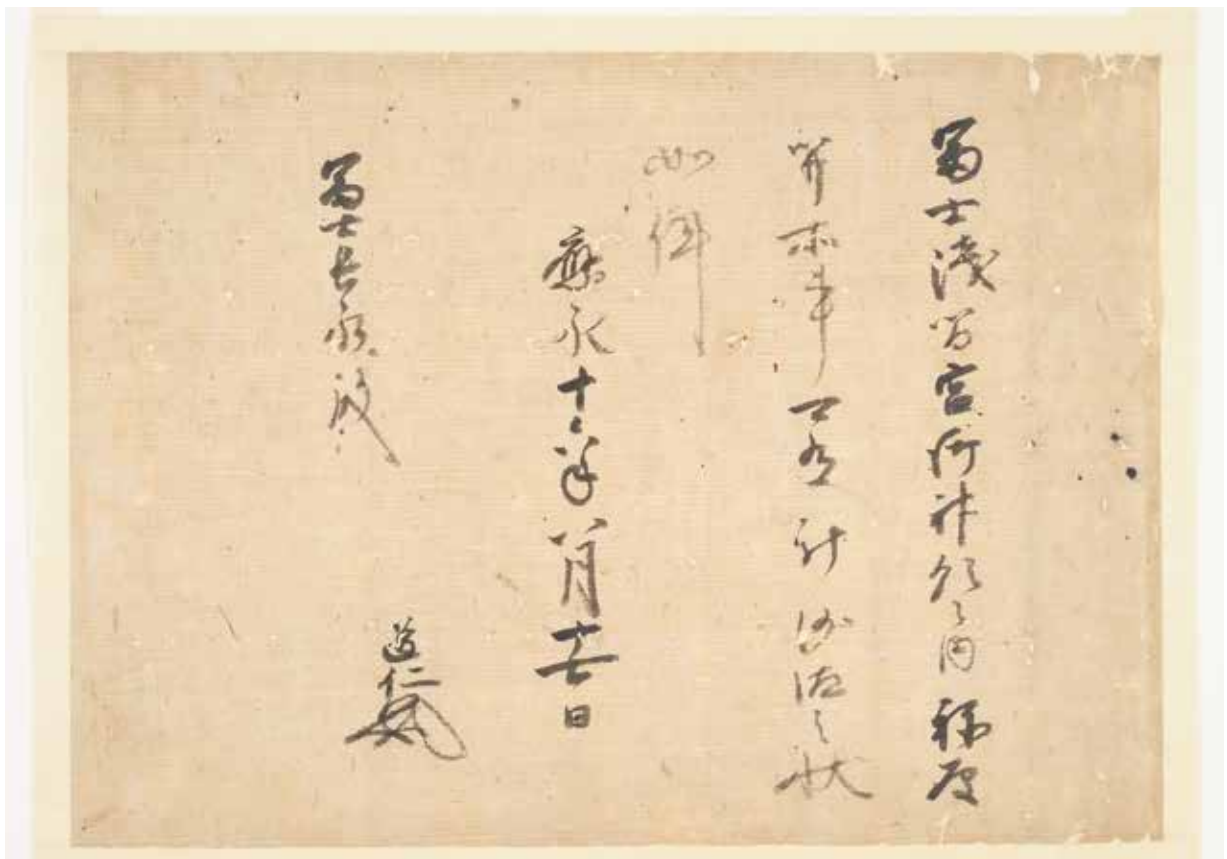


写真 1-13 道仁書下（大宮司富士家文書、静岡県立美術館蔵）

# 第二章 鎌倉・室町時代の富士宮地域

## 第一節 源平の争乱と富士地域

### 源頼朝の挙兵

平治の乱で敗れた源頼朝が流刑となっていた伊豆は、仁安二年（一一六七）以降、源頼朝が知行国主を務めていた。知行国とは、有力貴族や武家などに国司推薦権や税金の取得権を認めた国のことで、それを与えられた人物を知行国主という。

ところが治承四年（一一八〇）、以仁王と共に反平氏勢力として挙兵した頼朝が敗死したため、伊豆は平氏一門の平時忠（清盛義弟）が知行国主となった。これにより伊豆では、伊東氏など平氏方の武士は勢力を増したが、狩野氏など頼朝と関係が深かった武士は抑圧されることになった。源氏と平氏の緊張の高まりは関東諸国で起こっており、その中で頼朝は反平氏方に担ぎ出された。同年八月一七日、頼朝は舅の北条時政や伊豆・相模の武士と共に、平氏一族で伊豆の目代（国司の代官）の山木兼隆の館を急襲し、勝利した。

ところが同二三日、相模の味方の武士と合流するため進軍していた頼朝は、石橋山（神奈川県）で平氏方の伊東祐親と大庭景親に敗れた。頼朝は、箱根権現（箱根神社）別当の行実を頼り、二九日に相模湾を横断して安房へ上陸、相模の有力武士団である三浦一族と合流して再び勢力を盛り返した。九月、頼朝は源氏ゆかりの鎌倉に入り、関東における支配を拡大していった。

なお、頼朝は挙兵にあたり、これまで行ってきた毎日の勤行を伊豆山権現（伊豆山神社）の法音尼に託しているが、その中に『般若心

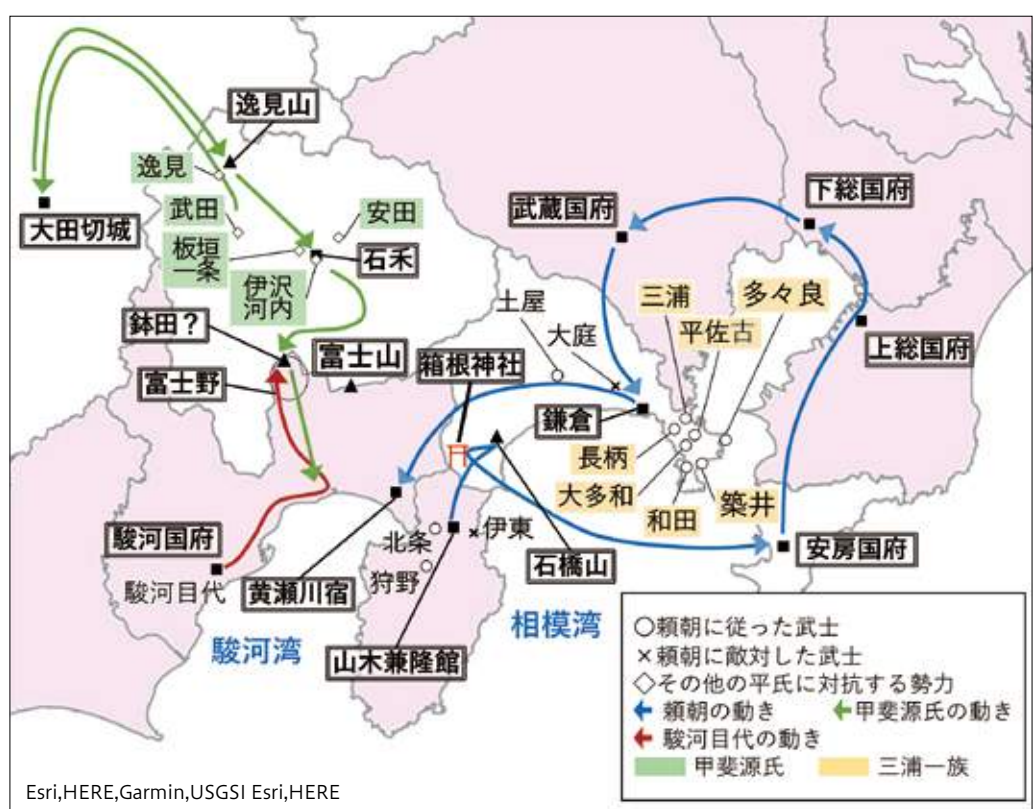


図 2-1 頼朝の挙兵から富士川の戦いまでの頼朝・甲斐源氏の動きと関東武士着色された国は平氏勢力の国を示す。

『経』を各一卷ずつ八幡・若宮・熱田など諸社・諸神へ法楽として読誦  
 することがあった。読誦の中には「富士大菩薩」も見え、頼朝が富士  
 山の神も信仰していたことが分かる。

## 富士山麓の源平争乱

伊豆で源頼朝が挙兵したのと同時期、甲斐では甲斐源氏が挙兵した。  
 富士山麓では、甲斐源氏を中心とする源氏方と平氏方との間で戦いが  
 あった。それが富士山北麓で起こったとされる波志田山（現在地不明）  
 の戦い、甲斐・駿河国境で起こったとされる鉢田の戦い、富士川の戦  
 いである。特に富士宮市域と関わるのは、鉢田の戦いである。以下、  
 鉢田の戦いに至るまでの流れを整理する。

治承四年九月一〇日、甲斐源氏の一族武田信義・一条忠頼父子が、  
 信濃国伊那郡大田切郷（長野県）に出陣、南信濃の平氏方の中心勢力  
 の菅冠者能友を討った。同一五日、信濃から戻った信義らは、頼朝  
 の使者の北条時政と逸見山（山梨県北杜市）で対面、同一四日には、  
 時政と共に甲斐国御付近の石禾御厨（同県笛吹市）へ進軍した。ここ  
 で信義らは、二度目の頼朝の使者土屋宗遠と対面し、駿河への侵攻に  
 ついて協議した。こうした甲斐源氏の動きに対し、駿河の目代である  
 橘遠茂は遠江・駿河両国の軍勢を集めて興津周辺に布陣した。

一〇月一三日、大石駅（山梨県富士河口湖町）に到着した信義らの  
 もとに、橘遠茂らが富士野（富士山西南麓）を廻って北進するとの情  
 報が届き、信義らは富士山麓における戦いについて協議した。この時、  
 信義らのもとには、信義の子の板垣兼頼（兼信）・武田有義・伊沢信  
 光、信義の兄弟の安田義定・逸見光長・河内義長が合流していた。そ  
 の後「富士山北麓若彦路」を南進する中、石橋山の戦いで頼朝に味方  
 した加藤光員・景廉も合流した。ここから甲斐源氏と頼朝の連携が図  
 られていたことがわかる。



図 2-2 甲斐源氏の通行が想定される道筋（点線部）（地理院地図 Vector を加工して作成）

「神野・春田路」精進以南・「若彦路」大石駅以南は海老沼（2011）、そのほかは『山梨県歴史の道調査報告書第3集 中道往還』『同第8集 若彦路』を基に作成。

同一四日、甲斐源氏らは「神野并春田路」を経て甲斐・駿河国境の鉢田（端足峠に比定、根原・山梨県身延町）に到着したところ、橋遠茂らと戦いになった（鉢田の戦い）。

甲斐源氏らの進軍ルートとされる「若彦路」「神野并春田路」については諸説あるが、「若彦路」が大石駅から御坂山塊の山裾を西進し「神野并春田路」に接続する道とし、「神野并春田路」は建久四年（一一九三）に、源頼朝が富士の巻狩りの折に宿所を置いた「富士野神野」（狩宿付近に比定）へ向かう道とする説がある。また、この説では「神野并春田路」は、甲斐・駿河を結ぶ古代の往還道である中道往還（甲州街道）に比定されている。中道往還は甲府から右左口峠を越え、精進・本栖（山梨県富士河口湖町）などを通り上井出に至る道（図2-2）である。『吾妻鏡』（写真2-1）によれば、鉢田は国境付近の山間の、険しく軍勢の交通が制限されるような細い峠道であったという。京都の公家吉田経房の日記『吉記』には、甲斐源氏らは橋遠茂らを山中の間道に引き入れた上で、道を塞いで立ち往生させ、そこを狙って樹木の岩陰に隠れていた歩兵が、一斉に矢を放って大勝利を収めたのである。この戦いで甲斐源氏らに敗北し、捕虜となった橋遠茂は、『吾妻鏡』によれば、「富士野傍伊堤之辺」でさらし首となったといい、この場所は上井出付近に比定されている。

### 富士川の戦い

鉢田の戦いで勝利した甲斐源氏らはさらに南下し、東進してきた平維盛を大将とする東国追討使の軍勢と富士川を挟んで対峙した。『吾妻鏡』によれば、一〇月一八日、甲斐源氏らは黄瀬川（沼津市）で頼朝と合流し、二〇日、両軍が賀嶋（富士市）へ到着、富士川西岸に在陣した追討軍と対峙していたが、武田信義が平氏の背後を襲うために行動したところ、富士沼の水鳥などが飛び立ち、羽音に驚いた追討軍



写真 2-1 北条本『吾妻鏡』巻一 治承4年10月条（国立公文書館蔵、重要文化財）

が撤退したという。

しかし、京都の公家の日記から異なる状況が読み取れる。九条兼実の日記『玉葉』には次のようにある。

一七日、武田信義は平維盛へ使者を派遣し、「以前から維盛に会いたいと思っていたが、今回幸いにも下向してきたので、浮島沼で一戦を交える中で会おう」という書状を送った。この挑発に怒った追討軍副将軍平忠清は、使者二人の首を切り落としていた。

一八日、両軍が富士川両岸に布陣した。追討軍では軍議を開いて明晩に攻撃する態勢を整えていたが、各部隊が休息している間に、数百騎の兵が甲斐源氏方に投降した。その結果、追討軍一〜二千騎、甲斐源氏方四万騎という圧倒的兵力差を前に、追討軍は無謀な戦いを避けて退却せざるを得なくなった。さらに『吉記』によれば、撤退の際に火災も発生し、追討軍は大混乱の中で撤退したという。

このように「富士川の戦い」は、決戦もなされないまま勝敗が決した。追討軍が敗走した理由の一つに、鉢田の戦いで現地の方の勢力を喪失し、戦意が著しく低下していたことがあげられる。すなわち「鉢田の戦い」は、富士川の戦いの勝敗を事前に決定づける大きな歴史的意義を持った戦いであったといえる。

なお、富士川の戦いの軍事的主導権について、甲斐源氏の主体的役割を高く評価する説と、頼朝の戦略的主导権を主張する説に大別されるが、いずれにせよこの戦いは、遠江以東の軍事・政治情勢を決定的な方向に導いた。

富士川の戦い後、武田信義は駿河へ、安田義定は遠江へ進出していた。彼らは鎌倉を拠点とし関東地方を制圧した頼朝と、木曾（長野県）から北陸地方に進出した源（木曾）義仲の両勢力の間に立ち、独自の勢力を形成していくことになる。



図 2-3 富士川の戦いの舞台  
(富士市作成の図に加筆)

かつて富士川は、本流と支川・派川が洪水のたびに变化しており、平安時代末期から鎌倉時代にかけて今より相当東によって流れ、幅広い河原を形成していた(高橋 1990)。

追討軍と甲斐源氏らは、現在の富士川の東岸に布陣した可能性が考えられる。

電子データ非公開  
(書籍でご覧いただけます)

写真 2-2 土佐左助筆「平家物語絵巻 巻第 5 (下) 富士川の事 (五)」(林原美術館・DNPartcom 提供)  
富士川の戦いで、水鳥の羽音に驚いた追討軍が撤退している様子を描いている。

## 第二節 富士の巻狩り

### 富士の巻狩りまでの政治状況

文治五年（一一八九）一〇月、奥州藤原氏を滅ぼし全国を平定した源頼朝は、翌建久元年（一一九〇）末、拳兵後初めて上洛し、朝廷から従二位権大納言兼右近衛大将に任じられた（後日辞職）。頼朝は元右近衛大将の権威を利用し、翌二年から、朝廷から公認された武家政權にふさわしい政治を展開しようとした。それまで使用していた文書の様式を改めることを宣言したり、拳兵当初から設置していた文書公文所（翌年政所に改称）・問注所などの幕府の主要な役所の職員を改めて任命したりしたことがそれを示している。

しかし建久二年（一一九一）三月、本拠地鎌倉の大火という思わぬ災難に遭遇し、何にも優先して鎌倉の復興に精力を傾けざるを得なくなった。さらに鎌倉が復興しつつあった建久三年（一一九二）、後白河法皇の病氣と死去という思いがけない状況が続いたため、新しい政治の全面的な展開は一時延引せざるを得なくなった。

後白河法皇の四十九日法要を終えて一カ月を経た六月、頼朝は恩沢の沙汰として御家人たちに新たな恩賞地を与えた。また、宣言通りそれまで頼朝袖判で発給していた下文を幕府組織である政所の下文に更新して発給するなど、新たな政策を展開し始めた。これは七月の征夷大将軍への就任によって拍車がかかった。

しかし、法皇の一周忌法要が終わるまで、諸国は喪に服し、殺生行為である狩猟が禁止されていた。そのため源氏の政治的基盤である関東を中心とする武士団に対して、全国平定をした自身の実力を示すため、武力的な示威行動はできなかった。焦れた頼朝は一周忌を待たずに狩りの準備を始め、忌明け早々狩りに出発した。

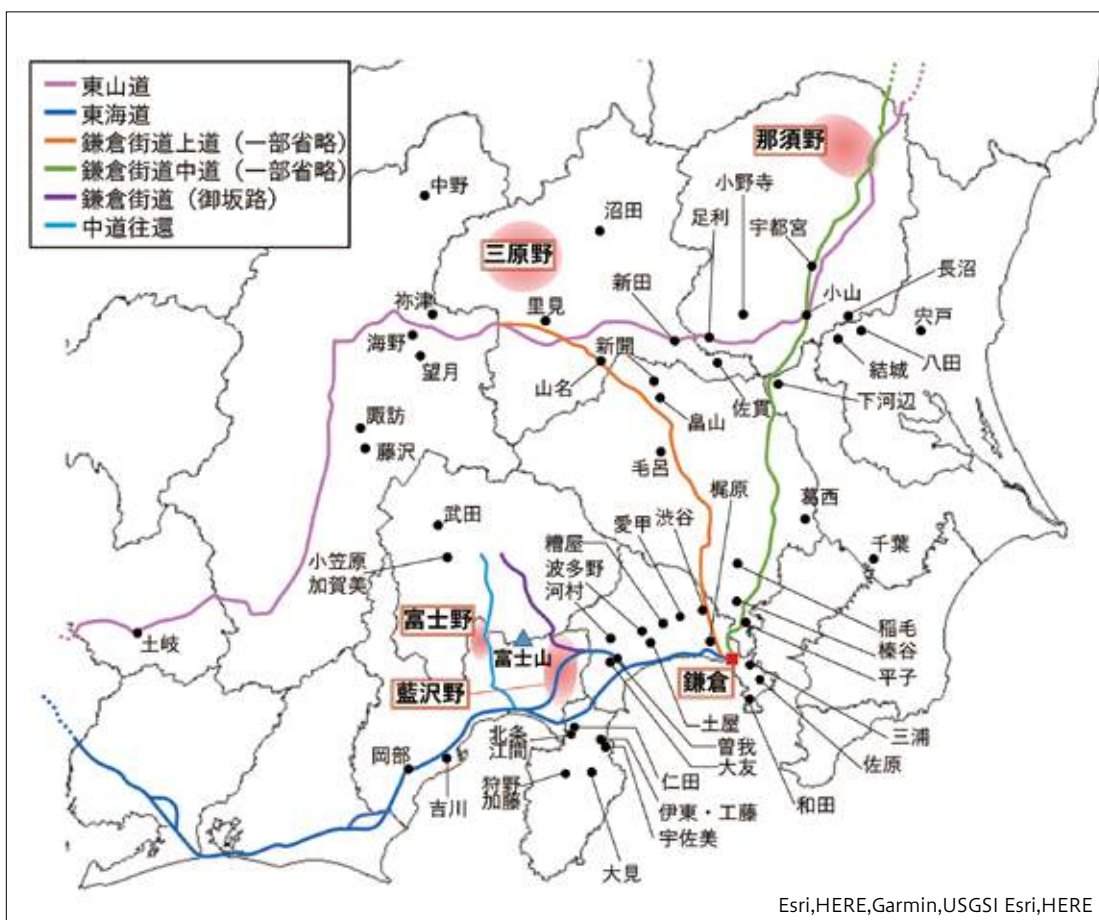


図 2-4 富士の巻狩りに参加した御家人と巻狩り開催地・街道 (江田 2001、木下 2009、木村 2016 をもとに作成)

## 狩りに込められた頼朝の政治的意図

建久四年（一一九三）五月から六月にかけて、頼朝は富士山の東西の裾野の藍沢野（御殿場市・裾野市・小山町付近）・富士野（朝霧高原一帯）で巻狩りを行った（富士の巻狩り）。これはそれ以前に行われた信濃の三原野（群馬県）・下野の那須野（栃木県）の狩りの延長で計画されたもので、狩りの集大成といえるものであった。狩りの場は、東山道の関東への入口である三原野、東山道・奥大道の関東からの出口である那須野、東海道における関東の境であり甲斐から駿河・東海道へ出る二本の主要な交通路の出口である藍沢・富士野が選ばれている（図2-4）。そこには、関東の境界を押さえるとともに、甲斐源氏を封じ込めるといふ頼朝の政治的意図があった。

さらに三原野・那須野の狩りと富士の巻狩りの内容を比較すると、そこからも頼朝の狩りの政治的意図が見えてくる。

三原野・那須野の狩りでは、頼朝は関東の御家人の中から実際に参加できる射手を武術と忠誠心で選抜し、そのほかの御家人・武士団からは狩場で獲物を追い立てる勢子や、街道・宿の警護に動員するといふように、御家人の中で待遇に差をつけた。さらに、三原野に赴く途中で行われた武蔵の入間野（埼玉県）の狩りでは、射手の一人である藤沢清親の技芸を特に称えた。一方富士の巻狩りでは、頼朝は技術や忠誠心で射手を選別せず、多くの御家人が射手として参加する実践的な狩りを行った。

このように頼朝は、三原野・那須野の狩りで御家人・武士団の競争心と名譽心をあおり、それを富士の巻狩りの場で自身への忠誠心に転嫁させようとした。そこには、政権の権力基盤である関東の御家人・武士団に対する支配を確立するという政治的意図があった。

しかし、富士野の巻狩り（五月一五日～六月七日）の最中、曾我兄弟の仇討ちという大きな事件が起こる。



写真 2-3 富士の裾野巻狩之図

### 曾我兄弟の仇討ち事件と影響

曾我兄弟の仇討ち事件は、伊豆の伊東一族の曾我十郎祐成・時致兄弟が、同族の工藤祐経を討った事件である。

事件の発端は、治承・寿永の乱以前にさかのぼるとされる。伊豆における所領トラブルで、兄弟の祖父である伊東祐親（本章第一節）に恨みを抱く同族の工藤祐経は、祐親の子の河津祐泰を殺害した。祐泰の子二人は母に連れられ、母は相模の曾我祐信と再婚し、二人はその継子となった。これが曾我兄弟である。兄弟は祐経への憎しみを忘れず、ついに富士の巻狩りにおいて仇討ちを果たした。祐成はその場で討たれ、時致は捕らえられ処刑された。以上が事件の経緯の一般的な理解であり、この事件は『吾妻鏡』に記されるとともに、『曾我物語』などの作品が生み出されたことによって広く知られていく。本市においても富士の巻狩りと共に数多くのゆかりの地がある（図2-5）。

一方で、この事件には不審点が多くある。事件後に、治承・寿永の乱から頼朝を支えた老臣である大庭景能や岡崎義実が不自然な形で出家を遂げており、さらに頼朝の弟範頼が失脚している。曾我兄弟と関わったものだった可能性が高い。

また状況からみて、兄弟は頼朝に危害を加えようとした可能性がある。ここからこの事件を単なる仇討ちではなく、北条時政による頼朝・頼家暗殺計画説や、仇討ちに乗じて幕府内の不安分子がクーデター・暴発を起こしたとする説が提起されている。現在も定説はなく不明だが、この事件によって頼朝が、自らの支配体制への強い危機感を持ったことは否定できない。事件後頼朝は、一月に遠江で強大な勢力を保持していた安田義定を、一二月に常陸の有力御家人である多気義幹・下妻広幹を、陰謀にも近い口実で肅清していくのである。



写真 2-4 曾我兄弟討祐経図



図 2-5 富士の巻狩りゆかりの地（地理院地図 Vector を加工して作成）

江戸時代に編纂された地誌（『駿河記』『駿河志料』『駿河国新風土記』）や、市内各区で刊行されている区誌などで紹介されているゆかりの地を記した。

## 第三節 鎌倉時代の富士宮

### 鎌倉時代の駿河

富士川の戦い以後、治承四年（一一八〇）末ごろには武田信義ら甲斐の武士団が駿河の支配を始めた。この甲斐の武士団と源頼朝との関係は、当初からきわめて微妙だった。

元暦元年（一一八四）六月、源頼朝は朝廷から駿河・武蔵・三河の三カ国を知行国として与えられた（関東御分国、図2-6）。これにより国司推薦権を得た頼朝は、源氏一族である源広綱を駿河国司に推薦し、国衙の行政（国務）にあたらせた。その後頼朝は、駿河を支配していた武田信義を失脚させ、北条氏に支配させているが、ここには駿河支配を徹底しようとする意図があったと思われる。文治元年（一一八五）以降、全国に一国内の御家人に対する軍事指揮権を持ち、重罪（殺人・謀反）を取り締まる役目を帯びた「守護職」が設置されると、北条時政が駿河の守護職に任じられた。以後守護職は、北条氏の家督（得宗）が継承した。

建久二年（一一九二）六月、源広綱が行方をくらませると、源頼朝の母方の従弟の藤原憲朝が後任となった。建久一〇年（一一九九）に頼朝が死去すると、駿河の知行国主には頼朝の子である頼家、続いて実朝が就いた。この間国司には、源氏一門の大内惟義や有力御家人である中原季時・北条時房・北条泰時が任じられた。

建保七年（一二一九）に源実朝が暗殺されると、事実上の知行国主は北条義時になり、国司には北条氏の外戚（泰時の義父）の三浦義村が任じられた。義村以後、国司は北条重時・有時（義時の子）・義政など、北条氏庶流に独占されるようになった。

ただし駿河においては、守護が国務を掌握していたため国司に実権はなく、得宗が一元的に駿河を支配している状況にあった。

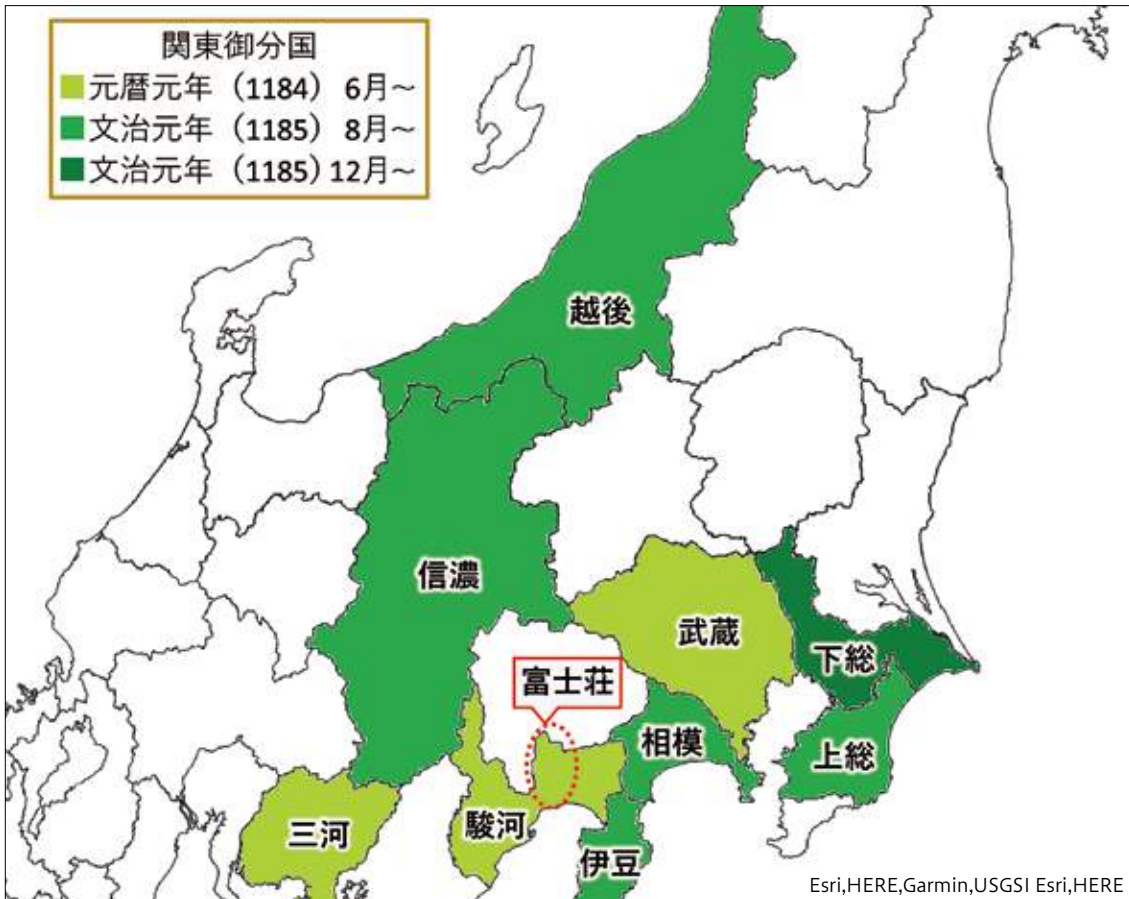


図 2-6 関東御分国の広がり と 富士荘

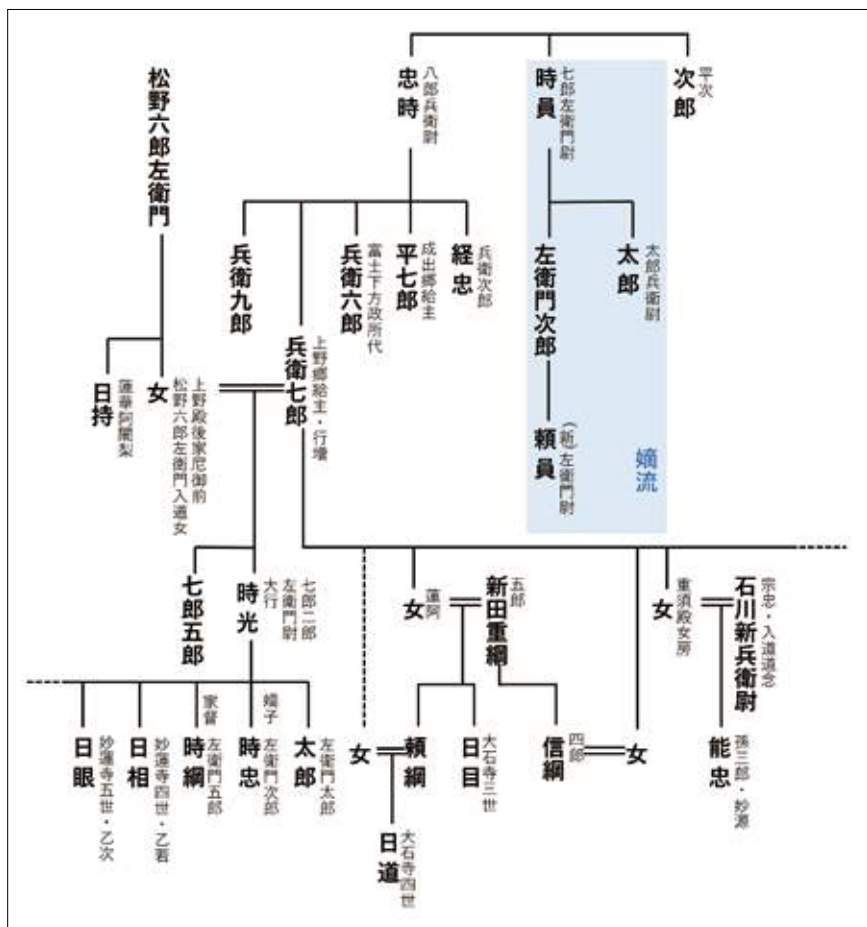
## 北条氏と富士郡

富士郡は、遅くとも一二世紀中ごろには上方と下方に分かれた。平安時代末期には天皇家の所領となり、平氏が管理にあたっていたが、平氏が滅びると源頼朝へ管理が移り、北条氏が地頭職に任じられた。『吾妻鏡』によれば、文治年中（一一八五〜九〇）には北条時政あるいは義時が、郡内の皇室領荘園「富士（御）領」「富士神領」の地頭職を持った。北条氏は朝廷への材木・綿といった年貢の進上や、頼朝の命を受けて橘為茂（橘遠茂の子）への田所職の給与や福地社（富知神社）へ神田の寄進を行った。また建久四年（一一九三）の富士の巻狩りの際、時政が先発して現地の支度をしたり、北条朝時（義時の子）や富士姫（義時の孫）が下向したりしている。このように鎌倉時代初期から北条氏と富士郡の繋がりは深い。

さて、三代執権泰時の時代から、得宗の資産を管理する「得宗家公文所」が整備され、増加しつつあった得宗領を一元管理した。得宗家公文所は鎌倉にあったので、現地の経営は得宗に仕える被官人（鎌倉幕府では御内人という）が代官となった。また、得宗領のうち大規模な領地には、現地を支配する「政所」が置かれた。

得宗家公文所の経営を担う有力な得宗被官家に、南条氏がいる。南条氏は、もともと北条氏の本拠地に近い伊豆国田方郡南条を名字の地とする御家人である。鎌倉時代初期の南条氏の嫡流に南条次郎がいたが、元久二年（一一〇五）の牧氏事件によって北条時政が失脚すると、時政と親しかった次郎もまた失脚した。その結果、北条氏では時政に代わり義時が得宗になり、南条氏では義時の被官人だった南条氏庶流の時員が家督となった。以後、時員の血筋が南条氏嫡流となり、南条氏は得宗被官家となった。

有力得宗被官家の嫡流は、鎌倉で得宗邸の周囲に屋敷を構え、得宗の使者や申次、子女の養育、仏事奉行など多岐にわたる業務を務めた。



そのため、その兄弟や子息が代わりに現地経営を担った。南条氏の場合、時員の弟の忠時の血筋がこれを担っており、時員の孫の頼員が家督となった正嘉元年（一二五七）までには、忠時の子の平七郎が富士郡成出郷（小泉付近）へ、兵衛七郎が上野郷（上条・下条・馬見塚・精進川付近）へ、兵衛六郎が富士下方へ派遣された。

このうち兵衛七郎は、上野郷に近い庵原郡松野郷（富士市）の松野六郎左衛門入道の娘を妻とした。また自分の娘を、伊豆国仁田郡畠郷（函南町）の新田氏や富士郡重須郷（北山）の地頭石川氏などへ嫁がせた（図2-7）。

図 2-7 南条氏系図（梶川 2010・2011・2012 論文より作成）

## 日蓮・日興の教線拡大と富士郡

文永一年（一二七四）三月、佐渡（新潟県）に流罪となっていた日蓮は、赦免され鎌倉へ戻った。日蓮は鎌倉で得宗被官人の平頼綱と会見した後、自分の意見が受け入れられなかったことを知り、五月、鎌倉を去った。相模の酒匂（小田原市）、駿河の竹之下（小山町）、車返（沼津市）、大宮、甲斐の南部（山梨県）を経て身延山へ到着した。日蓮が下総の富木常忍へ送った書状には、鎌倉を出発するとき身延山を第一の目標としていたが、永住するつもりはなく日本中を流浪するつもりだったこと、意外にも布教の拠点にふさわしい山であったのでしばらくの滞在を決めたことが記されている。

入山した日蓮の布教を支えたのは、入山以前からの日蓮の信徒であった人々で、その中には富士上方の南条氏・西山氏、下方の高橋氏がいた。西山氏・高橋氏がいつ日蓮に帰依するようになったか明らかではない。南条氏は、日蓮の書状によれば南条兵衛七郎が鎌倉在住時に日蓮に帰依したことに始まるようである。兵衛七郎は文永初年ごろに亡くなるが、その訃報を聞いた日蓮は、鎌倉から墓参りに訪れており、兵衛七郎が鎌倉を離れても両者の関係は続いていたことがうかがえる。兵衛七郎の死によって南条氏と日蓮の関係は一時途絶えていたようだが、日蓮の入山直後の七月末には、兵衛七郎の妻から日蓮へ鷲目（銭）・川苔・薑（生姜）が贈られており、日蓮は南条氏に対し、関係の復活を喜ぶ書状を送っている。

また入山後、日蓮と新たな信徒との師檀関係も形成されていった。その中心となったのが、日蓮の高弟の日興である。日興は駿河の蒲原荘（静岡市清水区）にある四十九院の僧だったが、日蓮の弟子になり、駿河・伊豆・甲斐の三国で日蓮の教えを広めた。その成果を示すものが「白蓮弟子分与申御筆御本尊目録事」（永仁六年（一二九八））である。これは白蓮（日興）が、日蓮直筆の曼荼羅本尊を授与した弟子・檀越



写真 2-7 大石寺御影堂（上条）



写真 2-5 南条氏墓所（下条）  
昭和 37 年（1962）建立。



写真 2-8 北山本門寺本堂（北山）

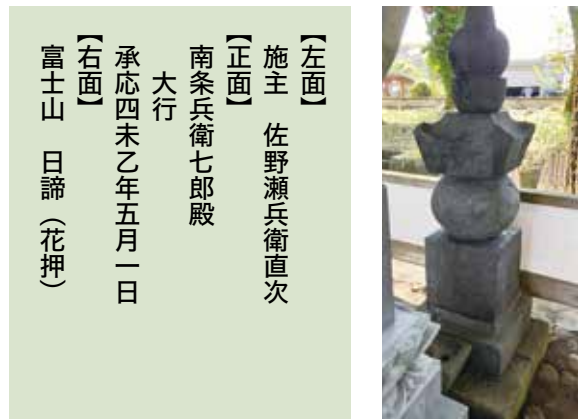


写真 2-6 南条兵衛七郎 旧五輪塔  
写真 2-5 の中心の五輪塔裏にある。

たちの目録で、その居住地や師弟関係なども記されている。

富士郡において本尊を与えられた檀越に、富士上方西山の河合氏や同重須郷石川氏・南条氏・松野氏・富士下方の高橋氏がいた。河合氏は日興の母方の実家、高橋氏は日興の叔母の嫁ぎ先にあたり、石川氏は松野氏は南条氏の姻族にあたる。日興が自分の血族・姻族、南条氏を通して教えを広めたことが分かる。なお、この目録に対応する本尊の一つとして、建治二年（一二七六）に日興の祖父である河合入道に与えられた本尊（写真2-9）がある。

弘安五年（一二八二）、日蓮が武蔵の池上で没すると、日興は身延で日蓮の墓所を守っていたが、正応元年（一二八八）身延山を退去した。その後の日興については、市内の日蓮の教えを受け継ぐ寺院の記録などから見てくる。日興を受け入れたのは南条時光で、彼ははじめ下屋敷を寄進し、次いで正応三年（一二九〇）に大石ヶ原（上条）を寄進した。ここには大石寺が開かれた。

その後永仁六年二月、時光は日興を願主（企画者）、自身と姻族の石川能忠を大施主とし、付近の信者（小泉法華衆・上野之講衆）らと協力して、本堂・御影堂・垂迹堂の三堂を建立し（北山本門寺）、寺内には後進の育成のために重須談所を設けた。また時光は、日興の弟子である日華を招き、妻妙蓮尼の一周忌供養として、自身の屋敷を改め妙蓮寺（写真2-10）を開いた。



写真 2-10 妙蓮寺本堂（下条）



写真 2-9 日蓮直筆本尊（西山本門寺蔵）

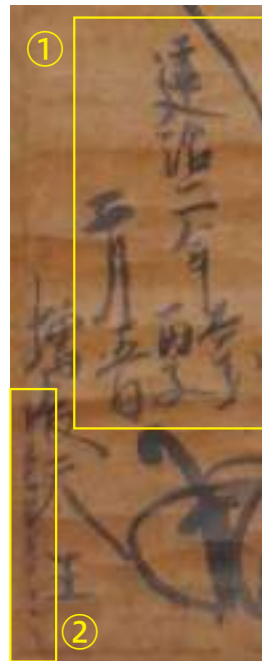


写真2-9 翻刻（一部）

① 日蓮筆  
建治二年 太才  
丙子 二月五日

② 日興筆  
日興祖父河合入道申与之、

## 第四節 室町幕府の成立と南北朝内乱

### 建武の新政とその崩壊

元弘三年（一二三三）五月、足利高氏（後の尊氏）・新田義貞らの働きにより鎌倉幕府は滅亡し、京都へ戻った後醍醐天皇による親政（建武の新政）が始まった。

この時期、後醍醐天皇は綸旨により各地の武士に所領を与えたり、寺社に土地を寄進したりしており、その中には北条氏一門の旧領が多く含まれていた。富士上方（現在の富士宮市を中心とする地域）でも、綸旨による浅間宮（富士山本宮浅間大社）への土地寄進を確認できる。宛先は浅間宮の長官である大宮司となっており、駿河国下嶋郷（静岡市駿河区）や富士上方などが寄進された（本編第三章第一節）。

しかし、新政権のもとでも政情は安定せず、建武二年（一二三五）七月には、北条時行（北条高時の遺児）が信濃（長野県）で挙兵し、鎌倉を攻略した（中先代の乱）。足利尊氏は、時行を討伐するため、八月に京都を出発した。途中、鎌倉から逃れてきた弟の直義と合流して東海道を進軍し、同月一九日に鎌倉を攻略して時行を敗走させた。

尊氏は後醍醐天皇から帰京を促されたが鎌倉にとどまり、反乱鎮圧に功績のあった武士に没収地を恩賞として給与するなどした。富士上方でも、九月に遠江の石野弥六兵衛入道の旧領を浅間宮に寄進している（写真2-11）。また十一月には、直義が遠江の富士不入斗（袋井市）の安間弥六らの旧領を浅間宮に寄進した。

十一月、尊氏の行動を受け、後醍醐天皇は新田義貞に尊氏追討を命じた。新田軍は東海道を下って鎌倉を目指し、各地で足利軍を破った。しかし、尊氏が戦線に加わった竹之下の戦い（小山町）で敗れ、京都へ敗走した。尊氏は新田軍を追って京都に入ったが、奥州（東北地方）から攻め上った北畠顕家らの攻撃を受け、翌年二月、九州へ逃走した。



写真 2-11 足利尊氏寄進状（大宮司富士家文書、静岡県立美術館蔵）

間もなく、尊氏は態勢を立て直すと、四月に再度の上洛を目指した。尊氏は摂津の湊川（神戸市）の戦いで楠木正成を敗死させるなどして、建武三年（一二三三）五月に京都に入った。後醍醐天皇は比叡山に逃れて抵抗したが、一〇月に尊氏と講和した。尊氏は京都をおさえ、新政権が発足した。しかし一二月、後醍醐天皇が大和の吉野（奈良県吉野町）へ脱出し、京都と吉野に天皇が並び立つ南北朝時代がはじまった。

### 南条氏と石川氏

南北朝時代における駿河では、最初は石塔義房、後に今川範国が守護を務めた。富士上方では、上野の南条氏・北山の石川氏ら有力武士の活動を確保できる。両氏については、所領をめぐる相論（紛争）や相続に関する史料が残り、当時の富士上方の様子が増える（表2-1）。

南条氏では、南条時光の死後、所領をめぐる争いが増える（表2-1）。暦応元年（一二三八）には、上野郷の在家・田畠などをめぐり、南条高光と南条節丸（いずれも時光の孫）による相論が発生した。高光は貞和二年（一二四六）にも丹波の小椋荘（兵庫県）をめぐり、久下仙阿を訴えている。

この時期は女性同士の相論も史料に残されている。建武元年（一二三四）、上野郷の在家をめぐり、南条高光の母と由井四郎入道の妻との間で相論が起こり、高光の母が勝訴した。また、貞和二年（一二四六）にも南条時忠（時光の子）後家と、時光の娘（乙松・乙一）の間で相論が発生した。いずれも南条氏へ嫁いだ女性と、南条氏出身の女性による相論である。

南北朝期に発生したこれらの相論の背景としては、相続による所領の細分化が指摘されている。

年	訴 論 人 (争っている人)		論 所 (争いの対象)
徳治 2 年 (1307)	新田五郎の後家 (時光の異母姉)	南条時光	上野郷の所当米、公事
建武元年 (1334)	南条高光の母	由井四郎入道の妻	上野郷の在家
暦応元年 (1338)	南条節丸	南条高光	上野郷の在家・田畠など
貞和 2 年 (1346)	南条高光	久下仙阿	丹波国小椋荘の田畠・在家・山野など
貞和 2 年 (1346)	南条時忠の後家	南条時光の娘 (乙松・乙一)	上野郷の田・在家

表 2-1 南条氏関連相論（梶川 2011 をもとに作成）

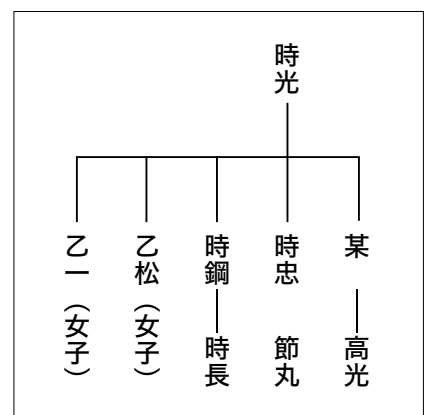


図 2-8 南条氏系図  
(梶川 2011 をもとに作成)

- ・本節に関わる人物を中心に掲載。
- ・節丸は父親が特定できないため名前のみ。

石川氏では建武四年（一二三七）、石川実忠が自らの保持する惣領職や地頭職の相続方法を定めている。史料によれば、惣領職を継ぐ孫三郎をはじめ、孫四郎、千代鶴、実忠の後家、そして四人の娘の相続分が記されている。このうち後家の相続分は、女性が亡くなった後子が男子ならばそのまま相続し、女子ならば千代鶴が相続するとした。また、孫三郎は奥州での合戦に出陣する予定で、もし討死してしまった場合は、惣領職と三分の二を孫四郎が、三分の一を千代鶴が相続するよう定めている。

ここから、鎌倉時代から南北朝時代ころに行われていた分割相続の一端を知ることができる。

### 観応の擾乱

室町幕府の成立後は、足利直義が政治を担い、権力を握る体制が続いた。しかし、直義と足利氏の執事である高師直の対立が次第に深まり、やがて全国各地を巻き込む争いが展開する。

貞和五年（一三四九）八月、師直は直義の邸宅を攻撃し、直義の逃げ込んだ足利尊氏の邸宅を包囲した。これにより直義は失脚し、尊氏の子義詮が鎌倉から入京して政治を担うことになる。翌観応元年（一二五〇）一〇月、直義は京都を脱出し、観応の擾乱と呼ばれる争乱が始まった。

一月、関東では常陸の信太荘（茨城県）で上杉能憲が直義派として挙兵した。これに合わせ、能憲の父で関東執事の憲頭は、鎌倉から自身の領国である上野（群馬県）へ下向した。同じく関東執事の高師冬は上杉氏を討伐するため、鎌倉公方の足利基氏（尊氏の子）を奉じて鎌倉から出陣した。しかし、相模の毛利荘湯山（神奈川県厚木市）で直義派の石塔義房の襲撃を受け、基氏は鎌倉に戻され、師冬は甲斐（山梨県）へ逃れた。翌観応二年（一二五一）一月には、上杉憲将（憲

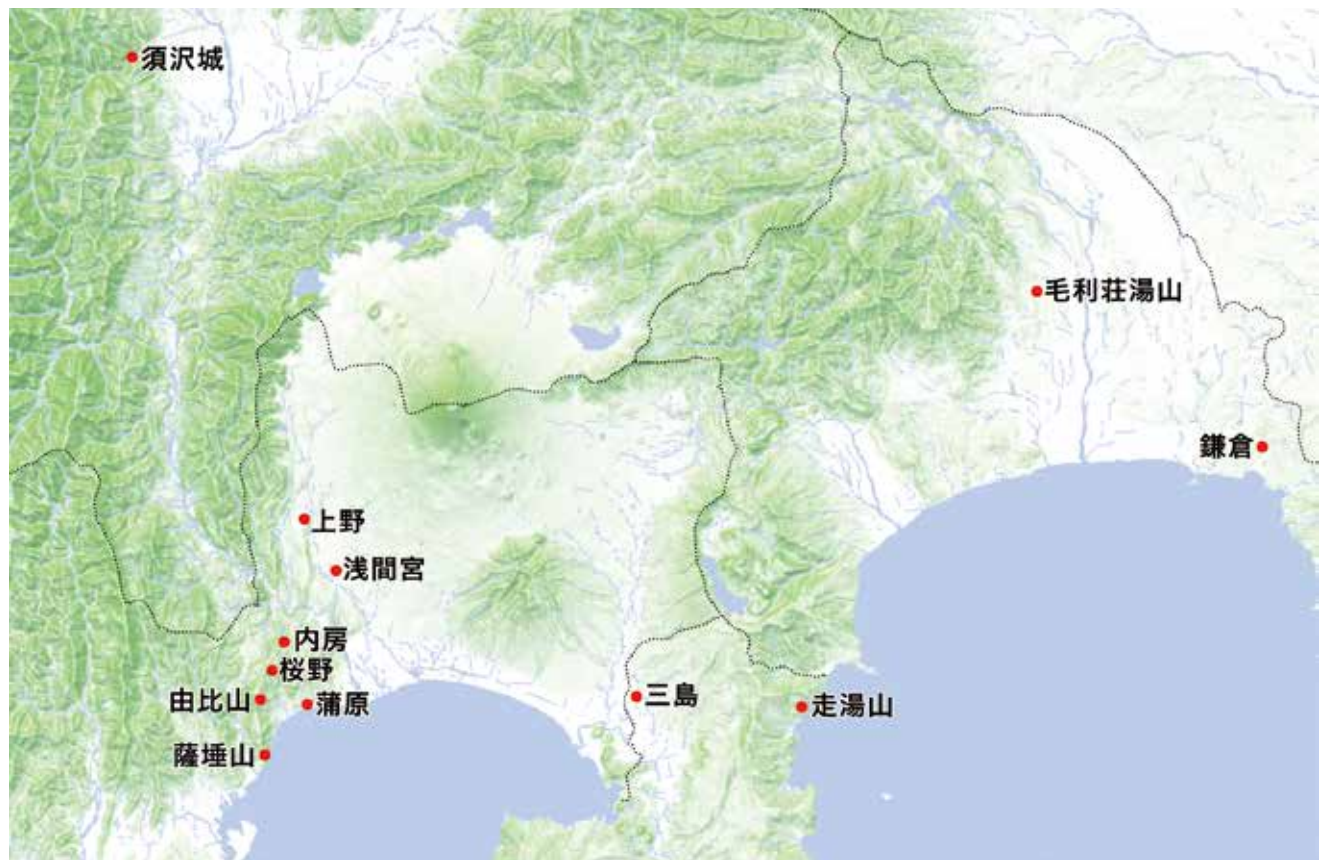


図 2-9 観応の擾乱関係地図（地理院地図 Vector を加工して作成）

頭の子)が数千騎の軍勢を率いて甲斐へ出陣した。師冬は、甲斐の須沢城(山梨県南アルプス市)に籠城して戦ったが、憲将に包囲され、一月一七日に自害した。

これに関連して、富士上方では、一月一八日に富士大宮司にあてて発給された文書が残る(写真2-12)。上杉憲将が奉じたもので、庶子(一族)などを動員し、甲斐への通路を厳密に警固するよう指示している。浅間宮の大宮司を務める富士氏が軍事力を保持し、甲斐と駿河との間の交通路の安全を確保できたこと、この時点で直義方として活動していたことがうかがえる。

足利直義は二月、摂津打出浜(兵庫県芦屋市)の合戦で足利尊氏軍に勝利した。両者は和議を結ぶが、高師直は殺害された。一度は政權に復帰した直義だったが、八月には再び京都を脱出し、北陸や信濃を経て、鎌倉へ逃れた。

この動きに対し一二月、尊氏は直義を討つため京都を出陣し、同月、薩埵山(静岡市清水区)に到着した。一二月一日には蒲原河原(静岡市清水区)で合戦が行われ、尊氏方が勝利を収めた。一三日、尊氏は由比山(静岡市清水区)に布陣し、内房の直義方と対峙した。この時、尊氏は信濃守護の小笠原政長に対して、信濃における戦功を称えらるとともに、速やかに内房へ馳せ参ずるよう指示している。二七日、桜野(静岡市清水区)で両軍は激突し、尊氏軍が勝利した。

直義は伊豆国府(三島市)におり、走湯山(熱海市)まで退いたが、翌年正月、尊氏に降伏した。尊氏と直義は鎌倉に入るが、直義は二月に死去した。それでも政情は安定せず、足利氏内部の争いは、この後も続くことになる。



写真 2-12 上杉憲将奉書 (大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵)

## 第五節 今川氏の支配と富士宮

### 駿河守護今川氏

観応の擾乱終結後も内乱は続くが、京都を中心とする地域は次第に落ち着きを取り戻していく。応安二年（一三六九）、足利義満が室町幕府の將軍となる。この義満の時代に室町幕府の権力は確立し、明德三年（一三九二）には南北朝の統一が果たされた。

南北朝時代の駿河では、後に戦国大名として同国を支配する今川氏の活動が見られるようになる。今川氏は足利氏の一族である吉良氏の分家にあたり、吉良長氏の子である国氏が三河国幡豆郡今川荘（愛知県西尾市）を分与されて今川を名乗った。

今川国氏の孫にあたる範国は、南北朝内乱を通じて足利尊氏に従って活躍し、建武三年（一三三六）に遠江守護、次いで駿河守護に任ぜられた。室町幕府の守護は、鎌倉幕府以来の軍事・警察の役割に加えて、刈田狼藉（田の稲を不法に刈り取ること）の取り締まりや使節遵行（幕府の命令を実行させること）の権限を持ち、国人（地方の武士）を支配下に置くなど、大きな力を持った。また、九州・関東・奥羽などを除き、在京を原則とした。

南北朝・室町時代、東国には鎌倉府が設置され、鎌倉公方が首長として統治した。鎌倉公方は足利基氏（尊氏の子）とその子孫が継承し、上杉氏が関東管領として補佐した。駿河は室町幕府と鎌倉府の管轄域の境目にあたることから、両者の関係が悪化すると、今川氏は室町幕府方として重要な存在となった。正長元年（一四二八）、今川氏は駿河在国を命じられている。

### 今川氏と富士宮

今川範国の子である範氏は、文和二年（一三五三）に駿河守護に任

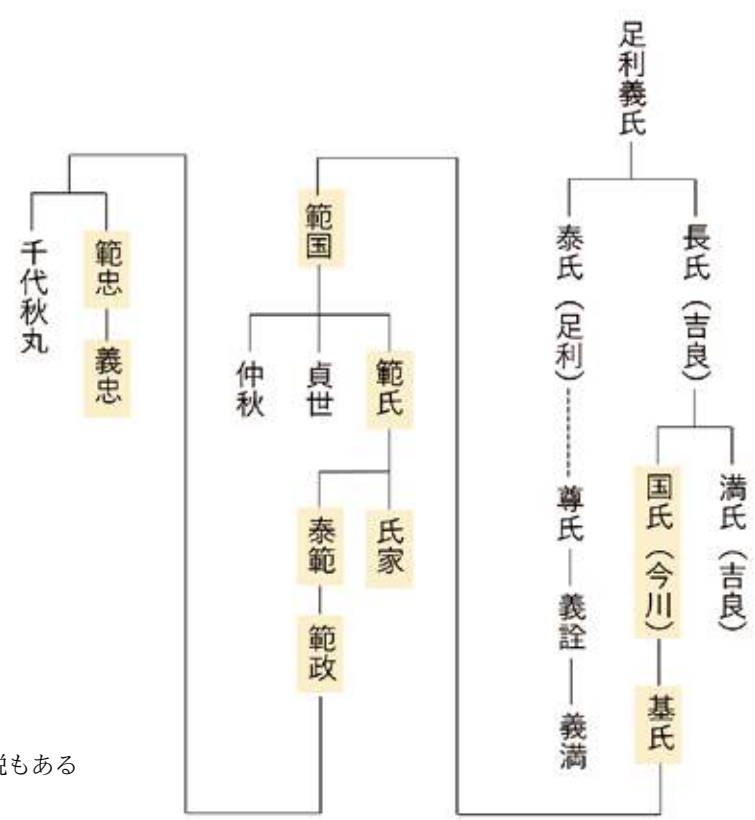


図 2-10 今川氏略系図

- ・今川範忠を範政の甥とする説もある（大石 2020）。
- ・着色は今川氏の当主を示す。

ぜられた。範氏は康安二年（一二三六）正月、大宮司に対して浅間宮（富士山本宮浅間大社）領である駿河勾金・栗原両郷（静岡市駿河区）の万雑公事（さまざまな役）を免除している。また、この所領に対して狼藉を働く者がいるので、これを停止するよう指示している（写真2-13）。

範氏の跡は子の氏家が継いだ。若くして亡くなったと考えられ、その跡は氏家の弟である泰範が継いだ。南北朝時代、今川氏の所領は駿河西部に集中していたが、泰範の時代になると、駿河東部にも所領を持つようになる。泰範は至徳元年（一二八四）、範氏の認めた浅間宮領駿河勾金・栗原両郷における権利を再確認し、応永七年（一四〇〇）には、浅間宮に対して遠江の富士不入斗（袋井市）などの地を寄進している。これは建武二年（一二三五）に足利尊氏・直義兄弟の寄進したものと同一内容である。

### 興津氏の活動

鎌倉時代以来、南条氏の所領となっていた富士上方の上野郷では、観応の擾乱の時期を境に、同氏に代わり興津氏が地頭として活動するようになる。

興津氏は、駿河興津（静岡市清水区）を本拠とした。建武四年（一二三七）の史料には「興津宿長者」と記されており、東海道興津宿の経営に深く関わっていたと考えられる。

また、延文元年（一二五六）、興津美作守は浅間宮造管奉行として忠節を尽くしたことを今川範氏から称えられている。従来、この浅間宮は駿府に所在する新宮（静岡浅間神社）を指すものとされてきた。しかし近年、富士山本宮浅間大社であるとの説も出されている（佐藤二〇一八）。興津氏の活動が駿府よりも富士郡においてみられることから、その可能性は十分に考えられる。

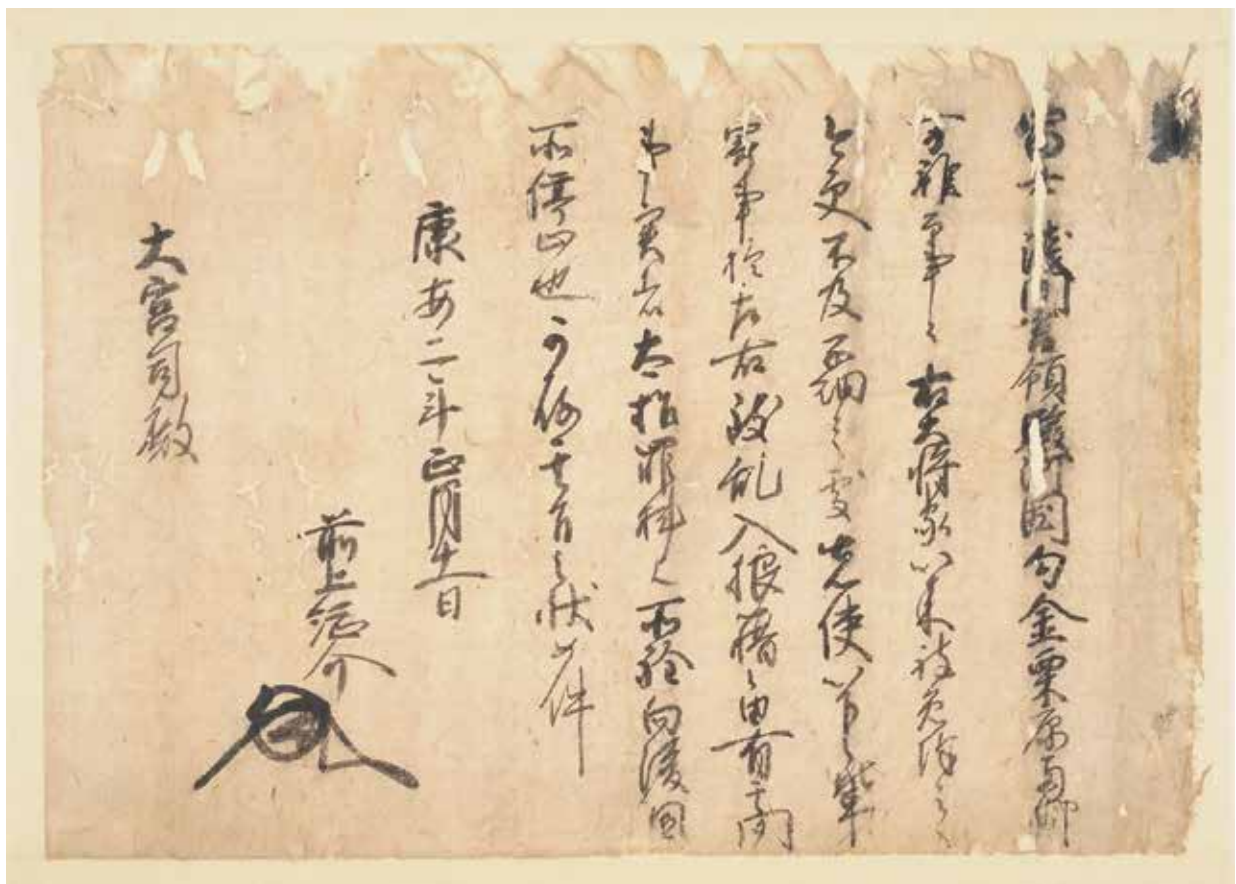


写真 2-13 駿河守護今川範氏書下（大宮司富士家文書、静岡県立美術館蔵）

## 今川氏の家督争いと富士氏

応永二三年（一四二六）、前関東管領の上杉禅秀（氏憲）が鎌倉公方の足利持氏に対して反乱を起こした（上杉禅秀の乱）。この時、持氏は鎌倉を逃れ、駿河へ身を寄せている。

駿河では、今川範政が父泰範の跡を継いでいた。範政は軍勢を派遣するとともに、関東の諸士に対して持氏への支援を呼び掛けるなど、重要な役割を果たした。翌年、乱は鎮圧され、範政は恩賞として駿河の富士下方（富士市）を得た。

永享四年（一四三二）、今川氏で範政の家督継承をめぐる争いが起こった。争いの発端は、範政が嫡子の彦五郎（範忠）ではなく、末子の千代秋丸に家督を相続させようとしたことである。千代秋丸が上杉氏有縁の者だったこともあり、將軍足利義教は範忠を支援した。範忠の出家など混乱もあったが、翌年四月には範忠の家督相続が決定した。義教の介入は、駿河と今川氏が室町幕府の東国支配において要となる存在だったことを物語る。なおこの時期、醍醐寺座主の満済は、駿河国人の狩野氏や富士氏（浅間宮大宮司）に国の様子を尋ねるよう義教に進言しており、富士氏は駿河での騒動を幕府に報告している。富士氏が幕府と直接つながる存在だったことが分かる。

富士氏は永享五年（一四三三）五月の時点では、狩野氏や興津氏と共に範忠の家督相続を承認していたという。しかし七月、範忠が駿河に入国する時になると、これに反対し合戦となった。富士氏がなぜ態度を変えたのかは不明である。範忠はこれら對抗勢力を退け、駿河入国を果たしている。この後、狩野氏・富士氏・興津氏の処遇が問題となったが、富士氏は一二月に赦免された。翌年四月には、富士大宮司能登守の孫である富士弥五郎が、満済と対面している。



電子データ非公開  
(書籍でご覧いただけます)

写真 2-14 満済准后日記（醍醐寺蔵）

永享5年4月14日の記事。満済が足利義教に対し、狩野氏・富士大宮司に駿河の様子を尋ねるよう進言している（赤線部）。

## 足利義教の富士下向

古来、名山として知られた富士山には、多くの人が見物に訪れており、その中には時の権力者の姿もあった。室町幕府将軍の足利義教もその一人で、現在の富士宮市域までは訪れていないものの、永享四年に駿河へ下向して富士山を見物している。嘉慶二年（一三八八）に父の義満も富士山を見物しており、それに倣ったことである。

足利義教の富士下向については、醍醐寺座主の満済の日記である『満済准后日記』や、同行した飛鳥井雅世の『富士紀行』などの記録が残されている。ここから、出発前後の状況や、その道中での様子、義教が富士山を眺めて詠んだ和歌などを知ることができる。

義教の富士下向は、単なる物見遊山ではなく、当時関係が悪化していた鎌倉公方の足利持氏に対する示威行動であり、多分に政治的な意味合いを持つものであった。永享四年八月、関東管領の上杉憲実（のりざね）は、室町幕府に当年中は足利義教の下向を延期するよう申し入れている。義教の下向を足利持氏が警戒し、関東の情勢が不安定になることを危惧していることである。

しかし、これは聞き入れられず、九月一〇日、義教は京都を出発している。駿河守護の今川範政らはあらかじめ任国へ下向しており、義教一行は各地で饗応を受けるとともに、一八日には駿府に到着した。

その日、義教は「富士御覧の亭」に入り歌会を行っている。範政は雪の積もった富士山を義教に見せたいと念じていたところ、前日の雨により富士山に雪が降ったと語っている。義教もこれを喜んだようで、この日は夜通し歌会が行われた。

九月二〇日、義教一行は興津の清見寺（静岡市清水区）まで足をのばして和歌を詠み、海人の漁や三保の松原も見物している。翌二一日には駿府を出発し、二八日には京都へ到着した。

足利義教は帰京後、満済と雑談した中で、富士山について、「兼ねて思っていたよりも優れた山で、言葉では表現できない」と語っている。政治情勢の緊迫する中での富士下向ではあったが、義教は、物見遊山として、初めての富士山見物を楽しむ気持ちを持ち合わせていたようである。



写真 2-15 普広院殿富士御  
高覧御詠并今川範政返歌（静岡市歴史博物館蔵）

足利義教の詠んだ和歌と今川範政の返歌を記す。

## 第六節 戦国の幕開けと駿河

### 永享の乱

今川範忠は家督継承後、駿河に下向し、鎌倉公方足利持氏の動静を京都の室町幕府に報告するなどしている。持氏が室町幕府將軍の足利義教に対して反抗的な態度を示していたためである。関東管領の上杉憲実(のりまね)は室町幕府と鎌倉府の融和に努めたが、両者の間の緊張は高まっていた。

そして永享一〇年(一四三八)、足利持氏は嫡男賢王丸(足利義久)の元服をめぐって上杉憲実と対立した。七月、憲実(のりまね)は鎌倉を去り、守護を務める上野(群馬県)へ向かったが、持氏は憲実の追討のため自ら鎌倉を出陣し、武蔵の府中(東京都府中市)に布陣した(永享の乱の勃発)。この頃、室町幕府は駿河の今川範忠に対して、関東で合戦が起こるのは必定であるとして、国人を動員して憲実へ加勢するよう命じている。

こうして関東は戦乱に見舞われることになったが、九月には信濃守護の小笠原氏ら室町幕府勢が上野に到着し、箱根方面では今川勢が足柄峠から相模(神奈川県)に入るなど、足利持氏方は次第に劣勢になっていった。一月には、持氏方から離反した三浦時高が鎌倉を攻撃している。持氏は武蔵の海老名(神奈川県海老名市)に陣を移しており、鎌倉に戻ろうとしたが、途中で長尾忠政に捕らえられ、鎌倉の永安寺に幽閉された。そして、永享二年(一四三九)二月に自害した。なお、持氏嫡男の足利義久も同月に鎌倉の報国寺で自害している。

足利持氏子息のうち、安王丸・春王丸らは鎌倉から逃れ、下総の結城(茨城県結城市)で結城氏朝らと共に武力抗争を続けた。しかし、嘉吉元年(一四四一)四月、室町幕府方の攻撃により結城城は落城した。安王丸と春王丸は捕えられ、京都に向かう途中、美濃の垂井(岐阜県



写真 2-16 『結城合戦絵詞』(国立歴史民俗博物館蔵)  
足利持氏切腹の場面を描く(持氏は中央上の人物)。

垂井町)で処刑された。永享の乱から続いた戦いは室町幕府方の勝利に終わったが、足利義教も新たな支配体制を築くことなく、同年六月に赤松満祐により暗殺されてしまった(嘉吉の変)。関東の安定のため、新たな鎌倉公方の擁立がはかられることとなった。

### 享徳の乱の勃発と富士氏

文安四年(一四四七)、信濃にいた足利持氏の遺児である万寿王丸が鎌倉に入り、後に足利成氏と名乗り鎌倉公方となった。関東管領だった上杉憲実(これよりも前から辞職の意思を示しており、子の憲忠が新たな関東管領に就任した)。

しかし、永享の乱で決裂した鎌倉公方と上杉氏の関係修復はうまくいかず、両者の対立は次第に顕著になっていった。そして享徳三年(一四五四)一二月、成氏が憲忠を謀殺したことをきっかけに享徳の乱が勃発した。翌享徳四年(康正元年、一四五五)正月には、成氏方と上杉氏の軍勢が相模の島河原(神奈川県平塚市)で戦い、成氏方が勝利した。その後、成氏は鎌倉を出陣し、下総の古河(茨城県古河市)を拠点とした。成氏は五十子(埼玉県本庄市)を本陣とした上杉氏・室町幕府方と対峙し、両者の争いは長く続いた。

島河原での戦いに敗れた上杉軍のうち、上杉持朝(入道道朝、上杉氏の分家である扇谷上杉氏の人物)は伊豆の三島に撤退し、ここで室町幕府の援軍を待つことになった。四月には成氏方の攻撃を受けたが、上杉軍が勝利した。

翌月、持朝は駿河国人である富士忠時に書状を出し、合戦に出陣して戦功をあげたことを称えている(写真2-17)。忠時が上杉方として三島での合戦に参加した可能性が考えられる。同じ書状の中で、持朝は関東管領の上杉房顕(兵部少輔)と相談し、忠時に対して関東において恩賞が与えられるよう取り計らうとしている。



図 2-11 享徳の乱初期の陣営対立図 (黒田 2021 などをもとに作成)

その後、上杉持朝は「武家御旗」を受けて、京都から下向した今川範忠らの軍勢と合流して箱根山を越え、相模へ進軍したと考えられる。富士忠時はこの時も同道し、持朝から恩賞の約束を受けていたようである。この時、狩野氏・葛山氏・土肥氏など、伊豆・駿河の国人も出陣し、持朝から恩賞を受けた。しかし、忠時に対する恩賞の約束は果たされていないようで、十一月、忠時は醍醐寺西南院に対して取りなしを求めている。

相模へ進軍した上杉持朝・今川範忠らは、康正元年六月には鎌倉を制圧した。その後、今川範忠と駿河国人らは鎌倉の守備にあたったとみられる。康正三年（一四五七）二月には、円覚寺黄梅院領の山崎村（神奈川県鎌倉市）に対して、今川軍による濫妨狼藉を禁止する禁制が出されている。

### 今川義忠の家督相続と富士氏の内紛

約五年間にわたり鎌倉の守備をしていた今川範忠は、寛正元年（一四六〇）四月、駿河へ帰国した。翌寛正二年（一四六一）三月、範忠は子の義忠に家督を譲り、同年五月に死去した。跡を継いだ義忠は二六歳だったとされている。

これに先立つ長祿元年（一四五七）、室町幕府は関東の安定のため、足利義政の異母兄である政知を「関東主君」として派遣することに決定した。政知は伊豆の堀越（伊豆の国市）まで下向したが、その後はこの地に留まり、堀越公方と称された。

寛正二年一二月以降、寛正六年（一四六五）まで、今川義忠は足利義政から数度にわたり、足利政知支援のための関東出陣を命じられている。しかし、義忠がこれに応じた気配はない。義忠の関心は関東ではなく、西の遠江に向いていたようである。また、富士氏では家督をめぐる争いが起こっており、これも義忠にとっては懸念材料だったと

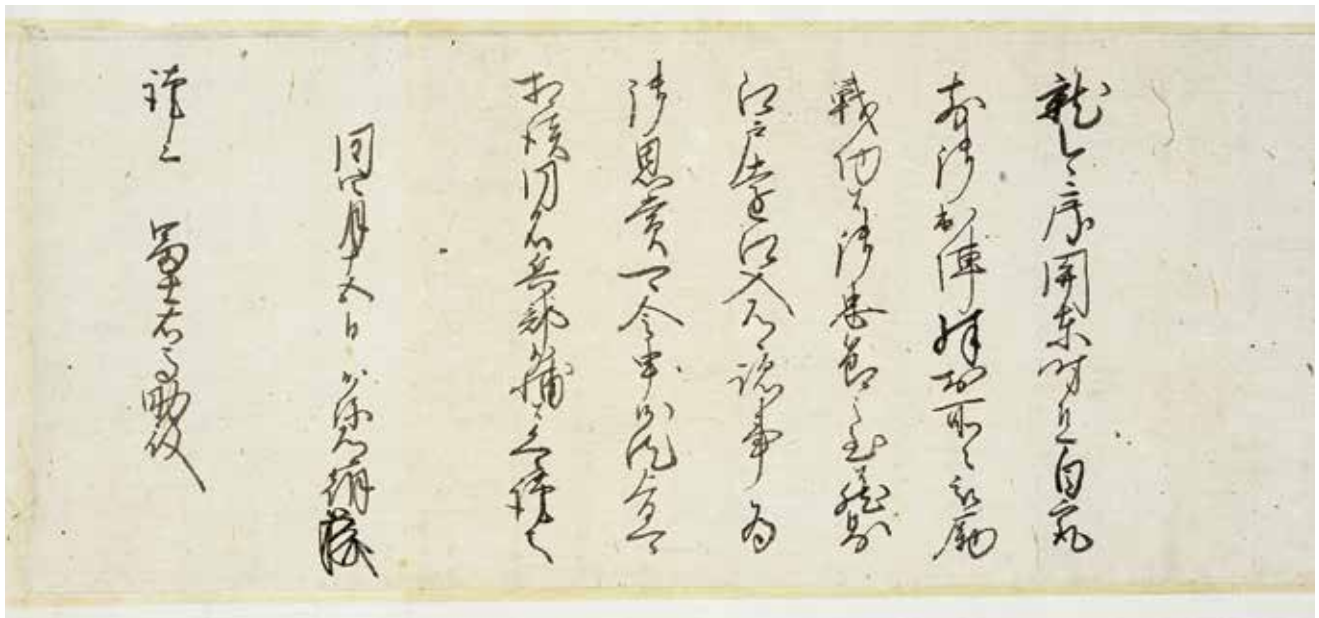


写真 2-17 上杉道朝書状（国立歴史民俗博物館蔵）  
 富士右馬助（忠時）の戦功を称え、恩賞について、兵部少輔（上杉房顕）と相談するとしている。

考えられる。

この頃の富士氏は、富士忠時が家督を継いでおり、寛正三年（二四六二）、忠時は能登守に任ぜられている。

しかし、寛正六年七月、伊勢貞親（室町幕府政所執事）が福島修理亮（今川義忠家臣）にあてて出した書状から、忠時と父である富士祐本との間に確執があったことが分かる。富士氏は、室町幕府に直接仕える在国奉公衆だったが、義忠を通して幕府と交渉していることから、駿河守護今川氏との親密な関係をうかがうことができる。ここでは、祐本の要望が認められたようで、同年一二月、祐本は孫の宮若丸の家督相続が認められたことに対する礼錢を幕府に納めている。

富士忠時は堀越公方の足利政知を頼り、この決定に抵抗したようである。最終的に室町幕府將軍の足利義政は忠時を許すことにしたが、富士祐本はこれに納得せず、忠時の館や浅間宮（富士山本宮浅間大社）を放火してしまった。義政はこれを「言語道断」であるとして、浅間宮の大宮司職を富士親時に申し付けている。親時は忠時の子とみられるが、宮若丸と同一人物とする説（黒田 二〇二〇）と別の人物とする説（大石 二〇一〇）がある。

現在、村山の大日堂に伝わる、文明一〇年（一四七八）の胎内銘を持つ金剛界大日如来坐像（本編第二章第三節）の胎内からは、「大宮司前能登守忠時 同子息親時」の銘文が確認されており、当時の富士氏の活動を伝えている。また親時は、明応六年（一四九七）、「富士浅間宮物忌令」を作成し、近親者の死後など、浅間宮への参拝を控える期間について定めている（写真2-18）。

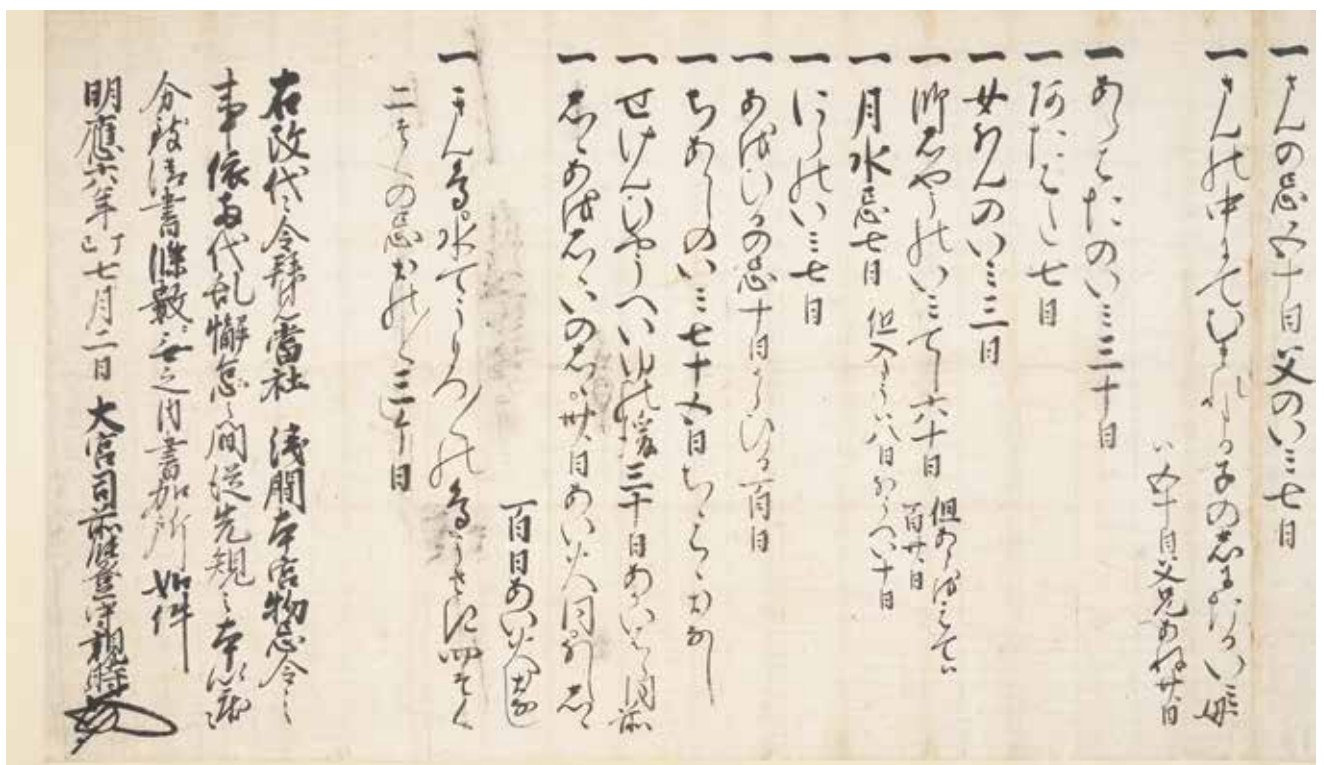


写真 2-18 富士浅間宮服忌令（後半部分、大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵）

# 第三章 古代・中世の宗教と信仰

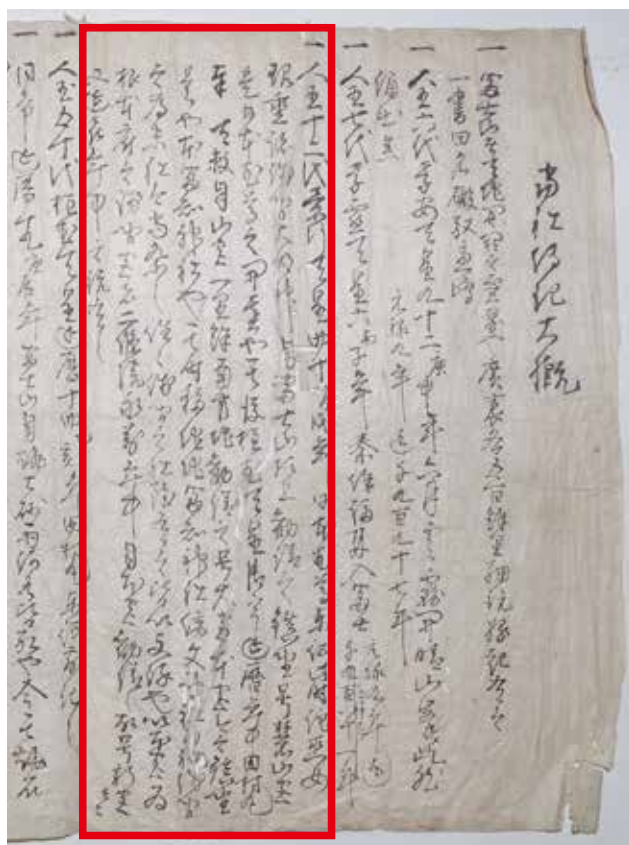
## 第一節 文献から見る富士山本宮浅間大社

### 富士山本宮浅間大社の建立伝承

富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）は、富士山の火口部を居所とする浅間大神を遥拝し、その噴火を鎮めるために創建されたと伝わる神社である。境内には、富士山の湧水を起源とする湧玉池（特別天然記念物）があり、浅間大社はその豊富に湧き出る水が噴火を鎮めると考えられたため、この場所に建てられたと伝わる。また富士宮市の市名は、『今昔物語集』（平安時代末期）や『新勅撰和歌集』（鎌倉時代）にある浅間大社の呼称「富士ノ宮」に由来する。

現在の浅間大社の建立伝承は、江戸時代中期に浅間大社の大宮司富士民済が編纂した「富士山本宮浅間社記」（以下、「社記」）に基づいている。これによれば、垂仁天皇の治世に富士大神を山足の地（場所不明）へ移し、その後日本武尊が山足の地から山宮（山宮浅間神社）へ移し、大同元年（八〇六）に坂上田村麻呂が山宮から大宮浅間（浅間大社）へ移したとある。

「社記」以前の建立伝承を見ていくと、慶長十一年（一六〇六）書写の「富士山縁起」（公文富士家文書、個人蔵）では、「神功皇后の治世の庚申の年」に社を作ったとし、寛永一六年（一六三九）書写の「富士山大縁起写」（安養寺蔵）では、大同元年に社を作ったとする。一方、元禄九年（一六九六）作成と推定される「当社伝記大概」（写真3-1）では、「景行天皇の治世、日本武尊が浅間大明神を山頂から麓山宮へ勧請し、延暦年間（七八二〜八〇六）に坂上



#### 翻刻

一人王十二代景行天皇四十庚戌年日本武尊東征、此時託巫女現垂跡浅間大明神、自富士山頂上勧請之鎮坐、号麓山宮、是日本武尊之開基也、其後桓武天皇御宇延暦年中、田村丸奉天勅自山宮一里余南方地勧請之、号大宮本宮今之鎮坐是也、本富知神社也、其時移他地、富知神社・倭文神社、本社浅間之為末社今尚祭之、往々浅間之社雖有之皆以支流也、以本宮為根本、府之浅間宮者二条院永万年中自本宮勧請之故号新宮云々、延喜年中之説有之、

写真 3-1 当社伝記大概（公文富士家文書、個人蔵）

田村麻呂が浅間大明神をそこから一里余り南に移し、大宮本宮（浅間大社）と呼んだ」とある。このように山宮は、元禄九年ごろに浅間大社が元々あった場所として位置付けられるようになる。「社記」にある浅間大社の建立伝承は、中世までに成立した縁起に段階的に肉付けがなされて成立したと言える。

### 古代の浅間宮（現浅間大社）

八世紀後半以降、律令国家は地方の靈験ある神々に対して神階を授与し、神社の序列化を進めた。その中で富士山の神である「浅間神」は、仁寿三年（八五三）、從三位の神階を与えられた。その後浅間神は、貞観元年（八五九）に正三位、永治元年（一一四一）に正一位へ昇進した。

『日本三代実録』によれば、貞観の噴火（八六四～八六六）のころ、駿河には噴火の鎮静を祈る社があった。ただしこの社の場所は不明である。天曆年間（九四七～九五七）、駿河国司の平兼盛が湧玉池・御手洗川周辺で行われる臨時祭祀に参列していることから、このころには浅間宮が現在地にあったと考えられる。

### 鎌倉時代の浅間宮

文治四年（一一八八）六月、後白河法皇は鎌倉幕府に対し院宣を出して皇室領の年貢の上納を督促しており、その中に浅間宮領と考えられる長講堂領「富士神領」が確認できる。

建保七年（一一二九）、駿河国司に任じられた北条泰時は、三月に平安時代後期以来の国司の就任儀礼に則り、浅間宮を神拝した。また貞応二年（一一二三）、北条義時が執り仕切って浅間宮の造替・遷宮を行った。文永十一年（一一七四）・弘安四年（一一八一）、二回にわたる元寇に対し、鎌倉幕府は各国の守護職



写真 3-2 後醍醐天皇御旨（大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵）

を介して全国の一宮・国分寺に異国降伏祈禱を命じており、浅間宮も駿河国一宮としてこれに従ったと考えられる。

## 南北朝時代の浅間宮

元弘三年（一一三三）に鎌倉幕府が滅亡すると、京都へ戻った後醍醐天皇による親政（建武の新政）が始まった。後醍醐天皇は綸旨（天皇の命令書）により寺社へ所領などの寄進をされており、浅間宮に対しても駿河国下嶋郷（静岡市駿河区）地頭職を寄進した。

さらに、天皇は建武元年（一一三四）五月までに政策の一環として、諸国一宮・二宮に対する本所（本家職や領家職を持つ天皇家や公家など）の領有権を停止し、一宮・二宮が天皇から直接権利の保障などを受けるようにした。同年九月、天皇は浅間宮に対し、前述の「富士神領」を含むと考えられる富士上方を寄進し、社家興行（社殿の修復や仏神事の厳格な実施など）と戦勝祈願を命じている（写真3-2）。これもこの政策に基づく措置と考えられる。

建武二年（一一三五）九月、中先代の乱を鎮圧した足利尊氏は、天皇の帰京命令に反して鎌倉に留まり、反乱鎮圧で功績があった武士に恩賞の給与などをしたため、十一月、天皇は新田義貞に尊氏追討の宣旨を与えた。この間尊氏は、後の戦勝祈願のために源氏ゆかりの神社や浅間宮、三島社へ所領を寄進した。尊氏の弟の直義もこれに倣い、遠江国内の所領を浅間宮に寄進している。

建武三年（一一三六）に室町幕府が成立すると、駿河・遠江が幕府の管轄国（幕府分国）となり、守護が置かれた。康安二年（一二六二）、駿河守護今川範氏は先例に倣って有度郡内の浅間宮領の諸役を免除するとともに、社領への乱入狼藉を停止する旨の書下を富士大宮司に与えた。

## 室町時代の浅間宮

応永二五年（一四一八）、將軍足利義持は浅間宮の大宮司富士氏の訴えを受け、駿河守護今川範忠に対し、社領の課役を免除するよ

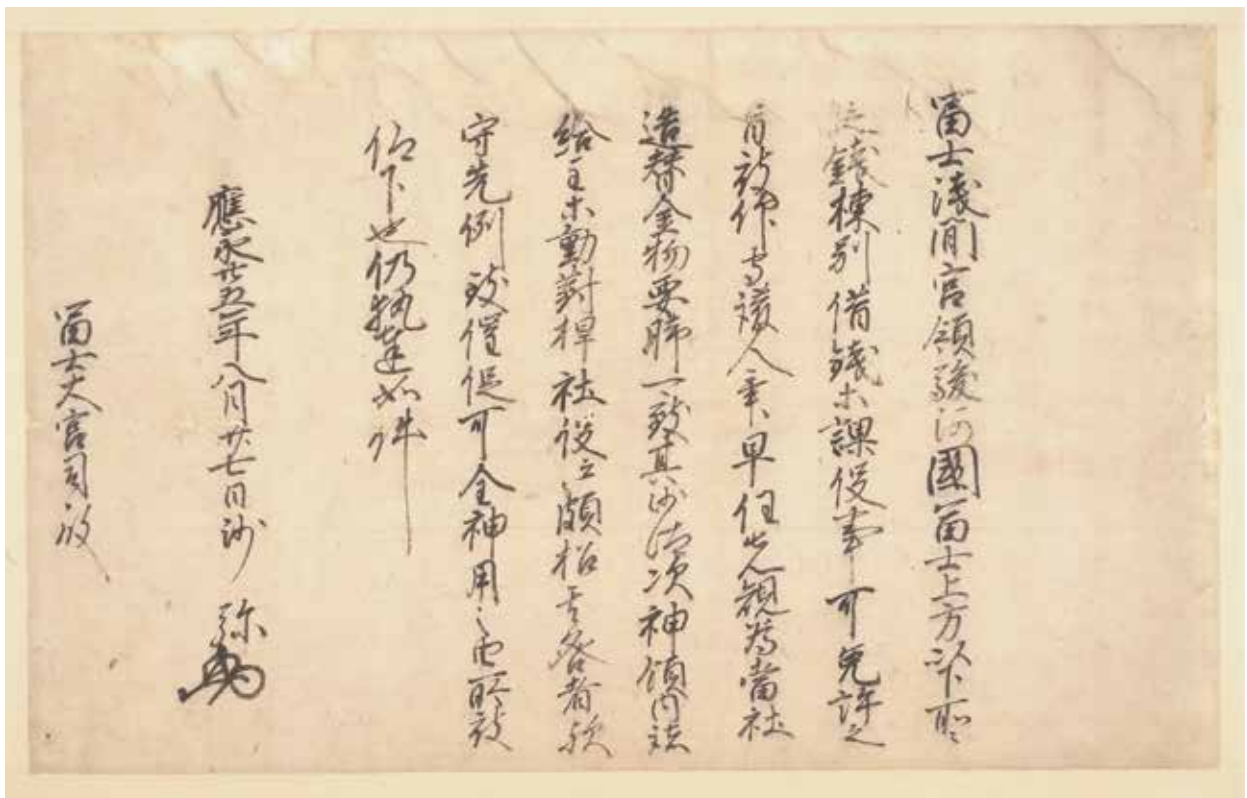


写真 3-3 管領細川満元奉書（大宮司富士家文書、静岡県立美術館蔵）

う命じた。あわせて義持は大宮司に対し、免除分を金物の修理費用に充て、速やかに社殿の造営を行うこと、社領に賦課された社役を納めない者に対して催促し、完納させることを命じた。さらに義持は造営料のため、駿河国内外に段銭（田の面積ごとに賦課する臨時税）や徳銭（裕福な商工業者に賦課する臨時税）を賦課した（写真3-3）。しかし、永享三年（一四三二）になっても造営が完了しなかったため、將軍足利義教は駿河守護今川範政に対し、遷宮の日時を上申するよう催促している。

### 戦国時代の大宮浅間神社（現浅間大社、以下、浅間神社）

戦国時代になると、河東一乱や武田・北条との三国同盟の締結を契機に、今川義元は領国として富士宮を含む河東地域（駿河国の富士川以東）の支配を進めていった。この間、義元は河東一乱で浅間神社を離れた大宮司に代わって浅間神社の神職の権利保障を行い、大宮司の代官を置いた。その後義元の跡を継いだ氏真は、富士信忠を大宮司に任命した。

永禄二年（一五六九）から今川氏に代わり駿河を治めるようになった武田氏は家臣に命じ、浅間神社の神職を改め、神職の権利保障や新たな相続人の指名などを行った。さらに武田信玄は、家臣の鷹野徳繁の次男千代を富士信忠の養子とした上で、大宮司の後継者に指名した。千代はまだ幼かったため、徳繁が代官となった。

しかし、信玄の跡を継いだ勝頼は、浅間神社の遷宮が完了する直前の天正五年（一五七七）三月、武士として取り立てていた富士信通（信忠の子）を大宮司に任命し、神職として武田氏に奉公させることとした。この措置は武田氏が、富士氏の神職としての知識・経験・技術が、武士である徳繁やほかの神職では代わることができない、重要なものであると考えたためと推測される。

この時完成した社殿は、『信長公記』によれば北条氏の軍事行動の際に焼き払われたようである。そのため武田氏に代わり駿河を治めるようになった徳川氏は、家臣の井出正次に対し、浅間神社の仮殿を建てるように指示をするとともに、神職の屋敷や商人の商いなどを含めた浅間神社周辺の復興・再整備を図った。



#### 翻刻

##### 【右の面】

天正九年かとのミ

正月吉日

##### 三面ノ内

土屋左衛門尉

奉納

##### 【左の面】

天正九年かとのミ

正月吉日

##### □面ノ内

土屋左衛門尉

奉納

※土屋左衛門尉は、武田水軍（海賊衆）の一人。永禄三年（一五七〇）には、久能城に立て籠もり、海賊衆として活躍したことで、武田信玄から江尻などを与えられている。

写真 3-4 武田氏家臣土屋左衛門尉奉納能面（四和尚宮崎家資料、個人蔵）

## 第二節 文献から見る山宮浅間神社

### 山宮浅間神社に関わる伝承

山宮浅間神社は、富士山を直接遥拝し、祭儀を行うことを目的として築造されたと推定される施設である（写真3-5）。現在、富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）の元宮に位置付けられているが、前節のとおり山宮が元宮として史料上確認できるのは、元禄九年（一六九六）ごろからである。

江戸時代書写の「古文状」（尊経閣文庫蔵）に、天承二年（一一三二）、有鑑（末代）という修行者が富士山へ登る時、山宮に百日間参籠して大仏頂陀羅尼を三〇万回唱えたこと、下山後山宮に滞在した有鑑を、宮司（浅間大社の宮司か）をはじめ神職らが出迎え、賛嘆したことが書かれている。なお「古文状」は研究上、建長三年（一二五二）書写の称名寺旧蔵「浅間大菩薩縁起」（神奈川県立金沢文庫蔵）の続きと考えられている。

また、浅間大社の旧神官家である公文富士家伝来の「富士山大縁起本社末社之次第」（天正二〇年（一五九二）書写、写真3-6）には、山宮に祀られる神の本地仏が不動明王とあるが、詳細は不明である。

### 戦国時代の山宮

山宮に関わる史料は限られているが、戦国時代になると、山宮における祭事を執り行う浅間大社の神職「山宮大夫」に関わる史料が確認できるようになる。戦国時代の山宮大夫の変遷についてよくわかるのが、天文二二年（一五五二）付け「今川義元判物写」（写真3-7）である。

天文六〜一四年（一五三七〜四五）にかけて発生した河東一乱の際、山宮大夫は今川氏に敵対して行方をくらませた。そのため、乱



写真 3-5 山宮浅間神社遥拝所

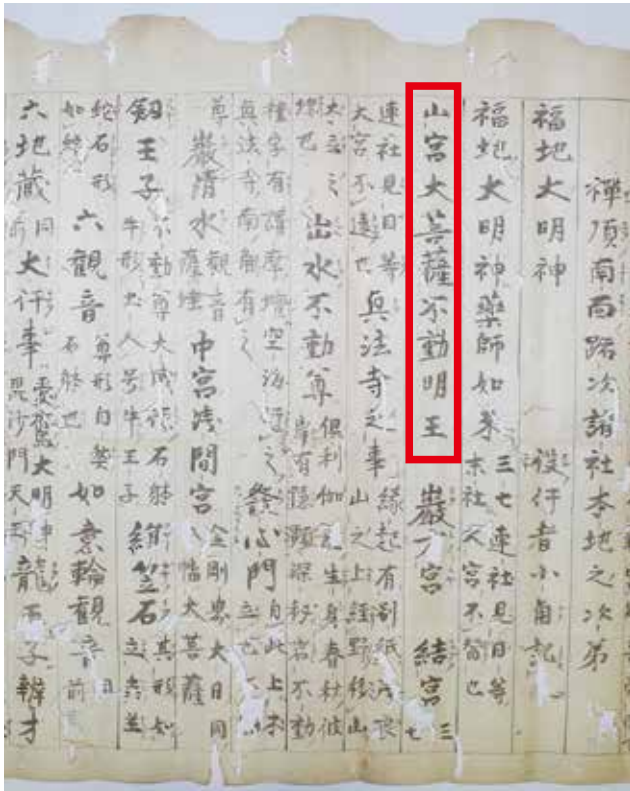


写真 3-6 富士山大縁起本社末社之次第  
(公文富士家文書、個人蔵)

後の天文一六年（一五四七）からは、大鏡坊頼慶（富士山興法寺の修験者）の子の又三郎が山宮大夫を相続した。義元は、又三郎が支配する土地について取り決めるとともに、又三郎が山宮大夫の社役を無沙汰した時は、頼慶が代わりを務めるように命じた。永禄元年（一五五八）、又三郎が行方をくらませると、義元は頼慶に山宮大夫を務めるよう命じた。

今川氏の後、駿河を治めるようになった武田氏は、駿河の寺社に対し土地の寄進や諸役免除などを行った。その中で武田信玄は家臣に命じ、浅間神社の神職を改め、権利保障や新たな相続人の指名などを行った。この時山宮大夫は、以前から所持している富士山興法寺の伝京坊（弁曉坊）の道者に関わる権利を認められたり、北山の屋敷・厨屋田の還付を受けたりしている。

翻刻文

富士山宮大夫跡職之事

右、去丙午一乱之刻、依悪党之儀頭形令逐電、彼子孫退転之条、従末年拘来之、然者大岩之田島宮田之内、御造作田式ケ所、厩免、畠屋敷、名職共永不可有相違、大宮司相定之上、代官社人号親類雖富士又七郎相抱、雖為弁曉坊領、富士又七郎二申合、知行令相続云々、若彼坊就相違者、如一札前之山宮大夫之知行可請取之、若当山宮大夫於有無沙汰之儀者、大鏡坊頼慶相計之、社役等無怠慢令勤仕、可抽国家安全之懇祈者也、仍而如件

天文廿一年六月晦日

治部大輔書判

山宮大夫

又三郎殿

右本書甲州西河内福土村重右衛門方二有之候、

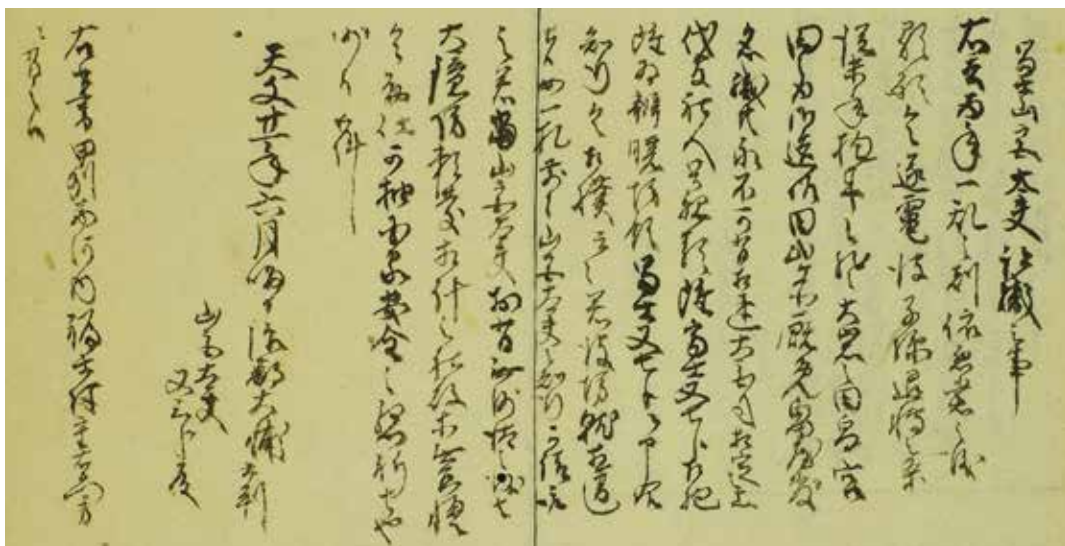


写真 3-7 今川義元判物写（「富士山興法寺大鏡坊記録」、村山浅間神社蔵）

### 第三節 文献から見る村山浅間神社

#### 山岳修行の場「富士山」と興法寺・村山浅間神社

平安時代後期、日本古来の山岳を聖地と崇める山岳信仰を基調に、シャーマニズム・仏教・道教・神道などの影響のもと「修験道」が生まれた。修験道は山岳修行で超自然的な力（験力）を獲得し、その力を用いて呪術宗教的な活動を行うことを中核としており、験力を修めた者は修験者または山伏と呼ばれた（以下、修験者）。修験者は羽黒山（山形県）や大峰山（奈良県）、立山（富山県）、彦山（英彦山、福岡県）など全国各地の山岳で修行するようになり、その中で富士山も修行の場となっていた。

富士山を山岳修行の場と位置付けた史料的に確実な人物の一人に、駿河出身で伊豆走湯山（熱海市の伊豆山神社）や実相寺（富士市）などで修行したと伝えられる末代上人がいる（本編第五章第二節）。末代は『本朝世紀』（平安時代末期成立）に富士登山をし、山頂に大日寺を構えた「富士上人」として登場する。また『地藏菩薩靈験記』収録の日金山に関する説話（室町時代後期頃までに成立、写真3-8）には、富士山で修行した末代が富士山の麓の村山において寺院を建立し、そこで即身仏となり、「大棟梁」という山の守護神になったとある。この末代が建立した寺院が発展したのが、中世には富士山で修行する修験者の拠点となった富士山興法寺（以下、興法寺）と考えられている。興法寺は、江戸時代には聖護院門跡（以下、聖護院）を本山とし、村山三坊（大鏡坊・池西坊・辻之坊）という修験者を中心に運営された。

なお興法寺は、明治時代初期の政府の神仏分離政策により一部が村山浅間神社となり、現在に至っている。



写真 3-8 地藏菩薩靈験記（国文学研究資料館蔵）

## 室町時代の興法寺

室町時代までの興法寺については、関連する史料があまり残っておらず不明な点が多い。走湯山密厳院の関東の寺領一覽（応永五年（一三九八）作成）には「富士村山寺」とある。密厳院は真言密教僧が別当職を継承する走湯山内の一院家である。したがって、興法寺の前身と思われる村山寺もまた真言宗寺院であった。

文明一〇年（一四七八）に興法寺で造立された木造大日如来坐像（金剛界）の胎内銘（写真3-9）によれば、寺内には修験者からなる「衆徒」と雑役を務める「承仕」がおり、衆徒の中から寺の代表者「寺務」と、執行機関「寺家」が選ばれた。また興法寺は、本宮（浅間大社）の大宮司富士氏と協力関係にあった。

## 戦国時代の興法寺

戦国時代を迎えると興法寺に関わる史料が増加し、内部組織や戦国大名との関わりが見えてくる。

戦国時代の興法寺には、富士山で修行する修験者（村山修験）が所属した。寺内は、参詣者（道者）の勧誘や廻壇配札活動などを行い、村山集落で道者のための宿坊を経営する「衆徒」と、集落の外に本拠地を持ち、先達として活動する「山伏」の二階層に分かれ、衆徒の中から寺の代表者「寺務代」が選ばれた。

天文二年（一五三三）、今川氏輝は辻之坊葛山頼真に寺務代継承を保障した。寺務代の職務には、寺領の管轄や衆徒・山伏の出仕勤行（法会などへの出仕と読経などの勤行）を滞りなく行わせること、道者が支払う役銭や、村山から富士山頂までの間に存在した諸堂・諸末社で道者が納める参銭（賽銭）の徴収などがあった。

天文二三年（一五五四）、今川義元は辻之坊葛山助六郎・池西坊某に対し頼真の権利の継承を保証した。以後、江戸時代初期まで興



翻刻

〔上〕膝裏部墨書銘

承仕三人

淨童

了円

慶円

〔異筆〕

〔天保十五甲辰天二月朔加修理

池西坊榮寿

大鏡坊頼茂

辻之坊頼長

在府（二冊）不居合

代龍宝院寿令

大仏師 長沢法橋 金保

〔下〕体幹材膝前部墨書銘

文明拾年三月廿日

於大鏡作之委細御身之内二書留也



写真 3-9 木造大日如来坐像（金剛界）（右）と膝部胎内銘（左）（村山浅間神社蔵）

法寺は、辻之坊・池西坊の二人の寺務代（両寺務代）により統制されることになった（写真3-10）。

興法寺は、富士山への代参や軍事奉公など、今川氏に対し宗教的・軍事的に重要な役割を担っていた。また、修験者の中には寺を離れ、今川氏に奉公する者もいた。助六郎がそれであり、そのため出仕勤行は代理人が従事することになっていた。助六郎の奉公の内容について具体的な文書は残っていない。しかし天文初年ごろには、大鏡坊頼秀の子、大納言雪山（東泉院・富士下方五社別当）が、宗教政策を支える僧侶として、そして軍事奉公や使者として活動する被官のような存在として今川氏に奉公している。助六郎も雪山同様に宗教的・軍事的に奉公していたのだろう。

永禄十一年（一五六八）一二月、武田氏が駿河侵攻を開始すると、興法寺内は今川方と武田方に割れた。助六郎が今川氏から離反したため、今川氏は大納言雪山に辻之坊を継承させた。一方、大鏡坊は今川氏に加勢した北条氏に従い、愛鷹山南西の北条方の砦である小麦石小屋砦（富士市）に立て籠もり、武田氏に抵抗した。しかし今川氏は滅亡し、武田氏が駿河を治めるようになった。この時期、武田氏から興法寺へ発給された文書は少なく、寺の勢力は削がれていたようである。

天正一〇年（一五八二）に武田氏が滅亡し、駿河を徳川氏が治めるようになると、大鏡坊・辻之坊・池西坊は徳川氏から興法寺内の権利を保証された。なお、この時辻之坊与兵衛は助六郎のように勤めるよう命じられており、同年徳川氏・北条氏の間で発生した天正壬午の乱では、寺を離れ徳川氏のもとで奉公している。

### 聖護院と駿河・遠江の修験者

聖護院は天台宗寺門派の門跡で、江戸時代には修験道本山派の本

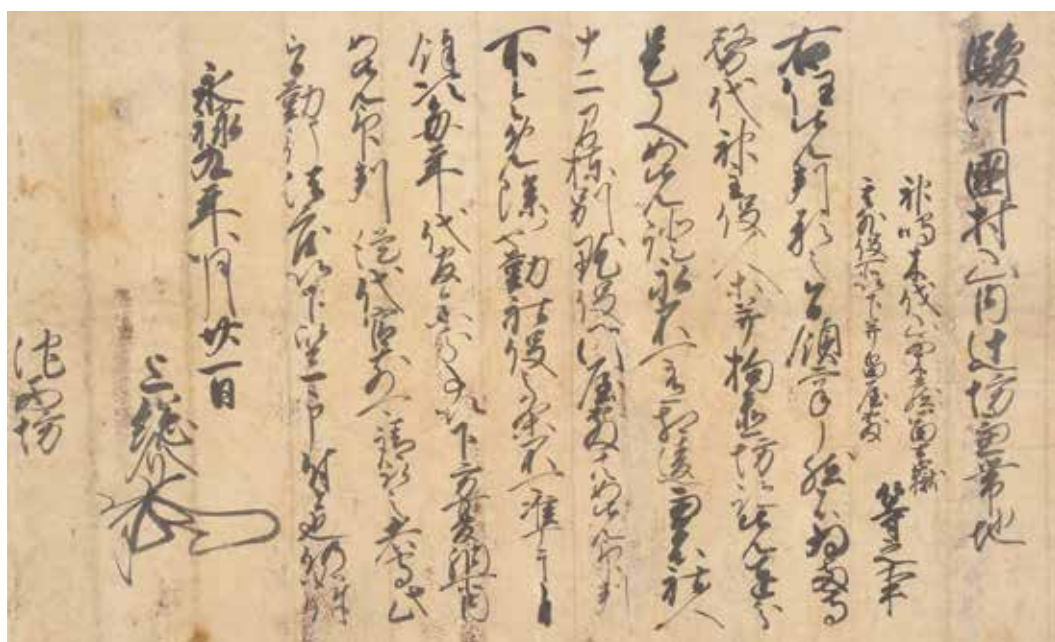


写真 3-10 今川氏真判物（村山浅間神社蔵）

寺として、醍醐寺三宝院を本寺とする修験道当山派と並んで、全国の修験者を統括する役目を担った。この聖護院を頂点とする組織は、戦国時代に聖護院が在地修験者を支配下に収めることで、形成されたものであった。

文安四年（一四四七）に聖護院を継承した道興は、文明一八年（一四八六）一〇月、東国廻国の最中、村山に来訪した。しかし文書などは残っておらず、この訪問によって聖護院と村山の修験者との関係がどのように展開したのか不明である。

道興の二代後に聖護院を継承した道増は、日本各地への廻国活動と、在地の修験者の代表者への年行事の任命状を通して、支配下に収めていった。天文一四年（一五四五）三月、河東一乱の和睦調停を斡旋するため、駿河に下向していた道増は、興法寺の大内按察使坊の相続を認める文書を発給した。大内按察使坊は、今川氏から駿河・遠江両国の修験者の代表者と認められた有力な修験者であり、この文書は慶覚坊の要望を受けて発給されたと考えられる。その後慶覚坊は、天文一九年（一五五〇）にはこの文書などを根拠に、「以前から両国の修験者の代表者は、本所（聖護院）の任命に基づき今川氏が申し付けている」と主張し、今川義元に大内按察使坊の相続を認める文書を発給させた（写真3-11）。

しかし、天文一四年以降、聖護院から両国の修験者の代表者へ発給された相続を認める文書は確認できず、義元の文書のみ残されている。この時期、聖護院は義元へ両国の修験者の代表者は自身が任命することを要求し、この要求を義元が受け入れている。これにより、聖護院は天文一四年を以て両国の修験者を支配下に置いたと思っていたのだろうが、両国の修験者は聖護院を本所として仰ぎつつも、ある程度自律性を持った集団として活動していたと思われる。今川氏は表向き聖護院の要求を受け入れつつこれを認めていたと思われ、義元の跡を継いだ氏真も、永禄元年（一五五八）に聖護院の文書なしに、大鏡坊を両国の修験者の代表者として認める文書を発給している。結局この時期、聖護院は両国の修験者を支配することはできなかつたのである。

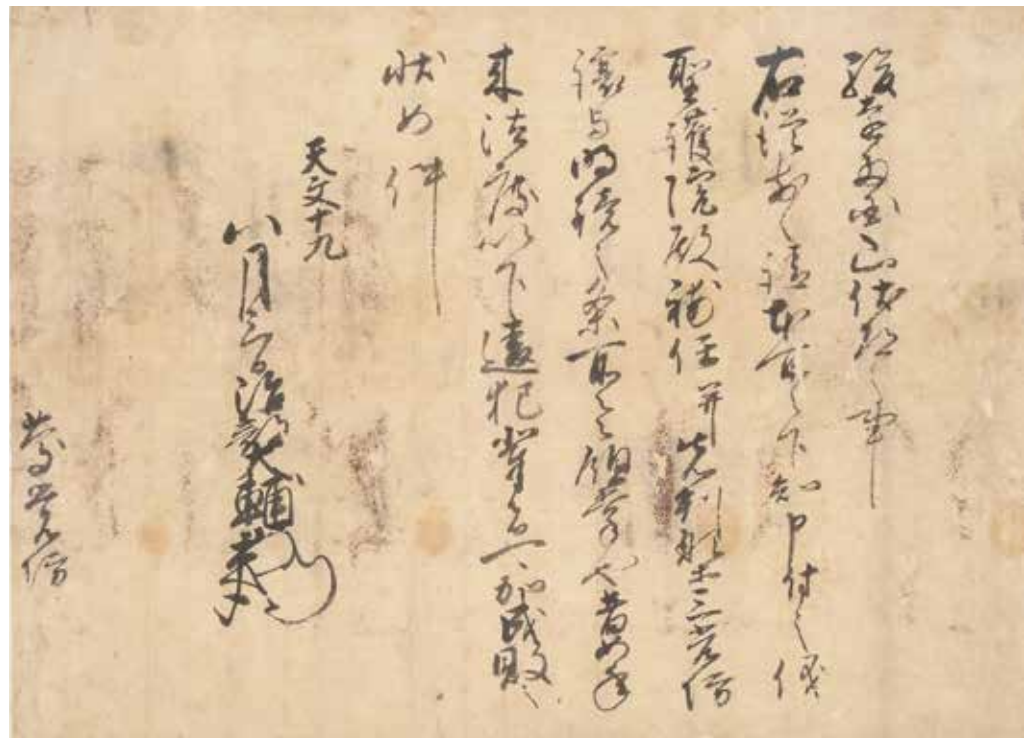


写真 3-11 今川義元判物（村山浅間神社蔵）

駿河を徳川氏が治めるようになると、聖護院配下の勝仙院が駿河の修験者の支配を進めることになったが、順調には進まなかつた。江戸時代前期になってようやく、勝仙院が興法寺領以外の駿河の修験者を支配し、興法寺が御直末寺院として興法寺領内の修験者を支配する体制が成立するのである。

## 第四節 考古学から見た浅間神社

### 浅間大社遺跡（富士山本宮浅間大社〈以下、浅間大社〉）

浅間大社では、これまで一〇回以上の発掘調査が行われている。古い遺物としては、縄文時代の土器が出土しているが、出土量も少なく、遺構も確認されていないため、集落などの広がりには不明瞭である。

弥生時代後期から古墳時代になると人の活動が再び確認できるようになる。拝殿付近で行われた調査では、古墳時代前期の竪穴建物跡が検出され、当該時期の集落が広がっていると考えられる。また、市内では珍しい古墳時代中期の遺物も確認できる。

浅間大社遺跡における本格的な活動は、平安時代中ごろになってからである。一〇世紀ごろになると遺物の出土が確認できるようになり、祭祀などで使用されたと考えられる土師器が多く出土し、「東」と書かれたと思われる墨書土器も出土している（写真3-12・13、図3-12）。一一世紀ごろには竪穴建物跡などの遺構も確認できる。一〇世紀前半は、律令制の行き詰まりとともに富士郡衙とされる東平遺跡（富士市）が衰退していき、集落などが分散し、東日本の集落動向に同調した富士郡衙における地域再編の姿と捉えられる。また、天曆年間（九四七〜九五七）には、駿河守に就任した平兼盛が臨時の祭祀にて歌を詠んだ事が伝えられている。出土した遺物の年代観も合致しており、この時期から信仰施設として機能していた可能性が高い。

一二〜一六世紀の中世の段階でも継続して遺物・遺構が確認される。カワラケのほか、常滑や瀬戸・美濃の国産陶磁器も確認できる。中には貿易陶磁器である青磁や白磁などの威信材も出土しており、大きな力を有していたと推測できる。



図 3-1 浅間大社遺跡調査区



写真 3-12 浅間大社遺跡出土土師器（古代）

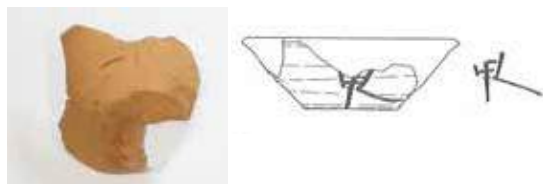


写真 3-13・図 3-2 浅間大社遺跡出土墨書土器  
土器の体部に「東」と記されている。

中世における記録としては、室町幕府將軍足利義持の御教書や今川範政の奉書などに造営の記録があり、修復などが行われていたと考えられる。天正四～六年（一五七六～一五七八）には武田勝頼による大規模な社殿の造営などもあり、活発な活動があったと推測できる。

武田氏が滅亡した際の天正一〇年（一五八二）に浅間大社は焼け落ちたとされる。現在につながる社殿は慶長九年（一六〇四）に徳川家康によって新しく造営されたものが始まりと考えられるため、中世には現在とは異なる景観が広がっていたと推測される。

### 山宮浅間神社遺跡

山宮浅間神社は文献資料が少なく、その実態については不明瞭な点も多い。山宮浅間神社周辺は溶岩地や火山灰土の土地であり、水資源も乏しく、先史時代や古代・中世においては、非常に住みづらい土地であったと考えられるためである。

山宮浅間神社遺跡は史跡整備に伴って、遥拝所周辺や参道などで発掘調査が行われている。

現時点では、一一世紀後半ごろの山茶碗などが発見されているが、山宮浅間神社遺跡における人々の活動が本格化するのには中世の一二世紀ごろからと考えられる。出土遺物の多くはカワラケであり、頻繁な祭祀行為が想定される。しかし、このほかにも常滑などの国産陶磁器や貿易陶磁器である青磁も出土していることから、浅間大社同様に中核的な信仰施設であった可能性が高い。

現在の遥拝所と呼ばれる区画やその周りの石墨などは、この時期に構築されたと考えられる。遥拝所のある高台では、一五世紀ごろまでは継続的に利用されたようであるが、一六世紀ごろになると利用は限定的になり、遺物の出土も減少する。特にカワラケの減少は



写真 3-15 山宮浅間神社遥拝所古写真（浅間大社蔵）



写真 3-16 山宮浅間神社遥拝所古写真（浅間大社蔵）



写真 3-14 浅間大社遺跡出土漆器・カワラケ・陶磁器（中世）  
 □内は貿易陶磁器。

顕著で、瀬戸・美濃産などの陶磁器はわずかに確認できる。カワラケの減少は、カワラケを多く用いた祭祀行為からカワラケを使わない祭祀行為へと変化した結果である可能性がある。このほかに、現在の籠屋南側には土塁が南北方向に構築されている。さらに、土塁は西側に伸び四角い区画を作り出していると考えられ、土塁で取り囲まれた建物群があったと想定される。

### 村山浅間神社遺跡

村山浅間神社遺跡は村山浅間神社の境内地やその周辺で発掘調査が行われている。古い遺物としては、境内地から縄文時代中期の土器が発見されており、周辺にも縄文時代の遺跡が散在しているため、当該期の人々の活動が想定できる。

現在の村山浅間神社周辺での人々の明確な活動が確認できるようになるのは平安時代からである。この時期の活動域は現在の境内地の北側の社叢周辺であり、ここに竪穴建物と溝が構築されていた。遺物は灰釉陶器や土師器などが出土しており、一〇世紀前半ごろの遺物であると考えられる。

平安時代の村山浅間神社で確認された遺構は、山中に単独存在し、周辺に広がりがなく特殊な状況を示している。立地や出土遺物などから、信仰に関連した特殊なものであると考えられる。しかし、活動は継続せず次に活動が確認できるのは一四世紀ごろとなる。

中世については、一二世紀から一三世紀ごろまでは遺構・遺物の検出がなく、活動が不明瞭になる空白期間がある。しかし、一四世紀ごろになると再び境内地の北側の丘陵地で活動が確認できるようになる。この時期は、丘陵の斜面地を平坦にする造成が行われていたようである。この造成土中には、銭貨や礫石経が入っており、地鎮のような行為が行われていた可能性を示唆している。また、造成

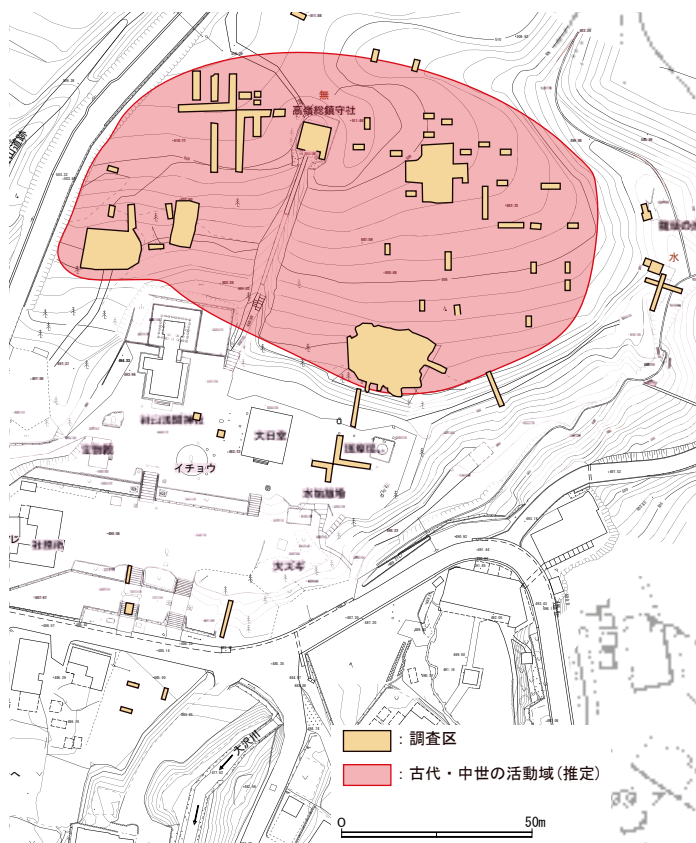


図 3-2 村山浅間神社遺跡調査地と古代・中世の想定活動域



写真 3-17 山宮浅間神社遺跡出土カワラケ・陶磁器（中世）  
□内は貿易陶磁器。

面では中世の常滑の甕かめや緑釉ろくろゆうの小皿、和釘などの遺物が出土している。

出土遺物や遺構の分布から、古代・中世における村山浅間神社遺跡の主な活動域は、現在の大日堂や村山浅間神社が建っている場所の北側社叢周辺と想定できる。このことから、村山浅間神社においても近世から現在における景観とは異なっていたと考えられる。

### まとめ

古代から中世にかけての浅間神社について考古学的資料の状況を紹介してきた。浅間大社遺跡は、古代から中世では継続的な土地利用があり、古代から信仰施設として機能していたと考えられる。村山浅間神社遺跡は、一〇世紀前半に土地利用が確認されるものの一時的で、一四世紀ごろまで空白期がある。山宮浅間神社遺跡は、一一世紀後半ごろから活動が認められ、村山浅間神社遺跡と活動時期のズレがある。

特に中世においては、青磁などの貿易陶磁器が出土していることから分かるように大きな力を有していたと考えられ、富士山に対する信仰の中核的な場所であったことは、考古学的資料からもうかがえる。

また、いずれの遺跡についても現在の景観とは異なった様相であったことも共通している。



写真 3-19 村山浅間神社遺跡出土礫石経（中世）



写真 3-20 村山浅間神社遺跡出土陶磁器（中世）



写真 3-18 村山浅間神社遺跡出土土器・灰釉陶器（古代）



図 3-3 「朝」の墨書が記された土器（写真 3-18  ）

## 第五節 古代・中世の神社

### 古代・中世の市内の神社

延長五年（九二七）に整理された『延喜式』卷九、卷一〇は、いわゆる「延喜式神名帳」と呼ばれ、全国三三三座の神々が記載されている。三三三座の神々は神祇官から幣帛が頒布される官幣社と、その国の国司から幣帛が頒布される国幣社に大別され、また、国家祭祀との関わりにおいて大社と小社に分けられた。

富士郡には大社として浅間神社、小社として倭文神社・富知神社（倭文神社（星山）、富知神社（朝日町）を指すと考えられている。このうち富知神社については、『吾妻鏡』文治二年（一一八六）七月一九日条に「富士領上政所福地社」と記されており、浅間宮（浅間大社）の社領と考えられる富士領内にあったことがわかり、鎌倉時代初期には浅間宮の支配に取り込まれていたと考えられる。

室町時代になると、本章第一節で述べたように浅間大社については文書から明らかになるが、それ以外の神社については不明である。戦国時代になると、天正五年（一五七七）付けの浅間大社の年間祭礼帳「富士大宮神事帳」から、浅間大社の末社を確認することができる。これによれば前述の福地明神（富知神社）・嶽王子（倭文神社）のほかに、若之宮（若之宮浅間神社、元城町）・成出若宮（若宮八幡宮、小泉）・金之宮（金宮神社、淀師）・山宮（山宮浅間神社）・当所之宮（当所神社、北山）があった。

また天正五年、内房郷を治めていた穴山信君が禰宜刑部太夫に内房郷内の神田を安堵し、祭礼・造営を行うように命じている。この神社は内房にある相沼浅間神社に比定されている。ここに伝来する棟札写には、天文一一年（天正一一年（一五八三）の誤りか）、穴

(表)



(裏)



(表)

右意趣者 諸仏救世者住於大神通為悅衆生故現无量神力  
駿州庵原郡蒲原庄内房郷尾崎村  
奉新造勸請富士浅間大菩薩・八幡大菩薩両宮之事

大檀那源朝臣勝千代丸 祢宣（宣）鈴木形部大夫盛次 是者本願敬白  
下方祢宣来 神主（宣）大夫広盛 大工遠州牽人  
是勸請本人也

(裏)

慈眼視衆生 福聚皆无量  
時天文拾壹癸未十二月十二日庚申日也 錦織（宣）大夫広盛・鈴木形部大夫敬白  
大檀那武田勝千代丸当郷長衆有奉裁、諸願成就皆令満足砌

山信君の子、武田勝千代を大檀那として禰宜鈴木形部大夫盛次が本願（企画者）となり、富士浅間大菩薩・八幡大菩薩を祀る神社を新造したとある。（写真3-21）。

写真 3-21 棟札写（相沼浅間神社所蔵）

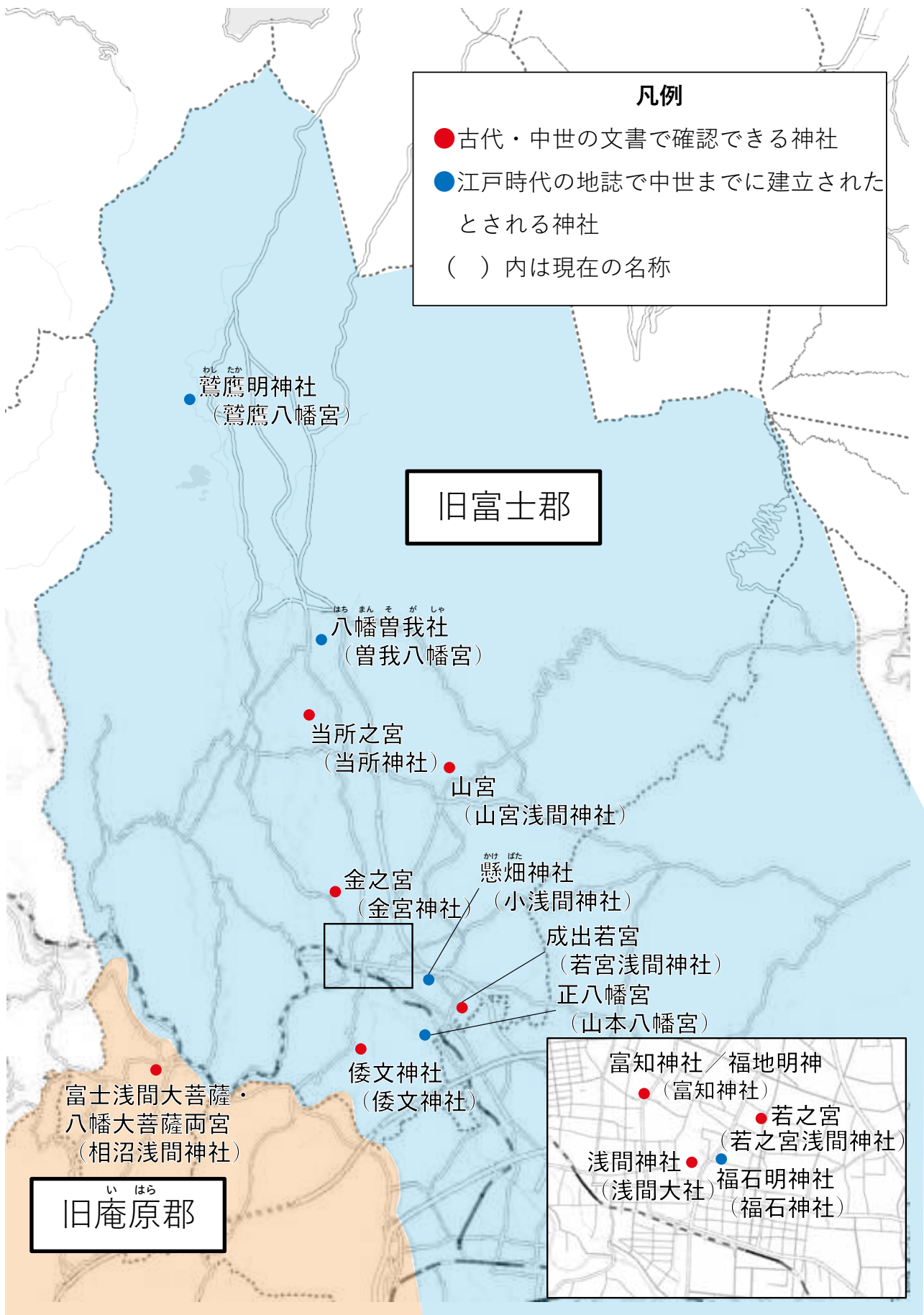


図 3-4 古代・中世の市内の神社（地理院地図 Vector を加工して作成）

## 第六節 古代・中世の寺院

### 日蓮の教えを受け継ぐ寺院

市内で最も多い寺院は、日蓮の教えを受け継ぐ寺院であり、その中心となるのは、いわゆる「富士五箇寺」（以下、五箇寺）と呼ばれる大石寺・北山の本門寺・西山の本門寺・小泉の久遠寺・妙蓮寺である。五箇寺はいずれも中世に開かれ、寺内に伝来する文書からその活動を知ることができる。

五箇寺以外の日蓮の教えを受け継ぐ寺院は、中世の史料が限られておりはつきりしない。江戸時代初期の「諸宗末寺帳」から断片的に追うことができるのみである。「諸宗末寺帳」は、寛永九年（一六三二）から一〇年にかけて、江戸幕府の命令で提出された全国の諸宗（天台宗・浄土真宗を除く）の本寺と末寺の一覧表である。このうち身延山久遠寺が提出した「法花宗諸寺目録」によれば、市内には前述の五箇寺以外に身延山久遠寺末寺として妙善寺（青木）、浄林寺・正法寺・光徳寺・安立寺・妙泉寺（柚野）、長見寺（長貫）、吉祥寺（羽鮒）、東漸寺（安居山）、大泉寺（大宮）、本成寺（内房）の一一カ寺があった（図3-15）。ただし、この段階の五箇寺の末寺は史料が残っておらず不明である。天明六・七年（一七八六・八七）に作成された水戸彰考館蔵「諸宗末寺帳」には、五箇寺とその末寺が記載されていることから、寛永段階でも五箇寺に末寺があったと思われる。

なお、文政三年（一八二〇）に編纂された地誌『駿河記』は、鎌倉時代に妙興寺（長貫）、南北朝時代に本妙寺（北山）、戦国時代に代世寺（上柚野）・本妙寺（沼久保）・本光寺（宝町）・圓恵寺（大久保）などが開山したと紹介している（図3-15）。



写真 3-22 法花宗諸寺目録（国立公文書館蔵）

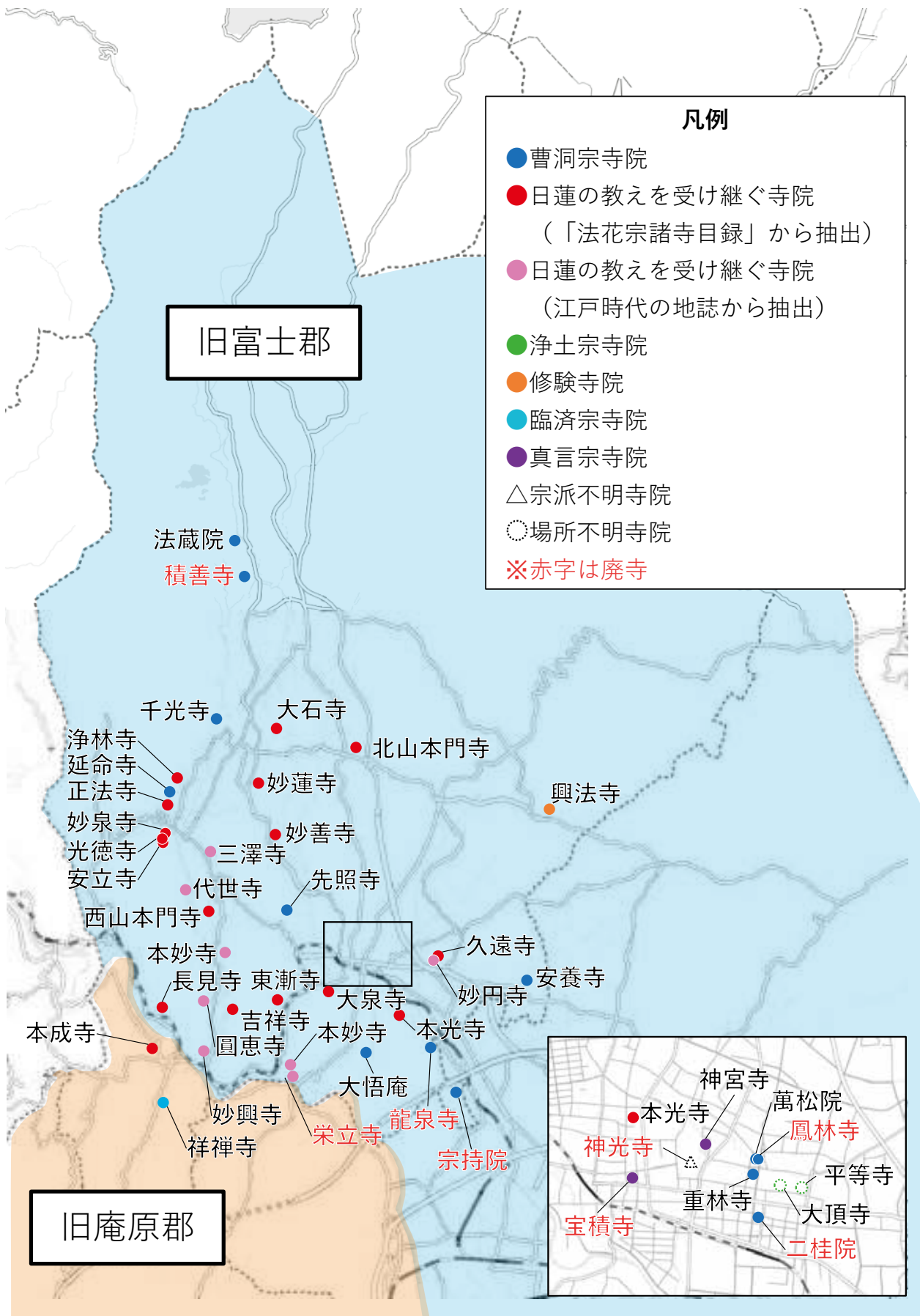


図 3-5 中世の市内の寺院 (地理院地図 Vector を加工して作成)

### 曹洞宗寺院

室町時代中期、瑩山紹瑾門下の峨山派のうち、無外円昭系の無著妙融門下の人々が駿遠両国に進出した。先照寺は、無著妙融門下の一人である純白融清が、真言宗から曹洞宗に改めて成立したと伝わる（写真3-23）。同寺の開基は富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）の大宮司富士成時とされ、寛文年間（一六六一―一六七三）まで富士氏の菩提寺だった。市内に日蓮の教えを受け継ぐ大きな寺院が並び立つ中で、先照寺が末寺を増やすことができたのは、富士氏の帰依による大きかったと考えられる。

また先照寺は、弘治元年（一五五五）に今川義元から、検地によって算出された一貫文余の年貢増加分の寄進と諸末寺の支配権などの保証を受けた。あわせて先照寺は、今川氏の武運長久を祈る「祈願所」として、住持職の任命権を今川氏に掌握される代わりに、検地の免除や諸役免除を受けることになった。

その後寺伝によると、武田氏が駿河を治めるようになった際、武田氏家臣の穴山信君により先照寺は、本山を無著妙融開山の泉福寺（大分県）から通幻派の甲斐の龍華院（山梨県甲府市）へ変更するよう強制されたという。そのためか「本末帳」では、先照寺は無著派ではなく通幻派になっている。

安養寺（杉田）は、市内唯一の曹洞宗太源派の寺院である（写真3-24）。開山は、保寿寺（現富士市伝法）を開いた喜雲龍怡の弟子雲峰智長である。寺伝によると、享祿元年（一五二八）、雲峰智長が既存の寺院を改宗して建立したという。

弘治二年（一五五六）、今川義元は安養寺に対し、先の地頭富士図書助（又七郎）が発給した証文に基づいて畠屋敷を寄付した。さらに増善寺住持の嘆願により、天文二三年（一五五四）の検地によって算出された年貢増加分も安養寺へ寄進している。

派閥	寺号	現在地(旧地)	出典
通幻派	先照寺(先照寺)	大中里	【通】【小】【知】
	泉光寺(千光寺)	精進川(【通】 柚野)	【通】
	延命寺(延命寺)	柚野	【通】【小】
	保蔵院/宝蔵院(法蔵院)	内野	【通】【小】
	赤善寺/借善院(積善院)	(内野)	【通】【小】
	保林寺/鳳林寺(鳳林寺)	(元城町)	【通】【小】
	龍泉院(龍泉寺)	山本	【通】【小】
	宗慈院/総持院(宗持院)	山本	【通】【小】
	萬松寺/萬松院(萬松院)	元城町	【通】【小】
	仁慶寺/二桂院(二桂院)	(宮町)	【通】【小】
	重林寺(重林寺)	(元城町)	【通】【小】
	大悟庵(大悟庵)	星山	【通】【知】
	栄元寺	大宮とあるが不明	【通】
	瑞光寺	大宮とあるが不明	【通】
	願得寺/願徳寺	大宮とあるが不明	【通】【小】
	龍光院	佐折とあるが不明	【通】【小】
	東清寺	柚野とあるが不明	【通】
	東松院/東照院	柚野とあるが不明	【通】【小】
太源派	安養寺(安養寺)	杉田	【知】

寺号の( )内は現在伝わっている表記。赤字は廃寺。  
■は【通】記載の先照寺末寺

- 【通】曹洞宗通幻派本末記下（国立公文書館蔵）
- 【小】駿州曹洞宗小末寺帳（国立公文書館蔵）
- 【知】曹洞宗遠州駿州知識所之分三河存候分計伊豆太源派計（国立公文書館蔵）

表 3-1 「諸宗本末帳」に見る市内の曹洞宗寺院

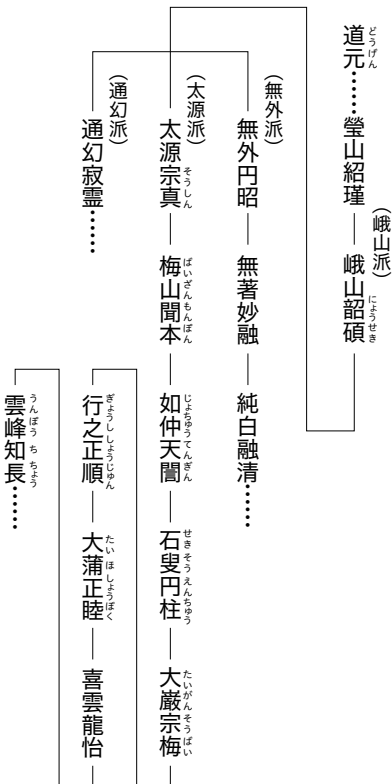


図 3-6 峨山派法系図  
(一部省略、『静岡県史通史編 2 中世』・『曹洞宗全書大系譜 1』より作成)

## そのほかの寺院

そのほかの寺院は祥禅寺（臨濟宗）、宝幢院・宝積寺（真言宗）、平等寺・大頂寺（浄土宗）、興法寺（修験、本編第三節）である。

## 臨濟宗

祥禅寺（内房）は、市内唯一の中世期開山の臨濟宗寺院である。天正七年（一五七九）、穴山信君は内房の祥禅庵領を興津の清見寺塔頭の竜沢庵に与えているが（写真3-25）、この祥禅庵は祥禅寺を指すと考えられる。なお寺伝では、永禄年間（一五五八―一五七〇）に穴山信君が浄財を喜捨し、庵を寺号に改称したとする。市内には臨濟宗寺院が少なく、江戸時代においても同寺と龍興寺（内房）以外確認できない。

## 真言宗

宝幢院は浅間大社の別当寺で、本寺は京都の醍醐寺である。宝幢



写真 3-23 先照寺



写真 3-24 安養寺

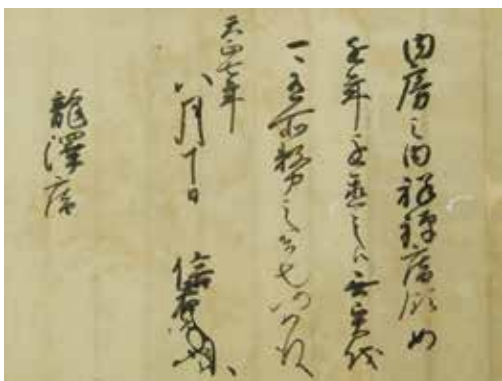


写真 3-25 穴山信君判物（清見寺蔵）



写真 3-26 駿河守護今川範忠書下  
（大宮司富士家文書、静岡県立美術館蔵）

院は永享六年（一四三四）、今川範忠が「富士別当跡」を大宮司富士能登守に任せたとに始まる（写真3-26）。当初は別当を相続する者が居たが、室町時代中期には名前だけになってしまった。しかし、戦国時代に宝幢院増田が護摩堂とともに再興し、今川氏親・義元・氏真が領地の権利保証・諸役免除をした。その後、江戸時代初期までには護摩堂に天皇直筆の額がかかり、醍醐寺報恩院相伝の木造不動明王像（行基作）が本尊として置かれた。

宝積寺の詳細は不明だが、元龜三年（一五七二）、武田氏が浅間大社供僧の式部卿に安堵していることから、浅間大社の神宮寺の可能性がある。

## 浄土宗

『駿河記』や、文久元年（一八六一）に編纂された『駿河志料』には、平等寺は讃誉了公、大頂寺は定誉助諦により戦国時代に開かれたとあるが、詳細は不明である。

## 第七節 大石寺・本門寺・久遠寺

### 日蓮・日興につながる寺院

市内には、上野の大石寺、北山（重須）の本門寺、西山の本門寺、小泉の久遠寺という、日蓮の教えを受け継ぐ寺院がある。多様な仏教宗派の寺院がまんべんなく広がるわけではなく、日蓮につながる大きな寺院が並び立ち、圧倒的な存在感を放っているというのが、この地域の際立った特色といえる。

上野（上条）の大石寺は、日蓮の高弟の日興が開創した寺である。甲斐国の身延（山梨県南巨摩郡身延町）を居所としながら布教を進めていた日蓮が弘安五年（一二八二）に遷化した後、日興は身延にいて日蓮の墓所を守っていた。数年後に日興は身延を離れて駿河国富士上方の上野に赴き、正応三年（一二九〇）に寺を開いた（南条時光が開基となる）。日興の住坊が建てられた後、東西に六人の高僧によって諸坊が建立され、伽藍が形成された。これが大石寺のはじまりである。大石寺は現在「たいせきじ」というが、はじめは「おおいしでら」と呼ばれていた。

北山（重須）の本門寺（北山本門寺）も日興が開いた寺で、永仁六年（一二九八）に「日蓮聖人御影堂」「本化垂迹天照大神宮」「法華本門寺根源」が造営された（北山本門寺蔵の棟札による）。日興は「重須談所」を開設して後進の育成にあたり、同寺で遷化した。

西山の本門寺（西山本門寺）は、日興の弟子である日代が開いた寺院で、康永三年（一三四四）の開創と伝えられている。日蓮・日興の法灯を受け継ぐものとして、この寺も「本門寺」と称し、布教活動を展開した。

小泉の久遠寺は、日興の弟子である日郷が開いた寺で、建武元年（一二三四）の開創と伝わる。日郷とその後継者は安房国保田（千



写真 3-27 題目杉（北山本門寺、静岡県指定天然記念物）

日興が題目を唱えながら植えたといわれる杉の大樹。もとは「南無妙法蓮華經」の7字にあわせて7本あったというが、現在は3本が残されている。

葉県安房郡鋸南町きよなんの妙本寺なまほんじを居所としていたので、小泉の久遠寺と妙本寺は強くつながっており、歴代住持は妙本寺に住み、久遠寺には代官が派遣され寺の管理にあたっていた。

## 戦国大名の統治と寺院の動向

室町時代の富士宮市域には、大石寺・北山本門寺・西山本門寺・久遠寺という、日蓮の教えにつらなる寺院が並び立ち、住持が代を重ねていた。戦国時代になると、駿河守護の今川氏が独立の地域権力（戦国大名）として地位を確立させ、富士宮市域の寺院も大名との関わりを模索しつつ勢力の保全を図ることになる。

永正一二年（一五一五）、今川氏親が北山本門寺の日国ひこくににあてて判物を出し、「日蓮聖人よりの嫡々相承」と「本門寺を号していること」を承認している。日蓮の教えを受け継ぐ寺院で、本門寺と名乗っていることを、大名から認められたわけだが、大名が自発的に文書を出したのではなく、本門寺の側が駿府に赴いて依頼し、氏親がこれに応えたということだろう。北山本門寺は大永二年（一五二二）にも氏親から判物を与えられ、年貢以外の諸役（門前にかかる棟別銭など）を免除されている。

上野の大石寺も関係者が駿府に赴いて、氏親から判物を頂戴した。ところがこれを紛失してしまい、あらためて判物をもらう必要に迫られた。氏親はすでに死去し、嫡男の氏輝が若年のため、母親の寿桂尼が大石寺の訴えを受理し、棟別銭などの諸役を免除するという内容の文書を作りこれに応えている。

氏輝が政務にあたるようになると、北山本門寺と大石寺はまた駿府の政権に働きかけ、権益を保証するという内容の氏輝の判物を得た。天文五年（一五三六）に氏輝が死去して弟の義元が家督を継ぐが、この代替わりにあたって、北山本門寺と大石寺の関係者は駿

府に赴いて申請し、義元の判物を獲得している。

## 久遠寺の火災と再建

天文六年（一五三七）二月、相模さがみの北条氏の軍勢が駿河に攻め入り、今川氏と北条氏の戦いが始まる。このとき上野の大石寺の人々は、すぐに北条氏の陣中に赴いて、「軍勢などが寺に入って濫妨狼藉らんぼうろうじきを働くことを禁止する」という内容の文書（禁制）を手に入れた。禁制を得るには相応の「礼銭」を支払う必要があったが、こうした方法で寺を守ろうとしたのである。大石寺は戦火を免れたようだが、小泉の久遠寺は影響を被り、御堂や客殿が焼失するという結果になった。今川氏と北条氏のにらみあいが続く中、北山本門寺は今川との関係を確保しようとしていたらしく、天文二年（一五四三）には住持の日耀が諸役免除などを内容とする判物を義元から与えられている。

天文一四年（一五四五）、今川義元は北条氏と和睦して駿河東部を手に入れ、戦いは終息する。こうした中、焼失した小泉の久遠寺の再建が本格的に図られることになる。久遠寺は安房の妙本寺と密接な関係にあり、妙本寺の住持が久遠寺住持を兼ねていたので、妙本寺住持の日我が主導して復興事業を進めた。天文一五年（一五四六）に日我は久遠寺に入り、翌年春までここに滞在して造営を開始、天文一八年（一五四九）には御堂が再建された。

## 北山と西山の争い

永禄一一年（一五六八）冬、武田信玄が駿河に攻め入り、今川領国は崩壊した。しばらく駿河東部において武田氏と北条氏の戦いが続くが、地域の寺院も影響を受け、永禄一二年（一五六九）二月に北山本門寺が焼失、大石寺も被害を受けたようである。西山本門寺

の関係者は七月に武田の陣中に赴き禁制を獲得している。戦いは武田氏の勝利に終り、信玄は駿河一国を領国に加えた。小泉の久遠寺の衆徒たちは、戦火の中、本尊を守護しながら伊豆に逃れていたが、戦争の終結によって小泉に戻ることができた。

まもなく武田信玄が死去し、子の勝頼が跡を継ぐが、天正元年（一五七三）一二月、西山本門寺の人々が申請して勝頼から判物を与えられている（写真3-28）。「本門寺は開山日興の血脈に任せ、日代門下の仏法興隆に励むように」と書かれているように、日興につながる寺院であることを大名から認められ、諸役免除の特権も得た。

このあと西山本門寺の人々は思い切った行動に出る。住持の日春が武田氏に訴え出て朱印状を獲得、武田氏の奉行衆や西山の人々が北山本門寺に押し寄せ、日蓮筆の本尊をはじめとする重宝を接収したのである。天正九年（一五八一）三月一七日のことだった。北山本門寺の日殿は甲府に赴いて、西山側の行動を非難する訴えを起した。

翌天正一〇年（一五八二）に武田氏が滅亡して徳川家康が駿河の統治者となる。北山本門寺と西山本門寺の争いは継続していて、天正一二年（一五八四）には北山の日健と西山の日春が駿府に赴き、家康の面前で問答が行われている。その結果、重宝は北山本門寺に戻ったようだが、西山本門寺もその地位を保ち、二つの寺は新たな歩みを進める。

戦国時代になると、上野（下条）の妙蓮寺もその勢力を伸ばし、武田勝頼や徳川家康から諸役免除などを保証する証文を与えられている。江戸時代には大石寺・北山本門寺・西山本門寺・久遠寺に妙蓮寺を加えた五つの寺院が「富十五箇寺」（現在の富十五山）と呼ばれるようになった。



写真 3-28 武田勝頼判物（西山本門寺）

## 大石寺の発掘調査

大石寺では、平成二十二年（二〇〇九）に御影堂の解体修理に伴い、御影堂の基壇部分に一部トレンチを設けて発掘調査している。御影堂は江戸時代の建立で、基壇も当該期の構築である。一方、この調査では、基壇の構築により削平を受けているものの、御影堂建立以前の中世の大石寺に関連すると考えられる遺構や遺物が確認された。遺物は古いものでは鎌倉時代（一二世紀ごろ）から戦国時代（一六世紀ごろ）まで出土している。蔵骨器として使われたと考えられる瀬戸・美濃産の四耳壺や壺、常滑産の壺、甕の出土が目立つ。カワラケも出土しており、宗教的な行事で使われたと考えられる。さらに、ステータスシンボルである貿易陶磁器の青磁も確認できる。

御影堂建立以前の遺構は、土坑や石敷遺構、配石遺構などが発見されている。土坑は火葬されたと考えられる人骨とともに炭化材が見つかっている。このため、御影堂建立以前はこの領域が大石寺の墓域として機能していた可能性がある。石敷遺構や配石遺構は墓域に関連した構築物であると考えられる。

この調査から、御影堂創建以前の様相がわずかに見える。まず、一三世紀から一四世紀ごろ（前半期）の創建時の時期は、発見されている人骨や蔵骨器とされる遺物の出土状況から火葬墓の墓域として使用されていたと考えられる。若干の空白期を経て、一五世紀後半ごろ（後半期）には再度墓域として使用される。この時期の遺構には、一基のみだが土葬墓が確認されており、火葬と土葬の両方が行われたと考えられる。空白期は、前半期の遺構の一部が自然堆積層に覆われていることから、潤井川の氾濫などの自然災害に巻き込まれた可能性を指摘できる。

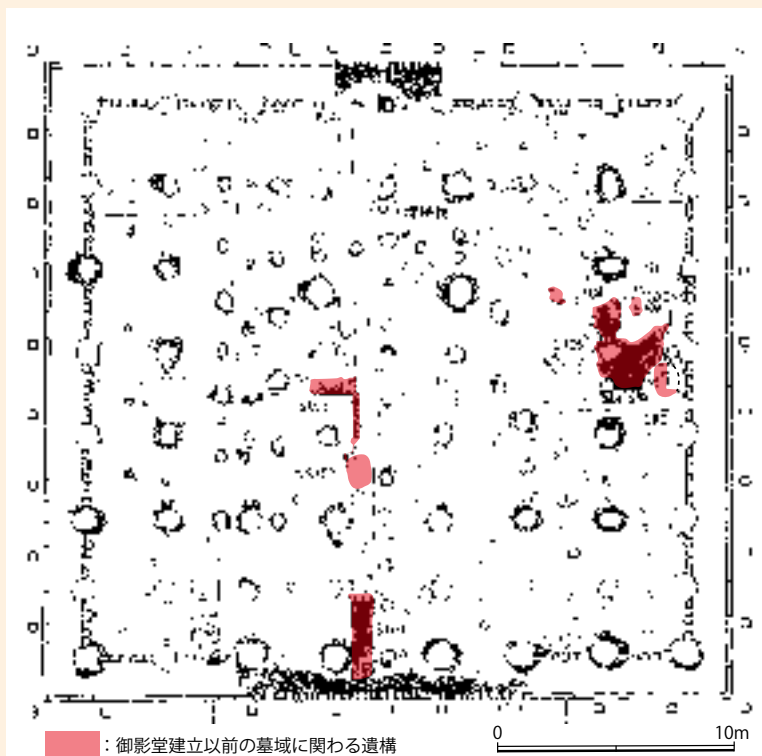


図 3-7 大石寺調査区全体図



写真 3-29 火葬人骨が発見された土坑(SX02)



写真 3-30 土葬人骨が発見された土坑(SK01)

# 第四章 戦国時代の富士宮地域

## 第一節 今川氏の戦国大名化と富士地域

### 今川氏親の家督相続と甲斐国との攻防

応仁元年（一四六七）に京都で戦乱（応仁・文明の乱）が始まると、將軍の足利義政は遠江守護の斯波義廉を討伐するため、駿河守護の今川義忠に遠江への侵攻を命じた。義忠は室町幕府の政所執事を務めた伊勢氏の一門から正室（北川殿）を迎え、京都とも深いつながりを持っていた人物である。だが、文明八年（一四七六）に義忠は遠江の塩買坂（菊川市）で戦死した。

義忠の嫡男である龍王丸が幼少だったため、堀越公方の足利政知（義政の庶兄）や扇谷上杉氏の家宰太田道灌の介入により、一門の今川（小鹿）範満が当主になった。龍王丸の母方の叔父にあたる伊勢盛時（宗瑞）の奔走で、文明二年（一四七九）に龍王丸の家督相続が幕府から認められたが、範満は龍王丸に家督を譲ることを拒否したため、長享元年（一四八七）に宗瑞は範満を滅ぼし、龍王丸を今川氏の当主に据えた。

龍王丸は元服して氏親と名乗り、甲斐の内乱に乗じて河内（山梨県南部）の穴山氏を従属させた。さらに永正一四年（一五一一）八月には遠江の引間城（浜松市中央区）を攻略し、さらに東三河の国衆も従属させて、広大な領域を支配する戦国大名としての権力を確立させた。

これに対し、武田信虎は甲斐の内乱を平定して穴山氏を武田氏に従属させ、今川氏との対立姿勢を強めた。永正一八年（一五二二）

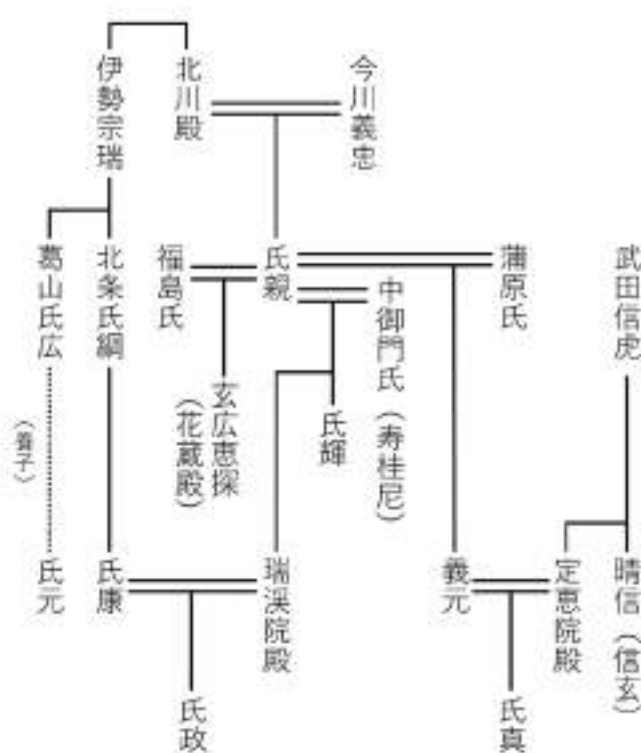


図 4-1 今川氏・武田氏・北条氏・葛山氏略系図

八月には、富士郡の軍勢が今川方として甲斐へ侵攻したが、武田軍に撃退されている。一五世紀までの富士郡は、駿河守護の今川氏から半ば自立した状況にあったが、一六世紀初めには今川氏の従属下にあったとみられる。

駿河勢は今川氏重臣の福島氏を主力として、九月に再び甲斐へ侵攻した。信虎も再び河内へ出陣して迎え撃ったが、六日に大島（山梨県身延町）で敗れ、一六日には富田城（同県南アルプス市）も陥

落した。甲府盆地まで侵入した駿河勢に対し、信虎は一〇月一六日に荒川の飯田河原(同県甲府市)で勝利した。駿河勢は勝山城(同市)に入り北上を試みたが、信虎が一月二三日に荒川の上条河原(同市)で福島一族を討ち取る大勝利をおさめ、翌年の一月に勝山城に残っていた駿河勢を退却させた。

その後も、駿河・甲斐・相模の国境をめぐる今川氏・北条氏と武田氏との戦いは、氏親が死去した後の大永七年(一五二七)に三氏が和睦するまで続けられた。

### 寿桂尼・今川氏輝による領国経営

大永六年(一五二六)六月、今川氏親は駿府(静岡市葵区)で死去した。今川氏の家督を継いだ嫡男の氏輝は一四歳で、まだ若年だったため、代わりに表舞台に登場したのが、氏親の後室(未亡人)で氏輝の生母にあたる中御門氏(寿桂尼)である。

寿桂尼が発給した文書は仮名で書かれており、「帰」という印文の朱印が捺されている(写真4-1)。内容は今川氏の代替わりにあたって、寺社などの権益を再確認したものが多く、「継目安堵」と呼ばれる)その中には、「増善寺殿(氏親)の御判に任せて」という文言が見られ、寿桂尼は基本的に氏親の政策を踏襲する姿勢を貫いていたことがわかる。また、寿桂尼の安堵状(権利を認める文書)には「御屋形(氏輝)よろづ事を御はからいの時は、その時のなりに従うべきものなり」ともあり、氏輝が自身の判断で政務を決裁できるようになるまでの「つなぎ」として発給されたものであった。

一方、氏輝は二年後の享禄元年(一五二八)三月を初見として政務に関わるようになり、母の寿桂尼と同じく「増善寺殿(氏親)の御判の旨に任せて」寺社や家臣たちに安堵状を発給している。氏輝はこれまで「病弱」とされてきたが、氏親の時代にはなかった新し

い政策を行っていたことが確認できる。まず、自身の軍団を強化するため、富士氏や興津氏など、駿河の国衆の子弟を馬廻(大将を護衛する直轄軍)とした。さらに、江尻(静岡市清水区)で「三度市(三齋市)を設定し、一月のうち二三日開かれる市場の日程を定めた。江尻湊は駿府の外港として中世から栄えており、氏輝は湊に集まる人や物を重要視して、このような経済政策を打ち出したと考えられている。

電子データ非公開  
(書籍でご覧いただけます)

写真 4-1 寿桂尼朱印状 (大石寺蔵)  
文書の左上に「帰」の朱印が捺されている。

## 富士氏の今川氏への従属

富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）の大宮司で富士郡北部（富士上方）の領主であった富士氏は、一五世紀まで在国奉公衆として幕府と直接関係を持ち、駿河守護の今川氏に従属する存在ではなかった。この関係が変化するのは、今川氏親・氏輝父子の代からである。氏輝は天文元年（一五三二）に富士宮若を自らの馬廻とし、その代償として星山の代官職を安堵した（写真4-2）。宮若は富士氏の嫡流と考えられ、氏輝の馬廻として駿府に常駐する一方で、富士上方にあった今川氏の御料所（直轄領）を代官として管理する役割を担っていたことがわかる。特に、富士氏の場合は「前々の如く」とあることから、先代の氏親の頃に星山が今川氏の御料所にされ、富士氏が代官を務めていたと考えられる。

## 富士上方地域の所領と領主

富士氏は富士上方の領主（国衆）として、浅間大社がある大宮を中心に、現在の富士宮地域の大部分を支配しており、淀師の金宮・山本の石宮・小泉の若宮など、領域内の摂社が大宮司の支配下にあったことがうかがえる（図4-2）。

一方の北部では、興法寺は富士氏の支配領域に含まれておらず、大石寺・北山の本門寺・西山の本門寺・小泉の久遠寺などの有力な日蓮系寺院も多く存在した。特に、重須郷は一円が北山の本門寺の寺領とされ、上野郷には大石寺の大檀那だった興津氏の知行地（主君から与えられた土地）があった。また、山本・小泉は駿河東部の国衆葛山氏の支配領域に含まれていたことが確認できる。このように、戦国期の富士上方では、富士氏が浅間大社を中心に所領を形成した一方で、今川氏傘下の国衆や土豪、宗教勢力の支配領域も混在していた。



写真 4-2 今川氏輝判物（大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵）



図 4-2 戦国期における富士氏の支配領域 (高橋 2023 を元に作成、地理院地図 Vector を加工して作成)

## 第二節 河東一乱による富士上方の戦乱

### 花蔵の乱と河東一乱

天文五年（一五三六）三月一七日、今川氏輝と弟の彦五郎が駿河で急死した。その後、氏輝の後継者をめぐって、僧籍に入っていた弟の梅岳承芳と玄広恵探（花蔵殿）が争い、今川氏の領国を二分する内戦（花蔵の乱）となった。

この時、武田信虎は承芳を支援する立場をとり、北条氏綱も駿河に軍勢を派遣して、六月に恵探と福島一族が滅亡した結果、承芳が今川氏の当主になり、今川義元と名乗った。義元は信虎との同盟を選択し、翌年の二月に信虎の娘（定恵院殿）が義元に嫁ぐことで、武田氏と今川氏の関係は急速に好転した。

だが、これまで今川氏と同盟を結んでいた北条氏綱は、武田氏と今川氏の同盟成立に反対し、さまざまな妨害を仕掛けたが成功せず、ついに今川氏と断交して合戦を開始した。駿河の河東（富士川以東）を舞台にした北条氏と今川氏の戦争（第一次河東一乱）は、天文八年（一五三九）に和睦するまでの三年間続いている。

北条軍が駿河へ侵攻して興津（静岡市清水区）を焼き払ったのに対し、信虎は義元を支援するために須走（小山町）へ出陣し、駿河東部の国衆葛山氏からも、重臣の御宿友綱が案内者として参陣した。逆に、天文七年（一五三八）五月一六日の夜には、北条方の須走氏（富士山南麓地域の土豪）と埴和氏（北条氏の重臣）が吉田の新宿（山梨県富士吉田市）を襲った。

このように、駿河・甲斐・相模の国境をめぐる大名間の戦いが再び始まったことにより、富士郡も大きな戦禍に見舞われることとなった。

電子データ非公開  
(書籍でご覧いただけます)

図 4-3 富士山南麓一帯図（富士山かぐや姫ミュージアム 2022、背景地図は北海道地図株式会社提供）

## 駿甲相三国同盟の成立

今川氏と北条氏の戦争（第一次河東一乱）が天文八年に終息した後、今川義元は領国の経営に専念していたが、北条氏に奪われた河東地域を奪還すべく天文一四年（一五四五）八月に軍事行動を起こし、北条方の吉原城（富士市）を攻撃した。この義元と北条氏康（氏綱の子）の間で行われた戦争（第二次河東一乱）は、今川氏・北条氏の双方と同盟関係にあった武田晴信（信玄）の仲裁で同年一〇月に和睦が成立し、義元は河東地域を北条氏から取り戻すことに成功した。

その後、今川氏・武田氏・北条氏の同盟（駿甲相三国同盟）は、三者の婚姻という形で、より強化された。天文二十一年一月に今川義元の娘（嶺寒院殿）が武田晴信の嫡男義信に、天文二十三年（一五五四）七月に北条氏康の娘（早川殿〔蔵春院殿〕）が義元の嫡男氏真に、同年の一二月に晴信の娘（黄梅院殿）が氏康の嫡男氏政に、それぞれ嫁いだ（図4-4）。

この同盟によって、武田晴信は信濃へ領国を拡大し、北条氏康は古河公方の足利氏や関東管領の山内上杉氏などの勢力を圧倒して関東における覇権を確立した。そして、後顧の憂いを絶った義元も西の三河へ戦力を集中し、天文一五年（一五四六）に太原崇孚（義元を補佐し、雪斎の名で知られる臨濟宗の僧）・朝比奈泰能（遠江懸川城代）・朝比奈親徳（駿河朝比奈氏）らに率いられた今川軍が今橋城（愛知県豊橋市）の戸田宗光を攻撃した。宗光は城を明け渡し降伏し、田原城（愛知県田原市）に籠もった戸田堯光（宗光の子）も数年の籠城戦の末に「渡海」して行方知れずになり、今川氏は東三河を制圧した。さらに、尾張の織田信秀との戦争を経て、天文一六年（一五四七）に岡崎（愛知県岡崎市）の松平広忠を従属させ、今川氏の領国は西三河にまで拡大した。

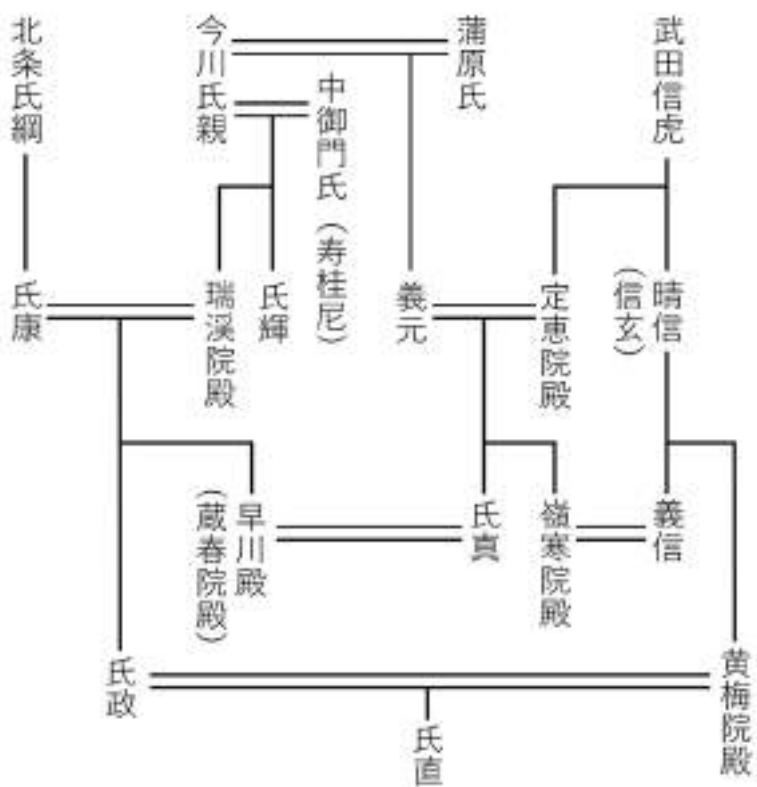


図 4-4 今川氏・武田氏・北条氏関係系図

### 富士地域の諸勢力の動向

現在までに確認できる文書を見る限り、富士上方かみかたに対する今川氏の直接支配が本格化していくのは「河東一乱」以後のことである。

天文六年（一五三七）に北条氏綱は太石寺たいせきじに自軍の濫妨狼藉らんぼうろうせきを禁止する禁制きんせいを発給しており、このことから北条氏は富士郡内にも軍勢を派遣していたと考えられる。これに対し、富士宮若みやわかは今川方に属して戦い、小泉の上坊かみのぼに立て籠もって敵軍を撃退し、義元から褒賞されている。

その一方で、安房あわの妙本寺みょうほんじ（千葉県鋸南町）の日我にちがが記した置文おきぶみによれば、天文六年の「富士殿謀反」によって小泉の久遠寺が焼亡している。この「富士殿」は大宮司の富士氏と考えられているが、この時期、富士上方においては多くの者が敵方（北条氏）に属したとみられる。その中で、井出駒若こまわか（地域の有力者）は今川氏に味方して義元から賞され、上野関における関銭徴収の権利などを安堵あんどされて（認められて）いる（写真4-3）。駿河と甲斐を結ぶ街道（中道往還なかつちやうわん）や富士山の周辺には多くの関所があり、その関銭（通行税）は地域の収入源になっていた。今川氏はこれを給恩の形で井出氏に安堵し、権益を保障していたことがわかる。

もう一つ注目されるのが、「河東一乱」の時期に富士上方で徳政が実施された点である。天文五年・六年の「河東一乱」以前の借錢・借米について、敵方（北条氏）に味方した債権者（銭主）が戻ってきて返済を迫っても認めないことを、今川氏が天文七年に通知していた。

このほかに、今川氏は「河東一乱」で今川氏に従った者の諸役を免許し、大宮司が戻った後も従来の権益を認めるなど、「河東一乱」にもなって不在となった大宮司に代わって富士上方の支配を進めていった。

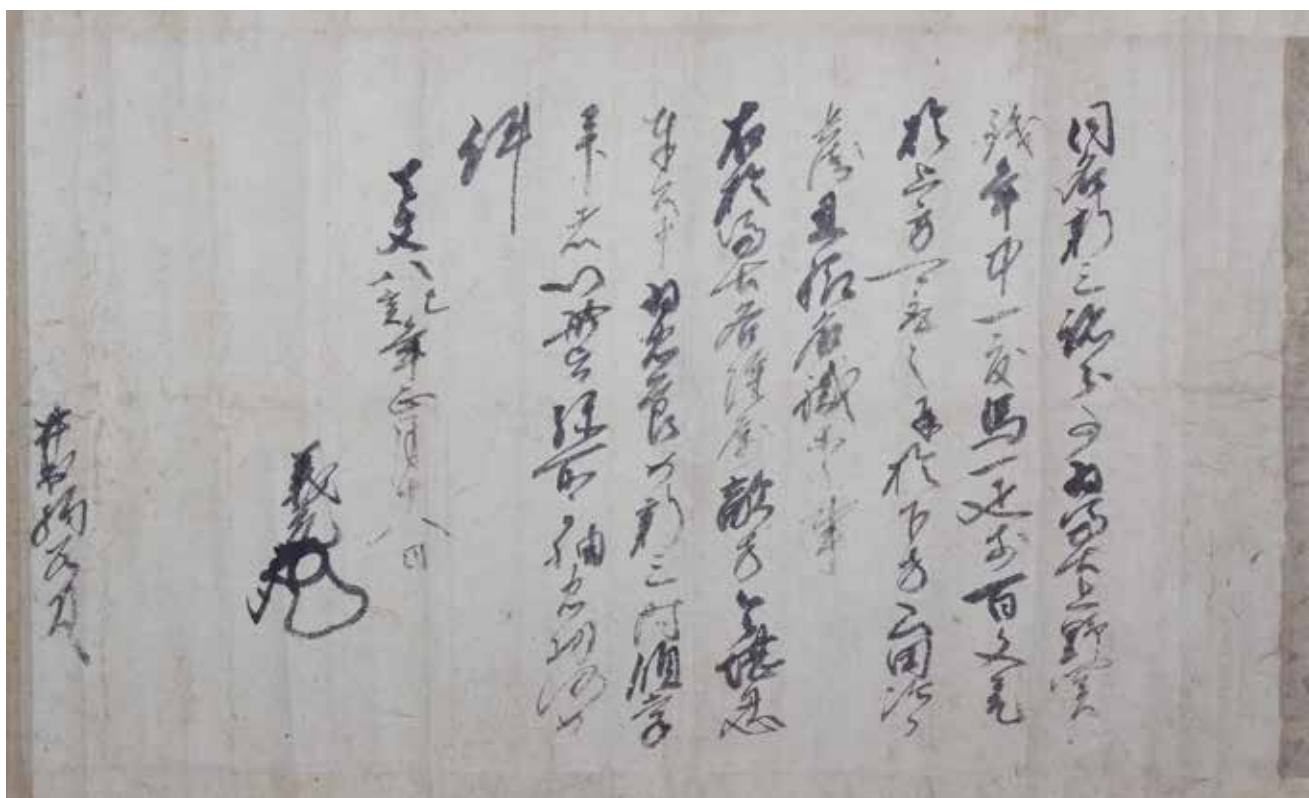


写真 4-3 今川義元判物（狩宿井出家文書、個人蔵）

### 三州錯乱と遠州念劇

永禄二年（一五五九）、今川義元は嫡男の氏真に家督を譲って駿河・遠江の支配を任せ、三河から尾張への進出を目指した。だが義元は、翌年の永禄三年（一五六〇）五月一九日に尾張の桶狭間（名古屋市緑区・豊明市一帯）で織田信長の軍勢に討たれた。

その後、氏真は家臣や寺社に安堵状を発給して、義元の戦死で動揺した領国の立て直しに努めており、後世に言われるような「遊興にふける無能な当主」ではなかった。しかし、西三河の国衆だった松平元康（後の徳川家康）が今川氏から離反するなど、今川領国は次第に崩壊へと向かっていく。さらに、家康が今川氏との戦争を開始したことで、東三河の国衆の多くが今川氏から離反し、ついには「三州錯乱」（三河全体の反乱）という状況になってしまった。

三河の戦乱は東隣の遠江にも波及し、「遠州念劇」と呼ばれる国衆の大規模な反乱につながっていく。その引き金となったのが、永禄六年（一五六三）一月に起こった引間（浜松市中央区）城主飯尾連龍の離反であった。

その後、氏真は永禄七年（一五六四）一〇月に連龍を「赦免」し、頭陀寺城（浜松市中央区）の破却という措置のみで、いったんは事を収めたが、一月二〇日に連龍を駿府（静岡市葵区）へ呼び出して「成敗」したとされる。当主の連龍を失った飯尾氏の家臣たちは、江馬泰顕・時成の二人を中心に抵抗を続け、永禄八年（一五六五）一月には、家康に起請文を提出して救援を求めた。

一方、今川氏も引間城に籠もる江馬氏の懐柔に着手した。永禄九年（一五六六）四月には、氏真が江馬泰顕・時成に浜松荘内で望みの領地を与えることを約束し、江馬氏を今川方に帰参させることに成功した。この後、氏真は引間城を接収して検地（土地の調査）を行うなど、飯尾氏の支配領域を接収して今川氏の直接支配下に置いた。

たようだ。

この「遠州念劇」の中で、富士又八郎が飯田口（浜松市中央区）での合戦における戦功を今川氏から賞されている（写真4-4）。又八郎は富士信忠の嫡男信通と考えられており、駿河国衆の富士氏は今川氏からの軍事動員を受けて、遠江まで兵を出していたことがわかる。

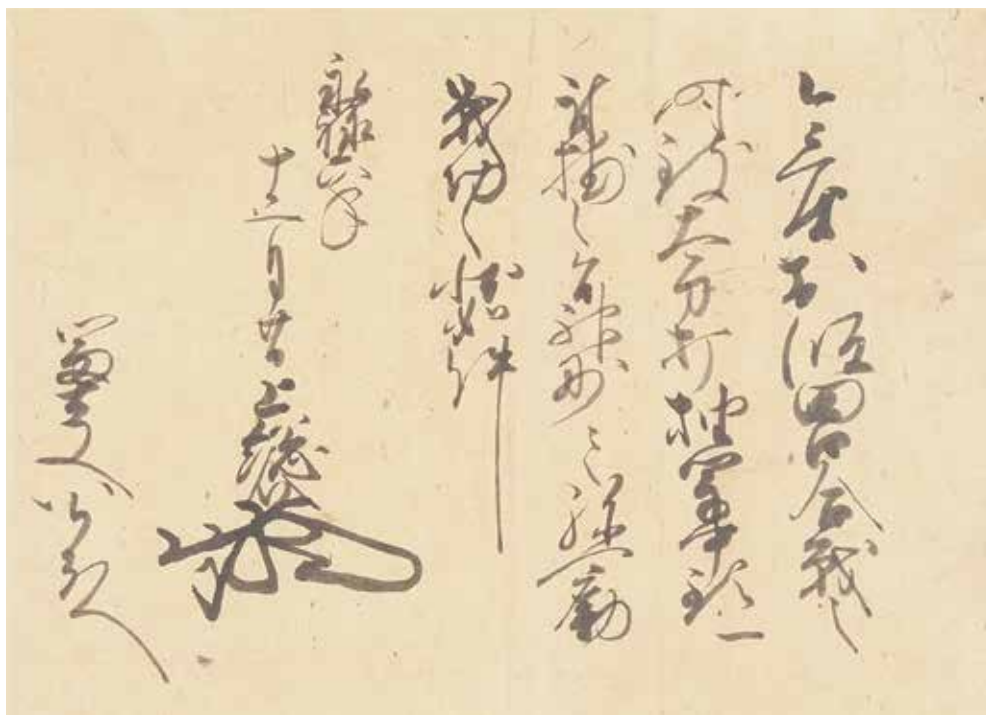


写真 4-4 今川氏真感状（大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵）

### 第三節 今川氏の領国経営

#### 検地の実施

「河東一乱」が終結した後、富士上方では天文一五年（一五四六）と天文一九年（一五五〇）に検地が実施された。検地とは土地（田畑・屋敷）の面積や状態、持ち主などを調査することで、戦国大名の主要な政策の一つとして評価されている。また、天文二三年（一五五四）に杉田郷で検地を実施し、弘治元年（一五五五）には訴えた人が出て再度検地を実施したことが確認できる。今川氏は基本的に地頭の「余慶」（今川氏に把握されていた知行高を超える収入）をある程度容認し、その収入に応じて軍役を務めさせることを検地の目的としている。この時の富士上方における検地も、現地の状況を把握することを目的として実施されたと考えられる。

さらに、ほかの者が地頭（富士氏）の知らない所で給恩を望んでも、今川氏はこれを受理しなかった。また、年貢増分の請負を望む新百姓が現れた場合には「法度」に従い、まず本百姓に届け出を行い、本百姓が年貢の増分を請け負わない場合は、新百姓に年貢の請負を命じるよう地頭に指示している。

この「法度」は今川氏の分国法「今川仮名目録」の第一条に該当すると考えられ、地頭（領主）の富士氏ではなく、上位権力（戦国大名）の今川氏が百姓の年貢納入をめぐる相論を裁定していたことが判明する。

その一方で、富士九郎次郎は今川氏による「守護不入」の命令に従う形で、小泉の久遠寺の諸役を免除し、地子（年貢）については従来通り納入するよう命じている。また、今川氏重臣の朝比奈親徳も九郎次郎の了解を得た上で、今川義元の「判形」の内容を追認する旨の「沙汰」を久遠寺に申し伝えている（写真4-5）。

これらの事例から、富士氏が領内から地子の諸役を徴収する権限を持ち、上位権力（戦国大名）の今川氏が寺社の諸役を免除するにあたっては、基本的には当時の地頭の了解を得た上で実行していたことがわかる。

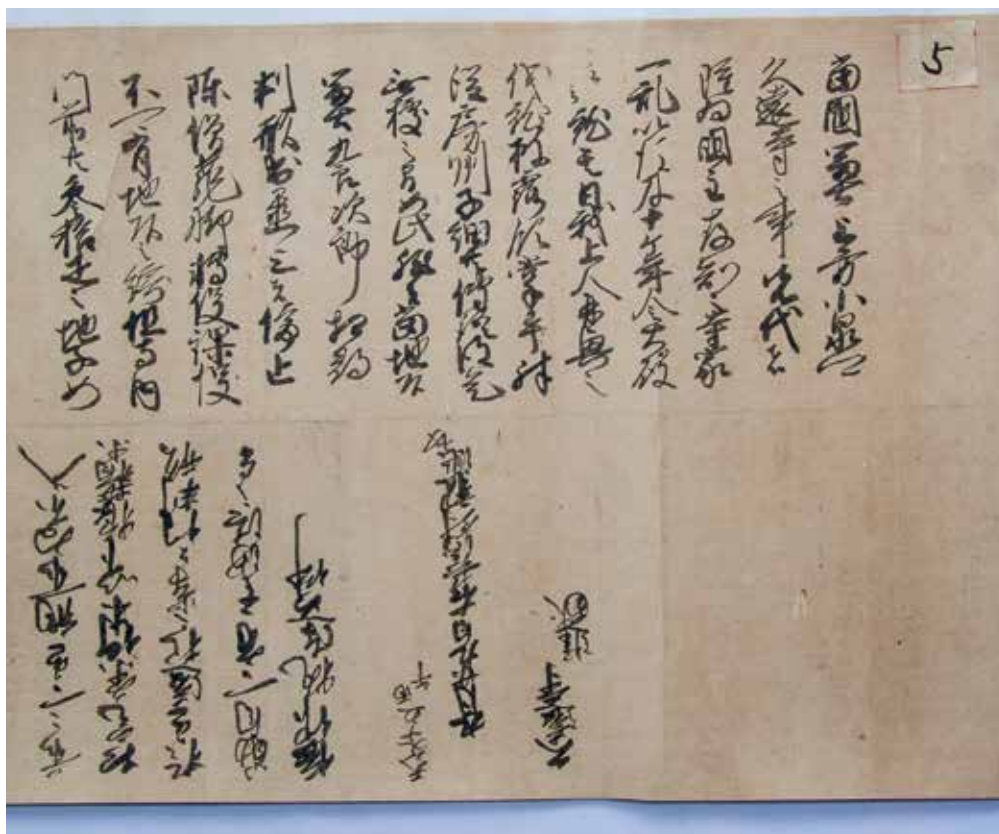


写真 4-5 朝比奈親徳奉書写（妙本寺蔵）

## 今川氏の浅間大社への介入

今川氏は天文二二年（一五五三）に、富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）の坊官だった清泰寺が「河東一乱」以降に所務していた一和尚職・四和尚職・御炊職を、「代々判形」（代々受け取ってきた判物）に任せて浅間大社の長源坊に安堵して（認めて）いる。その後、一和尚職と御炊職は天文二〇年（一五五一）に同清長坊に安堵され、四和尚職と風祭職は天文二二年（一五五二）に同春長坊の所務となった。

浅間大社では、清泰寺のほかにも多くの「富士大宮司社人」が一和尚職・四和尚職・御炊職をめぐって長源坊と争っていた。これに対して、今川氏は大宮司富士氏の介入や兄弟・親類・社人などの競望を排除し、社人の跡職を安堵している。

特に、清長坊の一和尚職・御炊職、春長坊の四和尚職・風祭職は、義元から氏真へ今川氏が代替わりした後も、大宮司の介入や「富士大宮司社人」の競望を排除することが命じられている。今川氏は浅間大社の内部で起こった相論を上位権力として裁定し、大宮司の介入を排除して受給者の権益を保障していたと考えられる。

## 風祭神事への関与

風祭神事は農耕儀礼の一種で、風を収め五穀豊穡を祈るための神事である。天文二二年に今川義元は浅間大社の春長坊に対し、富士上方・下方から伊豆国境までの地域（駿河東半国）において、風祭神事の歳費を徴収することを認めた。さらに弘治三年（一五五七）には、鍛冶・番匠・山作などの職人にまで徴収の対象が拡げられ、歳費を米で支払うよう命じられている（写真4-6）。これらの歳費徴収が「神慮」とされているように、今川氏は浅間大社の権威を認め、自己の統制下で神事を行おうとしていたことがわかる。

## 富士金山の開発

天文二〇年八月、今川義元は麓の土豪であった太田掃部丞に朱印状を出し、富士金山へ毎月六度運ばれる五駄分（馬五頭分）の荷物（甲斐との国境で留められたとしても、金山の者への堪忍分（扶助）として通行することを認めている）。

今川氏の金山としては安倍金山（静岡市葵区）が知られているが、富士山麓にも金山があり、今川氏の下で金の採掘が行われていた。荷物は金山で働く人々の食糧や生活物資であったと考えられ、ここで採掘された金は今川氏の財源となっていた。



写真 4-6 今川義元朱印状（四和尚宮崎家文書、個人蔵）

## 交通・流通政策

永禄三年（一五六〇）五月に今川義元が桶狭間合戦で戦死し、子の氏真は領国支配体制の維持に努めることとなる。富士郡でも、永禄四年（一五六一）に厚原（富士市）・根原ねばらにおける「新関」の設置を停止させたことが確認できる。この「新関」の停止は、大宮に対する著名な「大宮薬市令」でも見ることができ（写真4-8）。ここでは、浅間大社の門前にあった神田橋関が「新役」（新関）であるとする富士信忠のぶただの主張を認め、その停止を命じている。この点については、富士山信仰の中核にあった大宮に対し、既存の市場の保護を目的として大宮司富士氏から戦国大名今川氏に要請された結果と評価することができる。

なお、「新関」が設置された厚原は富士下方と上方との境目、根原は駿河と甲斐の国境にあたり、神田橋と合わせて、いずれも駿河と甲斐を結ぶ街道（中道往還なかつちゆうわん）を押さえる場所にある。先に述べたとおり、今川氏は以前から設置されていた関所における関銭の徴収権を認める一方で、新たな関所の設置を許可せず、従来の権益を保護する方針をとっていたことがわかる。

## 山作と諸役免許

今川氏は永禄四年八月に北山・木伐山ききりやま・三沢（富士市）・下方（同市）の山作四〇人について、大宮城・興国寺城（沼津市）の普請を務める代償として諸役を免許している（写真4-7）。

山作は富士山麓で材木の伐採などを生業とする職人で、今川氏の下で城の普請を行う代償として、領国内の職人が負担する諸役を免許されていた。このように、今川氏は職人たちを自らの統制下に組み入れていたことがわかる。



写真 4-7 今川氏真朱印状（狩宿井出家文書、個人蔵）

## 大宮樂市令 (写真4-8)

永祿九年（一五六六）四月、今川氏真は富士信忠に宛てて一通の朱印状を發給した。ここに記された内容は大宮を「樂市」として認められたもので、古くから「大宮樂市令」として注目されてきた史料である。

### 【読み下し】

富士大宮毎月六度市の事、押買・狼藉・非分等これ有るの旨申す条、自今已後の儀は、一円に諸役を停止し、樂市としてこれを申し付けるべし。ならびに神田橋関の事、新役たるの間、これまたその役を停止せしむべし。もし違背の輩に於いては、きつと注進の上、下知を加うべきものなり。よつて件の如し。

### 【現代語訳】

富士大宮で毎月六度開かれる市の事について、押買（安い値段で商品を買いたたくこと）や乱暴などの非法行為が行われているとの言い分があったため、今後は一円に諸役を停止し、樂市とするべきことを申し付ける。ならびに神田橋関の事については、新役であることから、これもまたその役（役銭の徴収）を停止させるようにせよ。もし違反する者があれば、必ず（今川氏に）注進（報告）した上で、下知（命令）を加えるものとする。

ここでは、大宮において月に六度開かれる市場で、押買・狼藉などの非分を禁止し、今後は諸役が免許される「樂市」とすることが申し伝えられている。この内容が織田信長などほかの戦国大名が行った「樂市」に先行するものとして注目されてきた。

しかし最近では、「大宮樂市令」はこれまで言われてきたような出店する人を保護する政策ではなく、今川氏が大宮を支配する富士氏の要望に因應、市場の紛争を解決するために行った政策として評価されている（長澤二〇一七）。

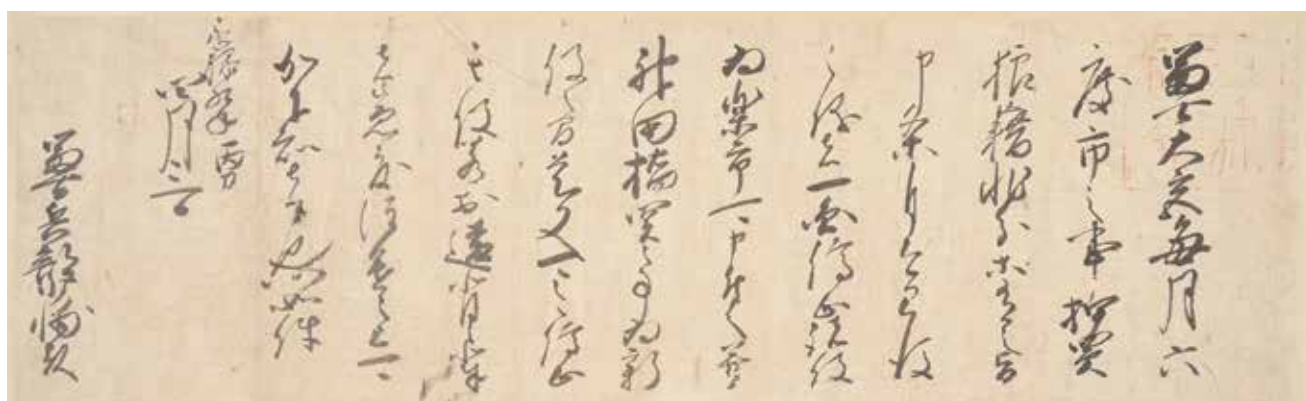


写真4-8 今川氏真朱印状（大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵）

## 第四節 武田信玄の駿河侵攻と富士氏

### 駿甲相三国同盟の綻び

今川義元の死後、子の氏真は領国の立て直しに努めたが、三河の松平元康（後の徳川家康）の自立や、遠江における内乱（遠州谷劇）の影響もあり、その勢力は後退していた（本章第二節）。

一方、甲斐の武田信玄は永禄八年（一五六五）、尾張の織田信長と同盟を結んだ。これには、美濃東部の安定化を図る信玄と、足利義昭の上洛を支援する信長の思惑があった。信玄の嫡男である義信はこの動きに反発し、政変を企てるが失敗に終わり、甲府の東光寺に幽閉されたという。武田家中の分裂は、武田氏と今川氏との関係にも亀裂を生じさせることになる。

永禄一〇年（一五六七）一〇月、義信が死去すると、氏真は義信の妻（氏真妹）を駿府（静岡市葵区）に帰国させた。その後、越後の上杉輝虎（後の上杉謙信）と交渉を開始した。これを察知した信玄は、信長を仲介として徳川家康と交渉し、今川氏領国への侵攻に踏み切ることとなる。

### 武田信玄の駿河侵攻と北条氏との対峙

永禄一一年（一五六八）一二月六日、武田信玄は甲府を出陣し、富士川沿いに南下して駿河へ侵攻した。一二日には、信玄の動きにあわせ、徳川家康が三河から遠江へ進軍している。富士郡上方において信玄は、七日に光徳寺（興徳寺、現下柚野）、一〇日には先照寺（大中里）に対して、武田軍による濫妨狼藉を禁止する禁制を出した。武田軍は九日には大宮城（元城町）を攻撃している。

今川氏真は、武田軍を薩埵山（静岡市清水区）で迎え撃とうと出陣したが、朝比奈氏・葛山氏ら家臣の離反が相次いだため、駿府へ



図 4-5 永禄 11 年 12 月ころの勢力図（黒田 2024 に掲載の図をもとに作成）

退き、さらに遠江の懸川城（掛川市）へと逃れた。武田軍は一日に駿府に入り、信玄の攻撃は順調に進んでいるかに思えた。

しかし、駿甲相三国同盟の一角を担っていた北条氏が、氏真の支援を決定した。当主である北条氏政が出陣し、一二日に三島に到着、一日には薩埵山で武田軍と対峙した。これにより、信玄は甲斐への退路を断たれることとなった。

大宮城では、富士信忠・信通父子が籠城して武田軍に抵抗した。氏政は遠江へ逃れた氏真に代わり、大宮城に籠城する人々に対して領地を保障するとともに、戦功をあげた時は、伊豆で領地を与えることと励ました。なお、大宮城には無足人（領地を持たない人）も籠城しており、氏政はこうした人々への恩賞も約束している。二九日には興法寺（村山）に北条氏の禁制が出されており、北条軍が富士上方に展開していた様子が分かる。

翌永禄一二年（一五六九）一月二六日、氏政は本陣を三島から薩埵山に移した。武田軍・北条軍の戦いは、薩埵山を中心に、富士上方の上野や柚野など、広範囲で繰り広げられた。二月には穴山氏・葛山氏らの軍勢が大宮城を攻撃したが、死傷者を出し、敗退したという。同月二五日、氏政の父である北条氏康は信忠に書状を送り、その労をねぎらうとともに、武田軍の様子を探るよう要請している。

### 徳川家康の遠江侵攻と武田信玄の駿河撤退

武田信玄とほぼ同時期に遠江へ侵攻した徳川家康も、当初は順調に進軍し、永禄一二年一月には氏真の籠る懸川城への本格的な攻撃を開始した。しかし、今川軍の抵抗や北条氏の援軍派遣もあり、懸川城は容易には落ちなかった。また、武田軍の秋山虎繁が遠江で徳川軍と衝突するなど、徳川氏・武田氏の関係には亀裂が入りつつあった。三月、懸川城を攻めあぐねた家康は、今川氏・北条氏との和睦



写真 4-9 勝之橋（泉町）

江戸時代に作成された地誌『駿河記』によると、武田信玄がここで和歌を詠んだという。

をさぐることになる。

これにより、薩埵山で北条軍と対峙する信玄は、一層窮地に追い込まれた。信玄は家康に和睦を中止するよう求めたが、状況は好転しなかった。四月、信玄は興津城（静岡市清水区）や久能城（同市駿河区）など一部の拠点に軍勢を残し、庵原の山道を切り開きながら甲斐へ撤退した。

### 武田信玄の大宮城攻撃と開城

遠江では永禄二二年五月一七日に懸川城が開城し、戦国大名今川氏は滅亡した。今川氏真は伊豆の戸倉（清水町）へと移動することになる。閏五月、北条氏政は自らの子息である国王（後の北条氏直）が今川氏を継いだことを富士信忠に伝えている。また、富士上方・下方の武士について、寄親（指南役）が確定するまでの間は、信忠が指南するよう指示している。

武田信玄は六月に再び駿河へと出陣し、深沢城（御殿場市）を攻めた後、富士山東麓を南下し、三島、さらに韭山城（伊豆の国市）を攻撃した。韭山城を撤収すると、六月二五日には大宮城の攻撃にとりかかることとなる。

この時の大宮城攻撃は信玄が自ら大軍を指揮して行った。大宮城は屋敷同然の地ながらも、よく持ちこたえ、武田軍は多数の死傷者を出したという。しかし、七月二日に大宮城は開城し、武田軍に明け渡された。これにより信玄は駿河攻略のための大きな拠点を手に入れた。信忠は、その後も蒲原城（静岡市清水区）へ移り、武田軍への抵抗を続けることになる。

なお、この大宮城攻撃と前後して、下稻子・大久保・西山本門寺・上野など富士上方地域に対して、武田氏の禁制が出された。武田氏の支配がこの地域に及んでいく様子を知ることができる。



図 4-6 武田信玄の駿河侵攻（地理院地図 Vector を加工して作成）  
光徳寺の位置は寺伝による。

## 駿河における戦闘の終息と富士氏

永禄二二年八月、武田信玄は甲府を出陣し、上野（群馬県）から北条氏領国へ侵攻した。一〇月には北条氏の本拠地である小田原城（神奈川県小田原市）を攻撃し、その後甲府へ帰還している。この進軍は、駿河の防衛に力を注いでいた北条氏に大きな衝撃を与えた。

十一月、信玄は再び甲府を出陣し、二二日に大宮城に入った。一二月六日には蒲原城を攻略している。この時、城主北条氏信以下一〇〇〇余人を討取ったともいう。蒲原城の落城により薩埵山の北条軍は退路を断たれ、相模へと逃げ散った。薩埵山を確保した信玄は、前年と同じ一二月一三日に駿府入りを果たした。

蒲原城に在城していた富士信忠はその落城後、伊豆の河津（河津町）へ移り、その後約二年、北条氏のもとに身を寄せていたと考えられる。この間、武田氏と北条氏の戦いは駿河東部の広範囲で続いたが、元龜二年（一五七二）一月、武田軍の深沢城攻略により、両者の戦闘は一旦落ち着くことになる。

元龜二年一〇月、富士信通は進退に困窮し、今川氏真に今川氏・北条氏陣営からの離脱を申し出た。氏真は、これまでの信通の働きを称賛するとともに、その望みを受け入れた。一方、氏真が本意（駿河の支配の回復）を遂げた時には、氏真のもとへ馳せ参じて、奉公をするように求めている（写真4-10）。

信通の行動の背景として、北条氏政の父である氏康の死と、武田氏・北条氏による同盟復活の動きがあった。北条氏のもとに身を寄せたままでは、大宮城への復帰が難しかったと考えられる。

その後、元龜三年（一五七二）四月、信忠・信通父子は甲斐へ向かい、武田信玄を頼った。その後、信通が富士山本宮浅間大社の大宮司職として復帰するのは天正五年（一五七七）のことである。

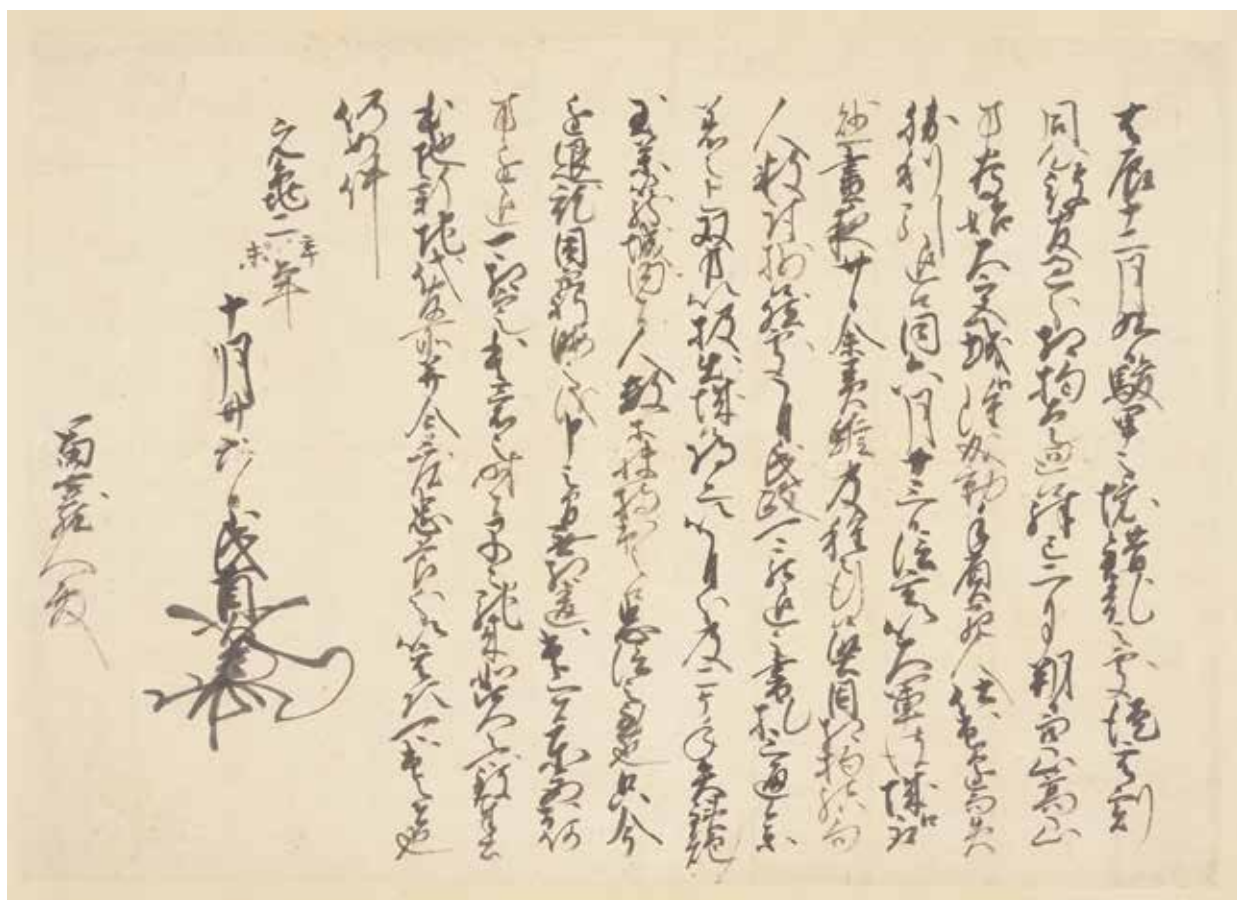


写真 4-10 今川氏真判物（大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵）

## 大宮城の変遷

大宮城跡は富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）の東側、現在の市立大宮小学校を中心に広がる遺跡で、古墳時代中期・後期の集落が発見されており、この時期から断続的に人々が活動していたことが分かっている。一〇世紀ごろから本格的な活動が確認できるようになる。以後、一六世紀の廃城まで継続的な土地の利用が確認できる。一〇世紀は浅間大社が信仰施設として機能し始めたと考えられる時期でもある。

中世の資料が多く、祭祀などで使われるカワラケのほか、瀬戸・美濃などの国産陶磁器に加え、貿易陶磁器の青磁や白磁も多く出土しており、ここを拠点としていた富士氏が、浅間大社の大宮司として大きな力を持っていたことが推測される。このほか、金属製品や堀に使用されたと考えられる木材が出土しており、一部は年代測定が行われており、一五〜一六世紀の物も発見されている。

発掘調査では、掘立柱建物跡や堀、土塁などの多くの遺構も検出されてお

第三期（一六世紀中ごろ）



第一期（一二世紀前半～一三世紀ごろ）



第四期（一六世紀後半～廃城）



第二期（一三世紀後半～一六世紀前半ごろ）



■：建物跡 ■：堀 ■：土塁

図 4-7 大宮城跡の発掘調査で検出した遺構の変遷

り、これらは四つの時期に分けられている。

第一期は、一二世紀前半～一三世紀ごろと考えられ、初現的な大宮司の館跡が構築された段階であると想定される。この時期は掘立柱建物跡や区画溝と考えられる遺構が発見されている。

第二期は、一三世紀後半～一六世紀前半ごろと考えられ、防御施設としての堀や土塁を備え始め、「城」化している。この時期は河東一乱かとういちらん（本章第二節）が起こる時期とも重なっており、軍事的緊張が高まる時期でもある。

第三期は、一六世紀の中ごろと考えられ、堀を増設し二重、三重としている。当該期は武田氏からの侵攻を受けた時期であり（本章第四節）、防御的要素が特に強い段階である。

第四期は一六世紀後半から廃城までの時期である。この時期は堀や土塁が改修され、建物跡も検出している。武田氏が大宮城を改修し、軍事拠点として態勢を強化した時期である。一六世紀末には武田氏は滅亡する（本章第六節）。



写真 4-12 大宮城跡出土青磁



写真 4-11 大宮城跡出土白磁及び青白磁



写真 4-13 大宮城跡発掘調査風景（堀跡の調査風景）

## 駿甲国境の山城

富士宮市とその周辺では、中世の山城がいくつか確認されており、これらは甲斐と駿河の国境付近に立地している(図4・8)。それぞれ葛谷城、白鳥山城、境川砦、鳥居尾城、尾崎砦、稲子城と呼ばれる。

葛谷城は、現在の山梨県南部町十島と富士宮市下稲子に跨って所在している(写真4・14)。平成六年(一九九四)には調査が行われており、土塁や堀、本丸部分などが検出され、中世における山城である事が判明した。また、城郭を構成する遺構のほか、築城時のものと思われる遺物もわずかに出土している。

白鳥山城は、現在の山梨県南部町万沢と富士宮市内房に跨る白鳥山に築かれた山城で、中世においては甲斐と駿河の国境地域にある。白鳥山城は白鳥山の頂上に本城があり、頂上から枝分かれする尾根上には、出城が数カ所確認されている。また、踏査が行われており本城の縄張り図や東側の尾根に伸びる曲輪の縄張り図が作成されている(図4・9)。

境川砦は、富士宮市ではないものの、白鳥山の西側尾根上に展開する出城である。ここでは、古道や土塁、堀などが確認されており、古道については白鳥山に向かっているとされ、物資を城へ運ぶ道であり、西側からの侵攻に向けた防衛拠点であると考えられる。

境川砦と同様に、山梨県側には鳥居尾城があった。鳥居尾城は白鳥山から南西に伸びる尾根にあり、赤子沢川を挟んで東西に曲輪があるとされる。東側には土塁や堀とみられる遺構があり、西側にも土塁と見られる遺構がある。また、自然地形を利用してそれを防衛に充てていたと評価される。

尾崎砦は、境川砦と同じく白鳥山城の出城で内房に位置する(図4・10)。ここは、白鳥山から南東に伸びる尾根上に築かれており、土塁や堀が発見されている。堀は武田氏の築城方法に類似しているが所々に古式の遺構がある。内房は武田氏



1. 鳥居尾城 2. 境川砦 3. 白鳥山城 4. 尾崎砦 5. 葛谷城 6. 稲子城

図4-8 中世山城位置図(地理院地図 Vector に加筆)

が侵攻する前は今川方の荻氏わぎがおり、尾崎砦は荻氏の守備する城であった可能性がある。武田氏の侵攻後、武田氏側に改修されたと考えられる。

最後に稲子城であるが、この山城は上稲子かみいなのこに所在した山城で、現在の上稲子区民会館の東側にそびえる山の頂上にある。『静岡県の中世城館跡』によると、山頂を中心に数力所の小規模な曲輪と堀によって構成されているとされる。また、城主は今川氏方の宮城みやぎ弾正だんしょう左衛門ざえもんと伝えられているが、詳細については不明とされる。

以上のように、富士宮市域と山梨県南部町に跨る地帯は中世において甲斐との国境であり、特に戦国期においては重要な役割を果たしていた。また、一部の山城は武田氏の築城方法と古式の築城方法が混在しており、武田氏の侵攻とその跡の状況が読み取れ、歴史的事実と遺構の状態が符合することも重要である。



図 4-10 尾崎砦縄張り図 (小野田編 1997)



写真 4-14 葛谷城空撮写真 (加藤学園考古学研究所)

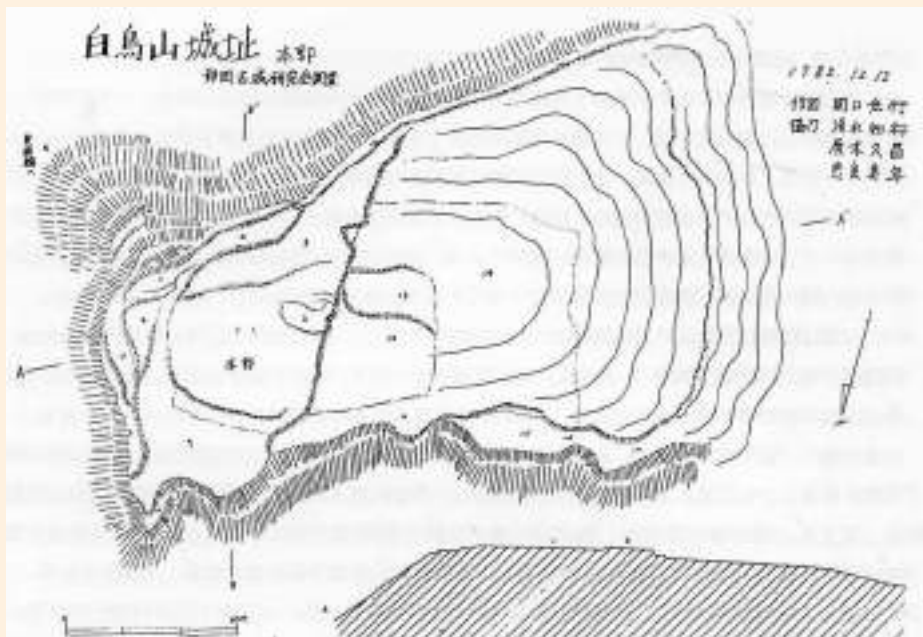


図 4-9 静岡古城研究会による白鳥山城縄張り図 (小野田編 1997)

## 第五節 武田氏の領国経営

### 武田氏の駿河支配と大宮

永禄二二年（一五六九）七月に大宮城が開城したこともあり、富士上方は武田氏の支配下となった。この地域では武田信玄の側近家臣である原昌胤が大宮城を任され、郡司として富士氏の旧領の支配にあたることになる。武田氏における郡司とは、広域行政権を付与された支城主・城代のことである（丸島 二〇一六）。

富士上方における昌胤の活動は、元亀元年（一五七〇）五月の原昌胤奉書から確認することができる。これによると、武田氏は大宮城の拡張に着手したようで、富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）の一和尚清長の屋敷が大宮城の通路になることとなった。そのため、清長に対して大宮宿の伴野惣兵衛屋敷を渡し、居住するよう指示している（写真4-15）。武田氏による大宮城の拡張は、発掘調査からも指摘されている（本章第四節コラム）。

また昌胤は、元龜三年（一五七二）四月、今川氏のもとを離れた富士信忠が武田氏の本拠地である甲府へ赴く際、信忠が通る交通路の安全保障を信玄から命じられており、ここからも郡司としての役割をうかがうことができる。昌胤は天正三年（一五七五）、三河における長篠の戦いで戦死し、子である昌栄が跡を継いで郡司になったと考えられている（丸島 二〇一六）。

一方、内房を含む庵原郡では、穴山信君が支配にあたった。穴山氏は甲斐南西部の河内を支配する国衆で、武田氏と姻戚関係を結んでいる。信君の発給文書からは、内房や松野（富士市）・六原・興津（いずれも静岡市清水区）において所領を渡していることが確認できる。

武田氏の駿河支配の拠点となったのは江尻城（静岡市清水区）で、



写真 4-15 原昌胤奉書（一和尚宮崎家文書、個人蔵）

当初は重臣である山県昌景が城代として在城していた。しかし、長篠の戦いで昌景が戦死すると、穴山信君が城代となり、江尻城へ入ることとなった。

## 大宮の様相

大宮城の開城後、一時的に大宮司が不在となった浅間大社では、武田氏家臣の鷹野徳繁が派遣され、祭祀・経営・造営・財物管理をつかさどる大きな権限を有した（前田 一九九二）。元龜三年には社人の再編成も行われている。天正五年（一五七七）には富士信忠の子である信通が大宮司となった。

浅間大社の門前町であり、甲斐と駿河を結ぶ中道往還上の宿場でもある大宮は、今川氏の時代から六斎市が開かれていた。武田氏も天正八年（二五八〇）一二月、大宮西町の新市に市場法を出している。そこでは、市の日を一日・六日・十一日・十六日・二十一日・二十六日の毎月六度とし、押買など、市場における不法行為を禁止している。大宮における市場の拡大と商業の発展をうかがうことができる。

また、大宮の住人は、身分を問わず諸役の免除を受け、浅間大社の社中の清掃を命じられていた（写真4-16）。浅間大社を清浄な空間として保つたためのもので、富士山への登山者など、参拝者の存在も意識したものと考えられる。それでも清掃の役を務めない者はいたようで、きちんと役を務めさせるよう、武田氏は大宮司（富士信通）に指示している。

## 富士上方の支配

天正六年（一五七八）二月、武田勝頼（信玄の子）は、富士上方の武士に対して、公用の役や郷中の善悪改めを勤めるよう指示し、不正を働いた者は成敗するとしている。同一内容の文書が各地に出



写真 4-16 武田家朱印状（大宮司富士家文書、静岡県立中央図書館蔵）

されたようで、小泉に残る文書では七人の有力者の名前が並ぶ（写真4-17）。こうした人々が武田氏の地域支配を支えていたと考えられる。

そのほか、富士上方では、富士北山の山作衆らの活動が知られる（本編第一章第一節）。彼らは城の材木・板などの奉公を勤めており、天正七年（一五七九）には駿河・遠江の往来にかかる諸役が免除された。山作衆の広域に渡る活動と、それに保護を与え、活用する武田氏の姿を見ることが出来る。

また、今川氏の時代に続き、富士金山（麓金山）の経営も行われていた。天正五年一二月、穴山信君は竹川肥後守に対して藤左衛門後家の跡式の相続について指示しており、その中に家屋敷などとともに堀間が見える。堀間は金鉱を掘る坑道のことである。金山経営が続けられていたことや、堀間が財産とされていたことがうかがえる。

富士川渡船の要地で船役所が置かれていた橋上（本編第一章第五節）では、モジリによる漁が行われていた。穴山信君は、同地の七郎左衛門らに対して、奉公に努めるよう指示している。

### 交通路の整備と伝馬制

駿河における武田氏の領国支配で特徴的なものとして、交通路や伝馬制の整備がある。戦国時代、甲斐と駿河を結ぶ主要な交通路として、中道往還と駿州往還があり、武田氏・穴山氏はこの交通路の整備に力を注いだ。

中道往還では、大宮城開城直後の永禄一二年七月に小林七郎左衛門尉が根原郷や関所を与えられている。根原は甲斐・駿河の国境付近にあることから、大宮までの交通路確保を意図したものと考えられる。

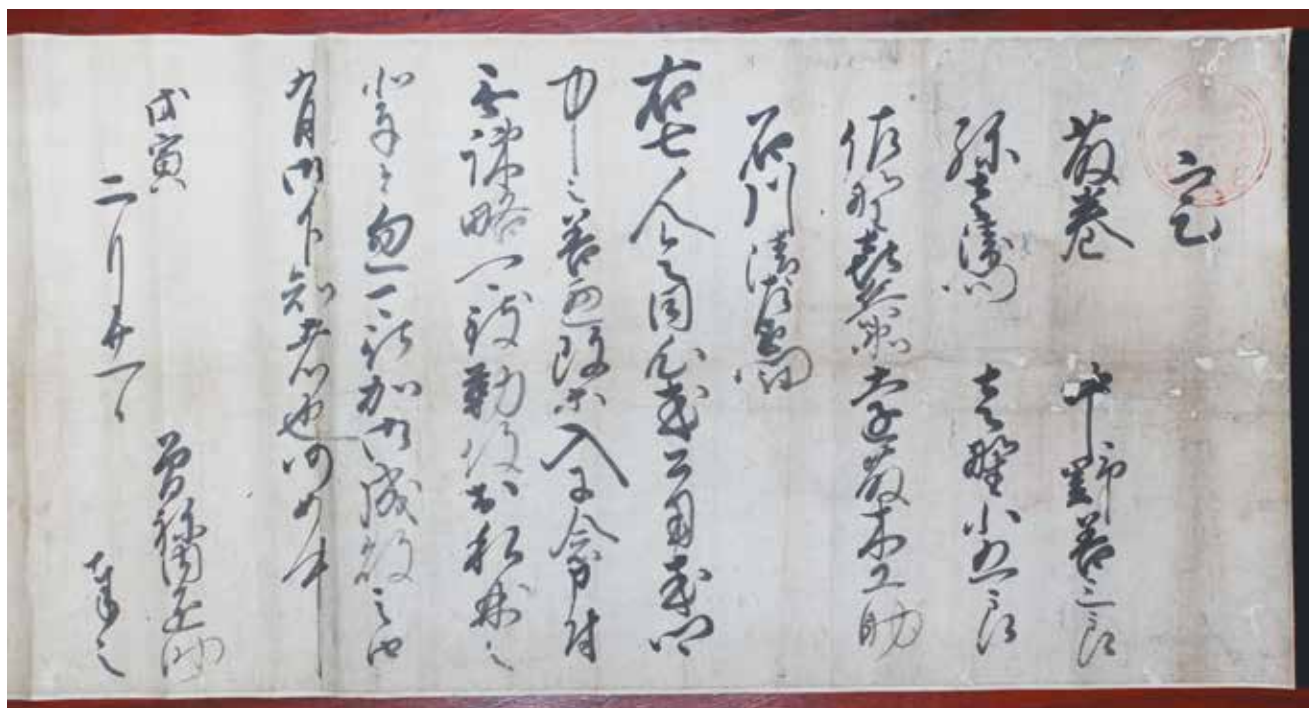


写真 4-17 武田家朱印状（小泉中野家文書、個人蔵）

冒頭の「定」に続いて、藤巻・中野善三郎・弥左衛門尉・吉野小五郎・佐野喜兵衛・遠藤木工助・石川清左衛門尉の名前が見える。

また、翌年の元龜元年には、齋藤半兵衛が上井出において新宿にいじゆの設置を認められている。これにより、上井出宿は四年間諸役を免除されるとともに、大宮への使者送迎や伝馬役負担を勤めることとなった。これは、半兵衛が上井出から大宮まで武田氏の使者を警護できる実力を持っていたことも意味する。

新宿の設置は、有力百姓らの開発の要求を戦国大名が取り込んだものとする指摘がある（池上 一九八四）。この場合も武田氏と齋藤半兵衛の双方に上井出を新宿として開発する利点があり、新宿の設置により交通路の整備と維持が図られた。

武田氏は天正三年から四年（一五七六）にかけて、駿河の六カ所（蒲原・厚原・根原・竹下・棠沢・沼津）に対して、詳細な伝馬だま掟おきてを定めている。このうち、厚原・根原は中道往還上に位置する。掟の内容としては、伝馬の公用と私用との区別や、一日に負担する伝馬の数、伝馬役を務めることによる諸役免除などについて定めている。北条氏の本拠地である相模さがみの小田原への伝馬の規定など、地域の事情により規定の異なる部分もあるが、駿河東部において統一した伝馬制が順次定められていったものと考えられる。

駿州往還では穴山氏が重要な役割を果たしていた。穴山氏は甲斐の南部宿（山梨県）で伝馬掟を定めているほか、伝馬手形の発給も行っている（本編第一章第五節）。この時期の穴山氏の発給文書には、内房や松野（富士市）、宍原・興津（ともに静岡市清水区）などで家臣に所領を与えるものを多く確認でき、交通路沿いの支配強化に乗り出していたことがうかがえる。武田氏に仕えた富士信忠が興津・宍原の間に居住するよう指示されているのも、このことと関連するかもしれない。

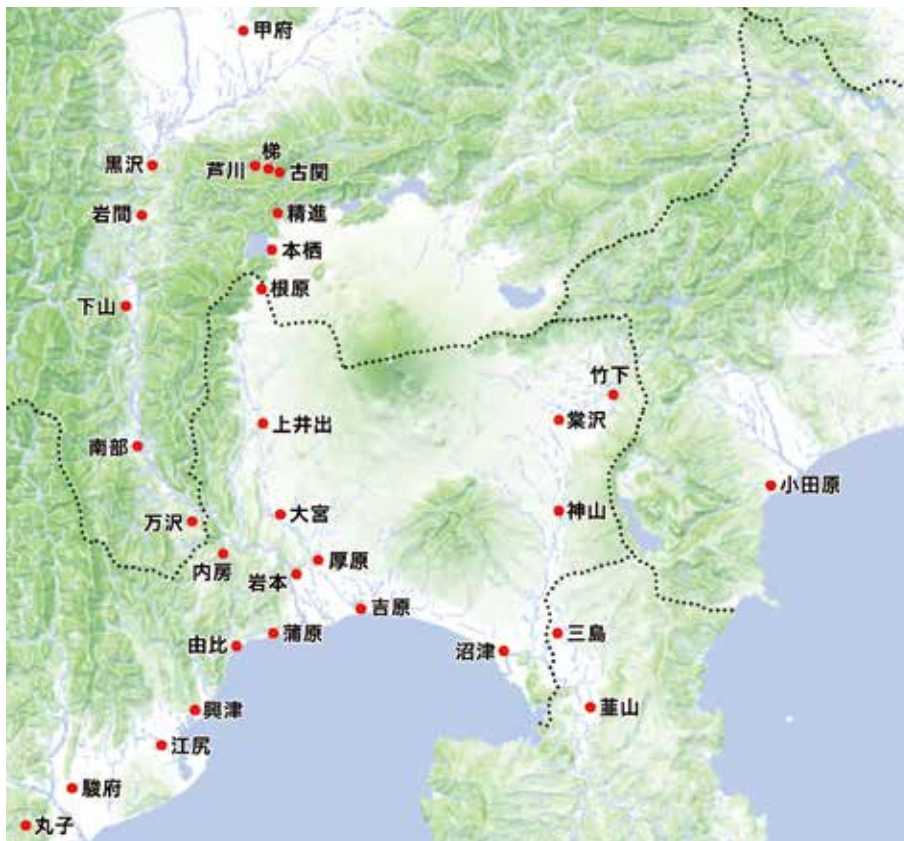


図 4-11 武田氏の領国支配と駿河（地理院地図 Vector を加工して作成）

## 第六節 武田から徳川へ

### 武田と徳川の争い

駿河一国を領国に加えた武田信玄は、織田信長と対決するべく、元龜三年（一五七二）に遠江に攻め入り、三方原で徳川家康と戦い勝利を収めた。翌元龜四年（天正元年、一五七三）春、信玄は三河に進むが、すでに病に冒されていたようで、まもなく軍を引き、四月一二日に信濃伊那郡で死去した。あとを継いだ子息の勝頼は、いつもの勢力拡大を試み、天正二年（一五七四）には遠江に攻め入って高天神城（掛川市）を手に入れた。天正三年（一五七五）四月、勝頼は三河に入り吉田城（愛知県豊橋市）に迫るが、家康は防戦にため、勝頼は軍を引いて長篠城（愛知県新城市）を包囲した。危機に直面した家康を救うため、信長は岐阜城を出て三河に赴き、五月二日に決戦がなされた（長篠の戦い）。戦いは織田・徳川の勝利に終り、勢いに乗った家康は東に兵を進め、遠江東部の小山城（吉田町）を攻めた。勝頼もこれに対抗し、遠江と駿河の国境地帯を舞台として武田と徳川の戦いが繰り返されることになる。

手痛い敗戦を喫したとはいえ、勝頼は意気軒昂で、駿河の統治も順調に進められた。富士宮地域においては、富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）にいた鷹野徳繁がまとめ役を担い、天正四年（一五七六）に浅間大社の遷宮が実現している。天正五年（一五七七）には勝頼に仕えていた富士信通が、晴れて浅間大社の大宮司に任命された。

武田勝頼は天正六年（一五七八）に信濃北部、天正八年（一五八〇）には上野（群馬県）のほとんどを手に入れ、領国を拡大させていたが、徳川との戦いと思うようにいかず苦勞を重ねた。天正五年に勝頼は遠江に攻め入るが、翌年には徳川軍が駿河に進み田中城（藤枝



図 4-12 武田氏と徳川氏の攻防（地理院地図 Vector を加工して作成）

市)を攻撃した。天正七年(一五七九)四月、武田軍が遠江に入つて高天神に陣取り、家康も浜松を出てこれに向き合った。九月には徳川軍が駿河に攻め入って当目坂(焼津市)と用宗城(静岡市駿河区)を押さえ、翌年五月にも徳川軍が駿河田中城を攻めるといふように、しだいに徳川が優勢になってゆく。そして天正九年(一五八一)三月、高天神城が陥落して、武田は遠江における拠点を全て失った。一方の家康は、苦難を乗り越えて、遠江一国の領有をようやく実現したのである。

### 織田信長の「御成」

武田氏は甲斐・信濃・上野・駿河にまたがる広大な領国を有する強大な戦国大名だったが、その滅亡はあつけないものだった。天正一〇年(一五八二)になると木曾義昌(信濃南西部の領主で勝頼に従っていた)が織田信長と通じて離反し、織田信忠(信長の嫡男)を大将とする軍勢が信濃に攻め入った。徳川家康も浜松から出陣して駿河に向かったところ、江尻城代の穴山梅雪(信君)は情勢を察知して味方となり、家康はさらに軍を進めた。三月一日、武田勝頼は甲斐の田野で討死し、武田氏は滅亡した。甲斐に入ってきた信長はここで武田の遺領を諸将に配分し、家康は駿河一国を与えられた。

織田信長は四月一〇日に甲府を出発し、帰還の途にいたが、多くの配下とともに悠然と旅を進める、王者のデモンステーションともいえる行動だった。一行は富士の大宮にやってくるが、旅のありさまは太田牛一が著した『信長公記』に詳しく記されている(写真4-18)。

一二日の未明、信長は本栖を出発して富士山麓を南に進んだ。四月とはいえ真冬のような寒さだった。富士の裾野の「かみのが原」

「井手野」で、小姓衆たちが馬に乗って走りまわる「御狂い」というパフォーマンスがなされ、近くにある「人穴」も見物した。ここには「御茶屋」が作られていて、大宮の社人や社僧たちが罷り出て御礼を申し上げ一献を進上した。天気もよく富士山も「御覧」になれたようで、「高山に雪が積もっていて、白い雲のようだった」と記録にみえる。「上井手の丸山」は源頼朝が巻狩りの際に「狩倉

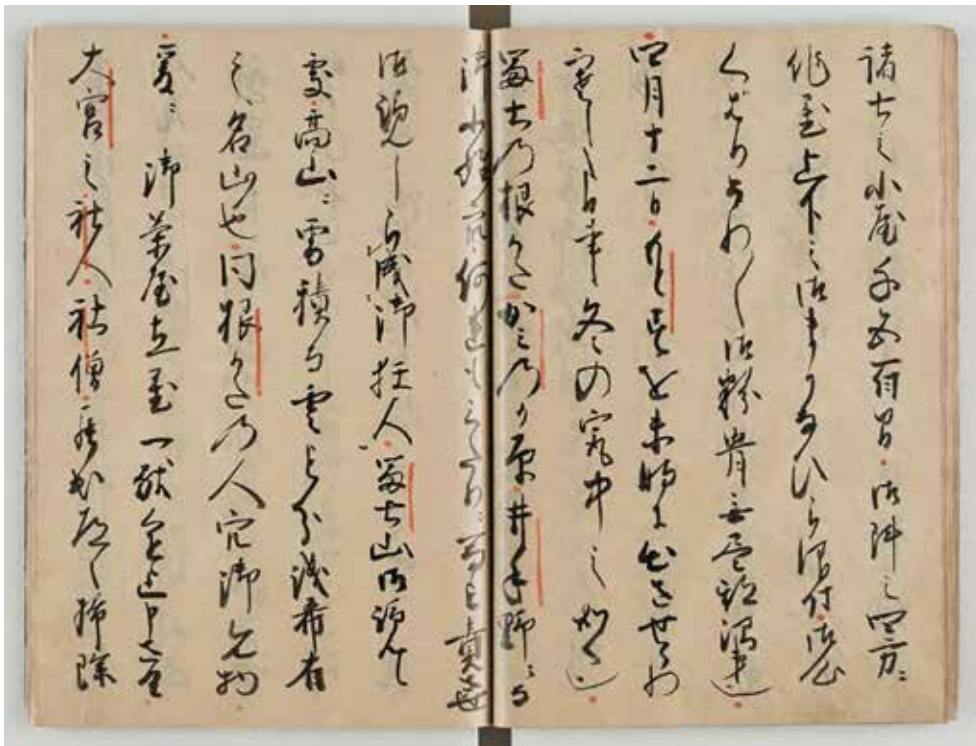


写真 4-18 信長公記 (池田家本、岡山大学附属図書館蔵)

の屋形」を建てたところで、西の山には「白糸の滝」があった。こうした「名所」についていろいろ尋ねた後、信長は旅を進めて大宮に到着し、浅間大社の社内に一泊した。信長の御座所には金銀がちりばめられ、一行が宿泊するための建物も整備されていた。徳川家康も同行していたが、信長はここで家康に脇指・長刀と馬を与え、翌日の夜明けに大宮を出発、富士川を越えて蒲原に至った。

武田から徳川へと支配者は入れ替わり、地域の人々は時代の変化をそのまま受け入れた。浅間大社の社人・社僧をはじめ、織田信長の権力を目の当たりにした人たちは、道を整備したり、建物を造築したりしながら、信長とその一行をきちんと迎え入れたのである。

### 徳川家康の時代

家康はこの後、安土城（滋賀県近江八幡市）に赴き信長と会見したあと、和泉の堺（大阪府堺市）に滞在していたが、ここで信長が明智光秀の軍勢に襲われて落命したという知らせを受ける（本能寺の変）。家康は家臣たちとともに必死の逃避行を試み三河に帰ったが、別行動をとった穴山梅雪は途中で襲撃されて命を落とした。

その後、家康は西に向かって出陣するが、尾張の鳴海（名古屋市長区）まで進んだところで、羽柴秀吉（後の豊臣秀吉）が明智との戦いに勝利したという知らせが届いた。上方に行く必要はないと考えた家康は、東に向かって軍勢を進め、七月七日に駿河の大宮・金宮（淀師）に到着、翌日には甲斐に入り、まもなく甲府を押さえた。この後家康は北条氏の軍勢との戦いを続けたが、一〇月には北条との和睦を果たし、甲斐と信濃南部を領国に組み入れることに成功した。徳川領国は三河・遠江・駿河・甲斐・信濃と連なる五カ国に拡大したのである。

この後、家康は新たに領国となった駿河や甲斐の統治を推し進め



写真 4-19 富士見石（富士宮市立中央図書館の前、写真右手）

織田信長が腰掛けて富士山を眺めたといわれる石。写真左側の道祖神の左側面には富士見石の由来が刻まれている。

た。天正一〇年一月、家康は各地の領主たちに朱印状を遣わし、所領の支配を認めているが、富士宮地域の人たちもその中に含まれ「富士上方」の大名直轄領から「蔵出」として給分を与えられていた者もいた。天正一一年（一五八三）五月には、「富士北山」の山作衆四九人と、金山衆二二人に朱印状を遣わして、特定の役を勤めるかわりにそれ以外の諸役を免除すると約束している（写真4・20）。山作衆は江尻城（静岡市清水区）・興国寺城（沼津市）や本栖大宮などで使用する葺板や材木を提供すること、金山衆は城攻めの時には駆け付けて奉公することが義務づけられていた。

浅間大社にいた鷹野徳繁と大宮司の富士信通はともに家康に従ってその立場を認められ、大社の人々や各地の寺院も権益をそのまま保証された。これまでの秩序を変革しようとはせず、地域の人々の要請を受け入れて現状を維持するという穏当な形で、家康は統治を進めたのである。なお、穴山梅雪が治めていた地域の支配は子息の勝千代が受け継ぎ、内房郷の人たちに川除普請を命じたりしているが、天正一五年（一五八七）に勝千代が死去したことにより、こうした地域も家康の支配下に収められた。

五方国を領する強大な大名となった徳川家康は、やがて羽柴秀吉と対決、天正一二年（一五八四）には尾張で対陣するが（小牧・長久手の戦い）、結局は鉾を収め、天正一四年（一五八六）に秀吉と和睦し、以後は秀吉の政権を支える大名として、居城と上方を行き来しながら生活した。天正一三年（一五八五）から駿府（静岡市葵区）に城を築きはじめ、翌年の末には浜松から駿府に居城を移した。そして天正一八年（一五九〇）、小田原の北条氏が滅亡すると、家康は秀吉から国替えを命じられて江戸城に移り、駿府城には秀吉の家臣である中村一氏が入った。戦国の世はようやく終わりを告げ、新たな時代を迎えることになるのである。

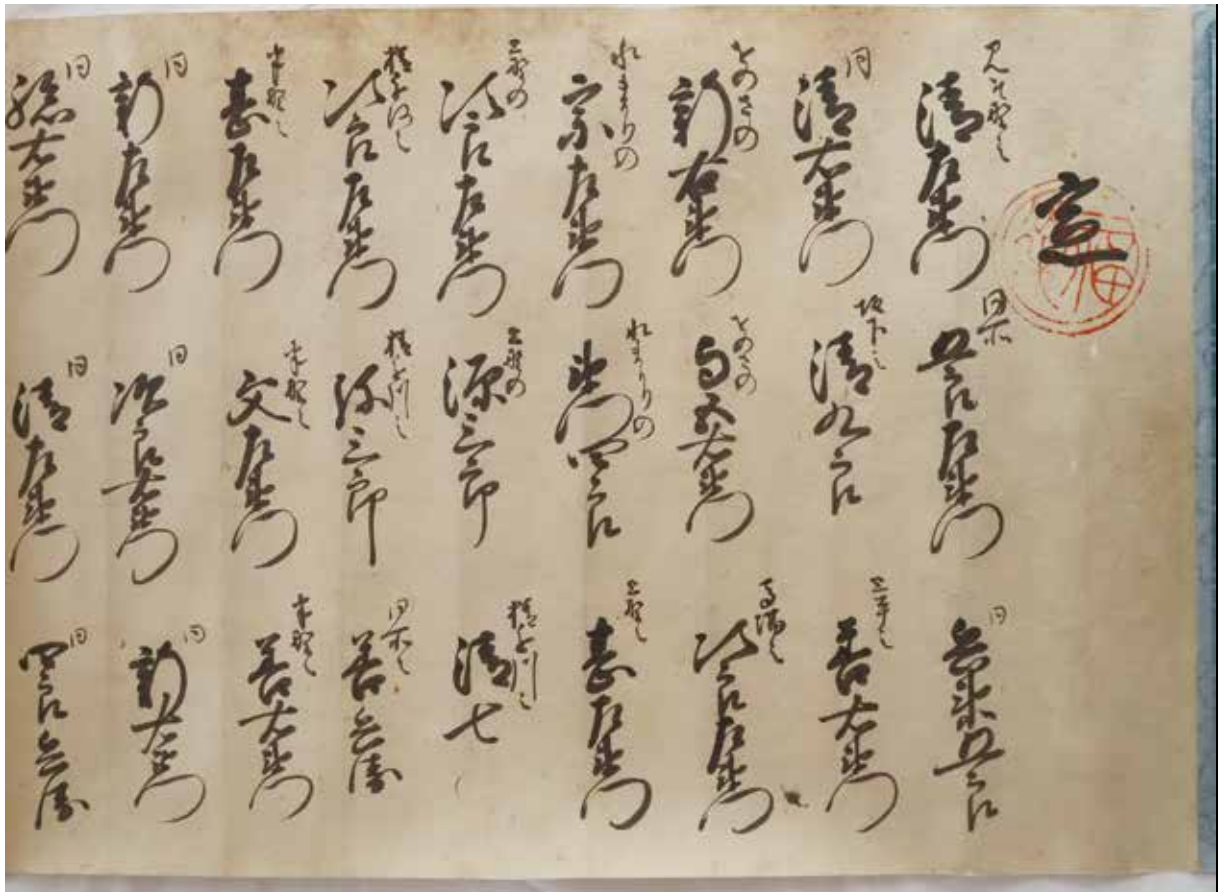


写真 4-20 徳川家康朱印状（上井出木本家文書、個人蔵）  
富士北山の山作衆 49 人に遣わしたもの。

## 第七節 徳川氏の領国経営

### 井出正次ら地方支配担当者の役割

天正一〇年（一五八二）二月に始まる甲斐侵攻による武田氏滅亡から、天正一八年（一五九〇）までの間、富士宮市域は徳川家康の支配するところとなった。徳川氏の領国支配の足跡は、領国支配に關わって発給された文書から知ることができる。そして、これら文書類の発給者こそが、領国支配において活躍した地方支配の担当者たちである。

まずは徳川氏の領国支配文書の発給者に注目して、地方支配の担当者を明らかにしたい。当該期における市内関係の領国支配文書は、現状では二九点確認できた。これらの発給者あるいは奉者としては、井伊直政、松井忠次、井出正次、清徳長、本多忠勝、高木広正、倉橋政範、本多正信、鷹国、小栗吉忠、寺田泰吉、伊奈忠次、加賀爪政尚などがいた。文書の形式的には家康朱印状が三点、七カ条定書が三点、そのほか手形・書状類が三点である。このうち、井出正次は、一九点の文書の発給者となっており、市内の郷村に対する支配に最も大きな足跡を残している。

井出正次を輩出した井出氏は、藤原為憲の子孫二階堂政重が富士郡井出郷に居住したことから始まる。そして、正次の父正直は、今川義元・氏真に仕えたという。

正次は、慶長一四年（一六〇九）二月二十六日、五八歳で死去していることから、生年は天文二二年（一五五二）のことと推定される。当初は父と同じく今川氏真に仕え、永禄二二年（一五六九）には武田氏との合戦において軍功をあげ北条氏政より感状を与えられるなど武将としての活躍が見られた。家康の甲斐侵攻に際して拝調し、代官に任じられたのは、天正一〇年のことであった。天正一八年に、



写真 4-21 市内に残る井出正次の供養塔（左：宝町本光寺、右：北山本門寺）

家康の関東への領地の異動により、正次は伊豆へ知行地・代官領を移されて、三島代官に就任し、死去までその職をつとめた（『寛政重修諸家譜』巻第一一〇〇、関根 一九九二）。

以降は、井出正次の業績を中心に天正期における徳川氏の富士宮市域に対する支配を概観したい。

### 北山用水（本門寺用水）の開削

徳川氏の五カ国領有期における井出正次の主な業績としては、北山用水（本門寺用水）の開削と麓金山支配があげられる。

北山用水は本門寺用水ともいい、横手沢（現内野）で芝川に設けた取水門（大井口）を起点とし、そこから埋樋や排水門によって、猪窪川・芝山区郡野沢・潤井川を通過し、上井出へ続く用水である（写真4-22）。用水路からの分水口は新田堀・上原用水堀・寿命寺堀など一二あり、さらに本妙寺裏（埋樋）の排水門付近で本門寺堀・山宮用水堀を分水し北山の小堀へ続いている。なお山宮用水は万野用水へつながる。

北山用水開削事業は、天正一〇年の武田氏との戦いに際して、徳川家康が北山本門寺の日出の請願に応ずる形で開始された。そして、天正一〇年二月付で正次が発給した「手形」（北山本門寺文書）から、実質的に事業の実施を主導したのが正次であることと、事業の概要を知ることができる。この事業概要は、次のとおりである。

- ①横手沢村内の芝川に、一〇〇間四方の井口（取水口）を設置。
- ②距離二里・幅三間の用水路を開削。
- ③井口・用水路を除地とする（年貢を免除）。
- ④用水路維持管理に関する諸役は利用する村々の負担とする。
- ⑤水番として四軒の堀久保百姓を置く。



写真 4-22 北山用水絵図 取水口付近（旧北山村役場文書）

## 麓金山支配

毛無山南東麓に位置する麓金山に対する支配については、前節でも触れたが、ここでは麓金山支配に井出正次が深く関わっていたことについて述べる。

井出正次は、天正十一年（一五八三）五月三日付の太田伊賀守・竹川藤左衛門・石川佐渡守・金山三二人衆に宛てた朱印状の奉者となっている。このほか、関ヶ原の戦い以後となるが、慶長七年（一六〇二）四月十九日付「志村甚之助証文」の宛所・奥書への署名・捺印が確認される。さらには、年不詳二月二十六日付で甚兵衛・市右衛門に宛てた「書状」の発給者となるなど、麓金山に関するいくつかの文書をやり取りしており、金山との間にかなり深い関係を有していたことが確認される。また、先述の北山用水開削事業実現の背景として、正次と麓金山の金山衆が密接な関係にあったことも十分に推測できる（関根 一九九二）。

## 宿場・伝馬に関わる支配

徳川氏は駿府（静岡市葵区）を起点に甲府まで通じる重要な街道沿線に、伝馬（公用の人や物を運ぶ馬）を継ぎ立てるため、市内では天正十一年に上井出・人穴・根原の集落を今川氏・武田氏領有期と同様、宿場に指定した。

このうち上井出の宿場指定に関する史料として、「上井出宿中百姓等」に対して、天正十一年閏正月十九日付で、倉橋政範を奉者として発給された徳川家康の朱印状（写真4-23）から、上井出が宿場に指定されたことがわかる。その内容は次のとおりである。

①天正一〇年、織田・徳川方が甲州へ侵攻した際に、上井出へ夜襲をかけ、「男女等」を「討捕」り「撃散」したため、伝馬役負担の百姓等が「退転」した。

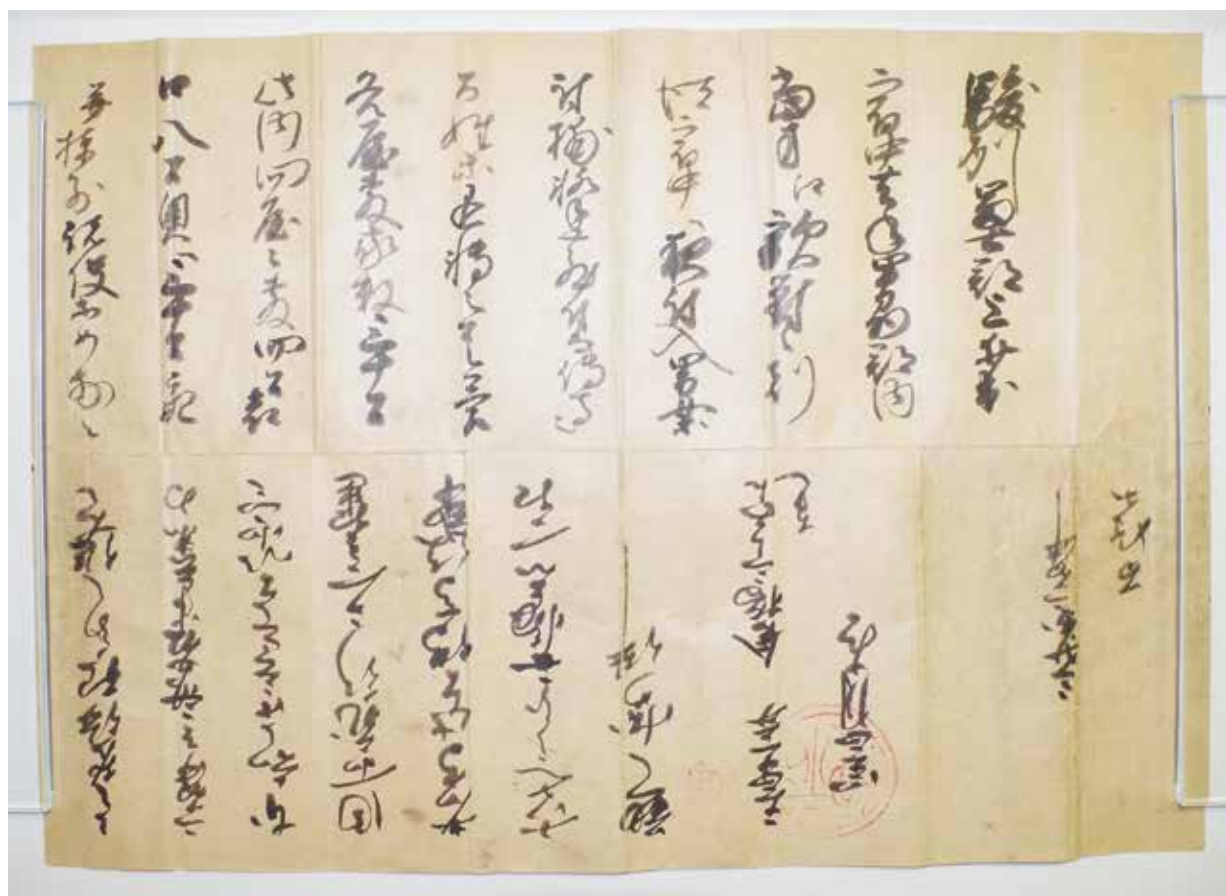


写真 4-23 徳川家康朱印状（上井出区有文書）

②今回、伝馬役負担の百姓屋敷三〇軒（うち四軒は問屋屋敷）について、表の間口八間・奥行き三〇間ずつ、それぞれ棟別・諸役等の負担を従来通りに免許する。

③宿場一帯は齋藤半兵衛の本知行との申告があったが、その知行は北山地内へ新たに宛行う予定である。

④伝馬役二六疋を負担すること。

また人穴に対して、天正一一年七月一三日付の本多正信を奉者とすする朱印状が発給されている（写真4-24）。その内容は、人穴宿中に対して田畑を「不入」とするので、その主旨を踏まえて居住せよというものであった。このうち田畑の「不入」とは、慶安四年（二六五二）一〇月一八日付「井出正勝黒印状」より、田畑に対する諸役免許であることがわかる。また「不入」の主旨とは、宿中に宛てて発給されたことから、「不入」の条件たる伝馬役負担を指すものと推測される。したがって、この朱印状も人穴集落を宿場に指定したものではないだろうか。

さらに根原にも、天正一一年一〇月五日付「徳川家康屋敷給分安堵朱印状」が、井出正次を奉者として「根原伝馬人」宛てに出され、大宮地内に屋敷分七貫文の給与と伝馬役負担を命じられている。したがって、根原も朱印状により宿場に指定されたことが確認できる。

### 徳川領国総検地

徳川領国総検地は、天正一七年（一五八九）から一八年にかけて、領国一円に対し実施された。この検地は、徳川氏直属の奉行衆により、郷村単位で実施された。また、厳密な土地把握（全ての所領の得分や耕作者まで）に基づき、統一的な知行制の基準としての俵高ひょうたか制が採用されたことから、従来の戦国大名検地よりも一段と進化した。

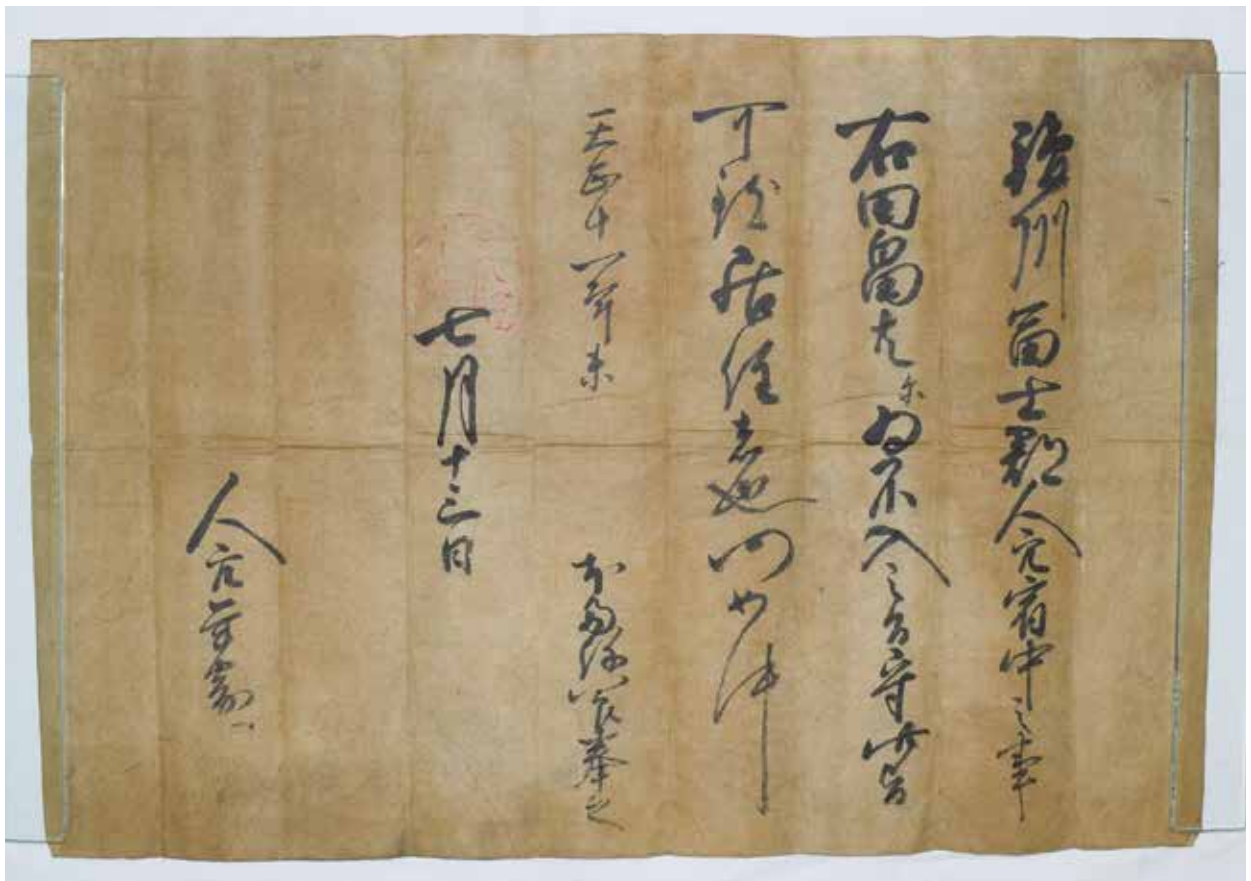


写真 4-24 徳川家康朱印状（人穴赤池家文書、個人蔵）

太閤検地（豊臣政権が直接行った狭義の太閤検地は、天正一〇年から慶長三年のこととされる）以降の近世検地に近いものであった。

検地の実施状況は、『家忠日記』『当代記』などの諸記録類やそのほかの関連史料から確認できる。例えば、駿河では、『駿河志料』巻一の「天正十七年本国総地検ありて、伊奈熊蔵・内記々々助・松下孫十郎奉れり」という記述より、伊奈忠次を検地奉行として総検地が実施されたことが確認できる。

一方で、徳川領国総検地において駿河で確認されている検地帳は、由比郷のもの一点のみであり市内からは未発見である。しかしながら、次の史料から市内における検地の実施が確認できる。天正一八年三月一〇日、井出正次が本門寺重須納所に宛てて発給した「井出正次書下」（写真4-25）に、「御縄打之上、寺内門前之外式百八拾俵之縄之上、百八拾表之儀ハ」との文言があり、「御縄打」（検地）による一八〇俵の俵高の確定が確認されるのである。

また、中村一氏が駿河の支配を始めた直後の天正一八年一二月二八日、富士大宮司に宛てて発給された「豊臣秀吉朱印状」には、富士浅間本宮神領として「百七拾壹石式斗六升 黒田郷」などの石高記載がある。慶長期の太閤検地の一環である中村一氏検地実施以前の段階で、神領に石高記載が見られることは、石高制へ円滑に移行できた前提として、俵高制のもととなった徳川領国総検地が市内各地で実施されたことを十分に想定させるものである。

### 七力条定書（写真4-26）

天正一七年から一八年に徳川領国の郷村に一斉公布され、徳川領国領有期の農村支配の基本方針を明示したのが、七力条定書である。

駿河・遠江を中心に、徳川氏領国の郷村に対して、天正一七年七月七日に一一三通が集中的に配布され、その後翌年二月までに信濃

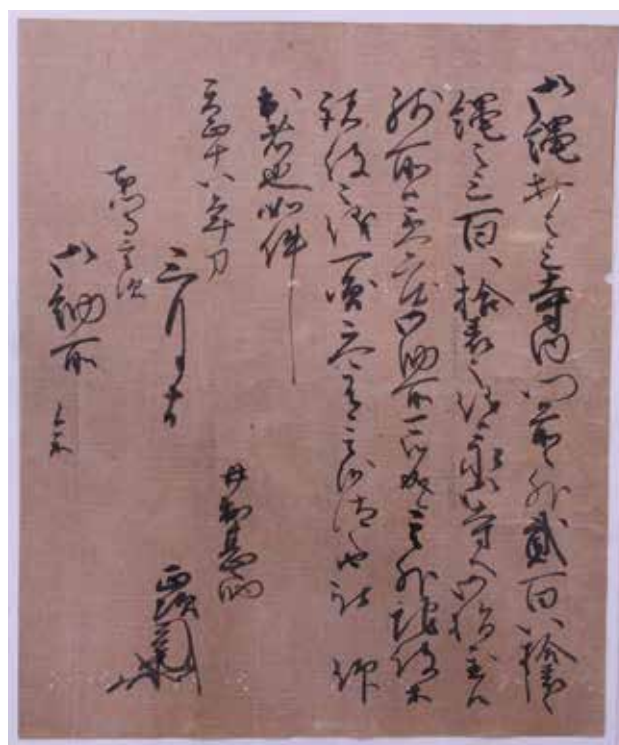


写真 4-25 井出正次書下（北山本門寺蔵）



を除く四力国に合計一八八通が出された（本多 一九八九）。

市内では、天正一七年一月二三日付が小泉と山本に、同年二月一三日付が長貫に残ることが確認されている。定書の内容は、次のとおりである。

①年貢納入について

- ・無沙汰（年貢の未納）は曲事（違法行為）とする。
- ・地頭（給人）の居住地が遠隔地の場合、五里以内に知行がある場合は、そこで納入する。

②陣夫役（戦場での百姓による物資運搬や雑用など）負担について

- ・所持高二〇〇俵につき馬一疋・人足一人。
- ・荷積みは下方升五斗。
- ・人足の扶持米（給与の米）六合・馬の大豆一升を地頭が負担。
- ・馬を所持しない場合は歩夫二人を負担。
- ・夫免は一段につき一斗とする。

③百姓屋敷分については、一〇〇貫文につき三貫文の割合で中田

（年貢徴収高が中位の水田）として下付（所持を認める）する。

④百姓の動員について、地頭は年間二〇日、代官は一〇日以内、家別に動員。扶持米は六合。

⑤四分一役（労役の一種）は一〇〇貫文につき二人の割合。

⑥年貢納入について。風水害に被災した年は、春法（現地調査に

基づき徴収率を算出する年貢徴収方法）とし、生粃で算定する。

⑦竹藪所持者は、年に公方へ五〇本、地頭へ五〇本納入とする。

これをまとめると、年貢に関わるもの①⑥、夫役に関わるもの②④⑤、その他③⑦であるが、夫役関係については、小田原攻め直前段階ゆえに戦闘への動員を想定したものと注目される。

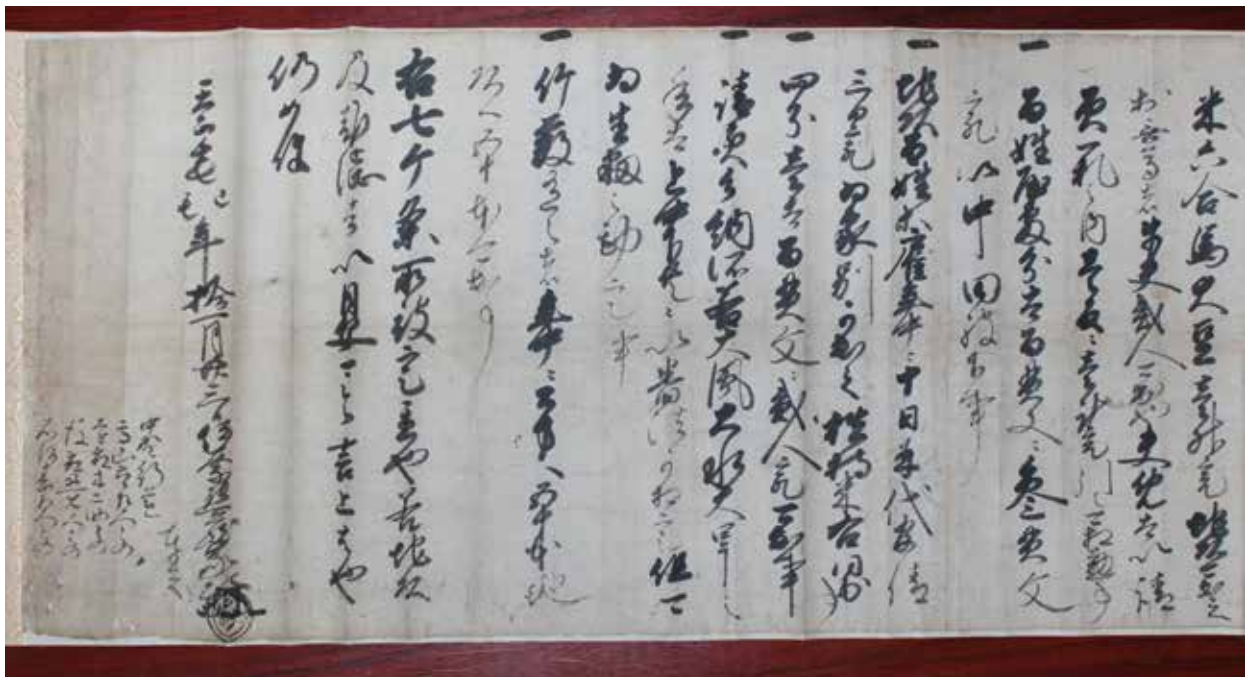


写真 4-26 七力条定書（右：前半 左：後半、小泉中野家文書、個人蔵）

## 第八節 戦国時代の地域社会

### 大宮のまち

永祿九年（一五六六）、今川氏真は富士信忠に定書を与え、その中で富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）社中の掃除とともに、門前町である大宮の宿中に不浄を出さないよう定めている（写真4-27）。これは寺社の維持・管理のみならず、大宮を訪れる富士山への登山者も意識し、宿中を清浄な空間として保つ意図があったと考えられる。同じ定書の中には、「御手洗水」（湧玉池）での物洗いを禁止する条文も見える。湧玉池は富士山へ向かう道者（登山者）が垢離をとった場所である（本編第五章第五節）。

浅間大社社中・宿中の維持・管理を担ったのは、大宮に居住する人々であった。天正六年（一五七八）に発給された武田氏の朱印状によると、彼らは諸役を負担を免除され、その代わりに社中・宿中の清掃を命じられていた（本章第五節）。

また大宮は、人や物資の集まる場所で、今川氏や武田氏が駿河国を支配していた時期から毎月六度の市が開かれていた。

徳川家康は、街道を上り下りする商人に対して、大宮で出会い、商売をするよう指示している。大宮が人・物資・金の集まる場所だったことを示している。

### 戦乱と社会

戦国時代は常に戦争と隣合わせの社会だった。富士宮市域では、河東一乱（本章第一節）や、武田信玄の駿河侵攻（本章第四節）などがあり、人々の暮らしに大きな影響を与えた。例えば今川義元は天文二十一年（一五五二）、村山の大鏡坊に与えた文書の中で、河東一乱より前の借錢・借米について、銭主（債権者）が敵地（北条氏

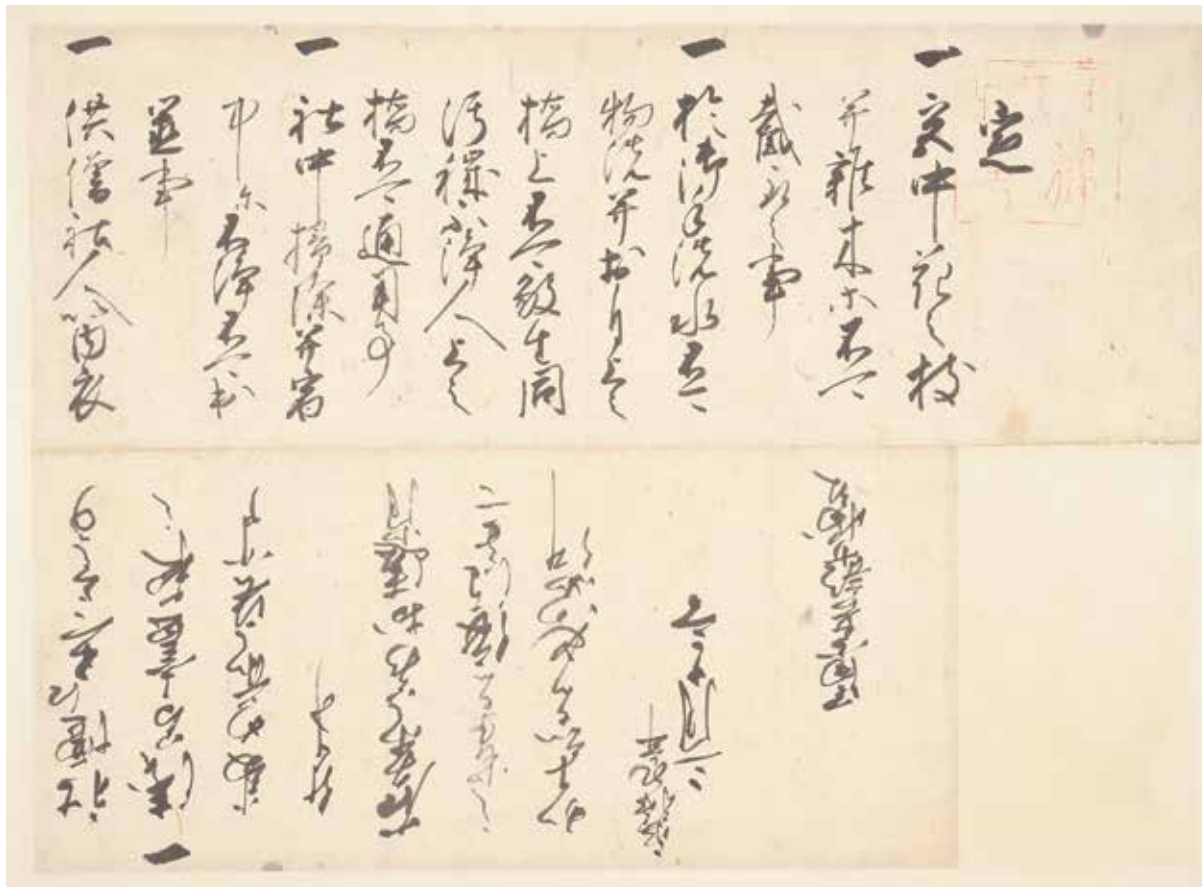


写真 4-27 今川氏真朱印状（大宮司富士家文書、静岡県立美術館蔵）

2条目で御手洗水における物洗いの禁止、3条目で社中における掃除について定めている。

領)へ行った場合、破棄するとしている。

また、戦国大名同士で戦争が起こり、敵の軍勢が押し寄せてきた時には、村や神社の人々は、敵の陣地へ赴き、軍勢の濫妨狼藉を禁止する禁制の発給を受けることで平和を保った。相模の北条氏綱は河東一乱の際に大石寺や北山本門寺に禁制を発給し、武田信玄は駿河侵攻の際に光徳寺・先照寺・稲子・大久保などに禁制を発給した。天正一〇年(一五八二)、織田軍・徳川軍・北条軍が甲斐・駿河の武田氏領国を攻撃したときにも、多くの地域が戦乱に巻き込まれた。この時、駿河には徳川軍と北条軍が攻め込んだ。

逆林(精進川坂林)と布沢(上柚野)では、人々が北条軍の侵攻を避けて近くの山の小屋に立て籠った。しかし、後に北条軍に味方することを誓い、大金を払って許されたようである(藤木一九九七)。その中で北条氏は、自らの軍勢が人々に手出した場合は、これを嚴重に処罰するとしている(写真4-28)。

また、武田氏の時代に斎藤半兵衛が新宿として開発した上井出宿では、天正一〇年に甲斐の軍勢による夜討ちを受けたという。これにより、宿の住民に犠牲者が出るとともに、住民が逃げ散ってしまい、伝馬役も勤められない状態になってしまった。武田氏の滅亡後に駿河国を支配した徳川家康は、宿中の棟別諸役を免除することにより、宿場の立て直しを図っている(本章第七節)。長引く戦乱は村や宿に大きな影響を与えた。

### 聖地への参詣

大宮と並んで富士登山の拠点であった村山(本編第三章第三節)は、戦国時代に多くの道者を迎え入れており、その様子は富士山本宮浅間大社蔵の富士曼荼羅図にも描かれている(本編第五章第五節)。

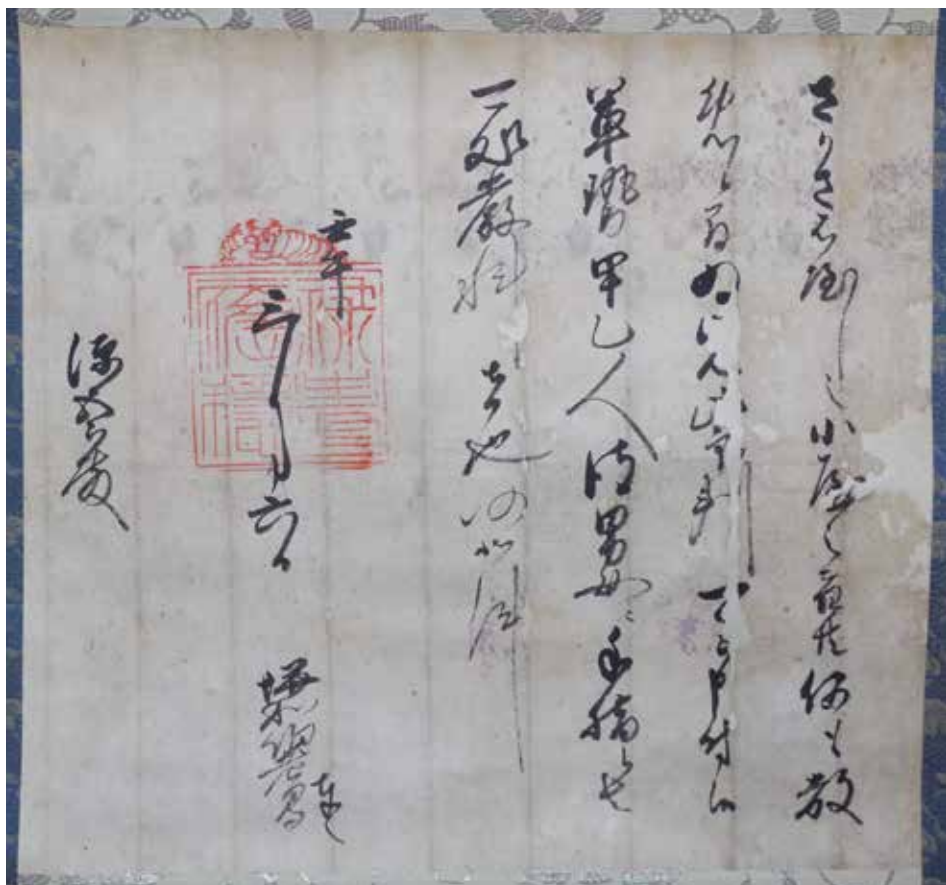


写真 4-28 北条家朱印状(精進川渡井家文書、個人蔵)

さかさはやし(逆林)の小屋の者共の赦免について記す。

ここでは、富士登山期間中の治安維持のため、戦国大名今川氏から掟書の発給を受けていた。

掟書の中では、穢れた者の村山への出入りを禁止するなど、この地が俗界と区別される聖地であることが示されている。また、富士山への参詣中は、道者の貸借関係や主従関係が消滅することも記され、参詣という行為が神仏の加護を受けたものであったことを示している（大高 二〇二一）。

一方、駿河国外への参詣では、高野山の事例がある。

天正二〇年（一五九二）三月、駿河国富士郡北山郷富士金山川胡桃場村の竹川甚八郎・三枝八郎左衛門・望月藤次郎らは紀伊（和歌山県）の高野山に参詣し、子院である成慶院に親族の供養を依頼している。

戦国時代、高野山の子院は戦国大名らと師檀関係を結んだ。戦国大名はこれらの子院を領国の住人が高野山に参詣した際の宿坊に定めた。成慶院は武田氏と師檀関係を結んでおり、竹川甚八郎らの供養依頼はこれによるものと考えられる。竹川甚八郎は母親の逆修（生前供養）、三枝八郎左衛門は自らの子と舅（能田七郎左衛門）・姑、望月藤次郎は母の供養を依頼している。

この五人を含めて、成慶院の「駿河国日牌月牌帳」（成慶院・桜池院所蔵）には、富士金山川胡桃場村の人物一〇人の名前を確認することができる（丸島 二〇一〇）。表4-1はこの帳簿の中に見える被供養者・年月日・供養依頼者の一部をまとめたものである。表の中に見える「竹川肥後守」は穴山信君から家屋敷や金山の堀間などの所有を認められており（本章第五節）、「竹川甚八郎」は家康の代官である井出正次から金山の堀間の支配を任された人物である。「駿河国日牌月牌帳」は富士金山に関わる人々と、遠く離れた高野山をつなげる貴重な記録であると言える。

No	供養法	戒名	場所	被供養者	没年月日	西暦	供養依頼年月日	西暦	依頼者
1	月牌	義屋成性禅定門霊位	駿州富士郡北山郷金山川胡桃場村	竹川肥後守殿御老父			天正16年9月21日	1588	
2	月牌	花翁繁公座元禅師霊位	駿州之内北山之郷金山村川胡桃場				天正19年2月3日	1591	後住
3	月牌	月窓妙江禅定尼寿位	駿州富士郡北山之郷藤金山之内川胡桃場村	竹川甚八郎殿御老母			天正20年3月21日	1592	竹川甚八郎
4	月牌	華藻興春禅定門霊位	駿州富士郡北山之郷藤金山之内川胡桃場村	三枝八郎左衛門尉殿御実子	天正18年11月8日	1590	天正20年3月21日	1592	三枝八郎左衛門尉
5	月牌	菊隠常金禅定門霊位	駿州富士郡北山之郷藤金山之内川胡桃場村	三枝八郎左衛門尉殿御シウトメ能(三)田七郎左衛門尉殿	天正19年正月9日	1591	天正20年3月21日	1592	三枝八郎左衛門尉
6	月牌	桃屋貞見禅定尼霊位	駿州富士郡北山之郷藤金山之内川胡桃場村	三枝八郎左衛門尉殿御シウトメ能(三)田七郎左衛門尉殿御内方	天正17年5月25日	1589	天正20年3月21日	1592	三枝八郎左衛門尉
7	月牌	華林貞香禅定尼霊位	駿州富士郡北山之郷川胡桃場村	望月藤次郎御老母	天正11年正月13日	1583	天正20年3月21日	1592	望月藤次郎
8	月牌	道永禅定門 霊位	駿州富士郡金山川胡桃場村	竹川与市丞殿慈父	永禄6年7月13日	1563	文禄2年3月7日	1593	竹川与市丞
9	月牌	実溪禅定尼 霊位	駿州北山川胡桃場	竹川肥後守殿息女	天正20年8月14日	1592	文禄2年7月21日	1593	竹川肥後守息女悲母
10	月牌	道順禅定門 霊位	駿州富士郡金山河胡桃場	伊藤弥兵衛殿親			慶長6年5月7日	1601	取次富見院東来寺

表4-1 「駿河国日牌月牌帳」に見る富士郡金山の高野山参詣者と被供養者

## 富士宮市域の中世遺跡

中世には、大宮城跡や浅間大社遺跡・村山浅間神社遺跡・山宮浅間神社遺跡などのほかにいくつか遺跡が確認されている。ここでは、それらの遺跡について紹介する。

まず、丸ヶ谷戸遺跡があげられる(図4-13、写真4-29)。この遺跡からは円形や方形の墓と考えられる土坑が確認されたほか、溝跡や道跡、竪穴状の遺構が発見されている。道跡は二本発見されており、一本は一三世紀以前には使われたと考えられるが、一三世紀後半ごろにもう一方の道が西側に新たに敷設され、その役目を終えたと考えられる。

出土遺物は、瀬戸・美濃系の陶器や常滑系の陶器のほか、カワラケ、貿易陶磁器の青磁などがある。道跡や出土遺物からこの遺跡は、中世においてさまざまな物資が往来する主要な道に面して営まれた可能性が指摘できる。

次に月の輪上遺跡があげられる(図4-14)。この遺跡では、墓と考えられる土坑のほか、畑地に伴う地割もしくは根切りとして機能したとされる溝状遺構が発見されている。これに加えて、掘立柱建物跡が発見されている。掘立柱建物跡は、六軒見つかっているが、出土遺物や残存状況が良好でないため、時期を明確にすることが難しい。しかし、わずかに出土している遺物から一二世紀ごろであると考えられる。また、全ての建物の軸が同一であるため、それぞれに母屋・廁・納屋などの機能があると思われる、六軒で屋敷地を構成していると考えられる。

出土遺物はカワラケや常滑、渥美産の片口鉢などのほか、釘が出土している。

このほか、石敷遺跡でも土坑と溝状遺構が発見されている。溝状の遺構は降雨時の自然流路などが考えられる。遺物は貿易陶磁器である青磁のほか、カワラケ、瀬戸・美濃や常滑の陶磁器が出土している。



図4-13 丸ヶ谷戸遺跡中世遺構群

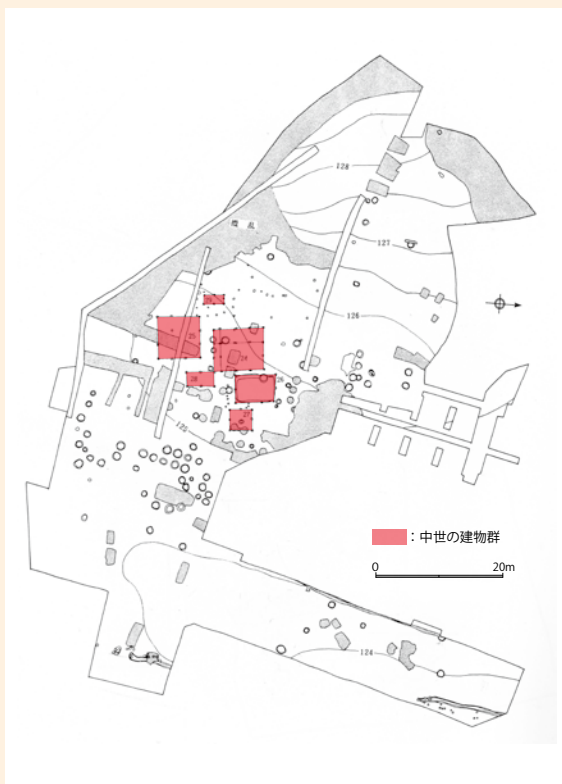


図4-14 月の輪上遺跡中世遺構群



写真4-29 丸ヶ谷戸遺跡出土中世陶磁器・カワラケ

①：国産陶器 ②：カワラケ ③：貿易陶磁器

# 第五章 富士山と信仰

## 第一節 富士山への信仰登山の広がり

### 中世の富士山の各登山口

富士山へ信仰を目的とした登山参詣を行うため、駿河国側には表口（大宮口・村山口）・須山口・須走口、甲斐国側には吉田口と船津口（河口）の各登山口が開かれた。これら各登山口を起点に富士山頂へ向けて登山道がつけられたが、登山口には大宮・村山・須山・須走・吉田（上吉田）・河口といった拠点となる集落が形成されていった。どの集落にも浅間社が祀られており、そこを中核として周辺に参詣者を受け入れる宿坊が営まれていた。船津口は一四世紀初めには山崩れの影響で廃されたようだが、河口集落はその後参詣者を受け入れている。集落の宿坊は、大宮口は富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）の社人衆、村山口の場合は富士山興法寺（以下、興法寺）の衆徒、須山口・須走口・吉田口・河口の場合は御師が担っている。

第一節では、以上の各登山口から信仰登山を果たした諸国の参詣者が富士山内に奉納したと思われる中世の信仰遺物を確認したい。具体的には懸仏（御正体）、仏像類（明治時代初期の廃仏毀釈に伴い山中から降ろされた下山仏を含む）などから、一六世紀以前のものを表裏一に整理した。これらの中には過去の文献でのみ存在を把握できるものもあって、現物が伝来するものは意外に多くはない。その理由は、廃仏毀釈の影響以外にも毎年常に風雪雨にさらされる富士山の過酷な自然環境が影響している。現存する信仰遺物に鑄造物が多いのもこうした理由からであろう。



図 5-1 富士山周辺図（野中至編『富士案内』所収「富士山近傍実測図」をトレース）

付番	年	月日	奉納物	場所	銘文	出典・所蔵
①	長久2年(1041)	6月1日	髷口	吉田口五合五勺六小屋カ	長久二年六月一日	『駿国雑志』巻31中
②	文治5年(1189)		日本武尊像	吉田口二合御室カ	伊豆国走湯山住侶覚実堂台坊、文治五年造立	『駿国雑志』巻31中、『甲斐国志』巻35山川部16
③	建久3年(1192)		女体合掌像	吉田口二合御室カ	覚実堂台坊、建久三年造立	『駿国雑志』巻31中
④	正嘉3年(1259)	正月28日	大日如来坐像	表口村山	敬白奉造立俱金頭大日如来壹体、正嘉三年未午正月廿八日、願心聖人覚尊・口日・仏師聖運	村山浅間神社蔵
⑤	乾元2年(1303)	7月	地藏菩薩立像	頂上初徳打場	富士禪定乾元貳年癸卯七月昊施主益頭庄沙弥光実・同比丘尼	個人蔵
⑥	至徳元年(1384)	8月	大日如来二尊像 懸仏	須走口六合	相州糟矢庄大竹郷、富士浅間大菩薩、至徳元年甲子六月十九日、願主来賢	小山町教育委員会保管
⑦	応永24年(1417)	8月	不動明王像	表口岩屋不動カ	奉納富士山、雲切不動尊、応永廿四年八月、当国内谷住、形部大夫光国、誓願寺範蔵主敬白	村山浅間神社蔵
⑧	応永32年(1425)	6月1日	大日如来懸仏	頂上カ	敬白奉納 富士山内院御正体、南無浅間大菩薩、上野介満範、本云応永三十二年乙巳六月一日別当叡運、于時文明八年丙申六月一日満範孫子、別当中納言阿蘭梨良清	中町浅間神社蔵
⑨	文安2年(1445)	8月日	大日如来坐像	不明	法善教覚、大和吉人、敬白奉富士山立大日一尊、下野国小山庄夫王上宿住人願主法善永金、助成道見、同弥口郎、文安貳年八月日	蔵春山主持院蔵
⑩	文明10年(1478)	3月21日	大日如来坐像	表口村山	(胎内腹裏)奉造立金剛界大日尊形再興、大檀那大淵之住人度辺清左衛門尉生年三十一才、戊三月廿一日、大宮司前能登守忠時、同子息親時、(胎内背裏)富士山興法寺衆徒等、大工矢沢良太郎、寺務大鏡坊成久四十四才、於此坊造也、仏師度辺源之行忠、息行充・栄長、当寺家法明坊重報五十八歳、駒房子八才、阿伽井坊呼志、峯坊永實、池西坊成口、(胎内右脇腹裏)清水坊毫成、中尾坊形部公、大貳公秀瑠、加州榮収浄富、(鉢幹材膝前部)文明拾年三月廿日於大鏡坊作之、委細御身之内二書留也、(膝裏部)承仕三人、浄重・了円・慶円	村山浅間神社蔵
⑪	文明14年(1482)	6月日	虚空蔵菩薩懸仏	頂上三島ヶ岳	八体内、総州菅生庄木佐良津郷、大工同旦那和泉守光吉、文明十四年壬寅六月日、本願源春	富士山本宮浅間大社蔵
⑫	文明14年(1482)	6月日	銅造不動明王懸仏	吉田口七合目カ	八体内、総州菅生庄木佐良津郷、大工和泉守光吉、旦那内匠助泉重、文明十四年壬寅六月日、本願源春	ふじさんミュージアム(富士吉田市教育委員会)蔵
⑬	延徳2年(1490)	5月12日	大日如来鉄像	頂上剣ヶ峰カ	檀那真壁久朝、白川弾正少弼政朝在判、延徳二稔庚戌仲夏十二日斑目安芸入道宗祥、同兵部少輔政基、安達大宮正蓮妙心、佐古日善口祐泉道音妙參	『甲斐国志』巻35山川部16で十一面観音鉄像とするものを指すか、また剣ヶ峰下にも寛永元年(1624)伊勢国渡会郡より奉納の大日銅像が1体ありとする
⑭	明応2年(1493)		観音菩薩坐像	頂上東齋の河原(初徳打場)カ	[ ]張国海西部、[ ]奉鑄之者也、[ ]応季季癸丑、[ ]月十六日、[ ]大宮司親時、[ ]主津嶋住口左衛門太郎、大工河口国傘林住左衛門尉	経栄山題經寺所蔵、『甲斐国志』巻35山川部16で十一面観音鉄像とするものを指すか
⑮	明応2年(1493)		大日如来鉄像	頂上東齋の河原カ	明応二年、於尾州鑄之	『駿国雑志』巻31中
⑯	明応2年(1493)		十一面観音像	頂上東齋の河原カ	明応二年、尾張人建立	『駿国雑志』巻31中
⑰	明応4年(1495)		大日如来鉄像	頂上表口大日堂カ	願主富士山興法寺辻之坊覚乘、尾州中島郷於今崎郷奉鑄此尊也、松本有阿、檀那等毛利広氏並二明室等光大姉雅称野々村妙光、明応四年乙卯五月廿六日、重吉道見、永家妙蓮、清久妙永、先達貞信、今枝定金、重延僧都任秀	『甲斐国志』巻35山川部16では大日鉄像が2体ありとあるが、同書には銘文記載は1体のみ
⑱	文龜3年(1503)		懸仏	頂上の岩窟カ	文龜三年所鑄	『駿国雑志』巻31中
⑲	大永2年(1522)		銅首鉄身大日如来坐像	頂上東齋の河原カ	大永二年、尾張人建立	『駿国雑志』巻31中、『甲斐国志』巻35山川部16で紹介する㊸を指すか
⑳	大永8年(1528)	5月13日	銅首鉄身大日如来坐像	頂上東齋の河原カ	尾州海道郡富田庄江西郷、野間弥三郎、大永八年戊子五月十三日、藤原敏久	『甲斐国志』山川部『甲斐国志』巻35山川部16
㉑	天文2年(1533)		地藏菩薩像	吉田口五合五勺六小屋カ	天文二年	『駿国雑志』巻31中
㉒	天文3年(1534)	5月3日	稻荷社棟札	吉田口五合カ	奉寄進富士山中宮、旦那太田右衛門三郎宣定、本願頂仙、天文三年甲子五月三日	『甲斐国志』巻35山川部16
㉓	天文4年(1535)	6月1日	大日如来懸仏	不明	武州大里那佐谷田郷住居願主、松寿、藤原長茂、午子、辰子、梅子、菫子、松子、午子、駒寿、満吉、泰信、平賀十蔵、妙祐、天文四年乙未六月一日	天野政徳随筆、『駿国雑志』巻31中も同様のものを指すか
㉔	天文12年(1543)	5月16日	大日如来像	頂上剣ヶ峰カ	天文十二年五月十六日、濃州可鼻郡上任戸右衛門、金谷村人形九郎治郎	『甲斐国志』巻35山川部16
㉕	天文12年(1543)	6月	薬師如来懸仏	頂上吉田口・須走口薬師堂カ	武州児玉金屋中林常貞、天文十二年癸卯六月日	個人蔵
㉖	天文22年(1553)	5月吉日	銅首鉄身地藏菩薩像	吉田口五合五勺六小屋カ	尾州日羽郷先達、天文廿二年五月吉日	『甲斐国志』巻35山川部16、同小屋に無銘の地藏菩薩鉄像もあり
㉗	永禄3年(1560)	4月12日	懸仏	吉田口五合カ	奉立願三十三度参成就、子孫繁栄故也、富士浅間大菩薩、永禄三年庚申四月十二日奉鑄所也、上野州群馬郡大工小島弥右衛門尉定吉、総社之住人敬白	『駿国雑志』巻31中、『甲斐国志』巻35山川部16
㉘	天正19年(1591)	6月吉日	大日如来懸仏	吉田口・須走口八合大小屋カ	大日尊奉納富士岩、駿州有度郡横田住人河村三郎右衛門、天正十九年辛卯六月吉日、大工家政	『甲斐国志』巻35山川部16、上ノ小屋に無銘の地藏菩薩鉄像(汗かき地藏)もあり

表 5-1 富士山内の信仰遺物 (16 世紀以前)

## 富士山内の信仰遺物

表5-1を参考に富士山内への信仰遺物の奉納を確認すると、江戸時代の地誌『甲斐国志』に記述のある吉田口二合の御室浅間社にあってと伝えられる②文治五年（一一八九）の日本武尊像、③建久三年（一一九二）の女体合掌像、また村山口の④正嘉三年（一二五九）銘の大日如来坐像といった鎌倉時代の仏像類は、いずれも「覚」の通字を持つ者が寄進に関わっている。御室浅間社の二例は、伊豆走湯山僧の寄進によることが記されているが、村山口に奉納された一例も同じ「覚」の通字を持つ者が関わっていることから、富士山の各登山口は、鎌倉時代初期までには伊豆走湯山（現熱海市の伊豆山神社）を本拠にする修行者によって、山岳修行の地として開かれていったことが考えられる。平安時代後期の久安五年（一一四九）に富士山頂に一切経を埋納し、村山口の興法寺で大棟梁権現として祀られた末代上人も、走湯山で修行した僧と伝えられている。

現在確認できる富士山内へ奉納された信仰遺物は、当初納められた場所から移動している可能性も考慮しなければならないが、表5-1では奉納者が諸国に広がっている様子を確認できる。富士山南麓の表口との関わりで言えば、⑭明応二年（一四九三）銘の観音菩薩坐像（写真5-1）と⑰同四年（一四九五）の大日如来鉄像に注目したい。いずれも山頂への奉納事例であるが、⑭は大宮口の浅間大社の大宮司富士氏、⑰は村山口の興法寺辻の坊が関わって尾張国で制作されたもので、その背景として、表口は東海道の西側となる東海地方の諸国との関係が深かったことをうかがわせる。さらにいえば、諸国の奉納者による奉納を仲介する役割を担った現地の浅間大社神職や興法寺の修験者は、この時点ですでに諸国に活動拠点を各々別々に形成していた可能性が高いのではないか。

興法寺の本堂に相当する村山浅間神社境内の大日堂に安置される⑰



写真 5-2 銅造不動明王像  
(村山浅間神社大日堂蔵)



写真 5-1 観音菩薩坐像・大日如来坐像  
(柴又帝釈天題経寺〈東京都葛飾区〉蔵)

銅造不動明王像（写真5-2）は、かつて鍍金が施されていた様子を  
確認できる。また、背面に銘文が刻まれており、心永二四年（一四一七）  
八月に富士山雲切不動尊に奉納されたものとわかる。この不動明王像  
であるが、表口の行場の一つ岩屋不動に関わるものと考えられる。岩  
屋不動は、入口が高所の洞窟（岩屋）となっており、雲切不動尊はこ  
の洞窟内部に祀られていたものと思われる。背面の銘文から「当国内  
谷住」の形部大夫光国と誓願寺範蔵主によって奉納されたものとわか  
るが、この両名は藤枝市岡部町内谷の住人と思われ、誓願寺も内谷に  
存在している。

市内東町の浄法山大頂寺には、富士山からの下山仏と伝えられてい  
る胎藏界の②銅首鉄身大日如来坐像（写真5-3）が安置されている。  
頭部・両肩先を銅造、体部・脚部を鉄造とする仏像彫刻は、平安時代  
後期にさかのぼる類例があるが、異なる材質を用いる理由として、礼  
拝像として重要な面部に鍍金を施すことを意図した可能性が指摘され  
る（静岡県富士山世界遺産センター 二〇二五）。

中世に富士山への信仰は、関東地方にはかなり広く浸透していたこ  
とも読み取れる。小山町教育委員会保管の⑥至徳元年（一三八四）六  
月一九日銘で金剛界・胎藏界の大日如来を陰刻する大日如来二尊像懸  
仏（写真5-4）は、須走口登山道の旧六合目（現七合目）付近にて、  
明治四二・三年（一九〇九・一〇）ごろに偶然掘り出されたものであ  
る。この懸仏の裏面より、奉納者は相模国糟矢庄大竹郷（現神奈川県  
伊勢原市）の来賢という人物であることが分かる。また富士浅間大菩  
薩の御正体とあって、中世の神仏が習合していた時代において、大日  
如来が富士山の祭神（富士浅間大菩薩）と認識されていることを確認  
できる。さらには、銘文の日付が富士山の開山日である六月一日以降  
の一九日となっており、実際に信仰登山を行った際に奉納された可能  
性を想起させることでも注目したい（静岡県富士山世界遺産センター



写真 5-3 銅首鉄身大日如来坐像（大頂寺蔵）

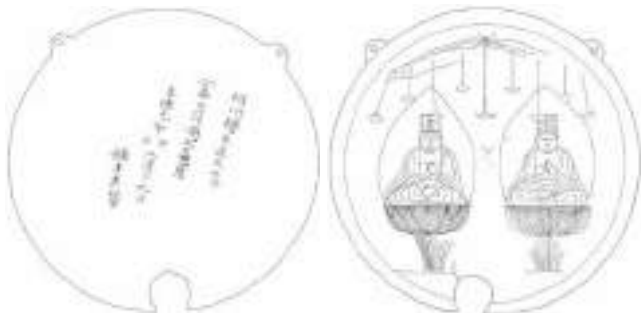


写真 5-4 大日如来二尊像懸仏（小山町教育委員会保管）  
下段は実測図（縮尺 1/7 右下：表、左下：裏 時枝務氏作図）

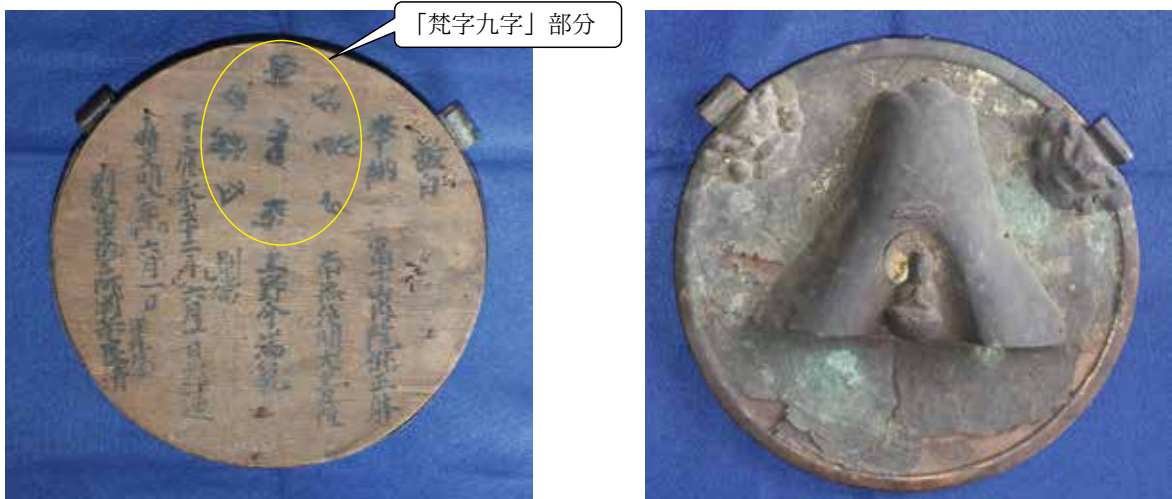
二〇一八)。

埼玉県越谷市の中町浅間神社には、⑧大日如来懸仏(写真5-5)が伝来する。この大日如来懸仏は、円形に加工した木形の正面・側面に銅板鍍金張りをして成形されているが、背面の部分までは銅板は被せられていない。背面の部分の銅板は剥がされ、内部の木形が露出しているが、この露出した木形の部分に墨書銘文が記されている(写真5-5左上)。

墨書銘文は「梵字(悉曇文字で信仰される仏や神などの尊格を表す)九字」を含めて全て同じ筆致で記されており、「梵字九字」は富士山頂の噴火口(内院)に鎮座すると考えられていた八葉九尊と呼ばれた九体の仏を、一文字ずつ梵字(種子真言)で表している。また「富士山内院御正体」とあることから、富士山頂に奉納されていた可能性がある。梵字中央の一字は「バン」で金剛界大日如来、その周囲を円形に「バン」の真上から時計周りに「アーク」「ア」「ウン」「カ」「タラク」「マ」「キリク」「ヤ」と配されている。

この大日如来懸仏は、応永三年(一四二五)に満範と叡運によって奉納されたものを文明八年(一四七六)に満範の孫である良清が修理したものか、あるいは文明八年に良清が再度制作し直したものかは即断できないが、背面の木形の墨書は文明八年に良清によってまとめ記されたことは間違いない。ただし、この懸仏が、本当に応永三年に山頂へ奉納されていたかどうかは定かではない。また仮に奉納されていたとしても、文明八年以降に再度山頂へ奉納されることはなかったのではないか。それゆえに山頂で朽ちることなく伝来した可能性が高い。

墨書銘文に登場する奉納者であるが、鎌倉公方の家臣で古河城主や栗橋城主をつとめた野田氏に「範」を名前の一字に引き継ぐ人物が確認できることから(古河歴史博物館 二〇〇三)、野田氏の可能性が



「梵字九字」部分



写真 5-5 大日如来懸仏(中町浅間神社蔵)  
右上:表、左上:裏  
右下は表と断面の実測図(縮尺 1/5 時枝務氏作図)

あると考えておきたい。そうすると孫の良清も野田氏の一族ということになってこよう。応永三年の叡運と文明八年の良清が所属した寺院は不明であるが、ともに別当職にあり、同寺院において血脈を継承した関係性になるものと思われる。

この大日如来懸仏は、一五世紀初めごろに関東地方の武蔵国埼玉郡周辺で富士山の信仰圏がすでに形成されていることを確認でき、野田氏というこの地域の有力な武士が奉納に関わっていた可能性が高いことと、歴史的にも貴重な資料であると言えよう。

浅間大社所蔵の①銅造虚空蔵菩薩懸仏(写真5-6)は、昭和五二年(一九七七)七月二〇日に富士山頂の三島ヶ岳付近で出土したもので、その後昭和六〇年(一九八五)に浅間大社へ奉納された。懸仏本尊の虚空蔵菩薩上部には宝珠形を呈する天蓋が刻まれており、その下に横書きで「八鉢内」とあり、富士山頂八葉の峰々の八カ所に奉納されたものの一つであると考えられる。

「八鉢内」という銘文のある懸仏は、ほかにふじさんミュージアム蔵の②銅造不動明王懸仏(写真5-7)が知られているが、銅造虚空蔵菩薩懸仏と同年月日に同じ地域、本願(企画者)が関わった事例であり、富士山頂八葉の峰々それぞれに相当する本地仏を懸仏(御止体)として奉納していたことがうかがえる。

二つの懸仏は、上総国菅生荘木更津郷(現千葉県木更津市)という地名と、鋳物師の棟梁である和泉守光吉が鋳造したこと、文明一四年(二四八二)六月に、源春が本願となって勧進活動を行い、奉納したことがわかる。富士山頂への奉納物と考えられるので、実際にはどの登山道を経由して奉納されたものかは判断できないが、一五世紀初めごろには、上総国に富士山を信仰する結果が形成されていたことを知り得る貴重な事例と言えよう。



写真 5-7 銅造不動明王懸仏(ふじさんミュージアム蔵)  
下段は表と断面の実測図(縮尺 1/6.3 時枝務氏作図)



写真 5-6 銅造虚空蔵菩薩懸仏(浅間大社蔵)  
下段は表と断面の実測図(縮尺 1/6.3 時枝務氏作図)

## 第二節 末代上人と富士山修行

### 末代上人造営の三島ヶ岳経塚

末代上人（以下、末代）は一二世紀代に活躍した宗教者である。末代は富士山の頂に一切経の埋納を主導した人物で、彼の経典埋納に関する記事が『本朝世紀』に残る。彼はさらに、富士山とともに日本三靈山に数えられる白山でも活動していたと考えられている。

末代が埋納したという一切経とは、仏教の開祖である釈尊の教え（経）や教えの解釈書（論）、修行者が守る規則（律）など全てを指し、そのほかにも仏教に係る伝記や記録も含まれている。末代により、その大量の経典類を埋納した痕跡（経塚）が、富士山頂火口縁三島ヶ岳の脇にある三島ヶ岳経塚と考えられている。

この経塚は、昭和五年（一九三〇）八月初旬、富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）奥宮の参籠所建設に従事した作業員により発見された。建設資材用の砂礫採取のために三島ヶ岳の麓を削った際に、木槨・経巻軸・銅器・土器などが出土した。八月一六日には経筒三点、多数の経巻と土器・鉄製品が出土した。これらの出土地点は三島ヶ岳の北東裾部で、浅間大社所蔵写真には遺物出土位置が×印で示されている（写真5-8）。この件を神職から聴取し、学会に初めて報告したのが佐野武勇である。この際に発見された遺物は現在所在が不明で、佐野の報告や足立鋏太郎の分析、浅間大社所蔵の写真を中心に分析が行われた。佐野の報告によれば、埋経施設と推定される木槨は厚さ約一二〜一五cmの灰、炭などの層の下から発見された。木槨の板材は厚さ六cmくらいで約一五〇cm四方であったが、腐食が進み、内部には経巻の軸と思しきものの腐朽したものが数本埋蔵されていたという。この木槨の外側には土器が並列し、さらに銅製水瓶も出土している。

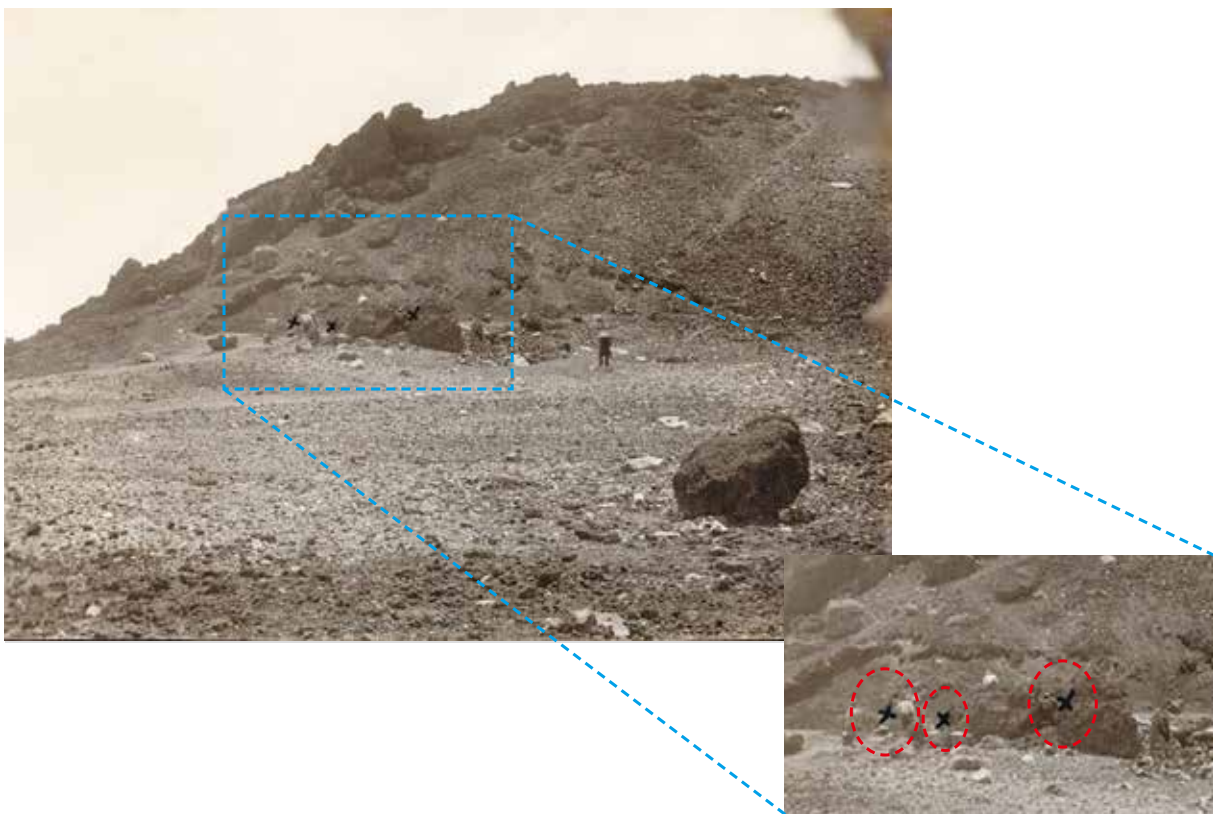


写真 5-8 発見時の三島ヶ岳経塚周辺（浅間大社蔵）  
遺物出土位置を示す×印の箇所を右下に拡大して赤で囲った。

八月一六日に発見された経巻はほとんど朱書経で、転石でつぶれた大型経筒内にあった。通常経塚では経典を納めた経筒は外容器に納められているが、ここでは外容器に納められていない点が特異である。

この経典であるが、判明しているものだけで『大方等大集経』『仏本行集経』『南海寄帰内法伝』（写真5-9）『大唐大慈恩寺三蔵法師伝』（写真5-10）『弘明集』などがある。また「十七日書了 末代聖人 □亮」と書かれた経典断片が出土したという。なお浅間大社では三島ヶ岳から出土したと伝える『妙法蓮華経』『無量義経』を所蔵しているが、昭和五年の記録には報告されていないものである。

八月一六日に発見された経筒三点のうち、経典が入っていた大型経筒について、発見者の佐野は直径二九cm弱、足立は底板の径を二・八二cm、厚さは一・五mmとした。佐野は経筒内に二四cm程度の経巻を二段積みしていたと推定し、経筒の高さは約五一・五〜五四・五cmと推定するが、これは国内出土の経筒でも最大級と考えられる。なお、足立は大型経筒底板外面に墨書で外周に幾つもかさね書きした間から承久の文字痕を発見したという。しかし、経筒に墨書がなされていたという例は、国内の経塚での類例が無く、この三島ヶ岳経塚の大型経筒は後代に人の目に触れる機会があり、墨書きを追記した可能性も想起させる。

昭和五年出土遺物ではないが、東京国立博物館では経塚付近で表面採集された土器片を所蔵している。平成三年（一九九一）に静岡県史編さん事業に伴う経塚資料調査の際に、高台置付に剝殻痕が観察される山茶碗の破片資料が確認された。胎土などの特徴から一二〜一三世紀の東遠江産の山茶碗と推定される。経筒外容器の蓋として山茶碗を利用した例があり、この山頂出土の山茶碗もその可能性があろう。

以上、三島ヶ岳経塚について整理すると、まず木槨に納められた経軸が大量に出土した点、経筒に納められた複数の経典が出土した点、

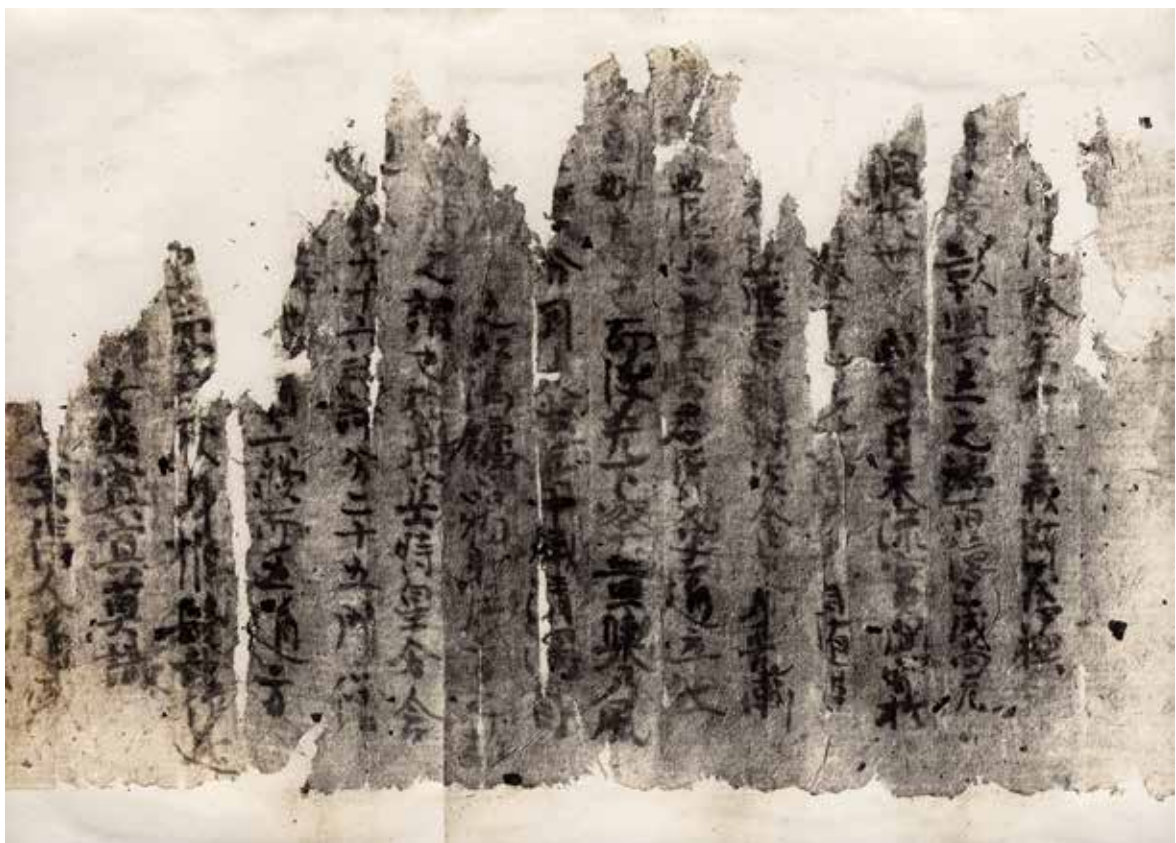


写真 5-9 『南海寄帰内法伝』（浅間大社蔵）

浅間大社には昭和五年の記録にない三島ヶ岳出土と伝わる『妙法蓮華経』『無量義経』が保管されている点、付近で山茶碗が出土した点、以上の点から三島ヶ岳経塚は経典埋納が複数回あった可能性がまず指摘できる。また、国内の経塚で埋納経典名が明らかになっている経塚のほとんどが『妙法蓮華経』を埋納している点から、昭和五年発見の『大方等大集経』『仏本行集経』『南海寄帰内法伝』『大唐大慈恩寺三蔵法師伝』などは末代が埋納した一切経の一部と考えられる。しかも末代理納経と考えられる経巻が木槲からではなく、経筒から出土したという点から、埋納経の大型経筒への再整理が行われた可能性を有している。

### 末代上人について

この富士山頂への一切経埋納以前の末代に係る伝承が、相模国金沢称名寺旧蔵『浅間大菩薩縁起』に認められる。末代は「当国所生の人なり。垂髪すいはつの当初より、成人の比くらに至るまで、伊豆走湯山そうとうざんに常住し」とある。彼は駿河国出身で、国内指折りの靈験所として詠われた伊豆走湯山（現熱海市の伊豆山神社）で、幼少時から修行していたという。末代は元々「有鑑ゆうかん」と名乗り、富士山に登頂したという。

『浅間大菩薩縁起』によると、天承二年（一一三二）閏四月一九日に有鑑は富士山へ登頂し、金時上人きんときから日代上人にちだいにんまでの登頂者が納めた金泥経きんていぎょうや関伽具あかぐなどを見つけたとある。翌年の長承元年（一一三三）四月一九日に登頂・下山し、往生寺おうじょうじでの夢の中で童子たちどうじ（三宮・悪王子あくおうじ・釵御子せんのみこ）と遭遇し、「汝なれ（有鑑）をば、末代上人と名づけん」と告げられた。これにより有鑑は末代と称したとされる。なお、末代はこの登頂の際に、日代上人が経典を奉納した岩窟がんくつに「関伽の器・鈴・独鈷どっこ・一尺釵いっしやくせん・二柄・金二両」を奉納し、同年六月一九日にも登頂し、「釵一柄・金一両」を奉納したという。また、末代は翌年の四月五日にも

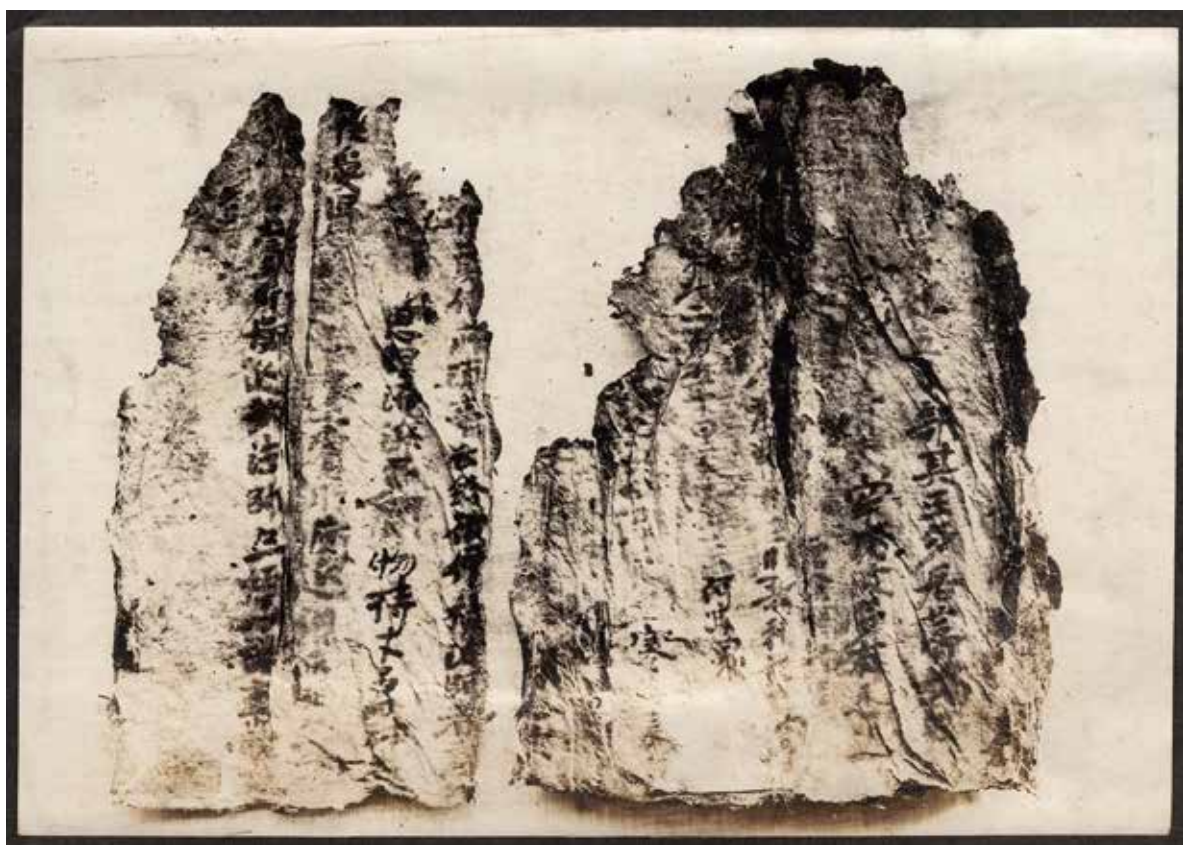


写真 5-10 『大唐大慈恩寺三蔵法師伝』（浅間大社蔵）

登頂し、如法經一部十卷を埋納したという。その際、不動明王三尊がある御正躰（鏡像または鏡面に仏や神の姿を彫り込んだ鏡）を日代上人の岩窟に奉納した。その御正躰には「走湯山の住僧末代上人、生年二十九、浅間大菩薩の示現を蒙りて、当峯に攀ること四ヶ度」と記されていたという。「生年二十九」の記載から、末代は長治三年（一一〇六）ごろの生まれとなる。

## 白山と末代上人

末代は後述する『本朝世紀』久安五年（一一四九）四月一六日条の記載から、三島ヶ岳経塚造営以前に白山で修行していたと考えられる。白山は石川県・岐阜県・富山県・福井県にまたがる山である。白山は富士山と同様、活火山で山頂には火口が認められる。標高は二七〇二mを測る（写真5-11）。この山の宗教的な開山は泰澄上人によるものとされ、養老元年（七一一）の事と言ひ伝えられる。白山には越前国や加賀国、美濃国などからの登山道が開かれ、加賀国一宮に白山比咩神社があり、白山比咩大神を祭神とする。



写真 5-11 白山（石川県観光連盟提供）



図 5-2 末代上人関連地図（地理院地図を加工して作成）

長寛元年（一一六三）ごろの成立と推定される『白山之記』に次のような記述がある。「加賀の国石川郡味智の郷に一つの名山あり。白山と号す。其の山頂を禪定と名づく。有徳の大明神住す。即ち正一位白山妙理大菩薩と号す。その本地は十一面観自在菩薩なり。一間一面の宝殿を建立して、五尺の金銅の像を安置す。殿の前に一尺八寸の鰐口を繫けたり（末代聖人の請に依り、禪頂法皇の御願なり）。又長さ一丈の錫杖を立てたり（同じ請、同じ御願なり）。」

白山の三峰のうち、主峰にあたる御前峰の宝殿に末代上人の請願と禪頂法皇（鳥羽法皇）の御願により、鰐口と錫杖が奉納されたとある。また、白山三峰の大汝峯と別山の宝殿に錫杖が末代により奉納されたとある。

### 京都における末代上人

駿河国出身で、伊豆走湯山にて修行し、富士山や白山にて修行を行っていた末代が、富士山頂に納める一切経の一部を都で写経するくんだり『本朝世紀』に記録されている。

『本朝世紀』第三五、久安五年四月一六日条に、大般若経書写に参加する人々のにぎわいが描写されている。この大般若経書写は「富士上人末代」によるもので、彼は富士山に数百度登頂して山頂に大日寺を建立したこと、また越前国白山の龍池の水を酌んだとして、山岳修行者であることを記している。彼は関東の人々に一切経書写を勧め、鳥羽法皇に清浄な写経用紙六百枚を献上した。彼は法皇と結縁して、人々に大般若経の書写をさせている。人々は、末代を天喜年中に白山で活躍した「日泰上人」の生まれ変わりと信じたとも記している。

四月二六日条には、鳥羽法皇・皇后宮（美福門院得子）が、白川泉殿（白河南殿）の裏に建てられた仮屋で、大般若経書写の「懺法」（仏教儀式の一種）を行ったとある。また法皇は、同日申刻に二条仏頂堂



写真 5-12 白河（鴨川から東の地域。得長寿院・白川泉殿跡地）を西側から

にて般若心経と尊勝陀羅尼の写経に係る懺法を行った。

五月二日、鳥羽法皇は二条仏頂堂での写経（末代が献上した用紙写経を用いた）を終えた。

五月三日、鳥羽法皇から懺法に従事した得長寿院からの供僧二人に布施を賜った。

五月一三日巳刻に権律師の仲胤を導師として、発願の儀式が執り行われた。この際に藤原茂明草案の『鳥羽天皇写大般若経発願文』が奉読された。発願文には末代が「願書如法一切経。奉埋靈岳。旁導結縁諸衆生。令殖善根」（意訳：願わくは、正しき法のもとに写されたお経を靈験あらたかな山に埋め、世の人々すべてと縁を結んで、善きことをおこなう。）を志し、最後に鳥羽法皇が「預弥陀之迎撰。三公會之初。值慈尊之出生」（意訳：阿弥陀仏とお目にかかり、初めての弥勒仏の説法を聞きたいものだ。）を願うと記されている。また、この儀式のために、宮内大輔藤原定信が作成した人名帳（大般若経書写に関わった人たちが）が用意された。未刻には、東山七条末の大宰大貳の藤原清隆の堂で、書写を終えた大般若経に係る十種供養が行われ、経の書写に結縁した人々が多く集まった。ここには院別当因幡守藤原信輔や判官代式部少輔藤原範兼らも参列、供養が終了し、末代に書写された経典が渡された。

『本朝世紀』における末代の記事は以上である。まず埋納された経典は、その一部が都で書写されたことを示している。そして当時権力の中核にあった鳥羽法皇と皇后宮、法皇側近が写経に関与し、その舞台が政治の中心地「白河」の地であったことは特筆すべき点である。『本朝世紀』に見る白川泉殿は洛東白河の地に造営された御所で、白河南殿（写真5-13）の別称である。白河南殿の東側には平清盛の父、平忠盛が鳥羽院のために造営した得長寿院や、白河泉殿南側にあったと推定される二条仏頂堂（右衛門督藤原家成の造進）など、白河の地

に関わるものである。なお、大般若経の十種供養のための施設として、東山にあった大宰大貳の藤原清隆の堂が使用されている。

一連の大般若経写経は、周到な準備がなされていたと考えられ、まして白河泉殿裏に仮屋が設営されていた点で、鳥羽法皇と末代との関係が特別なものであることが想像できる。

この富士山頂の三島ヶ岳経塚造営以降の末代の記録は判然としないが、一山岳宗教者が当時の権力中枢との強い結び付きを駆使して、富士山にその験を残したものである。これは後の世に富士山の神聖性をさらに付加するものであったと評価されよう。



写真 5-13 白河南殿跡（白川泉殿跡）石碑図

## 第三節 富士山縁起と赫夜姫

### 縁起資料と富士山縁起

縁起という言葉には、「社寺、仏像、宝物などの由来。または靈験などの伝説。またそれを記した文書」（『日本国語大辞典』）という意味がある。具体的には、寺院の場合は造像記・開眼記・荘嚴記・録・建造再建の由来記・仏徳の贊嘆・功德・靈驗記・經典の内容を歴を説くもの・住僧伝・一代記・勸進記など、神社の場合は祭神の示現・神格・神事の由来・祭事の奇瑞・社殿の開創・祭神の鎮座記・祝詞や祭文の内容を歴を説くもの・社家と神社との因由を述べたもの・氏子の奇縁伝承を集めたものなどがあげられる（桜井一九七五）。

これらは学術的に神社縁起と呼ばれているが、その一類型として富士山に関する縁起も制作されてきた。いわゆる富士山縁起と呼ばれるものである。富士山および富士山信仰の寺社の由来や伝説、物語などを記した縁起書を総称したもので、必ずしも全ての作品に富士山縁起という名称が付けられている訳ではない。また、制作された時代や地域によって、同じ名称が付けられていても内容に違いがある場合がある。例えば、市内村山地区を中心に勢力をもっていた修験道本山派に所属する富士山興法寺の村山三坊（大鏡坊・辻之坊・池西坊）に伝えられてきた系統のもの、かつて富士郡の下方（現富士市域）に点在する五社（富知六所浅間神社・滝川神社・今宮浅間神社・日吉浅間神社・入山瀬浅間神社）を管理する東泉院に伝えられてきた系統のもの、また市内宮町の富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）に伝えられてきた系統のもの、静岡市葵区宮ヶ崎町の静岡浅間神社に伝えられてきた系統のものなど、さまざまな内容をもった諸本が伝えられている。

系統	資料名	成立年代	著者・書写者	備考
① 富士門流	当家間書	文明5年(1473)6月17日書写		妙本寺蔵
② 東泉院	富士山大縁起	永禄3年(1560)11月書写	頼恵(編)	富士山かぐや姫ミュージアム蔵
③ 浅間大社(公文富士家)	富士山大縁起本社末社之次第	天正20年(1592)2月17日書写	前永平保寿現住之源凜乎写之	個人蔵、前欠
④ 浅間大社(公文富士家)	富士山大宮縁起本社末社之次第			個人蔵、後半部省略
⑤ 浅間大社(公文富士家)	富士大縁起			個人蔵、『浅間文書纂』所収
⑥ 村山(池西坊)	富士山縁起	近世初期か	諄栄	『修験道史料集』17
⑦ 浅間大社(林家伝来内閣文庫本)	富士山縁起状			『神道大系』神社編16
⑧ 浅間大社(公文富士家)	富士山縁起状			個人蔵
⑨ 静岡浅間神社	富士縁起			『本朝神社考』(林羅山)抄出本
⑩ 浅間大社(公文富士家)	富士山縁起	慶長11年(1606)9月17日書写		個人蔵
⑪ 東泉院	富士山大縁起	元禄10年(1697)書写	円成(写)	富士山かぐや姫ミュージアム蔵
⑫ 村山	富士山縁起	正徳3年(1713)刊本	池西坊行存(撰)	『むろまち』第4集所収
⑬ 東泉院	富士山縁起之状	正徳4年(1714)以前書写	円成(写)	富士山かぐや姫ミュージアム蔵
⑭ 東泉院	富士山縁起	正徳4年(1714)以前書写	円成(写)	富士山かぐや姫ミュージアム蔵

表 5-2 富士山縁起一覧（本書関連のものを抜粋）

富士山縁起の諸本はどのような内容で構成されているのか、中世に制作されたものから整理すると、次の八つを抽出できる（西岡二〇〇三）。

- (1) 富士山出現
- (2) 聖徳太子登山説話
- (3) 役行者登山説話
- (4) 古代の富士登山者
- (5) 赫夜姫伝説
- (6) 末代上人の富士登山
- (7) 富士山の階層
- (8) 新山・今山・愛鷹山

## 富士山の祭神

仏や菩薩が人々を救済するために、仮に神の姿として現れるという本地垂迹説が浸透する神仏習合していた前近代の社会において、富士山内に祀られていた複数の神々には、それぞれに仏・菩薩が比定されている。こうした中で、古代より浅間大神として祀られていた富士山の祭神は、中世には大日如来が本体であり、浅間大菩薩という神様として記されることになっている。この浅間大菩薩は、女性の姿をした神様として捉えられていたようである。鎌倉時代末期には成立していたと言われる『地藏菩薩靈驗記』という説話集の中に、末代上人の話が登場する。そこで末代は、富士山の祭神である浅間大菩薩の本体は金剛毘盧舎那（大日如来）であるはずだから男神かと思うのであるが、夢中に女神の姿で現れたとしている。

また、今川貞世（了俊）が応永九年（一四〇二）に著した『難太平記』に、「富士浅間宮」神託の話が記されている。貞世の父、今川範国が笠験（のぼり旗の紋章）に赤鳥櫛の紋を神託により授けられたとするものである。この笠験を使用した貞世の夢中にたびたび女性の姿で馬にまたがる神の姿が現われ、戦勝をもたらしていたとする（大高 二〇二二）。さらには、今川範政が永享四年（一四三二）にまとめた『源氏物語提要』では、浅間大菩薩は赫夜姫であると確

認できる。同書巻二「第十二 絵合」の部分で、絵合の優劣の根拠として赫夜姫は天女であり、富士浅間大菩薩であるという記述を確認することができる（竹谷 二〇〇六）。

こうした事例は、中世の時代にも富士山の祭神は女性の姿であったと認識されていたことにつながる。その姿は近世江戸時代以後に広く定着していく木花開耶姫命を祭神とみなす前提となったといえるが、中世において富士山の祭神である浅間大菩薩は、赫夜姫と結びつけて認識されていた。このことは、今川範政の『源氏物語提要』よりも前に、富士山縁起の諸本の中で確認できる。富士山縁起の中で赫夜姫は、富士山へ登っていき、そこで浅間大菩薩という祭神になる。こうした物語は、鎌倉時代末にさかのぼると指摘されている称名寺（神奈川県横浜市）伝来「富士縁起（仮称）」にも登場している（神奈川県立金沢文庫 二〇〇三）。この縁起は断簡だが、鎌倉時代末期から南北朝初期にかけて多くの神道書を書写した真言律宗の極楽寺（神奈川県鎌倉市）の僧、全海の書写である。前・後を欠いており、その全貌を確認することはできないが、赫夜姫の物語が引用されている。

## 富士山縁起の赫夜姫の物語

富士山縁起の諸本に登場する赫夜姫の物語について、その概要を富士郡の下方五社別当をつとめた東泉院に伝来した『富士山大縁起』元禄一〇年（一六九七）書写本（表5-12⑩、写真5-14）から、関連部分を意識した内容で紹介したい。

富士山の麓「乗馬の里」に、箕づくりをして生活する老夫婦がおり、翁は鷹を愛し、姫は犬を飼っていた。ある時竹の中から赫夜姫を発見し、姫は美しい女人へと成長した。そんな折に時の帝は全国に勅使を派遣して美し

い女性を探させていたが、この地方に下向していた勅使が老夫婦の家に宿をとった。するとその夜、宿所はまばゆい光に包まれ、それを怪しんだ勅使が翁に問うたところ、光を放っていたのは赫夜姫であった（「赫」という字は輝くという意味）。赫夜姫は夜にもまばゆいばかりの神々しい光を放っていたのである。勅使は赫夜姫のことを帝に報告し、赫夜姫は有力な候補となるが、姫は勅命を断って富士山へと登り姿を消す。

赫夜姫は富士山の祭神、浅間大菩薩を名乗り、翁は愛鷹山で愛鷹明神に、姫は今山で犬飼明神となった。

この東泉院旧蔵『富士山大縁起』以外にも、『富士山縁起』村山三坊池西坊本（表5-2⑥）などでも、富士山へと登ろうとする赫夜姫と、それを追いかけてきた諸人とは富士山の中宮で対面している。ここで養父である翁と別れの歌を交換するが、その後に赫夜姫が富士山釈迦岳南東の大穴へ入ってしまった後は、「それ依り以来、人この山へ登る」となったとある。こうした場面の設定は、容易に足を踏み入れることができなかつた神仏のおわす霊山、富士山への一般民衆の入山を祭神である赫夜姫が許可したという意味づけを与えている一文である。そんな中でも中宮という場所では、「其上より女人登らずなり」と記されており、女人禁制の意味づけも確かに与えられている。このことは、信仰登山が活発化してきた中世後期の室町時代以降の状況を背景に、参詣者を誘うため、かつ一般民衆に対して富士山信仰を解き語ることを目的に、縁起が制作されていたことを読み解くことができよう。

東泉院旧蔵『富士山大縁起』永禄三年（一五六〇）書写本（表5-2②）、写真5-15）では、下方五社の由緒や祭礼・祭神などを記した「五社記」



写真 5-14 富士山大縁起（富士山かぐや姫ミュージアム蔵 表 5-2 ①①）

と題された部分を含んでいるが、滝川神社（新宮）のところに「愛鷹赫夜妃誕生之処」、今宮浅間神社のところに「犬飼神」と注記されている。つまり、滝川神社は赫夜姫誕生の地として祭神に翁が祀られ、今宮浅間神社は祭神として姫が祀られていたことがわかる。また、「五社記」に「惣社」と注記されている富知六所浅間神社では、赫夜姫を祭神としていたようである。明和四年（一七六七）に東泉院が寺社奉行へ提出した由緒書でも、父宮（滝川神社）・母宮（今宮浅間神社）・六所宮（富知六所浅間神社）は「赫夜姫御誕生之地」として、それぞれ翁・姫・赫夜姫が祀られるとある（富士市立博物館 二〇一〇）。

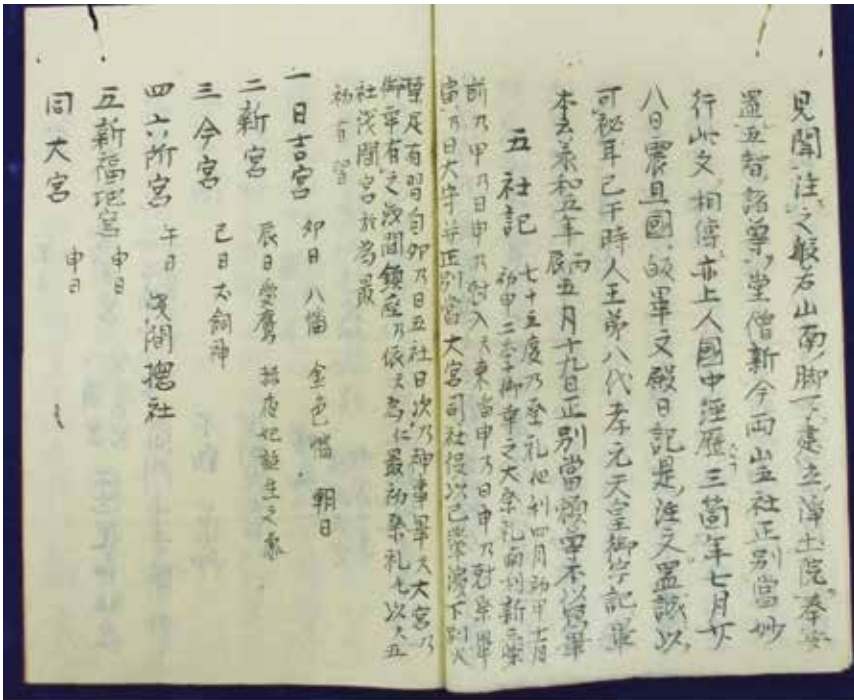


写真 5-15 富士山大縁起  
 (富士山かぐや姫ミュージアム蔵 表 5-2 ②)

『**当家間書**』と富士郡上野郷の井出氏

千葉県鋸南町の妙本寺に『当家間書』と題された史料が伝えられている。富士山縁起の諸本の一つで、赫夜姫の物語が二七〜三二丁に記されている（表5-2①、写真5-16〜18）。当時すでに周知の物語であった赫夜姫の物語をもとに、富士山に本門の戒壇を建立する意義を説くという構図をとっている（池田 二〇〇五、大黒 二〇〇七）。まずは『当家間書』に登場する赫夜姫関連部分を意識した内容で紹介したい。

天竺から般若山が唐土へ、さらには日本へと飛び渡り、孝靈天皇の御代に富士郡に落ち着き富士山となった。般若山には一組の老夫婦が居着いており、ササメの竹を取り、蓑をつくって売って暮らしていた。老人は「佐竹の翁」と呼ばれ、もとは天竺の人で何を話しても人々には伝わらず、唐土の人が通訳に入って話を伝えた。

ある時、翁は仕事で竹を割っていると、中に小さい豆粒のような虫がおり、良く見ると人の形をしていた。その子を養い育てると一五日で美しい娘に成長した。娘はその身体から神々しく光を放ったので「カガヤク姫」（カグヤ姫）といわれた。その光は闇夜を照らし、翁の住む家は夜も昼のように明るかった。そんな折、桓武天皇の命で日本国中から世の中に二人としない美人を探す命を受けた將軍・坂上田村麻呂はこの姫の噂を聞き、翁のもとを訪れた。姫と対面した田村麻呂はすぐ都に戻り天皇に報告すると、天皇は喜び富士に迎えをよこした。翁は姫にそのことを伝えると、姫は「容易には叶わないことです」と言い残し、富士山の中腹に鏡を置いて、その身



写真 5-16 妙本寺 (千葉県鋸南町)

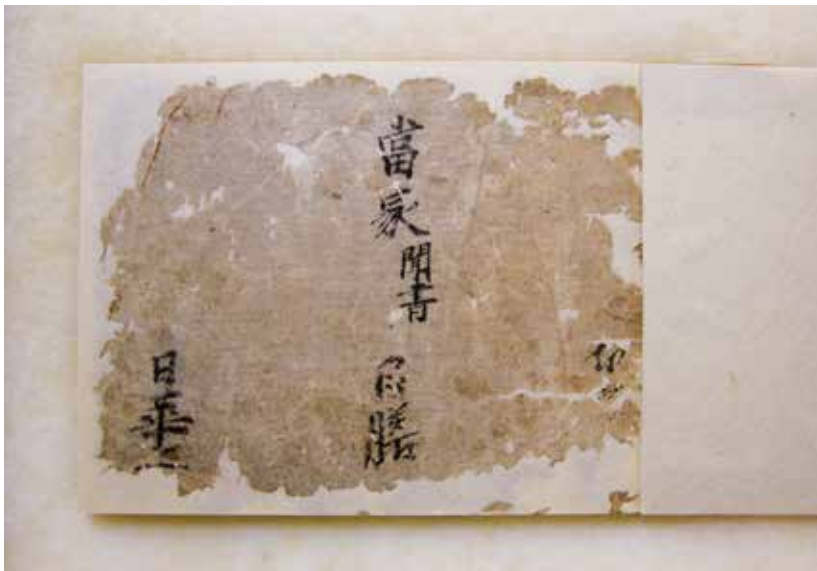


写真 5-17 『当家聞書』 (妙本寺蔵)



写真 5-18 『当家聞書』 (妙本寺蔵) 二六丁裏

は頂上にある八葉の峰に閉じこもってしまった。  
 姫を迎えにきた田村麻呂は途方に暮れるが、すぐ富士山に登り、姫に天皇の後の件を伝えると、姫は恐れながら天皇がここへ下向していただければ対面するとだけ伝えた。  
 天皇はこれを聞くと富士山に登るが、途中姫の残した鏡を見つけると、それを焼いた。するとそこから姫が現れ、天皇を非難し拒絶をする。天皇は力を落とし都へ帰ると崩御してしまう。その魂は都より飛び立って富士山の内院に入り、その夜より富士山頂に煙が立つようになった。

『当家聞書』の二六丁裏には、文明五年癸巳六月一七日に富士郡上野郷にある井出周防殿持仏堂で書写をしたとあり、富士五山の一つ市内北山の北山本門寺の有力な檀那であった井出周防(入道妙行)が、文明五年(一四七三)に彼の持仏堂で書写したとわかる。『当家聞書』を伝来する妙本寺と井出氏が檀那をつとめる北山本門寺は、赫夜姫伝説を引用している真名本『曾我物語』を共に伝来しており、両寺とも中世にさかのぼる古本を伝えているという意味でも興味深い。

公文富士家伝来の富士山縁起

今回の市史編さん事業の調査で、新出の富士山縁起を確認した。表5-2に「浅間大社（公文富士家）」系統としているものである。

本書では、『富士山大縁起本社末社之次第』について紹介したい（表5-2③、写真5-19）。奥書の部分に「維時天正廿年壬辰二月十七日戊申日前永平保寿現住之源凜乎写之」とあるが、以前に曹洞宗本山の永平寺におり、当時は保寿寺（富士市伝法）僧であった之源凜乎が書写したものと記されている。保寿寺は文龜三年（一五〇三）八月に曹洞宗に改宗し、天正一四年（一五八六）に之源（芝源）凜乎が第二世住職になったとされる（駿河郷土史研究会 一九八九）。奥書には、さらにこの縁起のほか一一巻があり、天正九年（一五八一）全てを之源が書写し、大宮寺の土雲に渡したとある。大宮寺とは浅間大社の別当宝幢院のことであろうか。

また、この縁起は静岡浅間神社の新宮神主と思われる「府中新宮殿」の所望もあって書写し、渡されている。末尾にこの縁起は東泉院にもあるとしているが、之源はおそらく保寿寺でこれらの縁起を相伝していたのではなく、達筆さかわれて縁起の書写に関わっていたのではないだろうか。

駿河国の富士川より東側の「河東」と呼ばれた地域は、天文六年（一五三七）以降に今川氏と北条氏が支配権をめぐり争った「河東一乱」（本編第四章第二節）の影響をかなり受けていたようである。地域の寺社はかなり荒廃したようで、富士山信仰に関わる仏神事は、断絶を余儀なくされ危機的状况にあっらしい。富士山縁起は富士山信仰をめぐる宗教的な世界観を文字にしてあらわした貴重なテクストであるが、「河東一乱」終結後の復興の過程において、勧進活動の必須用具に使われたために、五社別当東泉院や浅間大社、また静岡浅間神社の社家にも秘伝として共有されていた。



写真 5-19 富士山大縁起本社末社之次第（奥書部分）（公文富士家文書、個人蔵 表 5-2 ③）

## 第四節 浅間大菩薩と富士の人穴信仰

真名本『曾我物語』の成立と浅間大菩薩

真名本『曾我物語』は、『吾妻鏡』に記録された曾我兄弟の仇討ちの記事とその源を同じくしながら、東国（都から東の諸国。特に富士山を望む東海道から関東地方）で成立した軍記物語である。物語の本文が全て漢字で表記される特殊な様式を持つため、真名本といい、「ヲコト点」と呼ばれる訓点を施して読み下す方法で書かれている。

全一〇巻からなる各巻の冒頭には、「報恩合戦謝徳闘諍集」の副題がある（写真5-20①）。それは、曾我兄弟の仇討ちの物語が、実は中世仏教の基盤をなす「報恩謝徳」の思想に重なるものであるという、物語を貫く主題を表わすための宗教的な題目であった。

その宗教性は、父の仇である工藤祐経を討つために富士の狩場へ赴く曾我兄弟が、富士にまつわる枝折山伝承と赫夜姫伝承を互いに語り合った上で「富士山は仙人の住まう山であり、その山神に結縁する自分たち兄弟の戦いは、報恩の合戦であり謝徳の闘諍である故に、山神も納受し、富士郡の御霊神と現れることが出来るであろう」と説くところに、端的にかたどられている（巻七）。そこに物語られる枝折山伝承と赫夜姫伝承は、「報恩謝徳」の戦いを意義付け、死して浅間大菩薩の客人神と顕れる兄弟の運命を根拠付ける、重要なエピソードであった。そのなかで、浅間大菩薩は、千手観音を本地として、地獄道を司り地獄の苦しみから救ってくれる神であり、仙女である赫夜姫とともに契りを結んだ駿河国の国司が、男女の神として現われていると説かれる（写真5-20②）。

このように、武士による戦と仏教の思想を結びつけるために、真名本『曾我物語』は全編にわたって富士に連なる東国の寺社の縁起

伝承を豊かに取り込み、鎌倉殿（頼朝）の支配の元では単なる私闘として断罪されるしかなかった仇討ちを、富士の神仏の靈験のもとで功德（善行）に逆転させる。その手法や文章は、仏事法会など聴聞の場で教えを説く技である唱導（仏法への信仰を勧める）の役割を踏まえている。この唱導の名手として、鎌倉時代に名声を博したのが、天台宗の安居院澄憲と聖覚の父子である。聖覚の関東下向に伴って、安居院の唱導は東国に伝わり、重んじられていく。真名本『曾我物語』は、伊豆山や箱根山において、そうした安居院の唱導を使いこなす僧侶たちが活躍する宗教的環境に根ざして形成された唱導文学でもあった。

それゆえに、真名本『曾我物語』は鎌倉時代後期にさかのぼる成立と考えられるものの、当時の写本は現存していない。天文一五年（一五四六）に日向国で日助によって写され、安房（千葉県）の妙本寺貫主である日我の元へもたらされた妙本寺本が最古の写本であり、次いで天文二三年（一五五四）に日義によって書写された本門寺本（重須本）が、北山本門寺に伝えられている。妙本寺本を書写した日助は、奥書に「四位公」という稚児名も名乗っており、僧侶となるための学びの環境の中で写し伝えられたものだろう。

本門寺本も、より多くの訓点が施されていることから、これを訓読する学習とあわせて継承された消息がうかがえる。巻七の裏表紙見返しには、赫夜姫の和歌「山ハフジ煙モフジノ煙ニテ シラズバイカニアヤシカラマシ」と、曾我兄弟にまつわる連歌「曾我兄弟はほとけにぞなる 蓮葉にかわづの子どものぼりゐて」が書き入れられている。その書き付けからは、本書が富士浅間大菩薩の信仰伝承の記憶を伝えるために重要な役割を担って書写されたことが察せら

れる。また、妙本寺の学僧日我が自身の編んだ辞書『いろは字』に『曾我物語』を参照しているように、『曾我物語』は、日蓮宗富士門流の学問の一角において、重要な位置を占めていたことが知られる。その学問の基盤には、東国に広く所在していた天台の談義所とよばれる学問寺の宗派を越えたつながりがあった。

『曾我物語』の写本には、真名本のほかに、真名本を訓読した真名本訓読本や、都で編集されて仮名で表記された仮名本の系統がある。兵庫県の天台寺院である太山寺に伝わる仮名本には、天文八年（二五三九）の奥書があり、全ての伝本のなかで最も古い写本である。ただし、真名本訓読本や仮名本は、真名本の肝心というべき富士山の縁起伝承が唱導の本文とともに省かれている点、真名本とは明らかに質を異にした物語となっている。

鎌倉時代に東国で語り出された曾我兄弟の物語が、盲目の語り部である瞽女や琵琶法師、絵解きなどの芸能者たちによって都に伝えられ、語り物として人気を博していた様子は、『醍醐寺雜記』貞和三年（一三四七）の記事によって知られるが、元亨三年（一二三三）の奥書を有する真光寺本『遊行上人縁起絵』に、富士の麓で鼓を打つ瞽女の姿が描かれていることも注目される（写真5-21）。富士山を指しながら道行く武士の一行は、まるで曾我兄弟とその従者たちを想起させる。それと鼓を打って物語る瞽女を組み合わせて描く趣向は、瞽女による曾我語りの光景を示すかのようである。

曾我兄弟の物語は、室町時代には能や幸若舞など当時流行した中世芸能の主要な演目となり、富士の巻狩り図を中心に屏風絵や絵巻、絵本としても数多く制作され、江戸時代に至るまで社会に広く親しまれた。そのなかで、富士の巻狩り図には欠かせない新田四郎忠常の猪狩りの武勇伝が、富士の人穴を舞台に、曾我語りの一挿話という以上の独特な伝承世界を生み出すことになる。



写真 5-20 真名本『曾我物語』  
(妙本寺本、出典：ColBase  
<https://colbase.nich.go.jp/>)

②巻七、赫夜姫伝承部分

①巻七、冒頭

電子データ  
非公開  
(書籍でご覧  
いただけます)

鼓を打つ瞽女  
(部分拡大)

電子データ非公開  
(書籍でご覧いただけます)

写真 5-21 『遊行上人縁起絵』巻二 (真光寺蔵、京都国立博物館提供)

## 『富士の人穴草子』の登場とその縁起世界

同じく『吾妻鏡』に記された二代将軍頼家の命による新田四郎忠常の人穴探検の記事を出発点に、『曾我物語』の外伝というべくして室町時代に成立した物語が、『富士の人穴草子』である。

『吾妻鏡』（建仁三年（一一二〇）三月六日条）によれば、人穴へ入った新田一行は、大河に行く手を阻まれ、神異に遭い、郎党四人がたちまち死んでしまう。新田は、頼家から賜った剣を河に投げ入れることで、命からがら帰ってくる事ができたという。その記事には、「浅間大菩薩の御在所」は誰も見る事が叶わず、このたびの一件は恐るべき事だと語ったという古老の話が添えられている。

あたかも、のちに頼家が失脚し悲惨な最期を迎えることを予告する伏線のように配置されたこの記事を種として、『富士の人穴草子』では、『吾妻鏡』に語られることのなかった、人穴の奥にある「浅間大菩薩」の世界が明かされる。仁田（『吾妻鏡』では新田）の前に、はじめ大蛇の姿で現れた浅間大菩薩は、剣を得て童子の姿に変わり、地獄極楽の世界を案内し、その見聞を草子に書きとどめて仁田に手渡す。時が来るまでは決して語らないようにとの戒めを破り、仁田が頼家に人穴で見聞したことを洗いざらい申し述べた結果、浅間大菩薩から罰が下され、二人共に命を失う顛末となる。

このように、『富士の人穴草子』は、大菩薩との約束を違え秘密を明らかにしてしまったあげく冥罰を蒙るといふ、因果応報の枠組みをもって浅間大菩薩の世界を語る、宗教的な縁起物語なのである。

『富士の人穴草子』は、室町時代後期、『言継卿記』（大永七年（一一五二）正月二六日条）に「ふしの人穴の物語」とあり、その時点ですでに成立し、都にもたらされていたことが知られる。それは、富士山が当時の政治情勢の中で都からも注目されるなかで誕生した、新たな物語であった。

富士の人穴をめぐる信仰伝承から見る『人穴の草子』の特色は、新田が訪れた富士浅間大菩薩の御在所において、法華経信仰が色濃くあらわれていることである。御在所のなかの「光堂」や六道めぐりを経て、阿弥陀如来の救いである極楽浄土が説かれるところも重要である。地獄では墮地獄の罪障が繰り返され、東国・西国からの参詣の道者、特に女性が強く意識されている。

加えて注目されるのが、室町初期の仏教説話集『三国伝記』最終話の「富士山事」との関わりである。『三国伝記』において、黒駒に乗って富士山に飛翔した聖徳太子が山頂の靈窟の穴に入り、大蛇と出会う光景は、新田が富士の人穴に入り浅間大菩薩の化身である大蛇と出会う場面と酷似し、『三国伝記』からの影響がうかがえる（小林二〇〇一）。これにより、近江を中心とした天台談義所のネットワークのなかで成立し、東国の伝承を広く取り込んだ『三国伝記』を原型として、『富士の人穴草子』が成立した道筋を想定できる。『三国伝記』の所説は、江戸時代の『富士山縁起』（裾野市土屋家蔵）とも共通しており、確かに富士に根ざした伝承であった。

一方、元禄一〇年（一六九七）の奥書を有する『富士山大縁起』（富士市東泉院旧蔵、本章第三節表5-2⑩）の末尾には、新田が人穴を通り浅間大菩薩と対面し、地獄の裁きを検分したのは神徳によるものであると説かれ、明らかに『富士の人穴草子』が踏まえられている。室町時代後期の『富士の人穴草子』の成立には、当時の富士山興法寺や富士山本宮浅間大社が富士参詣の道者に六道銭を求めめる際の勧進唱導も関わっていたかもしれない。

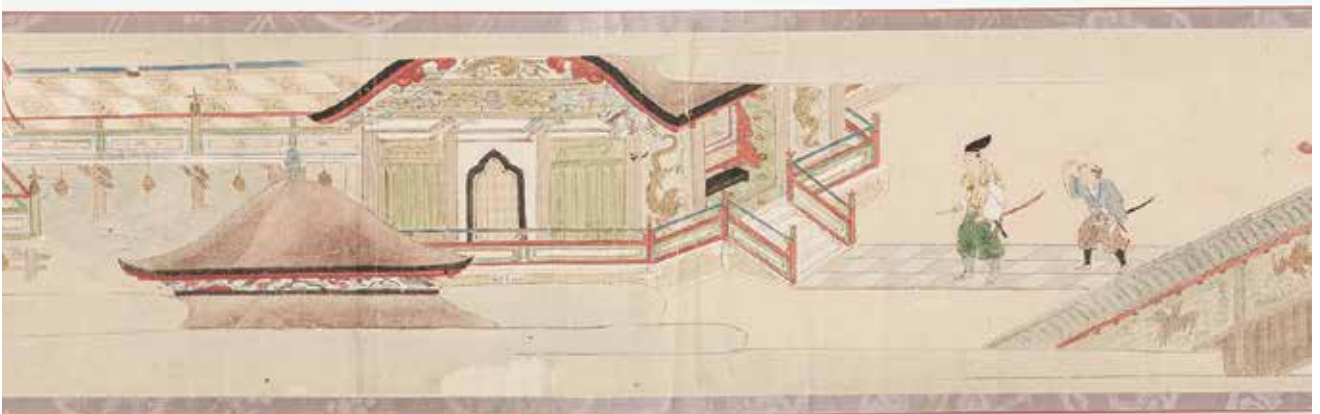
『富士の人穴草子』には、慶長年間（一五九六―一六一五）の写本が残るが、それ以前の古写本は知られていない。江戸時代前期には版本として繰り返し刊行され、近世後期から近代にかけては富士講の盛行と結びついて、非常に多くの写本が残る。そうしたな

かで注目されるのが、上巻だけが伝わる絵巻である（田村二〇二一・二〇二二）。巻末に「常信」印があり、画中に描かれる富士山図も含めて、江戸幕府で將軍の御用絵師を勤めた木挽町狩野家の祖である常信（一六三六～一七二三）本に連なる現存唯一の模本である。人穴の奥で機を織る女性の描写や、長大な画面をもって展開される浅間大菩薩の御在所の場面（写真5-22）は、『富士の人穴草子』に繰り上げられる中世の宗教的な伝承世界の趣きをよく伝えている。

それは、富士講の行者たちが盛んに聖典として書写した『富士の人穴草子』の民衆的な享受とは対照的であり、徳川將軍の権威を表象する莊嚴のための絵巻として、中世以来の富士山の縁起伝承の世界が再び新たな姿をあらわした可能性を示唆している。



①富士山の人穴へ向かう仁田四郎と従者。



②浅間大菩薩の御在所である八棟造の御所をめぐる。橋に下げられた黄金の鈴は法華經の音を奏でる。



③大蛇（浅間大菩薩）と対峙する。

写真 5-22 絵巻『富士の人穴草子』（田村正彦氏蔵）紙本著色、縦 27.7cm×横 151.0cm

## 第五節 富士曼茶羅図の世界

### 参詣曼茶羅とは何か

全国各地の聖地・靈山を対象に俯瞰的な構図で描き、目的地への参詣路を配して、行き交う人々の姿を多数描いた、学術的に参詣曼茶羅と呼んでいる宗教画の一群が存在する。一六世紀ごろに靈場(寺院・神社)への参詣を目的として作成された宗教的な案内絵図で、応仁の乱後に経済的な基盤を失っていた寺社が外部の第三者に対して行っていた勸進活動かんじんに関わって成立し、各地に四〇カ所以上現存している。また、全ての作品ではないが、その多くの作品が以下の八点の機能的特徴をもっている。

- (1) 大幅の画面に安価な顔料で彩色している。
- (2) 画面に参詣の出発地点を設定し、目的地までの参詣道を配して、そこを行き交う参詣者たちの姿を描いている。
- (3) 寺院・神社の境内とその周辺を俯瞰的に描くが、描かれる図像の内容は作成主体によって意図的に選択されたものである。
- (4) 参詣の作法、名所・旧跡を紹介する聴衆の案内図となっているが、画面に描かれる図像群(堂舎・人物・縁起えんぎ)の絵解きを行う介在者を必要とする。
- (5) 寺社の年中行事や祭礼、門前町の繁栄を描くものがある。
- (6) 寺社に伝わる物語(縁起・靈験譚れいげんたん)を描くものがある。
- (7) 先行する春日や熊野などの神社境内を俯瞰的に描いた垂迹すいじやく曼茶羅の影響を受けるもの、掛幅式の寺社縁起絵の影響を受けるものがある。
- (8) ほとんどが紙本で作成されているが、一部例外的に絹本けんぼんで作成されたものがある。

こうした参詣曼茶羅の作品群には、富士山を対象として描いた作品もいくつが存在し、学術的には富士参詣曼茶羅と呼称される。

一六世紀以降の中世後期から近世初期の期間において、富士山へ登山するためには駿河国側には表口(大宮・村山口登山道)・須山口登山道・須走口登山道、甲斐国側にも吉田口登山道が利用されていたが、富士参詣曼茶羅は全て駿河国側の表口を構図にした作品のみ制作されている。この理由は、この宗教画の展開過程が影響している。参詣曼茶羅は西国二十三所観音霊場のネットワークを背景に、都を中心とした畿内周辺きないから諸国へと広まっていた。表口は、東海道に面した主要な登山道であり、中世に富士山各登山道が開かれていく中で、東海・近畿地方から訪れる参詣者にとっての表玄関という位置にあった。事実、表口を管轄する富士山興法寺(以下、興法寺)(現村山浅間神社、大日堂)の修験者は、東海・近畿地方に自らの活動拠点である旦那場だんなば(道者場)を多く抱えていた。こうした背景から、畿内周辺で流行していた参詣曼茶羅を取り入れ、参詣者の勧誘や勸進活動に使用することになったのではないかと考えられる。

参詣曼茶羅の大きな特徴として、聖地・靈場を巡礼する人々の姿を画面に描きこんでいるという点がある。この作品に描かれた世界観をもとに、現地の様子を案内していた使用者は、画面に描かれた思想や信仰を一般民衆に解き語っていった。語りを受けた人々は、画面に描かれた人物図像に自らを対比させるといった効果を生んでいたのである。こうした行為を「絵解き」と呼んでいる。

本書では富士参詣曼茶羅の作品の中で最も著名で、画面右下隅に狩野元信(一四七七〜一五五九)の壺型朱印が捺されており、一六



写真 5-23 富士曼荼羅図 (浅間大社蔵) けんぼんちやくしよく 絹本著色、縦 180.2cm×横 117.8cm、国指定重要文化財

世紀初〜中ごろに制作された作品と考えられる国指定重要文化財に指定されている富士山本宮浅間大社（以下、浅間大社）所蔵の富士曼荼羅図（写真5-23）に描かれた世界観を「絵解き」することで、中世後期の信仰登山の様相を探っていききたい。

### 富士曼荼羅図の構図

画面下方には清見寺・駿河湾・三保松原を描き、富士山頂は三峯の形式で描かれ、一種の名所絵的な定型の構図をもっている。富士山の山内に描かれている御堂群は「すやり霞」により分割され、険峻な山体を表現するとともに、下から上に行くほど聖域性が増していく構造となっている。

画面の中心軸には、富士山への参詣者（道者）が垢離を取った浅間大社の湧玉池、修験道本山派の興法寺、登山道の御堂群、富士禅定（山頂）という表口登山道沿いの拠点が位置しており（図5-3）、全体で二三七人の人物図像が登場している。人物図像は性別不詳の子供六人を除いて、男性が二〇九人、女性が二二人である。富士山への信仰登山を目的とする参詣者と、信仰登山を目的としない居住者とに分けられるが、この人物図像には追加されたものが含まれている。

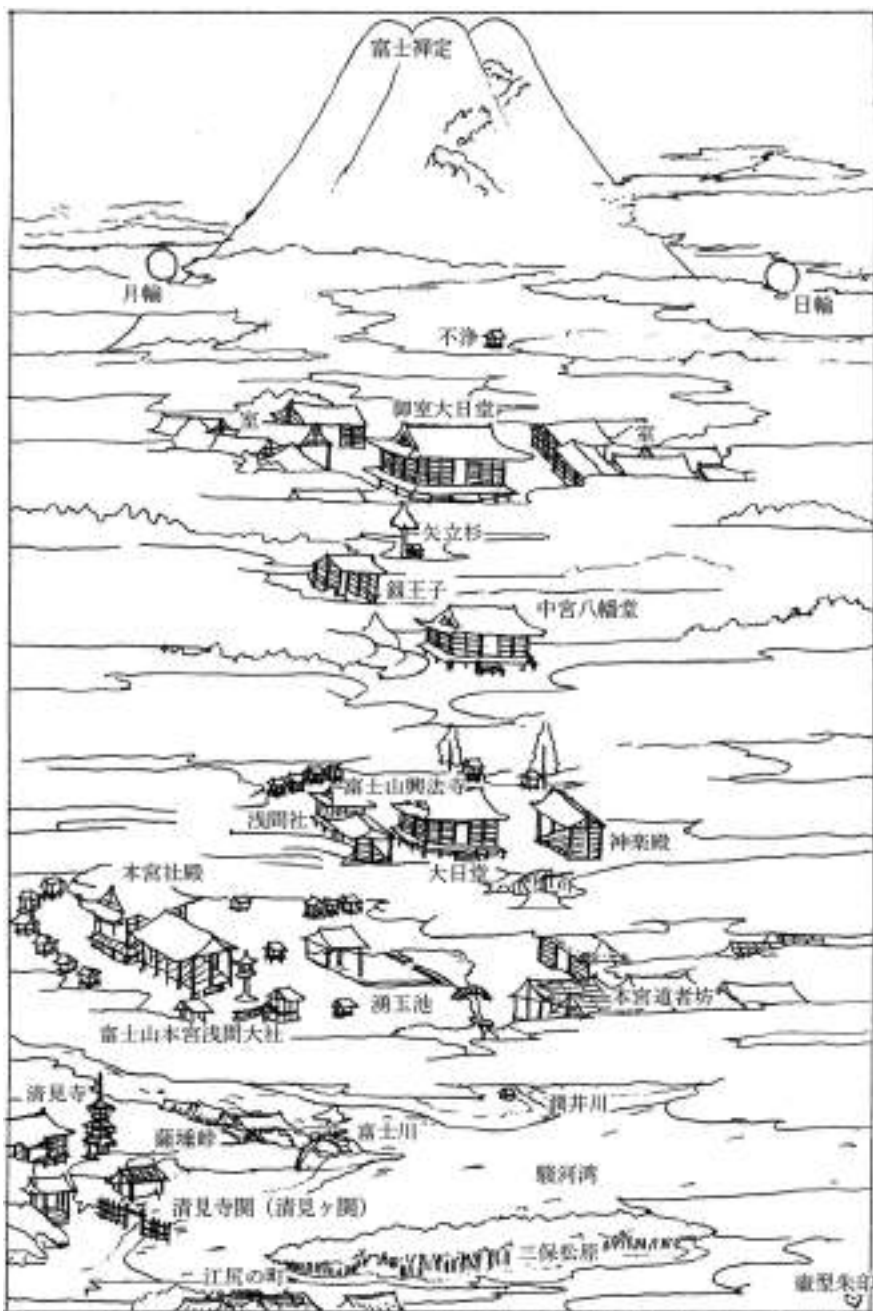


図 5-3 富士曼荼羅図のトレース図

### 富士曼荼羅図を絵解く（興津宿〜村山口）

この作品を「絵解き」する上で重要となるスタート地点は、画面の左下に設定されている。ここは東海道興津宿の清見ヶ園（清見寺園）（写真5-24）の西側で、東海道を東行する騎乗の人物一人を含んだ計九人の一行が描かれている（写真5-25）。この一行は、スタート地点の表象として、往來のにぎわう東海道を東海・近畿地方から富士山に向かう方向で描かれる。この作品の制作者の視点は、西からの信仰登山を前提として描かれたものと読み解ける。

さらに東海道を進んで、富士川を渡船で右岸から左岸へと渡った参詣者は、田子の浦海岸を潤井川河口付近へ向かう。このルートは、慶長七年（一六〇二）六月以前に主として利用された中世の東海道のルートであるが、潤井川河口付近には垢離を取る三人が描かれている（写真5-26）。

潤井川河口付近で垢離を取った参詣者は、ルートを北西にとり、表口からの信仰登山の拠点の一つ大宮口へと向かう。大宮口には駿河国一宮の浅間大社が存在する。境内の湧玉池で道者が垢離をとっているが、すべて男性を描いている（写真5-27）。湧玉池の下方に騎乗者のいない白馬が描かれるが、白馬の前方に腰から空穂をさげた二人の者がおり、彼らが弓を携帯していることから、この図像は浅間大社の流鏝馬神事を示しているよう（写真5-28）。

大宮口を出発した参詣者は、東北八km程離れた表口のもう一つの拠点、村山口に到着する。ここには興法寺と号す修験者の拠点となる寺院が存在し、衆徒と称す山伏の生活する院坊は、道者の宿坊としても機能していた。この興法寺の衆徒が山頂までの以降の道程を管轄していた。興法寺境内左側の社殿は（村山）浅間神社、中央に本堂となる大日堂、右側に拝殿（神楽殿）が描かれる。拝殿では巫女が舞っているが、隣に座る男性は鼓を打っており、太々神楽の奉納か、祈禱が行われている最中



写真 5-26 潤井川河口の水垢離



写真 5-27 湧玉池の水垢離



写真 5-24 興津宿の清見ヶ関（清見寺関）



写真 5-28 浅間大社の流鏝馬神事



写真 5-25 騎馬による参詣者一行

と思われる。境内の人口滝である龍頭滝では、四人が垢離をとっているが（写真5-29）、右端の白装束を着たまま裸をする者は女性を描いた可能性がある。

### 富士曼荼羅図を絵解く（村山口〜森林限界）

興法寺以降の山中の御堂群は、中宮八幡堂・劔王子・矢立・御室大日堂と考えられるが、「すやり霞」で別の場所として仕切られたこれらの堂舎凶像のうち、中宮八幡堂から劔王子周辺には白装束の女性道者が集中的に描かれており（写真5-30）、これ以降には女性道者は描かれていない。

劔王子周辺に集中して描かれる白装束の女性道者は一〇人いるが、後に何らかの事情で追加された人物凶像である。そこからこの作品では、女性の人物凶像を追加することで、女性道者の信仰登山の限界地点を明示する意図があったものと読み解ける。当時実際に女性道者が富士山表口に訪れていた背景があり、女性道者を多く表口に誘おうとする意図が働いていたものかも知れない。

続いて、御室大日堂へと至った参詣者は、ここにあった室で休息をとり、富士山頂の噴火口に鎮座する神仏の世界へと向かうことになる。御室大日堂左方の室に注目すると（写真5-31）、室に入ろうとしている者は白装束ではないが、室から出てきた四人の者は、白装束に身を包み松明を手にしている。つまりは、ここから先は夜行登山を行っていること、御室大日堂以降は全ての参詣者が白装束に身を包むことになっていったことがわかる。また、御室大日堂から先の森林限界付近に、表口で「不浄」と呼ばれていた場所を描いたと思われる箇所がある（写真5-32）。ここでは焚火のそばで座る人物の右脇に箱が置いてあるが、この箱には懐紙（携帯するための和紙）が入っていたのではないだろうか。原徳斎による文政一年



写真 5-31 御室大日堂付近の室



写真 5-29 龍頭滝の水垢離



写真 5-32 「不浄」（森林限界付近）の道者



写真 5-30 劔王子付近の女性道者（白装束）

(二八二八)の信仰登山の記録『富嶽行記』では、山中での排せつの際に神聖な山を汚さないように懐中紙を敷いて用を足したと記されているが(井上 二〇一九)、森林限界周辺は樹木に隠れて排せつ行為が可能となる最後の場所と言えるだろう。「不浄」という場所も排せつ行為が行われることによって付いた名称と考えられ、焚火の前で座る人物は、排せつ行為に対する不浄解除のための潔斎を行っていたものか、あるいは参詣者に懐中紙を配布するための勧進銭を徴収していた可能性が考えられる。

### 富士曼荼羅図を絵解く(森林限界と富士山頂)

森林限界を越えた参詣者は、松明を手に墨染衣の先達に導かれ、険峻な山体を登っていくと(写真5-33)、ついに目的地である富士禅定(山頂)へと到達する(写真5-34)。山体の向かって右側に日輪、左側に月輪を配すことで、昼の時間と夜の時間をつかさどり、聖地の永続性が表現されている。富士山の山容についても左右に幅を広げるといふ描き直しが行われている。

また、三峯の形式で表現されており、それぞれに三尊が鎮座している。虚空には散花が舞い、浄土の世界が表現されている。三尊は、図様から右より大日如来・阿弥陀如来・薬師如来に比定できよう。本来であれば、山頂の内院(噴火口)に鎮座する中心仏は大日如来であるので、真ん中に大日如来を配してもいいように思うが、実際はそうなっていない。この配置に答えを導き出すのであれば、右側の峯から山頂へと至るルートで描かれる表口を信仰登山していくと、その頂上には大日堂が祀られていた。その反対側の北口を信仰登山していくと、その頂上には薬師堂が祀られていた。この関係性から、右側の峯(表口)には大日如来、反対の左側の峯(北口)には薬師如来、そして浄土の世界として表現される山頂中央の峯には

阿弥陀如来が配されたのではないだろうか。

当時の人々にとって、阿弥陀如来の姿を山頂で拝することが叶うのであれば、それは極楽浄土へと導かれる「御来迎」の場面に遭遇することでもあった。自然現象としてのブロッケン現象を阿弥陀如来の来迎として捉えたこともあったであろう。このことが現在も、山頂で朝日を拝す御来光の習俗に引き継がれているのである。

また、当時実際に山頂へ信仰登山を果たした参詣者は、噴火口に鎮座する中心仏の大日如来に散銭を捧げ祈願をしているが、周囲の八葉の峰々に鎮座する八体の仏にも祈願を行ってまわったものと考えられる。この行為(御八葉廻り)が、御鉢廻りの習俗として引き継がれている。



写真 5-33 険峻な山体を登る道者と先達



写真 5-34 富士山頂の三尊

## 第六節 富士山頂の信仰世界

### 八葉九尊

「富士曼荼羅図」(本章第五節写真5-23)の山頂部分には、三峰のそれぞれに三体の仏の姿があり、周囲には散華が描かれている。本作品は一六世紀に成立したとされ、当時、富士山頂が仏(神仏)の世界と考えられていたことがうかがえる。文永六年(一一六九)成立の『万葉集註釈』に「ただきに八葉の嶺あり」と記され、中世には仏教の「八葉蓮華」を富士山頂に当てはめる思想があったことがわかる。江戸時代のものになるが、正福寺(山梨県富士吉田市)には、富士山の風景とともに中央の大日如来を八体の仏が囲む「富士山八葉九尊図」(写真5-35)が伝わっている。また、同寺には山麓から山頂までの景観を描く「八葉九尊図」(写真5-36)もあり、山頂部分には「けんのみね」(剣ヶ峰)などの地名とともに薬師・観音・勢至・地藏・両部大日・阿弥陀・文殊・釈迦・普賢の仏が記されている。同じく江戸時代の資料になるが、村山の池西坊による「蓮嶽真形図」(写真5-37)には、写実的な山頂風景の上部に「一岳 地藏菩薩、二岳 阿弥陀、三岳 大悲観音、四岳 釈迦、五岳 弥勒、六岳 薬師裏口本尊、七岳 文殊、八岳 宝勝如来、中央 大日如来」と九体の仏の名が記され、風景画中の峰にはそれぞれ番号が付してある。中央にある火口には大日如来、それを取り囲む八つの峰にそれぞれの仏が当てられ、実際の風景に仏を当てはめて描かれている。正福寺のものとは仏の名が一部異なるが、富士山頂を八葉九尊の仏の世界ととらえていることは共通する。

一七世紀の書写年紀をもつ東泉院伝来の『富士山大縁起』(富士山かぐや姫ミュージアム蔵)には、赫夜姫は富士山のご神体であり、浅間大菩薩として人々の前に現れたとある。近世以前は神仏習合の



写真 5-36 八葉九尊図 (正福寺蔵)



写真 5-35 富士山八葉九尊 (正福寺蔵)

思想が一般的であり、富士山には仏（大日如来）とともに神（浅間大菩薩）も祀られた。「富士曼荼羅図」においても、村山の富士山興法寺には大日堂と神社が並び建って描かれている。富士山頂は八葉九尊の仏の世界であり、浅間大菩薩のいる聖なる場所として信仰されていた。

## 登山者

信仰対象である富士山（山頂）に対しては、古くは麓から遙拝していたが、やがて実際に登って信仰する者が現れるようになった。東泉院伝来の『富士山大縁起』には、赫夜姫は富士山頂の岩屋に入り、以降、富士登山が許されるようになったと富士登山の起源が語られる。伝説としては聖徳太子や役小角の富士登山が伝わるが、九世紀には実際に富士山頂に至った者がいたことがうかがえる。都良香（八三四〜八七九）の「富士山記」に、次のように山頂の様子が記されている。

広さは一里（約三・九km）余り、中央は甑のように窪み、なかから噴煙を上げている。虎が蹲ったような形の大岩がある。

虎が蹲った形の大岩とは「蹲虎岩」と呼ばれるもので、現在も山頂に存在する（写真5-38）。火口の形状とともに、実際の風景が記されていることから、当時、実際に富士山頂に登頂した者の話が伝えられ、記されたと考えられる。

中世には、信仰・修行のために富士登山を行う者が多く現れるようになった。『梁塵秘抄』には日本各地の靈験所の一つとして「駿河の富士の山」が今様に謡われ、当時富士山が修行の山と認識されていたことがうかがえる。この頃、富士山に登山した修行者として代表的な人物が末代上人（富士上人）である（本章第二節）。久安五年（一一四九）、末代は鳥羽法皇や都の貴族に呼びかけ写経した



写真 5-37 蓮嶽真形図（村山浅間神社・大日堂蔵）

経巻を富士山頂に奉納したとされる。山頂の三島ヶ岳麓から発見された経巻類（写真5-39）は末代が埋納したものと考えられている。吉田口五合五勺の経ヶ岳でも同年代の埋納経が出土しており、同じく富士山に信仰登山した者が埋納したと考えられる。

初めは修験者や僧侶などが中心だった富士登山は、次第に一般の道者にも広まっていった。「富士曼荼羅図」には山頂を目指す道者の姿が描かれている（本章第五節）。道者は山麓・山中の宗教施設を礼拝しながら山頂を目指した。仏の姿がある山頂付近には、松明を手にした白衣の道者や黒衣の僧侶が列をなして登って行く様子が描かれており、御来迎を礼拝するために夜間登山が行われていたと推察される。山頂に至った道者は、火口にいる大日如来（浅間大菩薩）を拝み、賽銭を捧げたと考えられる。

『富士山明細図』（個人蔵）には火口に向かって鳥居を構える初穂打場が描かれており、人々はこちらから火口を拝んで賽銭を投げ入れた。なお、この賽銭の取得権については江戸時代にたびたび争いになった。

また、大永二年（一五二二）には武田信虎が富士参詣を行い、「八要」を行った。これは八葉（八峰）にいる仏たちを巡拝する御鉢廻りと考えられる。永正一五年（一五一八）には、道者一三人が嵐により死亡し、「内院」（火口）より大きな熊（または大鬼神）が現れて道者三人を喰うという事件が記録されている。真偽はともかく、当時道者の登山が活発に行われるとともに、時に死亡事故が発生していたことがわかる。

### 山頂に奉納された仏像類

道者などは山頂に仏像類を奉納した。近世の地誌類である『甲斐国志』や『駿河国新風土記』などには数多くの仏像類が祀られた富



写真 5-38 富士山頂の景観  
黄色枠の火口内壁左手にある大岩が蹲虎岩。



写真 5-39 富士山頂三島ヶ岳出土経巻  
（富士山本宮浅間大社蔵）

士山頂の様子が記されている。これらのうち中世に奉納されたものを見てみると、剣ヶ峰の下には、延徳二年（一四九〇）の年紀と奉納者名が刻まれた鉄造大日如来像があった（本章第一節表5-1⑬）。剣ヶ峰の坂には天文十二年（一五四三）に美濃国住人が奉納した大日如来像（同表⑭）があり、大宮・村山口山頂の大日堂付近にも富士山興法寺辻之坊覺乗を願主とする大日如来鉄像（同表⑰）があった。ほかにも、山頂東側の東賽の河原には大永八年（一五二八）の年紀と尾張国からの奉納者の銘を刻む銅首鉄身大日如来坐像が祀られていた（同表⑳）。

富士山の本地仏である大日如来は数多く祀られたが、もちろんほかの仏の姿もあった。三島ヶ岳付近で発見された銅造虚空蔵菩薩懸仏（同表㉑）には「八躰内」と刻まれており、八葉（八峰）にそれぞれ懸仏が奉納されたと考えられる（本章第一節）。また、乾元二年（一三〇三）七月銘の地蔵菩薩立像（同表㉒）は、現在山から降ろされているが、元は初穂打場の左近小屋に奉納されていたものだという。『富士山明細図』に地蔵菩薩像などが描かれる東賽の河原（写真5-40）には、明応二年（一四九三）銘の鉄造観音菩薩坐像（同表㉓）があった。この像は現在、題経寺（柴又帝釈天〈東京都葛飾区〉、本章第一節）に祀られている。明治初年の廃仏毀釈の際に山頂から村山に降ろされて、後に題経寺に運ばれたという。この像をはじめ、富士山頂に祀られていた数多くの仏像類は廃仏毀釈により大半が山中から降ろされたり廃棄されたりしたといわれる。

中世の富士山頂は神仏の世界として信仰されていた。遠くから礼拝するだけでなく、剣ヶ峰や賽の河原など各所に仏像類が祀られ、登山期には道者などが登山し巡拝する聖地であった。

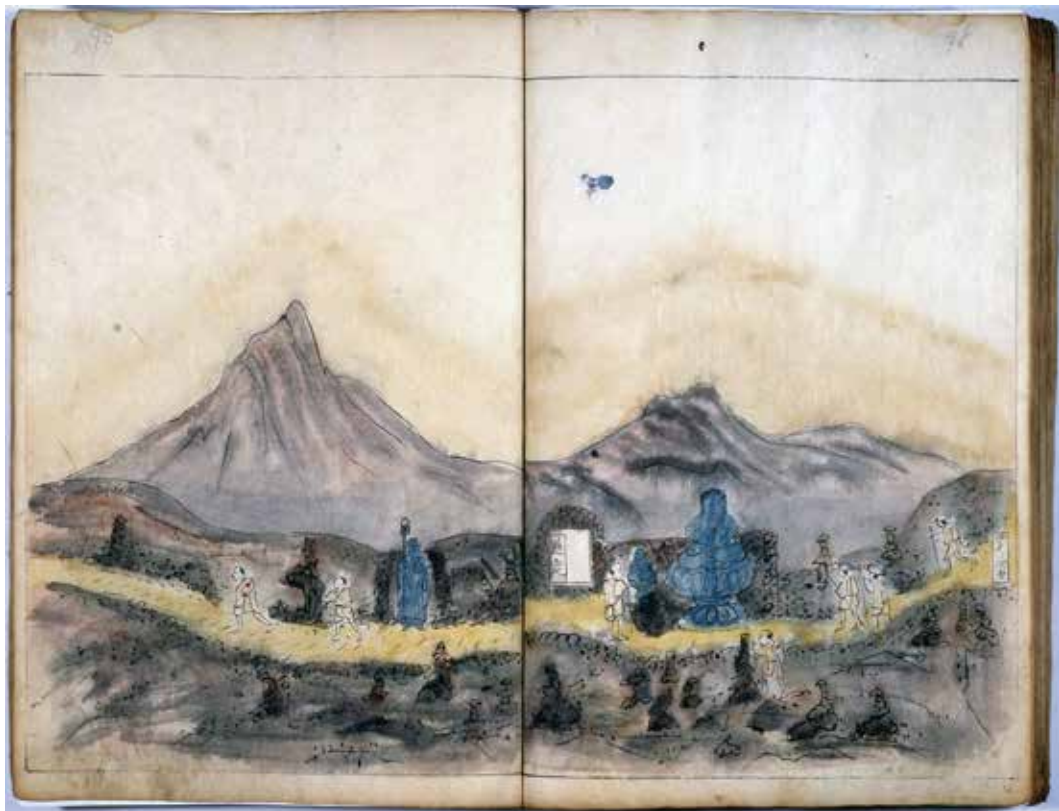


写真 5-40 富士山明細図（個人蔵、東賽の河原部分）

地獄の賽の河原に見立てて、石積み（画面下側）や地蔵菩薩像（中央左手）が祀られる。

# 富士宮市の縄文土器編年

## はじめに

市内からは縄文時代草創期から晩期まで数多くの縄文土器が出土している。これまでの調査成果の蓄積は、富士宮市の縄文時代の様子を知るための大きな手掛かりとなっている。ここでは市内から出土した縄文土器を編年としてまとめて紹介する。

なお、本文中の（ ）で示す数字は図3～6の出土遺物番号を示す。

## 草創期

市内から出土した最古の土器は隆線文土器である（1～5）。隆線文土器は、粘土紐を口縁付近に貼り付けて装飾した土器である。滝戸遺跡から出土した個体が市内最古のものになる（1）。大鹿窪遺跡からは隆線文土器の大型破片が出土しており（2～3）、平底の底部が出土している。また、大鹿窪遺跡ではこれらの隆線文土器に伴って、類似した胎土と器厚をもつ爪形文土器が出土しており、厚手爪形文土器と称している（11・12）。

滝戸遺跡や大鹿窪遺跡で出土している隆線文土器よりもやや新しい個体が、小塚A遺跡から出土している（4・5）。貼り付け隆線がより細くなり、やや薄手のつくりで、胎土には雲母を多く含む。

隆線文土器に続く微隆起線文土器は、滝戸遺跡や大鹿窪遺跡から出土している（8～10）。微隆起線文土器は、県内ではかに確認されている遺跡はないため非常に希少である。いずれも全体を磨き調整しており、緻密な隆線を貼り付けて幾何学状の文様を描いている。

続く多縄文系土器には、押圧縄文土器と表裏縄文土器がある。押圧縄文土器は、細い棒状の軸に縄文を巻き付けた工具（絡糸体）を、

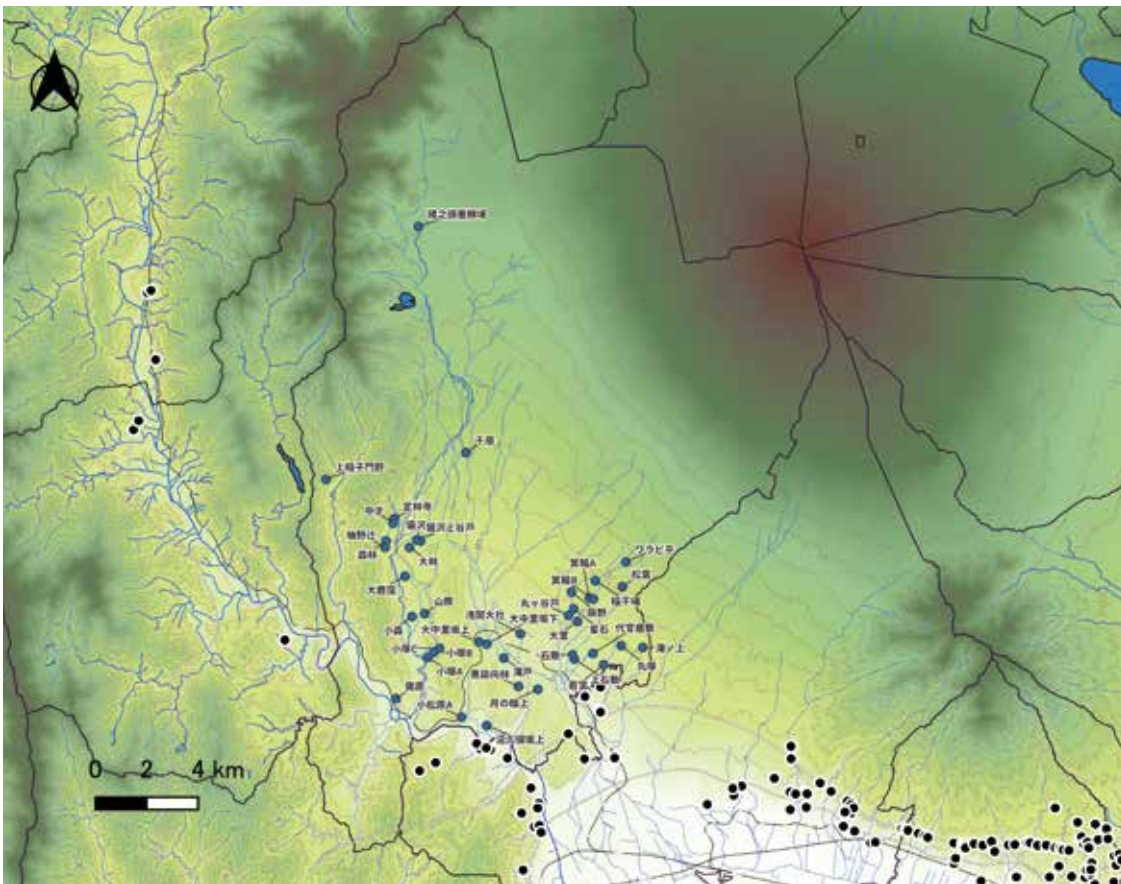


図1 縄文時代の遺跡分布図

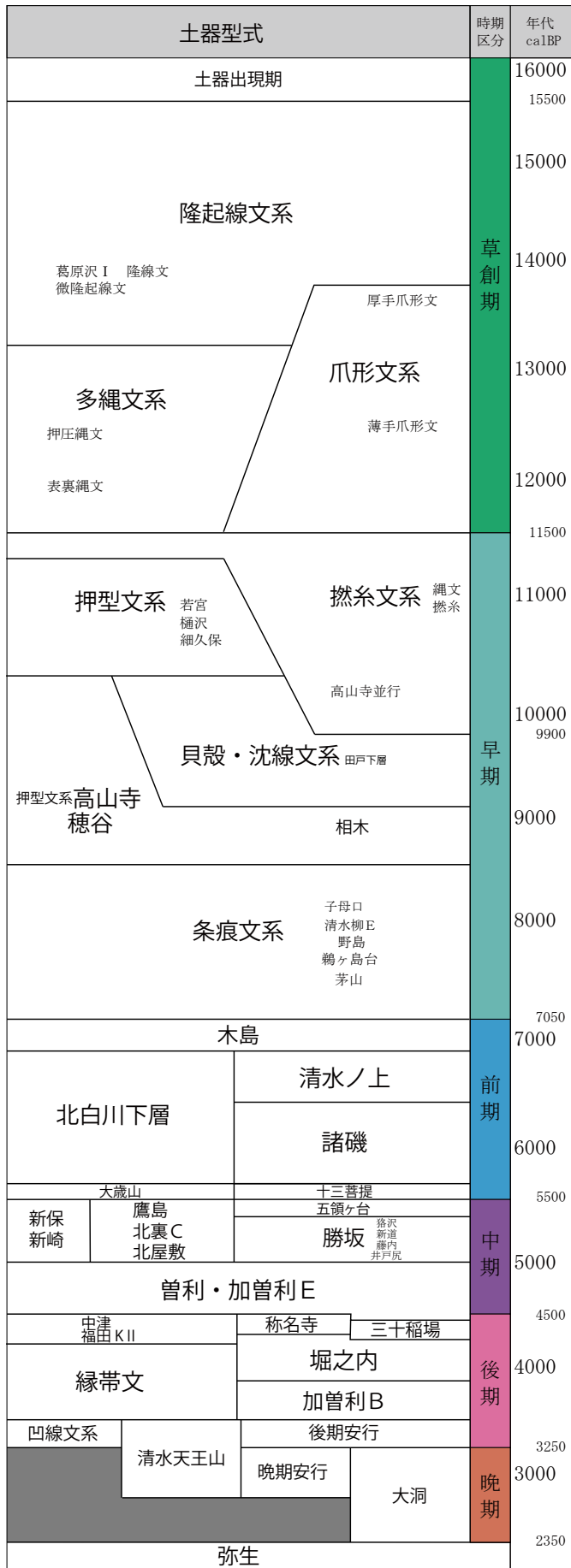


図2 富士宮市の縄文土器編年  
calBP は、炭素 14 年代を較正した年代で、1950 年 (Physical year) から何年前かで表現する。

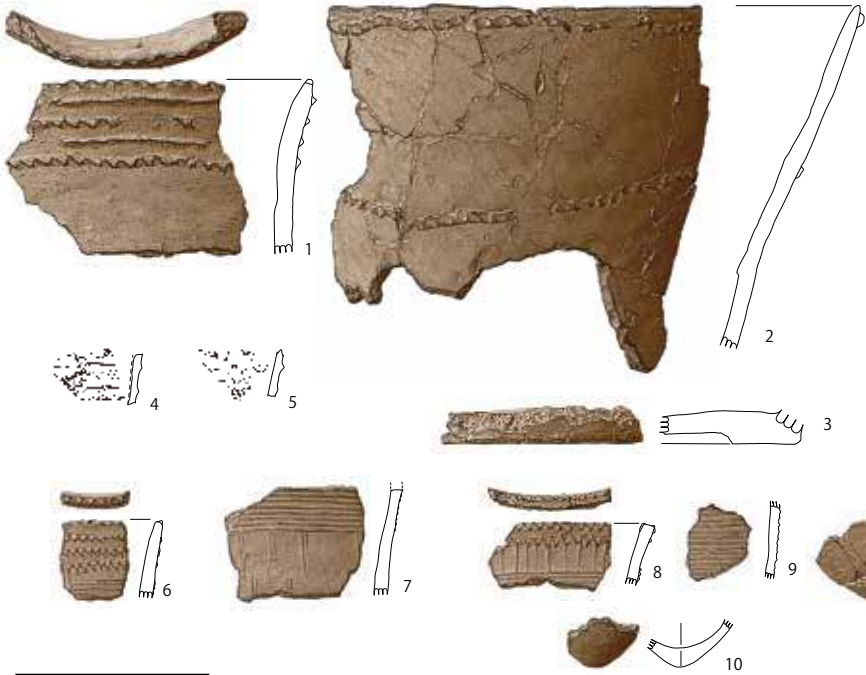
土器表面に押し当てて文様を施した土器である (15~18)。押圧縄文土器が確認されているのは、市内で大鹿窪遺跡のみである。また、厚手爪形文土器よりも薄手で、雲母を大量に含む胎土をもつ爪形文土器を薄手爪形文土器と称している (13・14)。押圧縄文土器と同じ地層から出土しており、文様構成も押圧縄文土器に用いられる幾何学的な構成が共通することから、同時期に作成されたと考えられる。

押圧縄文土器は、葛原沢第 IV 遺跡 (沼津市) や仲道 A 遺跡 (伊豆の国市)、富沢内野山 1 西遺跡 (裾野市) でも見つかった。大鹿窪遺跡から出土した押圧縄文土器には、葛原沢第 IV 遺跡や富沢内野山 1 西遺跡で出土した押圧縄文土器と類似する文様構成や胎土をもつものがみられるため、これらの地域との交流も推測される。

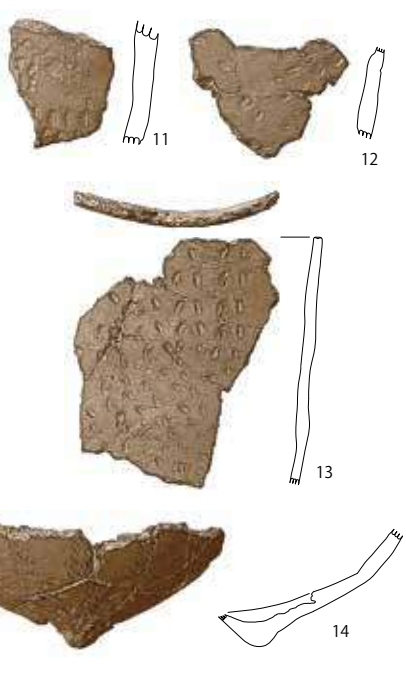
表裏縄文土器は、土器の内外面に縄文を施した土器である (19~23)。表裏縄文土器は、大鹿窪遺跡・小松原 A 遺跡・若宮遺跡・小塚 B 遺跡から出土している。小松原 A 遺跡で出土する表裏縄文土器は、押圧縄文土器に近い器形 (土器の形)・胎土となっているが、若宮遺跡と小塚 B 遺跡から出土した個体は、早期の捺系文土器や押型文土器の器形に近いものとなっており、やや新しい時期のものと考えられる。

**早期**  
捺系文土器は縄文や絡条体を転がすことで文様を施した土器である (24~28)。縄文施文のものが比較的古手のものとなっている。押型文土器は、模様が彫られた杖状の軸をスタンプのように転がす

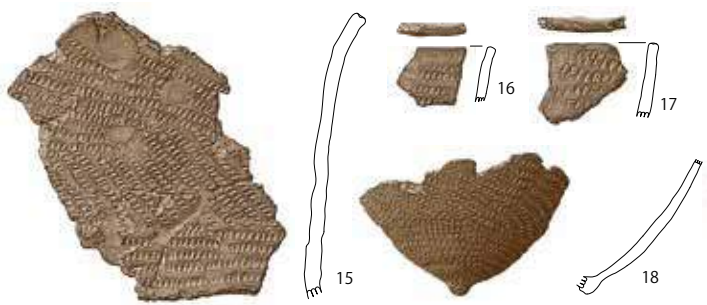
隆線文土器



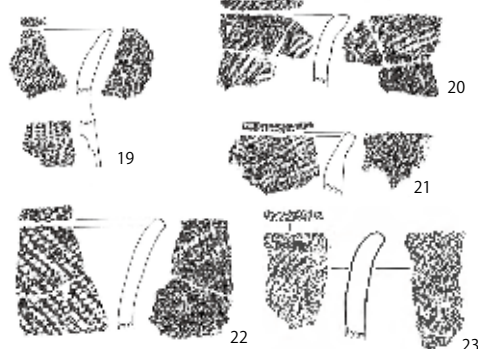
爪形文土器



押圧縄文土器



表裏縄文土器



撚糸文土器



1,8~9,29 滝戸 2~3,6~7,11~18 大鹿窪 4~5 小塚 A 19~22 小松原 A 23~28 若宮 30~32 黒田向林 (縮尺 1/4)

図3 草創期～早期の出土遺物

して文様を施す土器である(33～43)。押型文土器は、長い時間幅で出土しており、最も古手と考えられるものが若宮遺跡と代官屋敷遺跡出土のものである。これに続くものとして石敷遺跡や箕輪B遺跡、続いて辰野遺跡や小塚A遺跡が考えられる。関西からの影響も見られ、口縁部が強く外反するものも一部で見られる。

押型文土器に含まれる高山寺式土器は、黒田向林遺跡から大量に出土している(38～41)。高山寺式土器は、内面に凹線(太い棒を引きずって施文した線)を施すことに特徴がある。同遺跡から出土する燃糸文土器も、内面の調整が共通することから並行するものと考えられる。ほかにも、代官屋敷遺跡・石敷遺跡・小塚A遺跡から出土している個体は、高山寺式土器に並行すると考えられる。山形押型文の施文と隆線の貼り付けに特徴がある相木式土器も、石敷遺跡で確認されている(42～43)。

貝殻沈線文土器は、貝殻による条痕文(貝殻の表面を土器の表面に擦ってつけた文様)や棒状工具による沈線文(棒によって引いた線状の文様)を施す土器である(44～49)。田戸下層式土器が黒田向林遺跡で多く出土しており、大鹿窪遺跡・小塚A遺跡・石敷遺跡からも出土している。

条痕文系土器は内面や外面に貝殻を用いて条痕を施文する土器である(50～54)。条痕文系土器については、子母口式土器と思われる細片が石敷遺跡や黒田向林遺跡から出土している。野島式土器が上石敷遺跡や代官屋敷遺跡、小塚A遺跡から出土している(50～51)。条痕文系土器のなかで最も多く出ているのが鵜ヶ島台式土器で、大鹿窪遺跡や代官屋敷遺跡、小塚A遺跡から出土している(52～54)。

## 前期

前期初頭は急激に土器の出土事例が減少する。前期～中期初頭の土器の特徴は、半截竹管状工具(竹のような中空の管を半分に分けて作った工具)を用いて施文することである。

木島式土器は、小破片が大鹿窪遺跡・滝戸遺跡・小塚A遺跡・大里坂下遺跡で出土するのみである(55～58)。また、清水ノ上Ⅱ式のほぼ完形の土器が箕輪B遺跡から出土している(64)。

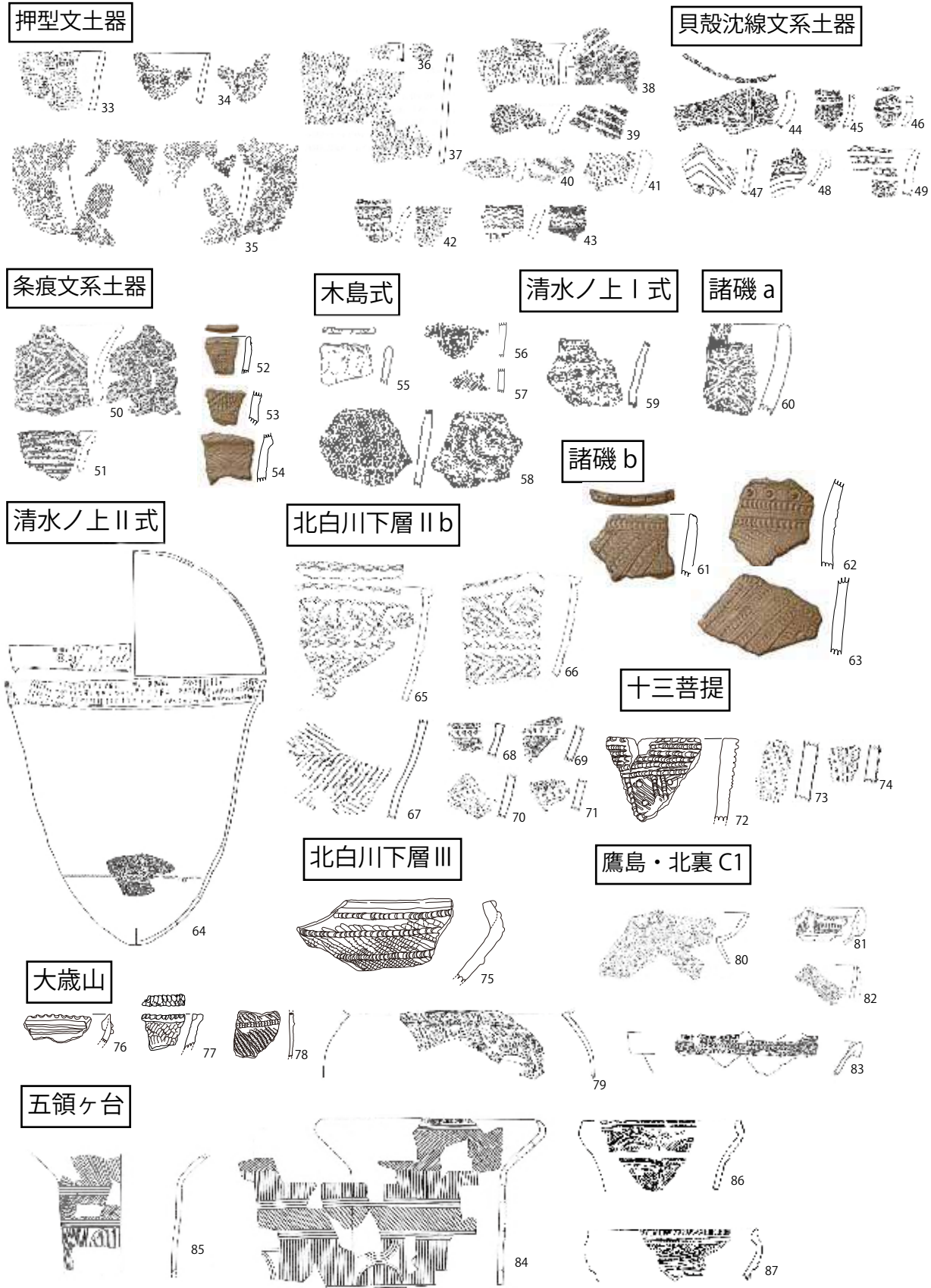
諸磯式土器の時期になると次第に出土事例が増え、小塚A遺跡・代官屋敷遺跡・大中里坂下遺跡などから諸磯b式を主体とする形で出土している(61～63)。

また、他地域の土器も少量出土しており、十三菩提式土器(72～74)や北白川下層Ⅱb式土器(65～71)が代官屋敷遺跡や小塚A遺跡から出土している。

また、器面に貼り付けた粘土紐上に竹管状工具で文様を施すことに特徴がある、関西系の特殊凸帯文土器の出土も確認されている(75～79)。大歳山式土器が、ワラビ平遺跡や代官屋敷遺跡から出土しており、少量のみ代官屋敷遺跡から北白川下層Ⅲ式が出土している。北白川下層式の土器は、Ⅱbまでは搬入品の胎土と考えられ、Ⅲになると在地の胎土のものが出土することから、土器の製作技法がこの地に定着していった様子がうかがえる。

## 中期

中期初頭は前期に引き続き、半截竹管状工具を用いて文様を施す五領ヶ台式土器が出土する(84～87)。五領ヶ台式土器の大型破片が代官屋敷遺跡や上石敷遺跡から出土しているが、市内では出土例はあまり多くない。



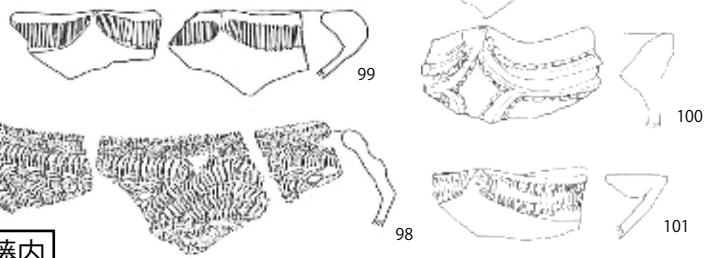
33~37 若宮 38~39,44~49 黒田向林 40~41,65~66 小塚 A 42~43,50~51 石敷 52~54,56~57,61~63 大鹿窪  
 55 大中里坂下 58,59~60,86~87 滝戸 64 箕輪 B 67~76,84 代官屋敷 77~79,83 ワラビ平 80~82,85 上石敷  
 縮尺 55~63,67~77 (1/4) 33~54,64~66,78~87 (1/8)

図 4 早期~中期の出土遺物

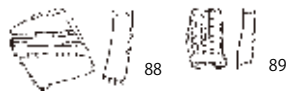
新保・新崎式



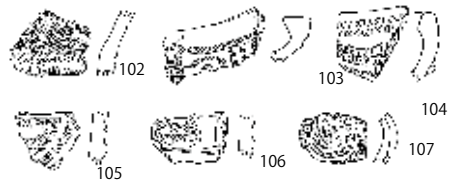
北屋敷



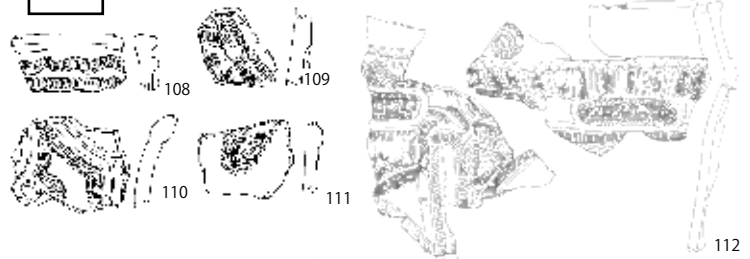
狛沢



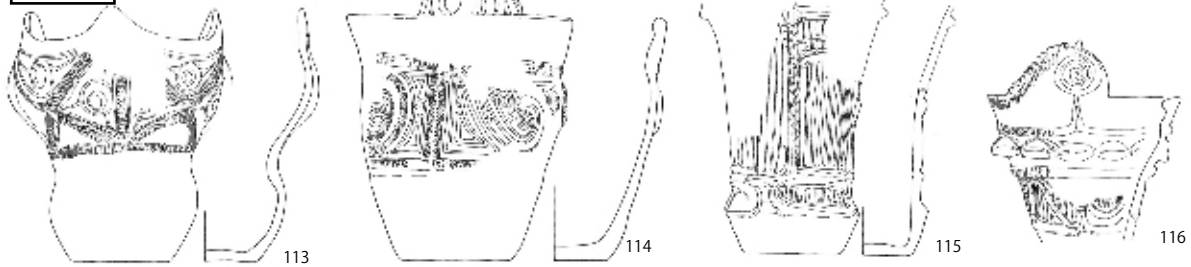
新道



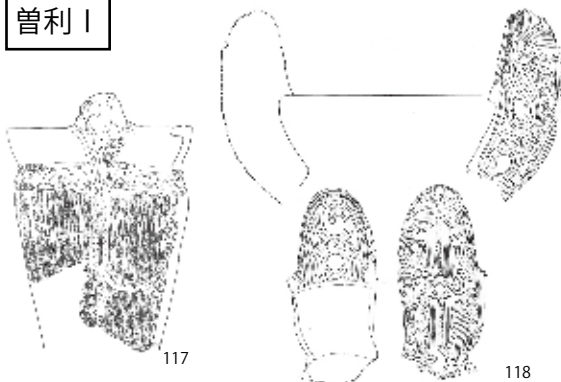
藤内



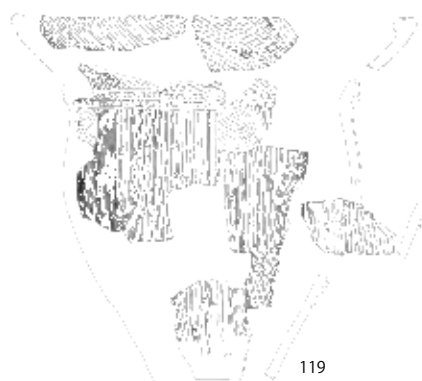
井戸尻



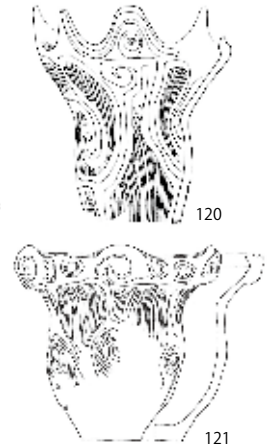
曾利 I



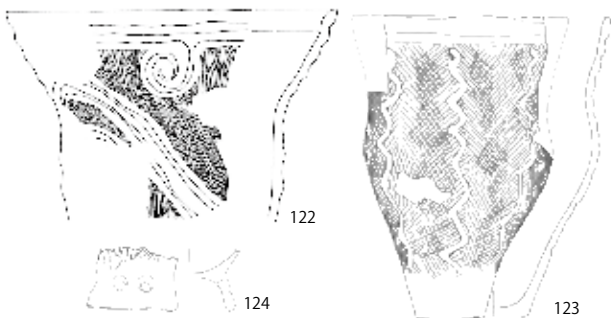
曾利 II



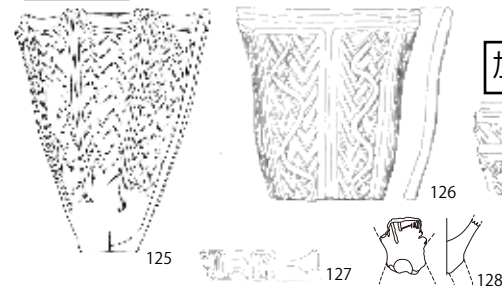
曾利 III



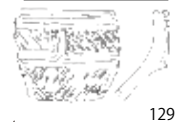
曾利 IV



曾利 V



加曾利 E2



98~99,113~117,120,123,126 滝戸 88~92,100~111,118~119,129 大中里坂下 93~97 ワラビ平 112 甲石  
121~122 箕輪 A 124~125,127 千居 128 袖野辻  
縮尺 98~101 (1/4) 88~97,102~111 (1/6) 112~129 (1/6)

図5 中期の出土遺物

五領ケ台式土器に続く型式としては勝坂式土器があげられる。棒の先端が三角形や方形、丸形の工具を用いて、工具の押し引きを繰り返して文様を描くことに特徴がある、装飾性の高い土器である。勝坂式土器に含まれる型式として、古い方から貉沢式・新道式・藤内式・井戸尻式がある。

貉沢式土器(88・89)が大中里坂下遺跡から出土しているが、出土量はごく少量である。新道式土器(102・107)は、大中里坂下遺跡から出土しているが破片資料が主である。藤内式土器(108・112)になると少し出土事例が増え、甲石遺跡から大型破片が出土している。井戸尻式土器(113・116)は、大中里坂下遺跡や滝戸遺跡で多く出土している。

これらの時期に並行する他地域の土器としては、北陸系の新保・新崎式土器(90・97)や関西系の鷹島式土器(80)、東海系の北裏C式土器(81・83)、北屋敷式土器(98・101)が少量出土している。続く曾利式土器(117・128)・加曾利E式土器(130・132)は、粘土紐の貼り付けや沈線の施文によって施文する装飾性の高い土器である。曾利式土器は、市内では千居遺跡・滝戸遺跡・大中里坂下遺跡・柚野辻遺跡・南原遺跡などから出土している。曾利式は五段階に分けられ、I・III式については比較的出土事例が少なく、IV・V式のものが非常に多く出土している。曾利式土器に並行する加曾利E式土器は、EⅢ・Ⅳのものが比較的多い。

富士宮市域では、曾利式期の後半に大規模な集落が形成されたと考えられ、多数の土器が出土している。さらに、曾利Ⅲ・Ⅴ段階の土器は、埋甕炉や埋甕として見つかるものが多く、ほぼ完形の状態が残ったものが多数みられる。また、柚野辻遺跡や千居遺跡からは曾利V式期の台付鉢の脚部が出土しており(124・127・128)、祭祀儀礼などで使用されたことが推測される。

## 後期

後期になると、沈線で区画した中に縄文を施した文様を特徴とした土器がつくられるようになる。

称名寺式土器は、滝戸遺跡から出土が確認されているが、出土量も少なく、やや新手的なものが多い(133・135)。

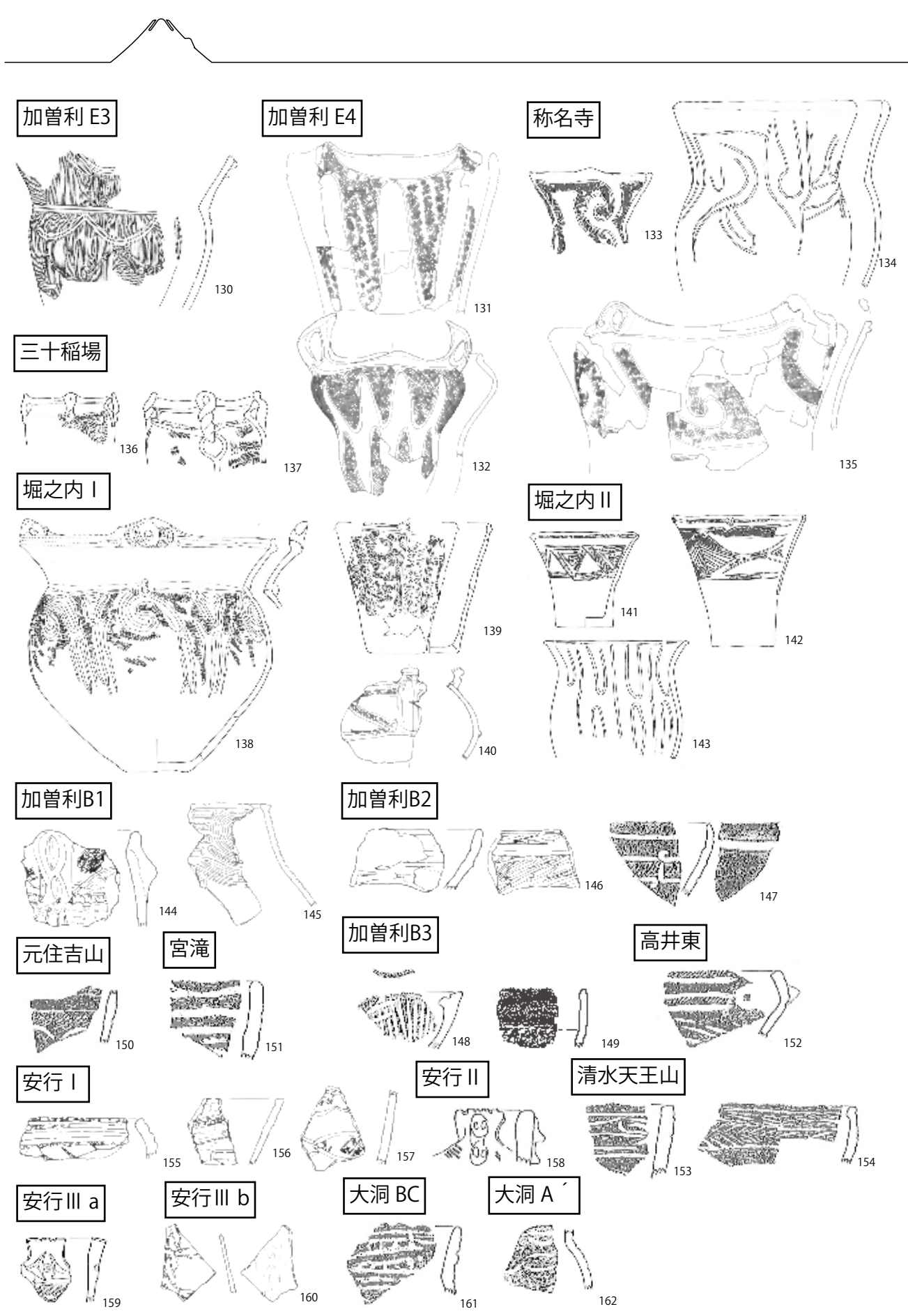
堀之内式土器が滝戸遺跡や大中里坂下遺跡、柚野辻遺跡から多く見つかっている(138・143)。興味深いことに、旧富士宮市域の滝戸遺跡や大中里坂下遺跡で出土している堀之内式土器は関東で出土するものに近いが、旧芝川町域の柚野辻遺跡で出土した堀之内式土器は在地化が進んでいるものが多く見受けられた。また、滝戸遺跡からは他地域の土器として、北陸の三十稻場式土器(136・137)や関西の福田KⅡ式土器も少量見つかっている。

加曾利B式土器は、滝戸遺跡や大中里坂下遺跡から見つかっている(144・149)。辰野遺跡や大中里坂下遺跡からは後期安行式土器(155・158)や清水天王山式土器(153・154)の古い段階の土器片が見つかっている。これらに伴って凹線文系土器である宮滝式土器(151)も少量出土している。後期末になると、急激に土器の出土事例が減少する。

## 晚期

晚期になると市内の遺跡数はわずかととなり、出土事例も非常に少なく、辰野遺跡・大中里坂下遺跡・柚野和平遺跡があげられる。

辰野遺跡からは亀ヶ岡系の大洞BC式(161)の土器片が見つかるのみである。大中里坂下遺跡からは、晩期の安行式土器(159・160)が見つかっている。柚野和平遺跡からは大洞A、式の土器片(162)が分布調査の際に見つかったとされているが、実物は確認できず、詳細は不明である。



130~143,145,156 滝戸 144,146~149,155,157,159~160 大中里坂下 150~154,158,161 辰野 162 袖野和平  
縮尺 144,146~162 (1/4) 145(1/6) 130~143 (1/8)

図6 中期～晩期の出土遺物

遺物の実年代

市内から出土した縄文土器が、何年前のものかを調べるために、放射性炭素年代測定を実施しているものが複数ある。放射性炭素年代測定については第一編第二章第七節コラムで詳述している。

ここでは、放射性炭素年代測定を実施して分析した縄文土器の分析結果の紹介を行う(表1)。<sup>14</sup>C年代が測定値であり、IntCal20を用いて較正した(実際の年代に近づけるために、年輪年代による暦年代に対応させた)結果が較正年代である。BPは一九五〇年を起点として何年前かを示している。

遺跡名	型式	資料名	<sup>14</sup> C年代	較正年代(2SD)(IntCal20.OxCal4.4)	出典
滝戸遺跡	隆線文	SZFMT-C3	12426 ± 34 BP	14875 cal BP(95.4%)14291 cal BP	富士宮市教育委員会 2025『滝戸遺跡Ⅲ』富士宮市文化財調査報告書第60集
大鹿窪遺跡	隆線文	Beta167672	11390 ± 50 BP	13397(0.6%)13389calBP 13356(94.9%)13164calBP	芝川町教育委員会 2003『大鹿窪遺跡・窪B遺跡(遺構編)』
大鹿窪遺跡	隆線文	SSK-15b	10951 ± 36 BP	12969cal BP(95.4%)12756cal BP	小林謙一、米田稯 2018『富士宮市大鹿窪遺跡出土試料の炭素14年代測定』『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』富士宮市埋蔵文化財調査報告第53集 富士宮市教育委員会
大鹿窪遺跡	薄手爪形文	SSK-22	10506 ± 40 BP	12674 cal BP(4.5%)12635 cal BP 12630 cal BP(85.83%)12464 cal BP 12347 cal BP(1.9%)12329 cal BP 12294 cal BP(1.8%)12275 cal BP 12219 cal BP(1.4%)12203 cal BP	小林謙一、米田稯 2018『富士宮市大鹿窪遺跡出土試料の炭素14年代測定』『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』富士宮市埋蔵文化財調査報告第53集 富士宮市教育委員会
大鹿窪遺跡	押圧縄文(共存炭化物)	SSK-C6	10712 ± 35 BP	12746 cal BP(95.4%)12680 cal BP	小林謙一、米田稯 2018『富士宮市大鹿窪遺跡出土試料の炭素14年代測定』『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』富士宮市埋蔵文化財調査報告第53集 富士宮市教育委員会
大鹿窪遺跡	押圧縄文(共存炭化物)	Beta170267	10910 ± 60 BP	12990cal BP(95.4%)12737cal BP	小林謙一 2006『静岡県大鹿窪遺跡出土炭化物の <sup>14</sup> C年代測定』『大鹿窪遺跡・窪B遺跡』芝川町教育委員会
若宮遺跡	縄文(燃糸文)	SZFW-3	9118 ± 72 BP	10499 cal BP(7.3%)10451 cal BP 10445 cal BP(88.1%)10179 cal BP	小林 謙一・深澤麻衣・米田稯・尾畷大真・大森貴之 2025『富士宮市若宮遺跡および黒田向林遺跡出土土器付着物の炭素14年代測定』『文化財年報』富士宮市教育委員会
若宮遺跡	縄文(燃糸文)	SZFW-5	9592 ± 30 BP	11144 cal BP(95.4%)10761 cal BP	小林 謙一・深澤麻衣・米田稯・尾畷大真・大森貴之 2025『富士宮市若宮遺跡および黒田向林遺跡出土土器付着物の炭素14年代測定』『文化財年報』富士宮市教育委員会
若宮遺跡	縄文(燃糸文)	SZFW-7	9043 ± 49 BP	10333 cal BP(0.3%)10326 cal BP 10293 cal BP(91.4%)10129 cal BP 10061 cal BP(1.2%)10042 cal BP 10021 cal BP(0.3%)10014 cal BP 9988 cal BP(2.3%)9963 cal BP	小林 謙一・深澤麻衣・米田稯・尾畷大真・大森貴之 2025『富士宮市若宮遺跡および黒田向林遺跡出土土器付着物の炭素14年代測定』『文化財年報』富士宮市教育委員会
若宮遺跡	縄文(燃糸文)	SZFW-8	9840 ± 31 BP	11314 cal BP(3.2%)11291 cal BP 11278 cal BP(92.3%)11197 cal BP	小林 謙一・深澤麻衣・米田稯・尾畷大真・大森貴之 2025『富士宮市若宮遺跡および黒田向林遺跡出土土器付着物の炭素14年代測定』『文化財年報』富士宮市教育委員会
若宮遺跡	縄文(燃糸文)	SZFW-9	9531 ± 31 BP	11074 cal BP(45.6%)10941 cal BP 10879 cal BP(49.8%)10696 cal BP	小林 謙一・深澤麻衣・米田稯・尾畷大真・大森貴之 2025『富士宮市若宮遺跡および黒田向林遺跡出土土器付着物の炭素14年代測定』『文化財年報』富士宮市教育委員会
黒田向林遺跡	条痕文	SZFK-4	8298 ± 30 BP	9427 cal BP(84.8%)9201 cal BP 9178 cal BP(10.6%)9141 cal BP	小林 謙一・深澤麻衣・米田稯・尾畷大真・大森貴之 2025『富士宮市若宮遺跡および黒田向林遺跡出土土器付着物の炭素14年代測定』『文化財年報』富士宮市教育委員会
黒田向林遺跡	燃糸文(高山寺並行)	SZFK-7	8182 ± 34 BP	9272 cal BP(32.2%)9168 cal BP 9150 cal BP(63.2%)9017 cal BP	小林 謙一・深澤麻衣・米田稯・尾畷大真・大森貴之 2025『富士宮市若宮遺跡および黒田向林遺跡出土土器付着物の炭素14年代測定』『文化財年報』富士宮市教育委員会
大中里坂下遺跡	北屋敷	SZFM-1a	4453 ± 23BP	5281cal BP (45.8%) 5165cal BP 5137cal BP (9.8%) 5100cal BP 5082cal BP (39.8%) 4969cal BP	小林謙一 2016『大中里坂下遺跡出土土器着試料の <sup>14</sup> C年代測定と較正年代』『富士宮市の遺跡Ⅴ』富士宮市埋蔵文化財調査報告第51集 富士宮市教育委員会
滝戸遺跡	曾利Ⅳ a	SZFMT-5	4179 ± 21 BP	4833 cal BP(20.8%)4792 cal BP 4763 cal BP(74.6%)4620 cal BP	富士宮市教育委員会 2025『滝戸遺跡Ⅲ』富士宮市文化財調査報告書第60集
滝戸遺跡	曾利Ⅴ	SZFMT-4	4094 ± 21 BP	4800 cal BP(18.8%)4758 cal BP 4696 cal BP(4.7%)4676 cal BP 4647 cal BP(70.9%)4521 cal BP 4461 cal BP(1.1%)4453 cal BP	富士宮市教育委員会 2025『滝戸遺跡Ⅲ』富士宮市文化財調査報告書第60集
滝戸遺跡	堀之内Ⅰ	SZFMT-2	3929 ± 24 BP	4505 cal BP(1.3%)4493 cal BP 4437 cal BP(0.6%)4432 cal BP 4425 cal BP(90.0%)4287 cal BP 4273 cal BP(3.5%)4250 cal BP	富士宮市教育委員会 2025『滝戸遺跡Ⅲ』富士宮市文化財調査報告書第60集

表1 年代測定結果

## 富士宮市の弥生土器編年

富士宮市の弥生時代の土器編年は、図7・8で表した変遷を辿るものと考えられる。弥生時代は前期・中期・後期の三時期に分けられる。前期は櫛王式土器（渋沢遺跡第Ⅰ期）・水神平式土器（渋沢遺跡第Ⅱ期）の二時期、中期は渋沢式土器（渋沢遺跡第Ⅲ期）・嶺田式土器・有東式土器の三時期、後期は雌鹿塚式土器として三時期五段階に細分する（佐藤ほか 二〇〇二、永井 二〇一五）。富士宮市での遺跡動向は、弥生時代前期から渋沢式土器の段階までの遺跡がはつきりとしているのに対して、弥生時代中期中葉とする嶺田式土器から有東式土器までの出土例は確認されておらず、極めて偏った遺跡の変遷を辿る。

### 渋沢遺跡の土器と渋沢式土器（図7）

渋沢遺跡の年代は、弥生時代前期から中期前葉までの三時期に分けて捉えられる。三時期目に相当する中期は、静岡県東部地域において土器編年の基準となる土器群である渋沢式土器となり二期に細分される。渋沢遺跡は富士宮市における弥生時代の到来を告げるもので、中部高地や東海地域など系譜の異なる地域からの影響のうかがえる多様性を持った遺物群となっている。渋沢遺跡内の限定的な地点からの採集品が多いが、それらは遺跡自体の時代的な変遷を十分に反映させるものである。

第Ⅰ期は櫛王式土器段階で、少量ながら鉢の口縁破片の出土が確認されている。第Ⅱ期は水神平式土器の段階で、条痕文土器のうち口縁外部面に凸帯を貼付する壺類や、口縁部に小突起が施される甕などが見られる。

第Ⅲ期は渋沢遺跡の主体となる時代で、丸子式土器に並行するも

のである。主要な器種としては、球胴で波状文や連弧文などが施される長頸壺や、胴部最大径が肩部にある長胴の壺で羽状文や横線文などを条痕で施文する壺などと、頸部が緩やかに外反する長胴の甕や、口縁が大きくラップ状に開き口縁端部に押引文を施す甕などで構成される。これらは、共通する型式が多く、その親和性のうかがえる丸子式土器とは系譜の異なる土器型式でもあり、中部高地などの異なる集団の関わりを想定させる。しかし、土器製作の素材となる粘土は、胎土分析により器種に関係なく羽付地区周辺の富士川沿岸での採集が指摘されており、土器の系統的な違いを示していない。異なる集団の相互の融合により、独自の土器型式を成立させていたことになる。

渋沢遺跡の終焉後、弥生時代中期中葉の嶺田式土器の段階で西通北遺跡（沼津市）や有東遺跡（静岡市駿河区）が登場する。東海東部において、この時代から水田稲作に対する比重を重くする農耕社会が形成され、環濠集落が登場し、墓としての方形周溝墓が採用されるようになる。反して、山間地に広がる富士宮で遺跡は確認されなくなる。

### 雌鹿塚式土器（図8）

弥生時代後期の土器として、沼津市の雌鹿塚遺跡出土土器を標識とした雌鹿塚式土器は、雌鹿塚Ⅰ・Ⅱ式期を後期前葉、Ⅲ式期を後期中葉、Ⅳ・Ⅴ式期を後期後葉にそれぞれ対応させられる（沼津市教育委員会 一九九〇）。

### 雌鹿塚Ⅰ式期

弥生時代中期後葉である有東式土器段階から後期へ移行する土器の型式は、大きな変化を示す。富士宮市域においては、この段階の

遺跡は確認されていない。田方地域たがたにある、神崎遺跡かみざき（伊豆の国市）の集落や雌鹿塚遺跡第31号住居址しの出土資料が相当する。壺は折り返し口縁壺・複合口縁壺・単純口縁壺、甕は台付甕でそれぞれ構成され、後期の主要器種がそろつう。

#### 雌鹿塚Ⅱ式期

壺は、三つの型式が見られるものの、型式変化は同調しており、長頸から短頸へと移行する。肩部の張らない胴部に緩やかに外反する口縁部が付される。文様は、結節文や貼付文により縄文を視覚的に区画するものが登場し、縄文を帯状に施文することが始まる。折り返し口縁壺では、口縁端部と口縁内面、複合口縁壺では複合部に縄文、貼付文をそれぞれ施す。

台付甕は、ハケメ調整で口径と胴径は同程度か口径を大きくするものを基本とする。口縁部の屈曲も不明瞭で、緩やかに弧を描きながら外傾させる。外面を調整のハケメは、口縁部と胴部で方向を違って調整に基づくものは、少ない。

鉢は、折り返し口縁と単純口縁のものがある。

#### 雌鹿塚Ⅲ式期

環濠集落の終焉に伴う環濠からの出土資料が多い。壺は、短頸化と胴部の球胴化が進行する。球胴化とともに口縁部が大きくラップ状に開くことにより、口縁部と胴部を画する弱い屈折の見られるものが登場する。また、胴径との比率において、径が大きくなる底部を形成するものが現れる。

台付甕は、前段階と様相に大きな変化はないが、長胴気味となり、最大径を上位で測るものが多くなる。外面のハケメは、口縁と胴部で描き分けられるようになる。胴部から口縁の順序を基本とする。

また、口縁外面にヨコハケメを施すものが残る。

鉢は、壺胴下半と同じ形状ではなく、胴部上半に最大径を持たせ、口縁部を折り返しとしたものが登場する。また、口縁部に把手とってを付けたものが確認される。

#### 雌鹿塚Ⅳ式期

壺は、口縁部が外傾しながら開くものから頸部で弧を描きながら広がるものへ変化し、胴部と口縁部を区分する屈折部が明らかではなくなる。外面も文様は、肩部に帯状の施文として限定され、結節文、貼付文以外に刺突しとつによる横線文による区画が明らかになる。胴部は、球胴化の進行に伴い下半部の稜線が不明瞭なものが登場する。

台付甕は、口径と胴径が大きく違わないものが大半となる。外面のハケメ調整は、口縁から胴部への順となり、口縁の外への湾曲が明瞭となる。

鉢は、小型のものが多い。

#### 雌鹿塚Ⅴ式期

壺は、口縁部の外傾角度が強まり、口縁の短頸化が進む。胴部の球胴化より肩部の張りが強くなり、下半の稜のないものが増える。

台付甕は、口径に対して胴径が上回るようになり、胴部の張りが目立つものへと移行する。同時に外傾する口縁の湾曲が強まり、器高に対する口縁の高さも減じるようになる。台付甕においては、長胴と球胴の二極化が進む。この段階より外面調整のハケメの規則性が薄れ、縦位のハケメで調整するものが登場する。

## 外来系土器の動向

雌鹿塚式土器の成立には、遠江<sup>とろしづみ</sup>の土器型式が関わったことが指摘される。弥生時代中期では立地していなかった場所への集落の進出や、方形指向の竪穴建物を取り入れている点からも生活様式の伝播<sup>でんぱ</sup>として捉えられるものである。雌鹿塚Ⅰ式期～Ⅱ式期では、西遠江由来の外来系土器として高坏<sup>たかつき</sup>が見られる。雌鹿塚式土器本来の組成では、土器としての高坏を含まないが、外来の型式的な要素として確認される。また、この段階で、頸部屈折が明瞭な甕、胴径が大きく口径を上回る甕などは、同じく外来の属性として捉えられるものである。

雌鹿塚Ⅱ式期～Ⅲ式期では菊川式土器<sup>きくがわしき</sup>の搬入が顕著となり、在地の土器型式に菊川式土器固有の製作技法が取り入れられ、新たな型式の創出が促されるようになる。また、この段階に中部高地に展開する箱清水式土器<sup>はこしみずしき</sup>など、広域的な広がりを示す土器の搬入が見られる。弥生時代後期の土器交流は、雌鹿塚Ⅲ式期に近隣地域を対象として活発な動きが認められるものであるが、雌鹿Ⅳ式期になると、それは寸断されている。

雌鹿塚Ⅲ式期以降、地域特有の型式変化が進行することになる。それは、器形や文様など型式を規定する諸要素の中に菊川式土器を中心とした外来の製作技法を取り入れたことにより成立する。壺の頸部ヨコナデやミガキの調整、口縁内面の結節文と縄文による文様構成、壺胴部下位の屈折、文様としての刺突による疑縄文や横線文の採用などとして認められるものである。

雌鹿塚Ⅳ式期からⅤ式期では、外来系土器の波及は低調となり、外来の型式的な要素を採用しつつも独自の型式変化を示している。

## 時代設定

弥生時代後期の年代は、雌鹿塚Ⅰ式期の始まりから雌鹿塚Ⅴ式期までが相当する。雌鹿塚Ⅰ式期の始まりは、標高五〇〇mほどの富士市岩倉A遺跡<sup>いわくら</sup>で採集された壺などからもうかがえるように、富士山の山間地への集落遺跡の進出が明らかなることから、富士山の噴火で2200calBP (300calBC <紀元前二二〇年>)とされる湯船第2スコリア噴出年代(宮地 二〇〇七)以後の静穏期のことと考えられる。宝永噴火などの噴火による災害からも分かるように、富士山麓での生活には多くの障害が働くものとなる。富士宮市内での弥生時代後期における遺跡の造営が具体化するの是一世紀前半以降のことではないかと考える。そして、弥生時代中期の消長が限定的で、後期へスムーズに継続しない要因の一つも富士山の噴火が影響したのではないかと考える。

雌鹿塚Ⅲ式期で沖積平野の遺跡の多くが終焉を迎える。炭素同位体年輪年代法の成果によれば、二世紀前半代は大きな気候の変動があり、大洪水が引き起こされたとされる時代であり、平野部の遺跡の一般的な生活が覚束ない事態となっていた(中塚 二〇二二)。

雌鹿塚式土器の終わりは、古墳時代前期とされる大廓式土器<sup>おほくわかしき</sup>の成立によるものである。大廓式土器については、大廓Ⅲ式期を奈良県箸墓古墳<sup>はしむか</sup>のはじまりとする定型的な古墳の登場時期としている。箸墓古墳の被葬者が卑弥呼<sup>ひみこ</sup>である可能性が高まる中、卑弥呼が邪馬台<sup>やまたい</sup>国の女王として共立された時代である、二世紀の後葉を大廓式土器の始まりとする。

以上のように雌鹿塚式土器は、大規模な富士山噴火からの環境が再生される時期を踏まえ、その始まりを一世紀前葉として、以降二世紀後葉までの約一五〇年の時間幅を考える。

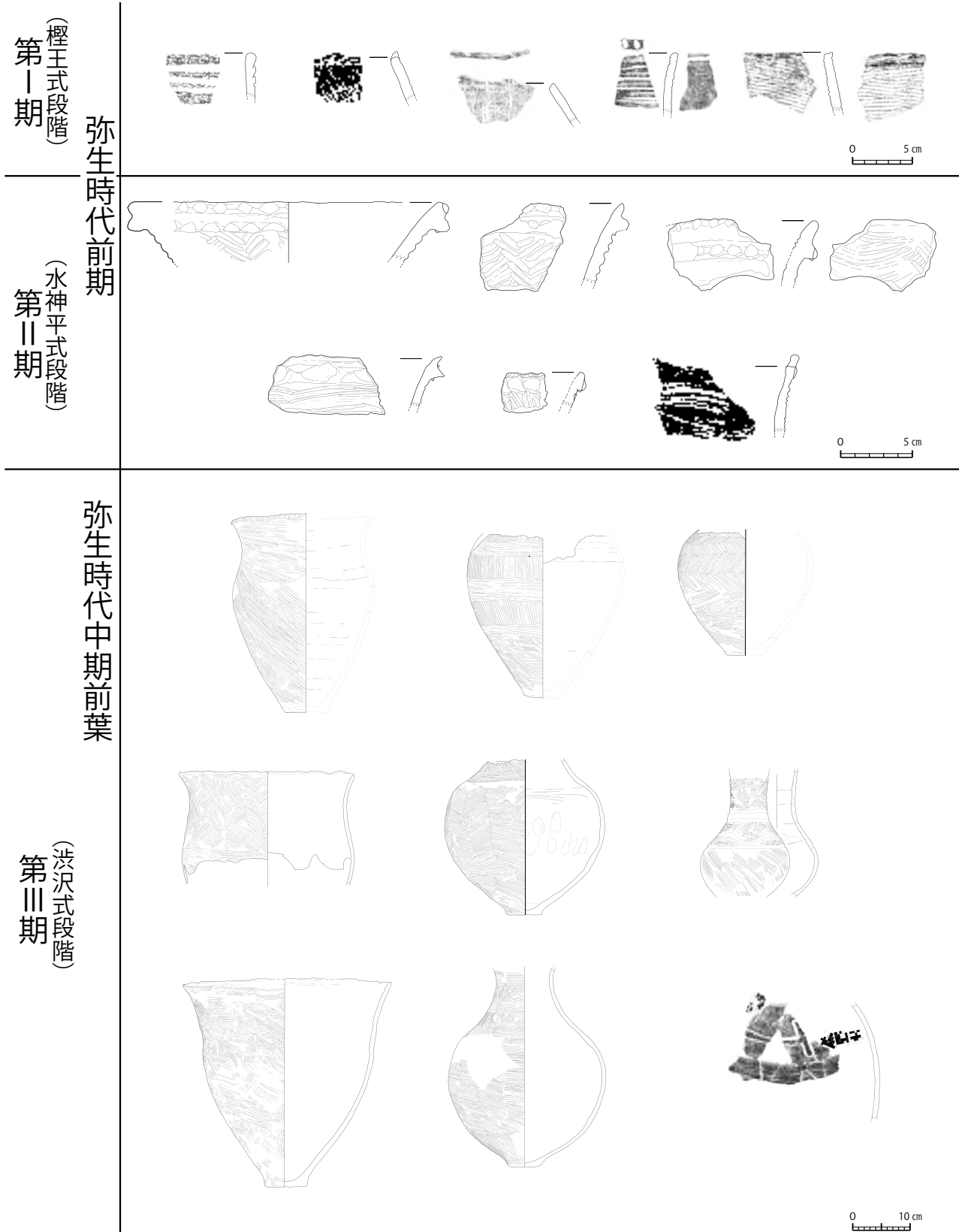
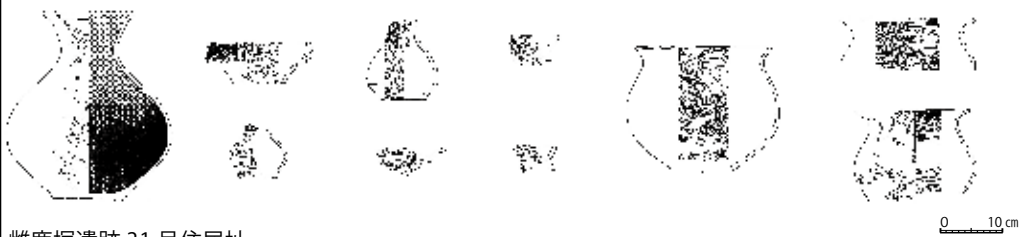


図7 渋沢遺跡出土土器編年

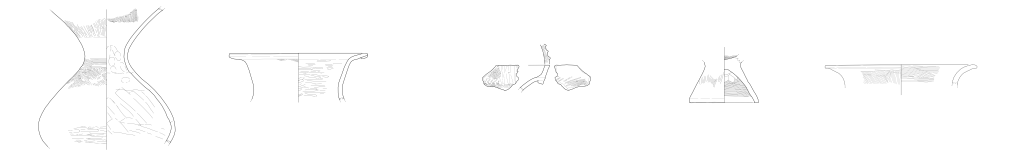
雌鹿塚式Ⅰ期

弥生時代後期前葉



雌鹿塚遺跡 31号住居址

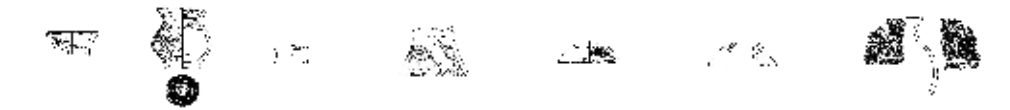
雌鹿塚式Ⅱ期



滝戸遺跡 (溝)



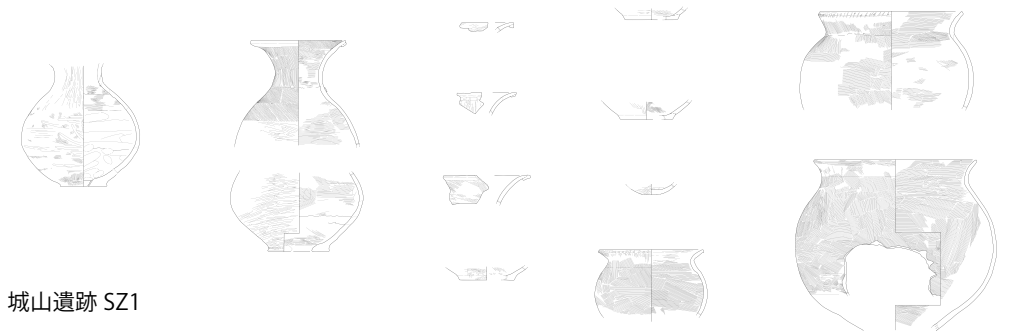
丸ヶ谷戸遺跡 SB01



丸ヶ谷戸遺跡 SB02



丸ヶ谷戸遺跡 SB05



城山遺跡 SZ1

0 10 cm

図8 雌鹿塚式土器編年

雌鹿塚式Ⅲ期

弥生時代後期中葉



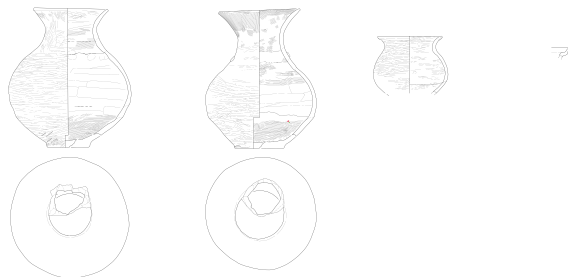
月の輪上遺跡 53 号住居址



滝戸遺跡 SZ03



滝戸遺跡 SB26

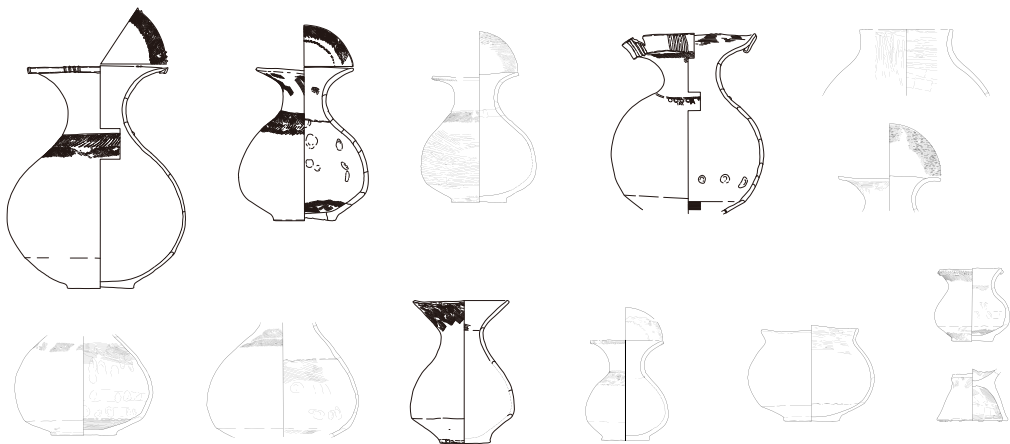


城山遺跡 SZ3

0 10 cm

雌鹿塚式Ⅳ期

弥生時代後期後葉



月の輪上遺跡 58 住居址

0 10 cm

図 8 雌鹿塚式土器編年

雌鹿塚式Ⅳ期

弥生時代後期後葉



滝戸遺跡 SZ11

0 10 cm

雌鹿塚式Ⅴ期



植出遺跡 SB436



滝戸遺跡 SZ12

0 10 cm

図8 雌鹿塚式土器編年

中世の郷村に関わる史料と地名表記

富士上方南部

近世村名	年月日	史料名	地名の表記	内 容
大宮町	文永 11 年 (1274) 5 月 17 日	日蓮書状	「ををみや」	日蓮が大宮を通る
	天文 18 年 (1549) 12 月 13 日	今川義元判物	「大宮屋敷」	井出善三郎への所領安堵
	天文 20 年 (1551) 2 月 5 日	今川義元判物	「大宮西坊屋敷」	三女坊への所領安堵
	永禄 12 年 (1569) 2 月 24 日	武田信玄判物写	「大宮大見前」	佐野惣左衛門尉への所領給与
	永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日	北条氏政判物	「大宮」「大宮所々」「大宮近辺」	富士信忠への所領給与約束
	天正 8 年 (1580) 12 月 13 日	武田家朱印状写	「富士大宮西町新市事」	大宮西町に市場法を下す
	天正 10 年 (1582) 4 月 12 日	家忠日記	「大みや」	織田信長が大宮に泊る
	天正 10 年 (1582) 7 月 7 日	家忠日記	「大宮」	徳川家康が大宮を通る
	天正 10 年 (1582) 8 月 9 日	徳川家康朱印状	「大宮之内」	鷹野喜兵衛尉への所領安堵
	天正 11 年 (1583) 10 月 5 日	徳川家康朱印状	「大宮之内」	根原の伝馬人等に屋敷を給与
	天正 18 年 (1590) 12 月 28 日	豊臣秀吉朱印状写	「大宮郷内」	富士段所与八郎への所領安堵
	天正 18 年 (1590) 12 月 28 日	豊臣秀吉朱印状	「大宮郷」	別当法幢院への所領安堵
(青柳)	永禄 12 年 (1569) 2 月 24 日	武田信玄判物写	「青柳」	佐野惣左衛門尉への所領給与
	永禄 12 年 (1569) 7 月 11 日	武田家朱印状写	「青柳之内」	小林七郎左衛門尉への所領給与
	元亀元年 (1570) 7 月 10 日	武田家朱印状写	「青柳」	佐野善次郎への所領給与
	天正 4 年 (1576) 11 月 11 日	武田家奉行人連署状写	「青柳分之内」	篠原尾張守への所領給与
	天正 10 年 (1582) 11 月 27 日	徳川家康朱印状写	「青柳小泉与五沢分」	斎藤昌賢への所領安堵
(うしむくり)	天正 5 年 (1577) 5 月 21 日	富士大宮神事帳	「うしむくり」	神事のための米の上納
(木船)	永禄 12 年 (1569) 2 月 24 日	武田信玄判物写	「木船」	佐野惣左衛門尉への所領給与
(後代)	永禄 12 年 (1569) 2 月 24 日	武田信玄判物写	「後代村」	佐野惣左衛門尉への所領給与
阿幸地村	慶長 4 年 (1599) 9 月 6 日	横田村詮所付覚写	「阿幸地村」	富士信通への所領安堵
源道寺村	慶長 14 年 (1609) 8 月	駿河国富士郡上之内源道寺村御検地帳	「源道寺村」	本宮浅間領源道寺村の検地帳写
黒田村	康永 4 年 (1345) 3 月 10 日	富士直時讓状写	「黒田」	弥一丸への所領讓与
	天文 20 年 (1551) 2 月 5 日	今川義元判物	「黒田郷」	三女坊への所領安堵
	元亀元年 (1570) 7 月 10 日	武田家朱印状写	「黒田之内」	佐野善次郎への所領給与
	天正 5 年 (1577) 5 月 21 日	富士大宮神事帳	「黒田」	神事のための米の上納
	天正 18 年 (1590) 12 月 28 日	豊臣秀吉朱印状写	「黒田郷」	富士信通への所領安堵
野中村	永禄 12 年 (1569) 2 月 24 日	武田信玄判物写	「野中」	佐野惣左衛門尉への所領給与
	永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日	北条氏政判物	「野中」	富士信忠への所領給与約束
上山本村 下山本村	天文 15 年 (1546) 4 月 22 日	葛山氏元判物	「山本」	吉野郷三郎への所領給与
	永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日	北条氏政判物	「山本」	富士信忠への所領給与約束
(石宮)	永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日	北条氏政判物	「石宮」	富士信忠への所領給与約束
天間村	康永 4 年 (1345) 3 月 10 日	富士直時讓状写	「天万郷」	弥一丸への所領讓与
	天文 20 年 (1551) 9 月 23 日	今川義元判物	「天馬郷」	大宮宝幢院増円への所領安堵
	天正 10 年 (1582) 11 月 27 日	徳川家康朱印状写	「天間之内」	斎藤昌賢への所領安堵
	天正 18 年 (1590) 12 月 28 日	豊臣秀吉朱印状	「天満郷」	別当法幢院への所領安堵
	文禄 2 年 (1593) 12 月 9 日	横田村詮判物	「天満郷」	社人への祭礼銭配分につき指示
(田中)	天文 6 年 (1537) 5 月 15 日	今川義元判物	「田中」	富士宮若への所領給与
	天正 10 年 (1582) 11 月 27 日	徳川家康朱印状写	「天間之内田中名」	斎藤昌賢への所領安堵
	天正 19 年 (1591) 9 月 7 日	豊臣秀吉朱印状	「田中」	村山池西坊への所領安堵
貫戸村	永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日	北条氏政判物	「ぬくと」	富士信忠への所領給与約束



近世村名	年月日	史料名	地名の表記	内 容
星山村	天文元年（1532）11月27日	今川氏輝判物	「星山代官職」	富士宮若への所領安堵
	永禄12年（1569）12月17日	北条氏政判物	「星山」	富士信忠への所領給与約束
	天正5年（1577）5月21日	富士大宮神事帳	「星山」	神事のための米の上納
	天正18年（1590）12月28日	豊臣秀吉朱印状写	「星山郷」	大悟庵への寺領安堵
沼久保村	元亀元年（1570）7月10日	武田家朱印状	「沼窪之内」	佐野善次郎への所領給与
	天正17年（1589）8月29日・9月4日	家忠日記	「沼くほ」「ぬまくほ」	富士山麓で伐採した大木を沼窪で富士川に落とす
（水沼）	天文18年（1549）12月13日	今川義元判物	「水沼代官分」	井出善三郎への所領安堵
	元亀元年（1570）7月10日	武田家朱印状	「水沼之内」	佐野善次郎への所領給与
	天正5年（1577）5月21日	富士大宮神事帳	「水沼」	神事のための米の上納
安居山村	天正18年（1590）12月18日	豊臣秀吉朱印状	「青山郷内別所村」	富士能通への所領安堵
上中里村 下中里村	天正18年（1590）12月28日	豊臣秀吉朱印状写	「中里郷」	富士信通への所領安堵
青見村	大永3年（1523）11月21日	由比光規譲状写	「青見方」	由比光澄への所領譲与
	天正18年（1590）12月18日	豊臣秀吉朱印状	「青見郷」	先照寺への寺領安堵
淀師村	天文3年（1534）11月7日	今川氏輝判物	「淀志田之内弦巻田」	井出神左衛門尉への所領安堵
	永禄11年（1568）2月2日	葛山氏元朱印状	「淀士之内新四郎名」	市河権右衛門への所領給与
	永禄12年（1569）2月24日	武田信玄判物写	「淀師」	佐野惣左衛門尉への所領給与
	永禄12年（1569）12月17日	北条氏政判物	「よとし」	富士信忠への所領給与約束
	元亀元年（1570）12月4日	武田家朱印状	「淀師之内」	市川権右衛門尉への所領給与
	天正元年（1573）12月17日	武田家朱印状	「淀師之郷」	富士大宮流鏑馬銭徴収を認める
	天正5年（1577）5月21日	富士大宮神事帳	「よとし井口」「よとし」	神事のための銭の上納
	天正10年（1582）11月27日	徳川家康朱印状写	「よとし之内」	斎藤昌賢への所領安堵
（金宮）	永禄12年（1569）12月17日	北条氏政判物	「金宮」	富士信忠への所領給与約束
	天正5年（1577）5月21日	富士大宮神事帳	「金之宮御神事」「かねの宮御神事」「かねのみや御神事」	金之宮における神事
	天正10年（1582）7月7日	家忠日記	「金宮」	徳川家康が金宮に着く
宮原村		寛永改駿河国高附帳	「宮原村」	
青木村	天正17年（1589）8月30日	家忠日記	「大き」	富士山麓で伐採した大木を引く
外神村	永禄12年（1569）12月17日	北条氏政判物	「とかみ」	富士信忠への所領給与約束
	元亀元年（1570）12月4日	武田家朱印状	「土上之内」	市川権右衛門尉への所領給与

中世の郷村に関わる史料と地名表記

富士上方東部

近世村名	年月日	史料名	地名の表記	内 容
上小泉村 下小泉村	永仁6年(1298)2月15日	棟札銘写(北山本門寺)	「小泉法華衆等」	北山本門寺三堂建立に合力
	康永4年(1345)3月10日	富士直時讓状写	「上小泉郷半分」	弥一丸への所領譲与
	天文6年(1537)3月8日	今川義元感状	「小泉上坊」	富士宮若が小泉上坊に籠る
	天文15年(1546)9月29日	今川義元判物写	「小泉郷久遠寺」	久遠寺への諸役免除
	永禄12年(1569)2月24日	武田信玄判物写	「小泉」	佐野惣左衛門尉への所領給与
	永禄12年(1569)12月17日	北条氏政判物	「小泉」	富士信忠への所領給与と約束
	元亀元年(1570)12月4日	武田家朱印状	「小泉之内」	市川権右衛門尉への所領給与
	元亀3年(1572)8月4日	武田家朱印状写	「小泉之内」	某への所領給与
	天正5年(1577)5月21日	富士大宮神事帳	「小泉」	神事のための銭の上納
	天正10年(1582)11月27日	徳川家康朱印状写	「青柳小泉与五沢分」	斎藤昌賢への所領安堵
	天正19年(1591)9月7日	豊臣秀吉朱印状	「小泉」	村山池西坊への所領安堵
	文禄2年(1593)12月9日	横田村證判物	「小泉郷」	社人への祭礼銭配分につき指示
(成島)	天正4年(1576)5月9日	武田勝頼判物写	「成嶋・小泉」	佐野惣左衛門尉への所領安堵
	天正5年(1577)5月21日	富士大宮神事帳	「いぬ島」	神事のための銭の上納
若宮村	永禄12年(1569)12月17日	北条氏政判物	「若宮」	富士信忠への所領給与と約束
(成出)	永仁6年(1298)	日興本尊分与帳	「成出郷」	日興が本尊を授与
	天正5年(1577)5月21日	富士大宮神事帳	「なりてのわかみや」「なりてわかのみや」「なりてわかみや」	成出若宮の神事
杉田村	弘治2年(1556)5月10日	今川義元判物写	「富士大宮内杉田郷安養寺領」	安養寺智長への寺領安堵
	弘治3年(1557)1月29日	今川義元判物	「富士内杉田郷」	井出盛重への所領安堵
	永禄12年(1569)12月17日	北条氏政判物	「杉田」	富士信忠への所領給与と約束
	天正18年(1590)12月28日	豊臣秀吉朱印状	「杉田郷」	安養寺への寺領安堵
	天正19年(1591)4月	中村一氏判物写	「杉田郷之内安養寺分」	富士信通への所領安堵
(田上原)	永禄4年(1561)11月24日	今川氏真判物	「富士田上原」	新在家の諸役免除
大淵村	元亀4年(1573)12月2日	武田家朱印状	「大淵衆」	大淵衆への所領給与と約束
	天正17年(1589)12月28日	徳川家七か条定書	「大淵」	大淵に定書を下す
	慶長4年(1599)6月	横田村證法度	「大淵村惣百姓中」	大淵村惣百姓中に法度を下す
(曾比奈)	永仁6年(1298)	日興本尊分与帳	「曾比奈郷」	日興が本尊を授与
大岩村	天文21年(1552)6月30日	今川義元判物写	「大岩」	山宮太夫跡職の安堵
神成村	天文2年(1533)10月19日	今川氏輝判物	「神成」	興法寺辻坊への所領安堵
	天文23年(1554)7月9日	今川義元判物	「雷」	葛山助六郎への所領安堵
	永禄9年(1566)8月21日	今川氏真判物	「神鳴」	池西坊への所領安堵
	永禄12年(1569)12月17日	北条氏政判物	「神成」	富士信忠への所領給与と約束
	天正19年(1591)9月7日	豊臣秀吉朱印状	「神成之郷」	村山池西坊への所領安堵
木切山村	天文2年(1533)10月19日	今川氏輝判物	「木伐山」	興法寺辻坊への所領安堵
	天文23年(1554)7月9日	今川義元判物	「木伐山」	葛山助六郎への所領安堵
	永禄4年(1561)8月25日	今川氏真朱印状	「木伐山」	山作衆への関銭免除
	永禄9年(1566)8月21日	今川氏真判物	「木伐山」	池西坊への所領安堵
	永禄12年(1569)12月17日	北条氏政判物	「木伐山」	富士信忠への所領給与と約束
	天正19年(1591)9月7日	豊臣秀吉朱印状	「木切山之郷」	村山池西坊への所領安堵



近世村名	年月日	史料名	地名の表記	内 容
村山村	応永 5 年 (1398) 6 月 25 日	密蔵院領関東知行地注文	「富士村山寺」	伊豆山密蔵院の知行地
	文明 18 年 (1486) 10 月頃	廻国雑記	「富士のむら山」	聖護院道興が村山を通る
	天文 20 年 (1551) 2 月 5 日	今川義元判物	「富士茂良山」	三女坊への所領安堵
	天文 22 年 (1553) 5 月 25 日	今川義元判物	「村山室中」	大鏡坊に掟書を下す
	天文 23 年 (1554) 7 月 9 日	今川義元判物	「富士村山」	葛山助六郎への所領安堵
	永禄 4 年 (1561) 閏 3 月 28 日	今川氏真判物	「富士村山大鏡坊・弁鏡坊」	大鏡坊・弁鏡坊支配につき指示
	永禄 9 年 (1566) 8 月 21 日	今川氏真判物	「村山内辻坊兼帯地」	池西坊への所領安堵
	永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日	北条氏政判物	「村山」	富士信忠への所領給与約束
	元龜 3 年 (1572) 3 月 24 日	武田家朱印状	「村山之内弁鏡坊」	山宮大夫への所領安堵
	天正 5 年 (1577) 2 月 16 日	穴山信君判物写	「富士村山之坊」	山宮大夫に村山坊を還付
	天正 5 年 (1577) 9 月 23 日	田中名年貢算用状	「村山御祭礼方」	村山祭礼方の費用を控除
	天正 11 年 (1583) 7 月 5 日	徳川家康朱印状	「富士茂良山池西坊職」	池西坊への所職安堵
	天正 12 年 (1584) 2 月 20 日	穴山勝千代朱印状写	「富士村山之坊」	山宮大夫への所領給与
	天正 13 年 (1585) 4 月 27 日	葛山与右兵衛尉陳状案	「富士村山坊中」	村山辻坊の支配をめぐる返答
	天正 18 年 (1590) 12 月 28 日	豊臣秀吉朱印状	「村山郷」	村山辻坊への所領安堵
	天正 19 年 (1591) 9 月 7 日	豊臣秀吉朱印状	「村山」	村山池西坊への所領安堵
	慶長 4 年 (1599) 9 月 20 日	横田村詮知行所付覚	「村山之郷」	村山辻坊知行所の覚
粟倉村	天文 23 年 (1554) 7 月 9 日	今川義元判物	「粟蔵」	葛山助六郎への所領安堵
	永禄 9 年 (1566) 8 月 21 日	今川氏真判物	「粟蔵」	池西坊への所領安堵
	天正 19 年 (1591) 9 月 7 日	豊臣秀吉朱印状	「粟倉之内籠場」	村山池西坊への所領安堵
	文禄 2 年 (1593) 12 月 9 日	横田村詮判物	「粟蔵老馬郷」	社人への祭礼銭配分につき指示
	慶長 4 年 (1599) 9 月 20 日	横田村詮知行所付覚	「粟倉之郷」	村山辻坊知行所の覚
山宮村	天文 20 年 (1551) 5 月 26 日	今川義元朱印状	「山宮大夫」	山宮大夫に弁鏡坊を安堵
	永禄 12 年 (1569) 2 月 24 日	武田信玄判物写	「山宮」	佐野惣左衛門尉への所領給与
	永禄 12 年 (1569) 12 月 13 日	武田家禁制写	「山宮」	山宮に禁制を下す

### 富士上方北部

近世村名	年月日	史料名	地名の表記	内 容
北山村	康永 4 年 (1345) 3 月 10 日	富士直時讓状写	「北山郷内上奴久間村」 「北山郷野知分」	弥一丸への所領讓与
	応永 23 年 (1416) 4 月 8 日	日伝讓状	「北山」	日宣への坊地讓与
	大永 2 年 (1522) 3 月 19 日	今川氏親判物	「北山之内本門寺」	北山本門寺への諸役免除
	天文 5 年 (1536) 9 月 6 日	今川義元判物	「富士北山重須郷」	北山本門寺への諸役免除
	天文 12 年 (1543) 9 月 6 日	今川義元朱印状	「富士北山之内」	井出右京亮への所領安堵
	天文 12 年 (1543) 9 月 12 日	今川義元判物	「北山之内本門寺領」	北山本門寺日耀への寺領安堵
	永禄 4 年 (1561) 8 月 25 日	今川氏真朱印状	「北山」	山作衆への関銭免除
	永禄 12 年 (1569) 12 月 17 日	北条氏政判物	「北山」	富士信忠への所領給与約束
	元龜 3 年 (1572) 4 月 30 日	武田家朱印状	「富士北山之山作衆・木 剪山作衆」	山作衆・木剪への諸役免除
	元龜 3 年 (1572) 5 月 18 日	武田家朱印状写	「富士北山之内」	山宮大夫への所領返付
	天正 2 年 (1574) 11 月 30 日	武田家朱印状	「富士北山」	北山杣夫への諸役免除
	天正 5 年 (1577) 5 月 21 日	富士大宮神事帳	「北山」	神事のための銭の上納

中世の郷村に関わる史料と地名表記

近世村名	年月日	史料名	地名の表記	内 容
北山村	天正7年(1579)5月23日	武田家朱印状	「富士北山山作衆・木剪」	山作衆・木剪への諸役免除
	天正18年(1590)12月18日	豊臣秀吉朱印状	「北山郷」	北山本門寺への寺領安堵
(重須)	正安元年(1299)1月13日	神天上抄奥書	「重須於大坊書之」	重須の大坊で書写
	正和5年(1316)閏10月20日	三位房竜象房間答記奥書	「富士上方重須談所」	日興が重須談所で書写
	文保2年(1318)11月24日	某表白文案	「重須談所」	講演法要の表白文を起草
	建武4年(1337)1月6日	石川実忠讓状	「重須郷惣領職」「重須郷内」	子の孫三郎らへの所領讓与
	康永3年(1344)4月21日	石川実忠寄進状	「重須郷内坊地敷」	北山本門寺への寄進
	天文5年(1536)9月6日	今川義元判物	「富士北山重須郷」	北山本門寺への諸役免除
	永禄2年(1559)1月23日	従開山伝日順法門奥書	「富士重須本門寺」	日辰が重須本門寺で書写
	永禄13年(1570)8月13日	今川氏真判物	「重須本門寺」	北山本門寺日殿への寺領安堵
	天正4年(1576)6月9日	三浦員久寄進状	「重須」	北山本門寺への年貢寄進
	天正18年(1590)3月10日	井出正次奉書	「本門寺重須御納所」	北山本門寺への寺領安堵
	(貫間)	康永4年(1345)3月10日	富士直時讓状写	「北山郷内上奴久間村」
元亀元年(1570)7月10日		武田家朱印状	「ぬくま」	佐野善次郎への所領給与
馬見塚村	天文14年(1545)9月16日	高白齋記	「馬見墓」	武田晴信が馬見墓に陣する
	元亀3年(1572)5月5日	武田家朱印状	「大豆塚棚口之内」	渡井惣兵衛尉への所領給与
下条村 上条村 (上野)	建治元年(1275)5月3日	日蓮書状写	「ふしのうへの」「上野殿」	南条時光が日蓮に干芋を贈り、日蓮が礼状を出す
	弘安2年か(1279)1月3日	日蓮書状	「富士郡上野郷」「上野殿」	南条時光への礼状
	弘安2年か(1279)1月11日	日蓮書状	「上の、かうす等とののはら」	上野の郷主等への礼状
	永仁6年(1298)2月15日	棟札銘写(北山本門寺)	「上野講衆等」	北山本門寺三堂建立への合力
	永仁6年(1298)	日興本尊分与帳	「富士上野郷」「富士上野」	日興が本尊を授与
	貞和5年(1349)4月13日	立正安国論奥書	「上野郷水口」	日源が立正安国論を書写
	天文8年(1539)1月18日	今川義元判物	「富士上野関銭」	井出駒若に関銭徴収を認める
	永禄12年(1569)3月23日	北条氏政感状	「上野地」	井出藤九郎の戦功を賞する
	永禄12年(1569)7月5日	武田家禁制写	「上野郷」	上野郷に禁制を下す
	永禄12年(1569)12月17日	北条氏政判物	「上野」	富士信忠への所領給与約束
	天正2年(1574)11月30日	武田家朱印状	「上野」	北山杣夫への諸役免除
	天正11年(1583)10月5日	徳川家康朱印状	「上野々郷妙蓮寺」	妙蓮寺への諸役免除
	慶長4年(1599)9月6日	横田村詮所付覚写	「上野村」	富士信通への所領安堵
精進川村	応永23年(1416)4月8日	日伝讓状	「精進河」	日宣への坊地讓与
	天文20年(1551)9月23日	今川義元判物	「精進河内」	大宮宝幢院増円への所領安堵
	永禄5年(1562)4月11日	今川氏真判物	「精進河」	佐野弥八郎への諸役免除
	永禄12年(1569)2月24日	武田信玄判物写	「精進川」	佐野惣左衛門尉への所領給与
	永禄12年(1569)12月17日	北条氏政判物	「精進河」	富士信忠への所領給与約束
	元亀3年(1572)5月5日	武田家朱印状	「精進川之内増分」	渡井惣兵衛尉への所領給与
	天正2年(1574)11月30日	武田家朱印状	「精進川」「精進河」	北山杣夫への諸役免除
	天正18年(1590)12月28日	豊臣秀吉朱印状	「精進川郷」	別当法幢院への所領安堵
(窪地)	天文12年(1543)9月6日	今川義元朱印状	「窪地名」	井出右京亮への名職安堵
(逆林)	天正10年(1582)3月6日	北条家朱印状	「さかさはやし」	小屋の者共を赦免する



近世村名	年月日	史料名	地名の表記	内 容
狩宿村	天文12年(1543)9月6日	今川義元朱印状	「かり宿名」	井出右京亮への名職安堵
	永禄4年(1561)9月26日	今川氏真朱印状	「借宿名」	井出右衛門尉への名職安堵
原村		寛永改駿河国高附帳	「原村」	
半野村	天正2年(1574)11月30日	武田家朱印状	「半野」	北山杣夫への諸役免除
佐折村	天正2年(1574)11月30日	武田家朱印状	「さをり」	北山杣夫への諸役免除
内野村	天正2年(1574)11月30日	武田家朱印状	「うつ野」	北山杣夫への諸役免除
(横手沢)	天正10年(1582)11月	井出正次判物	「横手沢村」	芝川から用水を通す
(神野)	治承4年(1180)10月14日	吾妻鏡	「神野」	武田・安田らが神野を通る
	建久4年(1193)5月28日	吾妻鏡	「富士野神野御旅館」	曾我兄弟が工藤祐経を討つ
	天正10年(1582)4月12日	信長公記	「かみのが原」	織田信長が神野原を通る
上井出村	治承4年(1180)10月14日	吾妻鏡	「富士野傍伊堤之辺」	平家方の武士の首が晒される
	天正10年(1582)4月12日	信長公記	「井手野」	織田信長が井出野を通る
	天正10年(1582)11月27日	徳川家康朱印状写	「上井出之内」	斎藤昌賢への所領安堵
	天正11年(1583)閏1月19日	徳川家康朱印状	「上井出宿中」	上井出宿百姓への諸役免除
	天正17年(1589)8月3日	家忠日記	「上出小屋場」	富士山麓より伐木のため上出小屋場に赴く
	天正17年(1589)8月26日	家忠日記	「木小屋場上出」	大木を上出まで引き出す
人穴村	建仁3年(1203)6月3日	吾妻鏡	「人穴」	新田忠常が人穴を探索
	天正10年(1582)4月12日	信長公記	「人穴」	織田信長が人穴を見物
	天正11年(1583)7月13日	徳川家康朱印状	「富士郡人穴宿中」	人穴宿を不入の地とする
	天正19年(1591)4月	中村一氏判物写	「人穴」	富士信通への所領安堵
猪頭村	元亀元年(1570)7月10日	武田家朱印状写	「井頭」	渡辺繩への所領給与
	天正2年(1574)11月30日	武田家朱印状	「猪之頭」	北山杣夫への諸役免除
	天正19年(1591)4月	中村一氏判物写	「猪頭」	富士信通への所領安堵
(大橋)	天文18年(1549)12月13日	今川義元判物	「大橋」	井出善三郎への所領安堵
	永禄10年(1567)8月5日	今川氏真判物写	「大橋」	井出伊賀守娘への所領安堵
麓村	天正10年(1582)3月6日	北条家朱印状	「麓衆」	金山衆・麓衆の保護を命じる
(金山)	天文20年(1551)8月2日	今川義元朱印状	「富士金山」「金山之者共」	富士金山への荷物運送認可
	天正10年(1582)3月6日	北条家朱印状	「金山衆」	金山衆・麓衆の保護を命じる
	天正11年(1583)5月3日	徳川家康朱印状	「金山二十二人衆」	富士金山衆への諸役免除
根原村	応永16年(1409)8月17日	道仁書下	「禰原関所」	富士長永に禰原関所を与える
	永禄4年(1561)8月25日	今川氏真朱印状	「根原」	根原新関における関銭徴収禁止
	永禄12年(1569)7月11日	武田家朱印状写	「根原郷并関」	小林七郎左衛門尉への所領給与
	永禄12年(1569)12月2日	武田信玄書状写	「根原」	根原の小林文左衛門尉に遷住を要請
	天正4年(1576)3月21日	武田家朱印状写	「根原之郷」	根原郷に伝馬掟を下す
	天正10年(1582)8月28日	徳川家康朱印状	「根原之郷」	小林佐渡守への所領安堵
	天正11年(1583)10月5日	徳川家康朱印状	「根原之郷」「根原伝馬人等」	根原郷伝馬人への屋敷分給与
天正19年(1591)4月	中村一氏判物写	「根原」	富士信通への所領安堵	

中世の郷村に関わる史料と地名表記

富士上方西部

近世村名	年月日	史料名	地名の表記	内 容
羽鮒村	天文6年(1537)5月15日	今川義元判物	「羽鮒」	富士宮若への所領給与
	天正5年(1577)5月21日	富士大宮神事帳	「はふな」「羽鮒」	神事のための米銭の上納
長貫村	天文18年(1549)12月13日	今川義元判物	「長貫」	井出善三郎への所領安堵
	天正17年(1589)12月13日	徳川家七か条定書写	「長貫の年寄」	長貫に定書を下す
大久保村	天文18年(1549)12月13日	今川義元判物	「大窪」	井出善三郎への所領安堵
	永禄12年(1569)7月1日	武田家禁制写	「大窪郷」	大窪郷に禁制を下す
西山村	永仁6年(1298)	日興本尊分与帳	「富士西山」	日興が本尊を授与
	永正9年(1512)2月7日	義忠寄進状	「西山村本門寺」	西山本門寺に山を寄進
西山村	元亀元年(1570)12月4日	武田家朱印状	「西山之内」	市川権右衛門尉への所領給与
	天正5年(1577)5月21日	富士大宮神事帳	「西山」	神事のための銭の上納
	天正11年(1583)10月5日	徳川家康朱印状写	「富士西山本門寺」	西山本門寺の寺法を承認
(北原)	天文18年(1549)12月13日	今川義元判物	「北原」	井出善三郎への所領安堵
鳥波村	天文4年(1535)7月17日	今川氏輝判物	「鳥波」	武田軍が鳥波を放火
	天正5年(1577)閏7月14日	武田家朱印状	「とんなみかいと」	油野郷百姓への流籠馬銭賦課
大鹿窪村		寛永改駿河国高附帳	「大鹿窪村」	
(三沢)	天正5年(1577)閏7月14日	武田家朱印状	「みさはかいと」	油野郷百姓への流籠馬銭賦課
猫沢村	天正5年(1577)閏7月14日	武田家朱印状	「上ねこさは」	油野郷百姓への流籠馬銭賦課
上柚野村 下柚野村	天文10年(1541)10月4日	武田家朱印状写	「湯野之内」	佐野源右衛門尉への所領給与
	永禄12年(1569)3月23日	北条氏政感状写	「遊野地」	鈴木助一の戦功を賞する
	永禄12年(1569)12月17日	北条氏政判物	「遊野郷」	富士信忠への所領給与と約束
	永禄13年(1570)2月20日	武田家朱印状写	「湯野」	朝倉弥六郎への所領給与
	元亀元年(1570)12月4日	武田家朱印状	「由野之内」	御宿友綱への所領給与
	元亀3年(1572)5月16日	武田家朱印状	「油野口」	小栗彦三郎の戦功を賞する
	天正4年(1576)2月23日	武田勝頼判物	「油野内」	御宿友綱に所領返納を命じる
	天正5年(1577)閏7月14日	武田家朱印状写	「油野之郷」	油野郷百姓への流籠馬銭賦課
	天正8年(1580)12月19日	武田勝頼判物	「油野」	御宿綱貞への所領安堵
	天正18年(1590)12月28日	豊臣秀吉朱印状写	「油野郷」	富士信通への所領安堵
(押出)	元亀3年(1572)3月5日	武田家朱印状	「押出村之内」	甲州鎮守一宮・二宮鑰取への寄進
(布沢)	天正10年(1582)3月6日	北条家朱印状	「布沢之郷」	小屋の者共を赦免する
上稲子村 下稲子村	天文2年(1533)10月19日	今川氏輝判物	「伊奈古郷」	興法寺辻坊への所領安堵
	永禄12年(1569)2月24日	武田信玄判物写	「稲子」	佐野惣左衛門尉への所領給与
	永禄12年(1569)7月1日	武田家禁制写	「下伊奈子郷」	下伊奈子郷に禁制を下す
	永禄12年(1569)12月17日	北条氏政判物	「稲子」	富士信忠への所領給与と約束
	元亀元年(1570)7月10日	武田家朱印状	「稲子之内屋敷分」	佐野善次郎への所領給与
	元亀3年(1572)9月19日	武田家朱印状写	「上稲子郷」	佐野惣左衛門尉への諸役免除
	慶長4年(1599)9月6日	横田村詮所付覚写	「上稲籠村」	富士信通への所領安堵

## 内房郷と橋上

近世村名	年月日	史料名	地名の表記	内 容
内房村	建治4年(1278)2月23日	日蓮書状写	「うつふさの尼こせん」	内房の尼御前が日蓮に小袖を贈る
	弘安3年(1280)8月14日	日蓮書状	「内房女房」	日蓮が内房女房に礼状を出す
	観応2年(1351)12月	太平記	「宇都部佐」	石堂義房父子が宇都部佐を通る
	観応2年(1351)12月15日	足利尊氏御内書	「うつふさこの道」	足利直義方が内房の道にかかる
	正平6年(1351)12月17日	足利尊氏御判御教書	「内房山」	足利直義方が内房山に登る
	正平7年(1352)1月8日	金子信泰軍忠状	「内房」	金子信泰が内房の要害を警固
	永正元年(1504)11月20日	愛染明王胎内札銘	「蒲原庄内房郷」	愛染明王像の彩色を行う
	天文21年(1552)10月23日	高白斎記	「ウツフサ」	今川義元の娘が内房に泊る
	天文23年(1554)4月14日	参詣道中日記	「うつふさ」	大村家盛が内房に泊る
	永禄4年(1561)10月8日	今川氏真判物	「内房郷」	万福寺を久能寺の末寺とする
	永禄12年(1569)4月1日	穴山信君判物写	「内房郷」	望月八郎右兵衛への所領給与
	永禄12年(1569)4月1日	穴山信君判物写	「内房」	望月与三兵衛への所領給与
	元亀元年(1570)7月8日	穴山信君判物	「内房郷」	本成寺領を惣持院に安堵
	元亀元年(1570)12月30日	穴山信君判物写	「内房郷」	佐野泰光を内房郷代官職に任じる
	元亀4年(1573)7月24日	穴山信君判物写	「内房郷」	佐野弥左衛門への所領給与
	天正5年(1577)12月26日	穴山信君判物写	「内房郷神田」	禰宜刑部大夫への神田安堵
	天正6年(1578)10月10日	横山友次・長谷川吉広連署書下写	「内房郷大積」	内房郷大積に検地を実施
	天正7年(1579)8月10日	穴山信君判物	「内房之内」	祥禅庵領を竜沢庵に安堵
	天正8年(1580)2月14日	穴山信君判物	「内房」	本林房への諸役免除
	天正8年(1580)8月14日	穴山信君伝馬手形写	「内房」	伝馬を出すよう宿々に指示
(年未詳)3月9日	穴山勝千代朱印状	「内房郷」	内房郷中人足に川除を命じる	
(橋上)	天文18年(1549)12月2日	今川義元朱印状	「橋上居屋敷」	森彦左衛門尉居屋敷の竹木伐採禁止
	天文21年(1552)4月17日	今川義元判物	「内房郷橋上村之内」	森彦左衛門尉への諸役免除
	永禄13年(1570)3月20日	葛山氏元朱印状	「はしかみ船役所中」	富士川渡河の許可を求める
	天正4年(1576)11月10日	穴山信君判物	「初鹿見船方衆」	百姓役の免除

※本文に関連するものを中心にとまとめた。日本史に関わる出来事はゴシック体で記す。

西暦	和暦	出来事
六四四	皇極三	・『日本書紀』に富士川近辺の人物として大生部多が登場する。
六四五	大化元	・乙巳の変（大化改新のはじまり）。
六七二	天武元	・壬申の乱。
七〇一	大宝元	・大宝律令制定。
七一〇	和銅三	・平城京遷都。
七八一	天応元	・富士山が噴火する。
七九四	延暦一三	・平安京遷都。
八〇〇	延暦一九	・富士山が噴火する。火山灰で足柄路が埋まり、新たに箱根路を開く。
八五三	仁寿三	・浅間神が名神に列せられ、同年に従三位、貞観元年（八五九）に正三位、延喜七年（九〇七）に従二位、後に正一位となる。
八六四	貞観六	・富士山が噴火し、溶岩流により割の海が精進湖と西湖に分かれる。
九〇二	延喜二	・盗賊集団により、富士郡の官舎が放火される。
九二七	延長五	・『延喜式神名帳』に浅間神社（浅間大社）・倭文神社・富知神社が記される。
九三七	承平七	・富士山が噴火する。
九三九	天慶二	・平将門の乱。
九九九	長保元	・富士山が噴火する。
一〇一六	長和元	・藤原道長が摂政となる。

西暦	和暦	出来事
一〇三二	長元五	・富士山が噴火する。
一〇八三	永保三	・富士山が噴火する。
一〇八六	応徳三	・白河天皇が譲位し、堀河天皇が即位する（院政の開始）。
一一三二	天承二	・有鑑（末代）が富士山に登頂したとされる（『地藏菩薩靈驗記』）。
一一四九	久安五	・末代による大般若経書写が行われる。
一一六七	仁安二	・平清盛が太政大臣となる。
一一八〇	治承四	・源頼朝が伊豆の目代である山木兼隆の館を襲撃する。
一一九二	建久三	・富士山麓で鉢田の戦い・富士川の戦いが起きる。
一一九三	建久四	・源頼朝が征夷大将軍に就任。
一二〇三	建仁三	・源頼朝が富士山麓で巻狩りを催す。
一二一九	建保七	・曾我兄弟の仇討ち。
一二二一	承久三	・源頼家が富士山麓で巻狩りを行い、新田四郎が人穴を探検する。
一二二二	貞応二	・北条泰時が浅間大社に参拝する。
一二三二	貞永元	・承久の乱。
一二七四	文永元	・北条義時が浅間大社を造替する。 ・御成敗式目が制定される。 ・日蓮が大宮などを経て身延山に到着する。



西暦	和暦	出来事
一二七九	弘安二	・文永の役。 ・尼阿仏が富士川に来て「十五の瀬」を渡る。
一二八〇	弘安三	・東海道を旅した飛鳥井雅有が『春の深山路』に富士川の光景を記す。
一二八一	弘安四	・弘安の役。
一二九〇	正応三	・大石ヶ原に大石寺が開かれる。
一二九八	永仁六	・重須に北山本門寺が開かれる。
一三三三	元弘三	・鎌倉幕府が滅亡する。
一三三四	建武元	・後醍醐天皇による建武の新政がはじまる。
一三三五	建武二	・足利尊氏が浅間大社に土地を寄進する。 ・小泉の久遠寺が開かれる。
一三三六	建武三・延元元	・中先代の乱。
一三三八	暦応元	・足利尊氏が浅間大社に土地を寄進する。
一三四四	康永三・興国五	・足利直義が遠江の所領を浅間大社に寄進する。
一三五〇	観応元・正平五	・後醍醐天皇が京都を脱出して吉野へ移り、南北朝時代がはじまる。
一三五一	観応二・正平六	・足利尊氏が征夷大将軍となる。 ・西山本門寺が開かれる。 ・観応の擾乱。 ・富士大宮司が甲斐への通路の警固を命じられる。 ・桜野で尊氏方と直義方が合戦をする。

西暦	和暦	出来事
一三六二	慶長三・享二七	・今川範氏が浅間大社に対し、駿河勾金・栗原両郷の万雑公事を免除する。
一三六八	応安元	・足利義満が征夷大将軍となる。
一三八四	至徳元・正中元	・今川泰範が浅間大社の駿河勾金・栗原両郷における権利を再確認する。
一三九二	明德三・元中九	・南北朝が合体する。
一三九八	応永五	・走湯山密厳院の関東の寺領一覽に「富士村山寺」が記される。
一四〇〇	応永七	・今川泰範が浅間大社に対して遠江の富士不入斗などの地を寄進する。
一四一六	応永二三	・上杉禪秀の乱。
一四一八	応永二五	・足利義持が今川範忠に対し、浅間大社社領の課役を免除するよう命じる。
一四三二	永享四	・今川氏で家督継承をめぐる争いが起きる。
一四三三	永享五	・翌年に今川範忠の家督相続が決定する。
一四三八	永享一〇	・足利義教の富士下向。
一四四一	嘉吉元	・駿河国人の富士氏が駿河での騒動の様子を室町幕府に報告する。
一四四七	文安四	・永享の乱。 ・嘉吉の変。 ・足利持氏の遺児である万寿王丸(足利成氏)が鎌倉に入る。

西暦	和暦	出来事
一四五四	享徳三	・享徳の乱。
一四五五	康正元	・上杉持朝が富士忠時に対して、戦功をあげたことを称える。
一四五七	長祿元	・上杉持朝・今川範忠らが鎌倉を制圧する。
一四六一	寛正二	・室町幕府が足利政知を関東に派遣することを決定する（堀越公方）。
一四六二	寛正三	・今川範忠が子の義忠に家督を譲り、死去する。
一四六五	寛正六	・富士忠時が能登守に任ぜられる。
一四七六	文明八	・富士忠時と父の富士祐本との間に争いが起きる。
一四七八	文明一〇	・応仁・文明の乱。
一四八六	文明一八	・今川義忠が遠江の塩買坂で戦死する。
一四八七	長享元	・村山の興法寺で大日如来坐像が造立される。
一四九七	明応六	・聖護院道興が東国廻国の最中、村山に来訪する。
一五二一	永正一八	・龍王丸（今川氏親）が今川氏の当主になる。
一五二六	大永六	・富士親時が富士浅間宮物忌令を作成する。
一五三二	天文元	・富士郡の軍勢が甲斐に侵攻するが、武田軍に撃退される。
		・今川氏親が死去し、子の氏輝が跡を継ぐ。
		・今川氏輝が富士宮若を馬廻とし、星山の代官職を安堵する。

西暦	和暦	出来事
一五三六	天文五	・今川氏の相続をめぐる争い（花蔵の乱）が起こり、梅岳承芳（今川義元）が勝利する。
一五三七	天文六	・北条氏綱が今川氏領国の駿河に侵攻する（河東一乱）。
一五三九	天文八	・富士宮若が今川氏方に属して小泉上坊にたてこもり、手柄をたてる。
一五四五	天文一四	・今川義元が井出駒若に上野の関銭取立てなどを認める。
一五四六	天文一五	・聖護院の道増が興法寺の慶覚坊に大内按察使坊の相続を認める。
一五五〇	天文一九	・今川義元が北条方の吉原城を攻撃する。
一五五一	天文二〇	・今川氏・武田氏・北条氏の和睦が成立する。
		・富士上方で検地が実施される。
		・富士上方で検地が実施される。
		・今川義元が富士（麓）金山への荷物運搬を認める。
一五五二	天文二一	・今川義元が浅間大社の春長坊に対し、風祭神事の歳費徴収を認める。
一五五四	天文二三	・本門寺本（重須本）『曾我物語』が日義によって書写される。
一五五八	永祿元	・今川義元が大鏡坊頼慶に山宮大夫を務めるよう命じる。



西暦	和暦	出来事
一五六〇	永禄三	・桶狭間の戦い。 ・今川氏真が厚原・根原における新関の設置を停止させる。
一五六一	永禄四	・「遠州谷劇」の中で富士又八郎が飯田口での合戦において戦功をあげる。
一五六三	永禄六	・今川氏真が大宮六度市を楽市とする。
一五六六	永禄九	・織田信長が足利義昭を奉じて入京。
一五六八	永禄一一	・武田信玄が駿河へ侵攻を開始する。信玄の動きにあわせ、徳川家康が遠江に攻め入る。
一五六九	永禄一二	・武田軍が富士信忠の守る大宮城を攻撃する。 ・今川氏真が懸川城を徳川家康に明け渡す。
一五七一	元亀二	・武田信玄の攻撃により大宮城が開城する。 ・今川氏真が富士信通に対して、北条・今川陣営からの離脱を認める。
一五七二	元亀三	・武田氏により浅間大社社人の再編成が行われる。
一五七三	天正元	・室町幕府が滅亡する。
一五七五	天正三	・長篠の戦い。
一五七六	天正四	・武田氏が根原郷などへ伝馬掟を下す。
一五七七	天正五	・武田氏が富士信通を浅間大社の大宮司に任命する。
一五七八	天正六	・武田氏による浅間大社の造営が完成し、遷

西暦	和暦	出来事
一五八〇	天正八	宮が行われる。
一五八二	天正一〇	・武田氏が大宮西町新市の掟を出す。 ・織田信長が武田氏を滅ぼす。信長は中道往還を通り、大宮に宿泊する。
一五八三	天正一一	・本能寺の変。 ・井出正次が北山用水を竣工する。
一五八五	天正一三	・徳川家康が上井出宿の諸役免許を再確認し、伝馬役の負担を命じる。
一五八九	天正一七	・羽柴秀吉が関白となる。 ・京都方広寺の建築のため、富士山麓から木が伐り出される。
一五九〇	天正一八	・徳川家康が領国の検地を行い、七カ条定書を出す。 ・小田原合戦。 ・徳川家康が関東に転封し、中村一氏が駿河を支配する。

第一編

第一章

- ・愛鷹ローム団体研究グループ一九九六「愛鷹山麓のローム層―東名高速道路現場を中心として―」（『第四紀研究』八）
  - ・池谷信之二〇〇九『黒曜石考古学』（新泉社）
  - ・池谷信之・佐藤宏之編著二〇二〇『愛鷹山麓の旧石器文化』（敬文舎）
  - ・池谷信之・望月明彦一九九八「愛鷹山麓における石材組成の変遷」（『静岡県考古学研究』三〇）
  - ・海部陽介二〇一六『日本人はどこから来たのか？』（文芸春秋）
  - ・加藤学園沼津考古学研究所一九七二「駿河小塚―静岡県における先石器文化の研究」
  - ・市史編さん委員会編二〇二三『富士宮の歴史自然環境編』（富士宮市）
  - ・静岡県考古学会シンポジウム実行委員会一九九五『愛鷹・箱根山麓の旧石器時代編年 予稿集』
  - ・静岡県埋蔵文化財調査研究所編二〇一〇『下高原遺跡』
  - ・芝川町教育委員会編一九九五『小塚遺跡（第五次）』
  - ・富沢町誌編纂室編一九七一『天神堂遺跡』
  - ・中村雄紀二〇一一「愛鷹・箱根山麓の後期旧石器時代の石器群と遺跡分布の変遷」（『東京大学考古学研究室研究紀要』二二五）
  - ・保坂康夫・望月明彦・池谷信之二〇〇三「石材管理と石器製作―山梨県天神堂遺跡の黒曜石原産地推定と原産地クラスターの抽出から―」（『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』一一）
- 第二章（「富士宮市の縄文土器編年」を含む）
- ・池谷信之二〇一八「大鹿窪遺跡出土黒曜石製石器の原産地推定」（富士宮市教育委員会編『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』）
  - ・泉拓良・上原真人二〇〇九『考古学―その方法と現状』（放送大学教育振興会）
  - ・泉拓良・今村啓爾編二〇一三『講座日本の考古学3 縄文時代上』（青木書店）
  - ・泉拓良・今村啓爾編二〇一四『講座日本の考古学4 縄文時代下』（青木書店）
- ・大仁町教育委員会編一九八六『仲道A遺跡』
  - ・小野真一編一九七五『千居』（加藤学園考古学研究所）
  - ・加藤学園沼津考古学研究所一九七二「駿河小塚―静岡県における先石器文化の研究」
  - ・北垣俊明二〇二二「溶岩帯の概要」（富士宮市教育委員会編『史跡大鹿窪遺跡発掘調査報告書』）
  - ・小林謙一二〇一七『縄文時代の実年代―土器型式編年と炭素14年代―』（同成社）
  - ・小林謙一二〇一九『縄文時代の実年代講座』（同成社）
  - ・小林謙一二〇二〇『史跡大鹿窪遺跡の年代と定住生活について』富士宮市教育委員会編『史跡大鹿窪遺跡の歴史と環境』
  - ・小林謙一二〇二二「史跡大鹿窪遺跡の年代と定住生活について」（富士宮市教育委員会編『史跡大鹿窪遺跡の歴史と環境』第二版）
  - ・小林謙一二〇二三『縄文土器の成立と定着』（春成秀爾編『何が歴史を動かしたのか第一巻 自然史と旧石器・縄文考古学』雄山閣）
  - ・小林謙一二〇二五「富士宮市滝戸遺跡出土試料の炭素14年代測定」（富士宮市教育委員会編『滝戸遺跡III』）
  - ・小林謙一・工藤雄一郎・国立歴史民俗博物館編二〇一一『縄文はいつから地球環境の変動と縄文文化』（新泉社）
  - ・小林謙一・深澤麻衣・米田穰・尾寄大真・大森貴之二〇二五「富士宮市若宮遺跡および黒田向林遺跡出土土器付着物の炭素14年代測定」（富士宮市教育委員会編『富士宮市文化財年報』一五）
  - ・小林達雄編二〇〇八『総覧縄文土器』（アム・プロモーション）
  - ・小林淳・村田昌則・鈴木毅彦二〇二二「大鹿窪遺跡で確認した富士火山起源のスコリア層と広域テフラ層序」（富士宮市教育委員会編『史跡大鹿窪遺跡発掘調査報告書』）
  - ・静岡県編一九九〇『静岡県史 資料編一 考古一』
  - ・静岡県編一九九四『静岡県史 通史編一 原始・古代』
  - ・静岡県埋蔵文化財センター編二〇一三『裾野市富沢・桃園の遺跡群』
  - ・芝川町教育委員会編一九九五『小塚遺跡（第三次・第四次）』
  - ・芝川町教育委員会編一九九五『小塚遺跡（第五次）』
  - ・芝川町教育委員会編二〇〇三『大鹿窪遺跡・窪B遺跡（遺構編）』
  - ・芝川町教育委員会編二〇〇六『大鹿窪遺跡・窪B遺跡（遺物編）』

- ・芝川町教育委員会編二〇〇六『猫沢遺跡』
- ・下岡順直二〇二二「遺跡形成過程復原のための遺跡堆積物のルミネッセンス年代測定」(『史跡大鹿窪遺跡発掘調査報告書』)
- ・白石浩之・村澤正弘一九九六『かながわの縄文文化の起源を探る』(神奈川県考古学会)
- ・鈴木三男二〇二〇『びっくり!! 縄文植物誌』(同成社)
- ・高瀬尚人二〇二二「地中レーダ探査」(富士宮市教育委員会編『史跡大鹿窪遺跡発掘調査報告書』)
- ・中部地方建設局一九九五『お宮の森裏遺跡』(建設省飯田国道工事事務所)
- ・沼津市教育委員会編二〇〇一『葛原沢第四遺跡(a・b区)発掘調査報告書1』
- ・橋詰潤二〇二〇「大鹿窪遺跡8号竪穴状遺構の比較考古学的検討―北東アジアの土器出現期の視点から―」(静岡県考古学会編『縄文時代草創期の初期定住とその環境―富士山麓からの視点』)
- ・深澤麻衣二〇二〇「縄文時代草創期土器の成立と展開―大鹿窪遺跡出土の押圧縄文土器を中心として―」(静岡県考古学会編『縄文時代草創期の初期定住とその環境―富士山麓からの視点』)
- ・深澤麻衣二〇二五「附編 滝戸遺跡の草創期と早期について」(富士宮市教育委員会編『滝戸遺跡Ⅲ』)
- ・富士宮市教育委員会編一九八一『月の輪遺跡群』
- ・富士宮市教育委員会編一九八一『滝ノ上遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編一九八二『月の輪遺跡群Ⅲ』
- ・富士宮市教育委員会編一九八二『代官屋敷遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編一九八三『若宮遺跡』(日本道路公団名古屋建設局)
- ・富士宮市教育委員会編一九八五『沼久保坂上遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編一九八五『上石敷遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編一九八五『南原遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編一九八六『黒田向林遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編一九八九『小松原A遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編一九九一『稲干場遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編一九九三『富士宮市の遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編一九九四『峯石遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編一九九四『猪之頭養鱒場内遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編一九九七『滝戸遺跡』

- ・富士宮市教育委員会編二〇〇〇『石敷遺跡』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇〇一『箕輪A遺跡』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇〇四『辻遺跡』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇〇五『大中里坂下遺跡』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇〇五『大室遺跡』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇〇七『丸塚遺跡』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇〇七『滝戸遺跡Ⅱ』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇〇八『富士宮市の遺跡Ⅲ』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇一〇『千居遺跡範囲確認調査報告書』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇一〇『代官屋敷遺跡Ⅱ』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇一〇『代官屋敷遺跡Ⅰ』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇一三『富士宮市内遺跡分布調査報告書』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇一六『富士宮市の遺跡Ⅴ』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇一七『富士宮市の遺跡Ⅵ』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇一八『史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇一八『図録富士宮市の遺跡』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇二一『富士宮市の遺跡Ⅶ』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇二四『富士宮市の遺跡Ⅷ』
  - ・富士宮市教育委員会編二〇二五『滝戸遺跡Ⅲ』
  - ・みどり市教育委員会編二〇一七『西鹿田中島遺跡発掘調査報告書2』
  - ・山田康弘・設楽博己編二〇二四『Q&Aで読む縄文時代入門』(吉川弘文館)
- ※図は国土数値情報(行政区域データ・河川データ・湖沼データ)(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)、地理院タイル(標高タイル(基盤地図情報数値標高モデル))(<https://service.gsi.go.jp/kiban/>)を加工して作成

### 第三章

- ・安城市歴史博物館編二〇一四『特別展 大交流時代 鹿乗川流域遺跡群と古墳時代前夜の土器交流』
- ・石川日出志一九九九「4東日本弥生墓制の特性」(国立歴史民俗博物館編『新弥生紀行北の森から南の海へ』)
- ・遠藤英子二〇一二「レプリカ法から見た東海地方縄文弥生移行期の植物利用」(『第一九回考古学研究会東海例会 縄文/弥生移行期の植物利用と農』)

耕関連資料)

- ・大阪府立弥生文化博物館編一九九七『卑弥呼誕生 邪馬台国は畿内にあった?』
- ・大阪府立弥生文化博物館編二〇一五『女王創出の現象学 卑弥呼』
- ・岡内三眞一九八九『青銅の威風と形』(工楽善通編『古代史復元5 弥生人の造形』講談社)
- ・岡村渉・中川律子・小泉祐紀二〇一八『静岡の弥生時代農耕の成立と展開』(日本考古学協会二〇一八年度静岡大会実行委員会編『境界の考古学』静岡県考古学会)
- ・近藤義郎一九五九『共同体と単位集団』『考古学研究』六一一
- ・鈴木敏則一九八七『欠山様式とその前後 西遠江型』(『欠山式土器とその前後研究・報告編』東海埋蔵文化財研究会)
- ・鈴木敏則二〇〇二『地域の様相2 遠江』(西相模考古学研究会編『弥生時代のヒトの移動と相模湾から考える』六一書房)
- ・高田亮・山元孝広・石塚吉浩・中野俊二〇一六『富士火山地質図(第二版)』(産業技術総合研究所地質調査総合センター)
- ・寺沢薫一九八六『矢部遺跡』(奈良県立橿原考古学研究所)
- ・瀬田佳男一九九八『石器から鉄器へ』(都出比呂志編『古代国家はこうして生まれた』角川書店)
- ・春成秀爾・小林謙一・坂本稔・今村峯雄・尾崎大真・藤尾慎一郎・西本豊弘二〇一一『古墳出現期の炭素一四年代測定』(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一六三集)
- ・森岡秀人二〇〇四『農耕社会の成立』(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座 一 東アジアにおける国家の形成』東京大学出版会)

第四章

- ・石野博信編二〇〇五『季刊考古学 九〇 前方後円墳とは何か』(雄山閣)
- ・太田宏明編二〇二二『季刊考古学 一六〇 横穴式石室から見た古墳時代社会』(雄山閣)
- ・大塚初重編一九九二『季刊考古学 別冊三 東国の古墳』(雄山閣)
- ・河上邦彦編二〇〇三『季刊考古学 八二 終末期古墳とその時代』(雄山閣)
- ・考古学ジャーナル編集委員会編『月刊考古学ジャーナル 二月号』五五四
- ・静岡県教育委員会編二〇〇一『静岡県の前方後円墳―個別報告編―』

- ・静岡県教育委員会編二〇〇一『静岡県の前方後円墳―資料編―』
- ・静岡県教育委員会編二〇〇一『静岡県の前方後円墳―総括編―』
- ・静岡県埋蔵文化財調査研究所編二〇〇九『浅間大社遺跡山宮浅間大社遺跡』
- ・鈴木一有・田村隆太郎編二〇一九『季刊考古学 別冊三〇 賤機山古墳と東国首長』(雄山閣)
- ・西光慎爾編二〇二四『季刊考古学 一六九 よみがえる日本列島の古墳時代』(雄山閣)
- ・土生田純之・亀田修一編二〇〇九『季刊考古学 一〇六 古墳時代とは何か』(雄山閣)
- ・富士山考古学研究会編二〇二〇『富士山噴火の考古学 火山と人類の共生史』(吉川弘文館)
- ・富士市立博物館編二〇一四『富士山の下に灰を雨らす富士の噴火と古墳時代後期の幕開け』
- ・富士市立博物館編二〇一七『富士山かぐや姫ミュージアム館報』第三二号
- ・富士宮市教育委員会編一九七九『大室古墳 古墳実測調査』
- ・富士宮市教育委員会編一九八一『月の輪遺跡群』
- ・富士宮市教育委員会編一九九一『丸ヶ谷戸遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編一九九三『富士宮市の遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編一九九五『上石敷遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編一九九七『滝戸遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇〇『元富士大宮司館跡』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇一『丸ヶ谷戸遺跡Ⅱ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇三『浅間大社Ⅱ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇三『富士宮市の遺跡Ⅱ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇五『大中里坂下遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇五『富士宮市の遺跡Ⅲ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇七『三ツ室遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇八『富士宮市の遺跡Ⅳ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇九『神祖遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇九『東田遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編二〇一三『浅間大社Ⅲ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇一三『富士宮市内遺跡分布調査報告書』

- ・富士宮市教育委員会編二〇一三『丸ヶ谷戸遺跡Ⅲ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇一四『元富士大宮司館跡Ⅱ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇一八『図録 富士宮市の遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編二〇二五『滝戸遺跡Ⅲ』
- ・山本孝文編二〇二四『季刊考古学 一六七 古墳時代日韓交渉の基礎資料』（雄山閣）

## 第二編

### 第一章

- ・奥野高廣・岩沢愿彦校注一九六九『信長公記』（角川書店）
- ・静岡県編一九三三『静岡県史料第二輯』
- ・静岡県編一九三六『静岡県史第三卷』
- ・静岡県編一九八九『静岡県史資料編四 古代』
- ・静岡県編一九八九『静岡県史資料編五 中世一』
- ・静岡県編一九九二『静岡県史資料編六 中世二』
- ・静岡県編一九九四『静岡県史資料編七 中世三』
- ・静岡県編一九九四『静岡県史通史編一 原始・古代』
- ・静岡県編一九九六『静岡県史資料編八 中世四』
- ・静岡県編一九九七『静岡県史通史編二 中世』
- ・静岡県埋蔵文化財調査研究所編二〇〇一『富士川S A関連遺跡 遺構編』
- ・静岡県埋蔵文化財調査研究所編二〇〇一『富士川S A関連遺跡 遺物編』
- ・静岡県埋蔵文化財調査研究所編二〇〇九『浅間大社遺跡山宮浅間神社遺跡』
- ・長崎健・外村南都子・岩佐美代子・稲田利徳・伊藤敬校注・訳一九九四『新編 日本古典文学全集四八 中世日記行集』（小学館）
- ・奈良国立文化財研究所編一九九〇『平城宮発掘調査出土土簡概報（二二）— 二条大路木簡一—』
- ・日本道路公団名古屋建設局・静岡県富士土木事務所・静岡県教育委員会・富士市教育委員会編一九八二『東平 遺構編』
- ・日本道路公団名古屋建設局・静岡県富士土木事務所・静岡県教育委員会・

- 富士市教育委員会編一九八二『東平遺物・考察編』
- ・富士川町教育委員会編一九九一『浅間林』
- ・富士宮市教育委員会編一九九五『上石敷遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編一九九六『浅間大社』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇〇『元富士大宮司館跡』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇三『浅間大社Ⅱ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇三『富士宮市の遺跡Ⅱ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇五『村山浅間神社調査報告書』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇八『富士宮市の遺跡Ⅳ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇一三『浅間大社Ⅲ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇一四『元富士大宮司館跡Ⅱ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇一五『山宮浅間神社遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編二〇二〇『史跡富士山発掘調査報告書』
- ・平凡社地方資料センター編二〇〇〇『日本歴史地名大系第二二巻 静岡県の地名』（平凡社）
- ・郵岡良弼一九〇二『日本地理志料三』（東陽堂支店）
- ・吉田東伍一九〇七『大日本地名辞書 中巻』（富山房）
- ・渡井英誉二〇〇八『富士山麓における遺跡分布』（富士学研究 六一—二）
- ・渡井英誉二〇二四『大宮における浅間大社の創建について』（富士学研究 二〇—一）

### 第二章

- ・生駒孝臣二〇二四『院政期の源氏・平氏と東海の武士団』（生駒孝臣編『東海の中世史① 中世東海の黎明と鎌倉幕府』、吉川弘文館）
- ・上野村役場・福本深道二〇〇九『上野村誌』（川田法成）
- ・内野区誌編纂委員会編二〇二二『内野区誌』（内野区）
- ・江田郁夫二〇〇一『奥大道と下野—中世大道の特質について—』（『歴史』 九六）
- ・榎原雅治二〇一六『室町幕府と地方社会』（岩波新書）
- ・榎原雅治二〇二一『室町將軍の旅』（『地図で考える中世』吉川弘文館）
- ・海老沼真治二〇一一『富士北麓若彦路』再考—『吾妻鏡』関係地名の検討を中心として』（『山梨県立博物館研究紀要』五）

- ・遠藤秀男一九六五『富士山をめぐる郷土の歴史』（富士宮市上井出小学校）
- ・遠藤秀男一九八一『富士川その風土と文化』（静岡新聞社）
- ・大石泰史二〇一〇「一五世紀後半の大宮司富士家」（『戦国史研究』六〇）
- ・大石泰史二〇二〇「今川範忠に関する基礎的考察」（戦国史研究会編『論集 戦国大名今川氏』岩田書院）
- ・小和田哲男二〇〇一「南北朝の内乱」（『武将たちと駿河・遠江』、初出一九八一）
- ・小和田哲男二〇一五『駿河今川氏十代』（戎光祥出版、初出一九八三）
- ・梶川貴子二〇〇八「得宗被官南条氏の基礎的研究—歴史学的見地からの系図復元の試み—」（『創価大学院紀要』三〇）
- ・梶川貴子二〇一〇「北条時輔後見南条頼員について」（『創価大学院紀要』三二）
- ・梶川貴子二〇一一「南条氏所領における相論」（『東洋哲学研究所紀要』二七）
- ・梶川貴子二〇一二「南条氏の得宗被官化に関する一考察」（『創価大学人文論集』二四）
- ・亀田俊和二〇一七『観応の擾乱』（中公新書）
- ・河合康二〇〇九『源平の内乱と公武政権』（吉川弘文館）
- ・木下聡二〇二二「山上杉氏と扇谷上杉氏」（吉川弘文館）
- ・木下聡二〇二四「室町幕府の対東国政策—駿河国を中心に—」（岡野友彦・大石泰史編『領主層の共生と競合』高志書院）
- ・木下良二〇〇九『事典 日本古代の道と駅』（吉川弘文館）
- ・木村茂光二〇一一『初期鎌倉政権の政治史』（同成社）
- ・木村茂光二〇一六『頼朝と街道—鎌倉政権の東国支配』（吉川弘文館）
- ・木村茂光二〇一八『頼朝政権と甲斐源氏』（『武田氏研究』五八号）
- ・木本弥太郎一九九二『ふるさと上井出の八〇〇年誌』（木本弥太郎）
- ・黒田基樹二〇二〇「享徳の乱における今川氏」（戦国史研究会編『論集 戦国大名今川氏』岩田書院）
- ・黒田基樹二〇二二『図説享徳の乱』（戎光祥出版）
- ・桑原藤泰著・足立鍬太郎校訂一九三二『駿河記 下巻』（加藤弘造、一九七四年に臨川書店より復刻）
- ・国立歴史民俗博物館編二〇一〇『武士とはなにか』
- ・国立歴史民俗博物館編二〇一八『日本の中世文書』
- ・小松原純子二〇〇七「静岡県浮島ヶ原低地の水位上昇履歴と富士川河口断層帯の活動」（『活断層・古地震研究報告』七、産業技術総合研究所地質調査総合センター）
- ・佐藤博信二〇一八『駿河今川範氏・範政文書の再検討—興津氏との関係を中心に—』（『年報中世史研究』四三）
- ・静岡県編一九八九『静岡県史資料編五 中世一』
- ・静岡県編一九九二『静岡県史資料編六 中世二』
- ・静岡県編一九九七『静岡県史通史編二 中世』
- ・芝川町誌編さん委員会編一九七三『芝川町誌』（芝川町）
- ・新庄道雄著・足立鍬太郎校訂一九七五『修訂駿河国新風土記 下巻』（国書刊行会）
- ・杉田区誌編纂委員会編二〇一〇『杉田区誌 霊峰富士とともに』（杉田区）
- ・杉橋隆夫一九八八『富士川合戦の前提—甲駿路「鉢田」合戦考』（『立命館文学』五〇九）
- ・杉山一弥二〇一九「室町時代の今川氏」（黒田基樹編『今川義元とその時代』戎光祥出版）
- ・杉山一弥二〇二四『駿河・遠江の守護・奉公衆・国人』（杉山一弥編『東海の中世史③ 室町幕府と東海の守護』吉川弘文館）
- ・高橋秀樹二〇二三『三浦義村』（吉川弘文館）
- ・高橋彌一九九〇「富士川雁堤と徳川幕府初期の治世への影響」（『土木史研究』一〇）
- ・勅使河原卓也二〇二四「治承・寿永の内乱と東海」（生駒孝臣編『東海の中世史① 中世東海の黎明と鎌倉幕府』、吉川弘文館）
- ・中谷竹蔵一九〇九『靈山富士』（三友堂）
- ・中村高平著・橋本博校訂一九三〇『駿河志料』（静岡郷土研究会、一九六九年に歴史図書社より復刻）
- ・西川公平二〇一四「甲斐源氏—東国に成立したもう一つの「政権」」（野口実編『治承く文治の内乱と鎌倉幕府の成立』、清文堂出版）
- ・沼久保区誌編纂委員会編一九九七『沼久保区誌』（沼久保区）
- ・林治一九一五『靈山富士案内』（官幣大社浅間神社本宮社務所）
- ・彦由一太一九五九『甲斐源氏と治承寿永の乱』（『日本史研究』四三）
- ・深沢洋一九七〇『星山の伝説と歴史』（緑星社）
- ・富士宮市安居山区編集委員会『安居山区誌』（井上甲一）

- ・富士宮市教育委員会編二〇二〇『歩く博物館ガイドブック 改訂版』
- ・堀川康史二〇二四「駿遠地域と今川氏」(谷口雄太編『東海の中世史②』足利一門と動乱の東海) 吉川弘文館)

- ・本間俊文二〇〇七「日興とその門弟―白蓮弟子分与申御筆御本尊目録事」の考察」(『日蓮教学研究所紀要』三五)

- ・松井茂一九七八「源頼朝と甲斐源氏」(『文化』四二―一・二)

- ・松尾四郎一九五八「史話と伝説 富士山麓の巻」(松尾書店)

- ・末木健二二〇〇九「富士山西麓「駿河往還」の成立」(『甲斐』一二二、山梨県郷土研究会)

- ・宮本区誌編集委員会二〇〇〇『宮本区誌』(富士宮市宮本区)

- ・山田邦明二〇一四『享徳の乱と太田道灌』(吉川弘文館)

- ・山梨県教育委員会文化課編一九八四『山梨県歴史の道調査報告書第三集(中道往還)』(山梨県教育委員会)

- ・山梨県教育委員会文化課編一九八五『山梨県歴史の道調査報告書第八集(若彦路)』(山梨県教育委員会)

- ・山本区誌編集委員会編一九九五『山本区誌』(富士宮市山本区)

- ・渡井正二一九九五『富士宮の昔話と伝説』(富士宮市教育委員会)

- ・渡井正二採話・編集二〇〇八『富士宮の昔話と伝説(改訂版)』(『富士宮の昔話と伝説』制作委員会)

- ・渡井正二採話・編集二〇一二『富士宮の昔話と伝説(新訂版)』(『富士宮の昔話と伝説』制作委員会)

※令制国地図は、鳴門教育大学助教授立岡裕士氏作成の「令制国の地図」による

### 第三章

- ・磯田隆一編一九八六『曹洞宗廣国山先照寺縁起』(廣国山先照寺護持会)

- ・稲葉伸道二〇一九「後醍醐天皇親政期の寺社政策」(『日本中世の王朝・幕府と寺社』吉川弘文館、初出二〇一五を補筆)

- ・大高康正二〇一三「富士村山修験と聖護院」(『富士山信仰と修験道』岩田書院、初出二〇一〇)

- ・大高康正二〇一三「中世後期の富士山表口村山と修験道」(『富士山信仰と修験道』岩田書院、初出二〇一一)

- ・大高康正二〇一三「富士山東泉院の歴史」(『富士山信仰と修験道』岩田書院)

- ・小和田哲男一九九一「武田水軍と駿河の海賊城」(佐藤八郎先生頌寿記念論文集刊行会編『戦国大名武田氏』名著出版)

- ・菅野憲道二〇〇四「河東一乱と富士門徒」(『興風』一六号)

- ・菅野憲道二〇〇五「武田氏の駿河侵攻と富士門徒」(『興風』一七号)

- ・菅野憲道二〇〇七「戦国末期の富士門徒」(『興風』一九号)

- ・桑原藤泰著・足立鋏太郎校訂一九三二『駿河記下巻』(加藤弘造、一九七四年に臨川書店より復刻)

- ・近藤祐介二〇一〇「修験道本山派における戦国期の構造の出現」(『史学雑誌』一一九―四)

- ・近藤祐介二〇一一「聖護院門跡と「門下」―一五世紀を中心に―」(『学習院大学文学部研究年報』五七)

- ・近藤祐介二〇二二「中世後期の〈頭山伏〉と山伏結合―八槻別当を題材に―」(『文化財学雑誌』一七)

- ・近藤祐介二〇二三「富士村山三坊における近世的体制の成立」(『山岳修験』七〇)

- ・近藤祐介二〇二四「富士山興法寺と武家権力」(岡野友彦・大石泰史編『領主層の共生と競合』高志書院)

- ・寺院本末帳研究会編一九九九『江戸幕府寺院本末帳集成上』(雄山閣出版)

- ・寺院本末帳研究会編一九九九『江戸幕府寺院本末帳集成中』(雄山閣出版)

- ・静岡県編一九三三『静岡県史料第二輯』

- ・静岡県編一九八九『静岡県史料編五 中世一』

- ・静岡県編一九九二『静岡県史資料編六 中世二』

- ・静岡県編一九九四『静岡県史資料編七 中世三』

- ・静岡県編一九九六『静岡県史資料編八 中世四』

- ・静岡県編一九九七『静岡県史通史編二 中世』

- ・清水邦彦二〇〇四「実睿編『地藏菩薩靈驗記』再考 高達説をどう止揚するか」(『日本仏教総合研究』巻二)

- ・新庄道雄著・足立鋏太郎校訂一九七五『修訂駿河国新風土記下巻』(国書刊行会)

- ・杉橋隆夫二〇〇八「駿河国大岡荘の領主権と政治的・文化的位置」(『立命館文学』六〇五)

- ・曹洞宗全書刊行会編一九七六『曹洞宗全書大系譜一』

- ・高橋菜月二〇二三「戦国期の富士氏と大宮司」(『年報中世史研究』四八)

- ・千葉県史料研究財団編二〇〇一『千葉県の歴史資料編 中世三（県内文書二）』
- ・時枝務・長谷川賢二・林淳編二〇一五『修験道史入門』（岩田書院）
- ・中村高平著・橋本博校訂一九三〇『駿河志料』（静岡郷土研究会、一九六九年に歴史図書社より復刻）
- ・西岡芳文二〇〇五『新出『浅間大菩薩縁起』にみる初期富士修験の信仰』（『史学』七三一）
- ・日本道路公団名古屋建設局・静岡県富士土木事務所・静岡県教育委員会・富士市教育委員会編一九八二『東平遺物・考察編』
- ・日本道路公団名古屋建設局・静岡県富士土木事務所・静岡県教育委員会・富士市教育委員会編一九八二『東平遺構編』
- ・日本仏教人名辞典編纂委員会編一九九二『日本仏教人名辞典』（法蔵館）
- ・富士宮市教育委員会編一九九六『浅間大社』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇三『浅間大社Ⅱ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇三『富士宮市の遺跡Ⅱ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇五『富士宮市の遺跡Ⅲ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇五『村山浅間神社調査報告書』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇八『富士宮市の遺跡Ⅳ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇一三『浅間大社Ⅲ』
- ・富士宮市教育委員会編二〇一五『山宮浅間神社遺跡』
- ・富士宮市教育委員会編二〇一七『静岡県指定文化財（建築物）大石寺御影堂修理工事報告書（発掘編）』（日蓮正宗総本山 大石寺）
- ・富士宮市教育委員会編二〇二〇『史跡富士山発掘調査報告書』
- ・平凡社地方資料センター編二〇〇〇『日本歴史地名大系第二二巻 静岡県の地名』（平凡社）
- ・前田利久二〇一四『中世解説』（富士市立博物館編『六所家総合調査報告書 古文書①』富士市教育委員会）
- ・宮地直一・廣野三郎一九二九『富士の研究Ⅱ 浅間神社の歴史』（古今書院、一九七三年に名著出版より復刻）

#### 第四章

- ・池上裕子一九八四『伝馬役と新宿』（『戦国史研究』八、池上『戦国時代社

- 会構造の研究』（校倉書房、一九九九）に再録）
- ・大石泰史編二〇一七『今川氏年表』（高志書院）
- ・大久保俊昭二〇〇八『戦国期今川氏の領域と支配』（岩田書院）
- ・大久保俊昭二〇二〇『大宮司富士氏と富士郡上方地方の研究―富士宮若と「小泉上坊」から―』（『駒沢史学』九四）
- ・大高康正二〇二一『特論 村山浅間神社文書』（静岡県富士山世界遺産センター・富士宮市教育委員会編『富士山表口の歴史と信仰―浅間大社と興法寺―』）
- ・小笠原春香二〇一九『戦国大名武田氏の外交と戦争』（岩田書院）
- ・奥野高廣・岩沢愿彦校注一九六九『信長公記』（角川書店）
- ・小野眞一編一九九七『白鳥山城と万沢・内房郷』（山梨県富沢町教育委員会）
- ・加藤学園考古学研究所一九九六『葛谷城と山静地方の城館』（葛谷城埋蔵文化財発掘調査団・山梨県南部町教育委員会・静岡県芝川町教育委員会）
- ・久保田昌希・大石泰史編二〇一〇『戦国遺文今川氏編第一巻』（東京堂出版）
- ・久保田昌希・大石泰史編二〇一一『戦国遺文今川氏編第二巻』（東京堂出版）
- ・久保田昌希・大石泰史編二〇一二『戦国遺文今川氏編第三巻』（東京堂出版）
- ・久保田昌希・大石泰史ほか編二〇一四『戦国遺文今川氏編第四巻』（東京堂出版）
- ・久保田昌希・大石泰史ほか編二〇一五『戦国遺文今川氏編第五巻』（東京堂出版）
- ・黒田基樹編二〇一三『伊勢宗瑞』（戎光祥出版）
- ・黒田基樹二〇一九『今川氏親と伊勢宗瑞』（平凡社）
- ・黒田基樹編二〇一九『今川義元とその時代』（戎光祥出版）
- ・黒田基樹二〇二四『駿甲相三国同盟』（角川新書）
- ・静岡県編一九九二『静岡県史資料編六 中世二』
- ・静岡県編一九九四『静岡県史資料編七 中世三』
- ・静岡県編一九九六『静岡県史資料編八 中世四』
- ・静岡県編一九九七『静岡県史通史編二 中世』
- ・静岡県教育委員会編一九八一『静岡県の城郭跡』
- ・柴辻俊六・平山優・黒田基樹・丸島和洋編二〇一五『武田氏家臣人名辞典』（東京堂出版）
- ・鈴木将典『戦国期の太田氏―戦国大名今川氏との関係を中心に―』（『静岡県地域史研究』一一、二〇二一年）

- ・鈴木将典 二〇二四「戦国大名今川氏の富士上方支配と地域社会」（岡野友彦・大石泰史編『領主層の共生と競合』高志書院）
- ・関根省治 一九九二『近世初期幕領支配の研究』（雄山閣出版）
- ・高橋菜月 二〇二三「戦国期の富士氏と大宮司」（『年報中世史研究』四八）
- ・長澤伸樹 二〇一七「今川氏と富士大宮楽市」（『楽市楽座令の研究』思文閣出版、初出二〇一六）
- ・平山優 二〇二二『図説武田信玄』（戎光祥出版）
- ・平山優 二〇二二『徳川家康と武田信玄』（角川選書）
- ・藤木久志 一九九七「戦場の村」（静岡県編『静岡県史通史編二 中世』）
- ・富士山かぐや姫ミュージアム編 二〇二二『河東をめぐる戦国時代』
- ・富士宮市教育委員会編 二〇〇〇『元富士大宮司館跡』
- ・富士宮市教育委員会編 二〇一四『元富士大宮司館跡Ⅱ』
- ・富士宮市史編纂委員会編 一九七一『富士宮市史上巻』（富士宮市）
- ・本多隆成 一九八九『近世初期社会の基礎構造』（吉川弘文館）
- ・本多隆成 二〇一九『徳川家康と武田氏』（吉川弘文館）
- ・前田利久 一九九二「戦国大名武田氏の富士大宮支配」（『地方史静岡』二〇）
- ・前田利久 一九九四「武田信玄の駿河侵攻と諸城」（『地方史静岡』二二）
- ・松本将太 二〇二二「戦国期における富士大宮の様相」（『富士山学』二）
- ・丸島和洋 二〇一〇「高野山成慶院『駿河国日牌月牌帳（駿州泉州過去帳）』（『年報三田中世史研究』一七）
- ・丸島和洋 二〇一一『戦国大名武田氏の権力構造』（思文閣出版）
- ・丸島和洋 二〇一六『戦国大名武田氏の家臣団』（教育評論社）
- ・水野智之編 二〇二四『東海の中世④ 戦国争乱と東海の大名』（吉川弘文館）
- ・宮地直一・廣野三郎 一九二九『富士の研究Ⅱ 浅間神社の歴史』（古今書院、一九七三年に名著出版より復刻）
- ・森田香司 二〇〇一「今川氏親と文亀・永正の争乱」（静岡県地域史研究会編『戦国期静岡の研究』清文堂出版）

## 第五章

- ・足立鉄太郎 一九三〇「富士山頂三島岳南経塚遺物中の経筒と経巻とにつき

- て」（『考古学雑誌』二〇一一二）
- ・足立鉄太郎 一九三一「富士山頂の埋経につきて」（静岡縣『静岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告』第七集）
- ・阿部美香 二〇〇三「曾我兄弟の母―懸子の文を通して」（村上美登志編『曾我物語の作品宇宙（国文学解釈と鑑賞別冊）』至文堂）
- ・池田令道 二〇〇七「竹取物語と富士戒壇の縁由―千葉妙本寺蔵『当家聞書』を読んで」（『興風』一七号）
- ・井上卓哉 二〇一四「木版手彩色『富士山禅定図』にみる富士山南麓の信仰空間」（静岡県博物館協会研究紀要）三七）
- ・石川透 二〇〇〇『富士山縁起』解題・翻刻」（『むろまち』四）
- ・植松章 八二〇一五「末代上人の再検討」（『月の輪』三〇）
- ・大黒喜道 二〇〇七「日興門流における本因妙思想形成に関する覚書（四）」（『興風』一九）
- ・大高康正 二〇一二「参詣曼荼羅の研究」（岩田書院）
- ・大高康正 二〇一三「富士山縁起と「浅間御本地」（徳田和夫編『中世の寺社縁起と参詣』竹林舎）
- ・大高康正 二〇一三「富士山信仰と修験道」（岩田書院）
- ・大高康正 二〇一六「富士山の参詣曼荼羅を絵解く…重要文化財指定本と新出松榮寺本」（『聚美』一八号）
- ・大高康正 二〇一七「富士参詣曼荼羅にみる富士登拝と参詣路」（『国史学』二二一）
- ・大高康正 二〇一九「いったい何が「参詣曼荼羅」なのか」（『環境考古学』富士山）三）
- ・大高康正編 二〇二〇『古地図で楽しむ富士山』（風媒社）
- ・大高康正 二〇二二「富士山の「合目」標記に関する一考察」（『富士山学』一）
- ・大塚紀弘 二〇一五「末代上人の富士山埋経と如法経信仰」（『日本宗文化史研究』一九一二）
- ・奥脇和男 二〇一五「富士山の信仰と「お鉢巡り」―正福寺版「八葉九尊図」を中心に―」（『富士吉田市歴史民俗資料館研究紀要』一）
- ・梶原正和・大津雄一・野中哲照校注・訳 二〇〇二『新編日本古典文学全集 五三 曾我物語』（小学館）
- ・勝又直人 二〇一一「三島ヶ岳経塚小考―富士山本宮浅間大社所蔵写真資料から―」（『財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所研究紀要』一七）

- ・勝又直人二〇一三「富士山頂の経塚」(『考古学ジャーナル』六四八)
- ・勝又直人二〇一七「富士山頂の状況」(静岡県考古学会二〇一六年度シンポジウム実行委員会編『富士山信仰への複合的アプローチ』静岡県考古学会)
- ・勝又直人二〇二二「富士山頂三島岳麓出土『無量義経』・『妙法蓮華経』」(静岡県富士山世界遺産センター編『富士山巡礼路調査報告書 大宮・村山口登山道』)
- ・勝又直人二〇二四「三島ヶ岳経塚」(浜田弘明・阿由葉司・小川直之・斎木勝・大工原豊・谷口康浩編『日本石造文化事典』朝倉書店)
- ・角川源義編一九六九『妙本寺本曾我物語』(角川書店)
- ・神奈川県立金沢文庫編二〇〇三『寺社縁起と神仏霊験譚』
- ・神田龍身二〇二四『鎌倉幕府の文学論は成立可能か!?—真名本『曾我物語』テキスト論』(勉誠社)
- ・菊池邦彦二〇〇八「富士山信仰における庚申縁年の由緒について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一四二)
- ・菊池邦彦二〇一五「富士山縁起」(『富士吉田市歴史民俗博物館研究紀要』一)
- ・黒板勝美編一九六四「本朝世紀」(『国史大系第九卷』吉川弘文館)
- ・黒板勝美編一九六六「本朝文集」(『国史大系第三〇卷』吉川弘文館)
- ・小林直樹二〇〇四「中世説話集とその基盤」(和泉書院)
- ・小山一成一九八三「富士の人穴草子—研究と資料」(文化書房博文社)
- ・坂井孝一二〇一四『曾我物語の史的的研究』(吉川弘文館)
- ・桜井徳太郎一九七五「縁起の種類と展開」(桜井徳太郎・萩原龍夫・宮田登校注『日本思想大系二〇』寺社縁起』岩波書店)
- ・桜井徳太郎・萩原龍夫・宮田登校注一九七五「白山之記」(『日本思想体系二〇』自社縁起』岩波書店)
- ・笹生衛二〇一四「富士の神の起源と歴史」(『特別展富士山—その景観と信仰・芸術—』国学院大学博物館)
- ・佐野武勇一九三〇「富士山頂上三島ヶ嶽の経塚」(『考古学雑誌』二〇—一〇)
- ・静岡県富士山世界遺産センター編二〇一八『富士山巡礼路調査報告書 須走口登山道』
- ・静岡県富士山世界遺産センター編二〇二二『富士山巡礼路調査報告書 大宮・村山口登山道』
- ・静岡県富士山世界遺産センター編二〇二五『富士山巡礼路調査報告書 須走口登山道・御殿場口登山道』
- ・静岡県富士山世界遺産センター・富士宮市教育委員会編二〇二二『富士山表口の歴史と信仰—浅間大社と興法寺—』
- ・下坂守一九九三『参詣曼荼羅』(至文堂)
- ・鈴木雅史二〇一五『富士山頂上の歴史』(エース出版)
- ・駿河郷土史研究会編一九八九『富士市の仏教寺院』
- ・平雅行一九九四「越前・若越の顕密寺社の展開」(福井県編『福井県史通史編二 中世』)
- ・高橋菜月二〇二〇「中近世期表口の道者管理と役銭」(『富士学研究』一六)
- ・竹谷鞆負二〇〇六『富士山の祭神論』(岩田書院)
- ・田村正彦二〇二二「絵巻『富士の人穴』」(『常信筆絵詞之巻物』) についてその一」(『日本文学研究』六〇)
- ・田村正彦二〇二二「絵巻『富士の人穴』」(『常信筆絵詞之巻物』) についてその二」(『日本文学研究』六一)
- ・徳田和夫一九九〇「絵語りと物語り」(平凡社)
- ・徳田和夫二〇〇三「室町期の民俗社会と曾我物語」(村上美登志編『曾我物語の作品宇宙』(国文学解釈と鑑賞別冊)』至文堂)
- ・中野真麻理一九九八「一乗拾玉抄の研究」(臨川書店)
- ・西岡芳文二〇〇三「中世の富士山—「富士縁起」の古層をさぐる—」(峰岸純夫編『日本中世史の再発見』吉川弘文館)
- ・西岡芳文二〇〇四「新出『浅間大菩薩縁起』にみる初期富士修験の様相」(『史学』七三—一)
- ・能学学会編二〇二二「能と狂言—九曾我兄弟の伝承と能—歴史・物語・芸能」
- ・野中至編一九〇七『富士案内』(春陽堂)
- ・福田晃解説一九八七『真名本曾我物語一』(平凡社・東洋文庫四六八)
- ・福田晃解説一九八八『真名本曾我物語二』(平凡社・東洋文庫四八六)
- ・富士市教育委員会編二〇一四『六所家総合調査報告書 古文書①』
- ・富士市立博物館編二〇一〇『富士山縁起の世界—赫夜姫・愛鷹・犬飼—』
- ・富士宮市教育委員会編二〇〇五『村山浅間神社調査報告書』
- ・藤村翔二〇二二「平安時代末期の富士山信仰—富士市・医王寺経塚出土資料とその周辺」(『富士山学』一)

- ・富士吉田市歴史民俗博物館編 一九九七『富士山明細図』
- ・富士吉田市歴史民俗博物館編 二〇〇二『富士の信仰遺跡』
- ・富士吉田市歴史民俗博物館編 二〇〇八『富士の神仏』
- ・堀内眞 一九九五「富士に集う心―表口と北口の富士信仰」(網野善彦・石井進編『中世の風景を読む 3 境界と鄙に生きる人々』新人物往来社)
- ・三宅敏之 一九六一「富士山頂における一切経埋納供養について」『歴史考古』五(「富士上人末代の埋経」で三宅『経塚論攷』(雄山閣、一九八三)に再録)
- ・三宅敏之 一九八〇「富士曼荼羅と経典埋納」(五来重編『修験道の美術・芸能・文学 (I)』名著出版)
- ・村上学 一九八四『曾我物語の基礎的研究―本文研究を中心として』(風間書房)
- ・村上美登志校注 一九九九『太山寺本曾我物語』(和泉書院)
- ・米屋優 二〇〇二「富士参詣曼荼羅を読み解く」(『図説 富士山百科』新人物往来社)

#### 富士宮市の弥生土器編年

- ・佐藤由紀男・荻野谷正宏・篠原和 二〇〇二「遠江・駿河地域」(加納俊介・石黒立人編『弥生土器の様式と編年 東海編』木耳社)
- ・永井裕幸 二〇一五「IV 各地の弥生土器及び並行期土器群の研究 5 中部」(佐藤由紀男編『考古調査ハンドブック⑫ 弥生土器』ニューサイエンス社)
- ・中塚武 二〇二二『気候適応の日本史』(吉川弘文館)
- ・中塚武・若林邦彦・樋上昇編 二〇二〇『気候変動から読みなおす日本史③ 先史・古代の気候と社会変化』(臨川書店)
- ・沼津市教育委員会編 一九九〇『雌鹿塚遺跡発掘調査報告書』
- ・宮地直道 二〇〇七「過去一万年一〇〇〇年間の富士火山の噴火史と噴出率、噴火規模の推移」(日本火山学会編『富士火山』山梨県環境科学研究所)

協力者（五十音順・敬称略）

赤池一真、アジア航測株式会社、明日香村教育委員会、安養寺、井出光彦、磐田市、王塚装飾古墳館、小山町教育委員会、かみつけの里博物館、函南町教育委員会、北山本門寺、木本達也、京都国立博物館、小泉久遠寺、小泉翔太、国立歴史民俗博物館、駒澤大学図書館、埼玉県立さきたま史跡の博物館、堺市、佐野静雄、佐野湛要、静岡県立中央図書館、静岡県立美術館、静岡市、静岡市埋蔵文化財センター、静岡市立登呂博物館、静岡市歴史博物館、正福寺、真光寺、鈴木正二、清見寺、相沼浅間神社、題経寺、大頂寺、醍醐寺、大石寺、田村正彦、東京大学史料編纂所、東京大学総合研究博物館、時枝務、中野吉行、中町浅間神社、奈良県立橿原考古学研究所、奈良文化財研究所、西山本門寺、沼津市、浜松市博物館、林原美術館、久伊豆神社、袋井市教育委員会、富士山かぐや姫ミュージアム、富士山本宮浅間大社、ふじさんミュージアム、富士勝文化庁文化資源活用課、保坂康夫、北海道地図株式会社、堀部正円、本庄元直、本間俊文、本間裕史、前嶋秀張、宮崎公夫、宮崎善旦、妙本寺、村山浅間神社、山梨県立博物館、和歌山県立紀伊風土記の丘、渡井仁司

第一編

第一章 池谷信之

第二章 深澤麻衣（監修：小林謙一）

第三章 渡井英誉（監修：篠原和大）

第四章 原 悠翔（監修：渡井英誉）

第二編

第一章 山田邦明（第一節・第二節・第三節・第五節）

原 悠翔（第四節、監修：渡井英誉）

第二章 高橋菜月（第一節・第二節・第三節）

松本将太（第四節・第五節・第六節）

第三章 高橋菜月（第一節・第二節・第三節・第五節・第六節）

原 悠翔（第四節・第七節コラム、監修：渡井英誉）

山田邦明（第七節）

第四章 鈴木将典（第一節・第二節・第三節）

松本将太（第四節・第五節・第八節）

原 悠翔（第四節コラム・第八節コラム、監修：渡井英誉）

山田邦明（第六節）

厚地淳司（第七節）

第五章 大高康正（第一節・第三節・第五節）

勝又直人（第二節）

阿部美香（第四節）

梶山沙織（第六節）

■富士宮市の縄文土器編年

■富士宮市の弥生土器編年

■中世の郷村に関わる史料と地名表記

深澤麻衣（監修：小林謙一）

渡井英誉（監修：篠原和大）

山田邦明

委員長 谷川章雄 早稲田大学名誉教授

副委員長 橋本誠一 静岡大学名誉教授

委員 小山真人 静岡大学名誉教授

委員 西田かほる 静岡文化芸術大学文化政策学部教授

委員 松田香代子 愛知大学非常勤講師

委員 山田邦明 愛知大学文学部教授

執筆員・監修者

谷川章雄 早稲田大学名誉教授

池谷信之 明治大学黒耀石研究センター特任教授

深澤麻衣 袋井市教育委員会教育部生涯学習課学芸員

渡井英誉 静岡市埋蔵文化財センター会計年度任用職員

小林謙一 中央大学文学部教授

篠原和大 静岡大学人文社会科学部教授

山田邦明 愛知大学文学部教授

鈴木将典 静岡市歴史博物館学芸課主任（学芸員）

厚地淳司 駒澤大学非常勤講師

大高康正 静岡県富士山世界遺産センター教授

勝又直人 静岡県スポーツ・文化観光部文化財課主査

阿部美香 昭和女子大学非常勤講師

梶山沙織 宮城県教育庁文化財課技術主査

事務局（教育部文化課市史編さん室）

中野香織 市史編さん室長

渡邊俊太 主任主査

保竹貴幸 主任学芸員

松本将太 学芸員

高橋菜月 学芸員

小倉匠 主事

原 悠翔 学芸員

佐野 清 会計年度任用職員

- 平維盛……………90,91  
 平時忠……………88  
 高尾山古墳……………32,44  
 鷹野徳繁……………115,157,160,163  
 滝戸遺跡…14,15,21,22,23,31,36~39,47,48,  
 54~57,206,209,212,214,219,220,221  
 滝ノ上遺跡……………21,22  
 武田(穴山)勝千代……………126,163  
 武田勝頼……………65,77,79,115,123,134,157,  
 160,161  
 武田信玄(晴信)…65,85,86,87,115,117,  
 133,134,136,141,148,149,150,151,156,  
 157,160,170,171,233  
 武田信虎……………136,137,140,141,204  
 武田信義……………89,90,91,96  
 武田義信……………85,141,148  
 辰野遺跡……………24,26,209,212  
 竪穴式石槨……………40,41,42  
 溜井……………55,56  
 池西坊…118,119,120,175,186,188,202  
 長者ヶ原遺跡……………37,38,39  
 月の輪上遺跡…31,36~39,46,48,173,  
 220  
 月の輪下遺跡……………46,47,48  
 月の輪平遺跡……………15,46,47,48  
 辻之坊…118,119,120,175,176,186,205  
 東海道…63,64,84,93,100,105,176,192,  
 196,198,199,231  
 銅鐸……………28,30  
 土器棺墓……………30,34  
 土偶……………21,22,25  
 徳川家康(松平元康)…62,64,66,86,87,  
 123,134,143,148,149,150,160~167,170,  
 171,172,233  
 鳥羽法皇……………184,185,203  
 篠簜の戦い……………156,157,160,233  
 中道往還(甲州街道)…89,90,142,146,  
 157,158,159,233  
 中村一氏……………163,168,233  
 成出若宮(若宮八幡宮)…77,126,127  
 南条時光……………66,67,71,99,101,132  
 南原遺跡……………21,22,24,212  
 南部谷戸遺跡……………15,39,47  
 西山本門寺……………99,128,129,132,133,  
 134,138,150,231  
 日我……………71,133,142,192,193  
 日健……………134  
 日郷……………132  
 日出……………165  
 日蓮…66,67,79,84,85,98,99,128,129,  
 130,132,133,134,230  
 日興……………70,71,77,98,99,132,134  
 日春……………134  
 新田四郎忠常……………193,194,230  
 新田義貞……………100,114  
 野中向原遺跡……………47,51  
**は** 土師器……………52,54,55,56,122,124  
 箸墓古墳……………32,40,44,217  
 羽柴(豊臣)秀吉……………162,163,168,233  
 鉢田の戦い……………89,90,91,230  
 花蔵の乱……………140,232  
 埴輪……………41~45  
 原昌胤……………156  
 東田遺跡……………47,48,54,55,57  
 東平遺跡……………57,80,81,82,122  
 卑弥呼……………32,33,40,217  
 平等寺……………129,131  
 表裏縄文土器…15,16,17,206,207,208  
 微隆起線文土器……………13,14,15,206  
 富知神社……………97,112,126,127,230  
 富士川…3~6,11,24,34,36,39,62,63,64,  
 68,70,72,79,82,84,85,90,91,115,140,148,  
 158,162,191,199,215,230,231  
 富士川の戦い……………88~91,96,230  
 富士金山(麓金山)…145,158,165,166,  
 172,232  
 富士五箇寺……………128,134  
 富士山本宮浅間大社(浅間大社、浅間宮)…  
 47,52,53,54,57,64,69,70,71,80,82,83,  
 84,87,100,103,105,106,111~116,119,122,  
 123,125,126,127,130,131,138,139,140,  
 145,146,151,152,156,157,160,162,163,  
 170,171,173~176,179~182,186,187,191,  
 194,197,198,199,204,230~233  
 富士荘……………69,70,96  
 富士忠時……………109,110,111,175,232  
 富士親時……………111,175,232  
 富士の人穴草子……………194,195  
 富士信忠…74,115,143,146,147,149,  
 150,151,156,157,159,170,233  
 富士信通…115,143,149,151,157,160,  
 163,233  
 富士の巻狩り…90,92~95,97,161,193,  
 230  
 富士又八郎……………143,233  
 富士曼荼羅図……………171,196,197,198,  
 200~204  
 富士宮若……………138,142,232  
 富士祐本……………111,232  
 別所遺跡……………35  
 別所一号墳……………56,58  
 別所稻荷塚古墳……………54,56,58  
 別所蛇塚古墳……………54,56,58  
 方形周溝墓…28~31,35,38,39,48,215  
 宝積寺……………129,131  
 北条氏綱……………140,141,142,171,232  
 北条氏直(国王)…66,150  
 北条氏信……………151  
 北条氏規……………66  
 北条氏政…66,74,141,149,150,151,164  
 北条氏康……………141,149,151  
 北条時政……………88,89,94,96,97  
 北条泰時……………96,97,113,230  
 北条義時……………96,97,113,230  
 坊地南遺跡……………38,47  
 宝幢院……………131,191  
 堀之内式……………22,23,212  
 本能寺の変……………162,233  
**ま** 磨製石斧……………28,35  
 末代…83,116,118,176,180~185,187,  
 203,204,230  
 丸子式土器……………34,215  
 丸ヶ谷戸遺跡…31,32,36,39,47,49,50,  
 173,219  
 三島ヶ岳経塚……………83,180~183,185  
 源頼朝……………70,88~97,161,192,230  
 源頼政……………88  
 峯石遺跡……………80,81  
 箕輪遺跡……………19,21,209  
 妙本寺…133,142,144,186,189,190,  
 192,193  
 妙蓮寺……………99,128,129,134  
 無文土器……………8,17  
 村山口…174,176,196,198,199,200,205  
 村山浅間神社…80~83,117~121,124,  
 125,173,175,176,196,203  
 室町幕府…62,100,102,104,106~111,  
 114,123,136,231,232,233  
 雌鹿塚式土器…30,31,32,36~39,215,216,  
 217,219,220,221  
**や** 薬師如来……………175,201,202  
 藪塚古墳……………54,56  
 邪馬台国……………32,33,217  
 山宮浅間神社…52,83,112,116,123~127,  
 173  
 山宮大夫……………116,117,232  
 槍先型尖頭器……………4,13,16  
 有舌尖頭器……………13~16,18  
 袖野辻遺跡…21,22,37,47,54,211,212  
 袖野和平遺跡……………26,212  
 横穴式石室……………41,42,43,45,56  
 撚糸文土器…10,14,16,17,18,207,208,209  
**ら** 頼慶……………117,232  
 連雀町遺跡……………39  
**わ** 若之宮(若之宮浅間神社)…126,127  
 若宮遺跡…15~18,47,207,209,214  
 湧玉池…64,112,113,170,198,199  
 倭国大乱……………32,33



**あ** 浅間大神(浅間神、浅間大明神)…64,112, 113,187,230  
 足利成氏……………109,231  
 足利尊氏(高氏)…100~105,114,231  
 足利直義…100,102,103,105,114,231  
 足利政知……………110,111,136,232  
 足利持氏……………106~109,231  
 足利基氏……………102,104  
 足利義教……………106~109,115,231  
 足利義政……………110,111,136  
 足利義満……………73,104,107,231  
 飛鳥井雅有……………63,64,84,231  
 吾妻鏡……………73,90,94,97,126,192,194  
 厚手爪形文土器……………14,206,207  
 穴山信君(梅雪)…79,85,86,126,130, 131,156,157,158,161,162,163,172  
 阿弥陀如来……………194,201,202  
 安養寺……………25,112,129,130,131  
 伊豆山権現(伊豆山神社、伊豆走湯山)…88,103,118,175,176,182,184  
 泉遺跡…31,36,37,47,48,54,55,57,80,81  
 石敷遺跡…15,17,18,37,80,81,173,209  
 井出駒若……………86,142,232  
 井出正次……………164~168,233  
 伊東祐親……………88,94  
 稲子城……………154,155  
 庵原郡(廬原郡)…68,72,73,79,97,126, 127,129,156  
 今川氏真…64,73,87,115,120,121,131, 141,143,145~151,164,170,233  
 今川氏親…77,131,133,136,137,138,232  
 今川氏輝…71,119,133,137,138,140,232  
 今川範氏……………104,105,114,231  
 今川範国……………101,104,187  
 今川範忠…104,106,108,110,114,131, 231,232  
 今川範政…104,106,107,115,123,187  
 今川範満……………136  
 今川泰範……………73,105,106,231  
 今川義忠…71,104,110,111,136,232  
 今川義元…64,71,77,85,86,115,116, 117,119,121,130,131,133,140~146, 148,164,170,232  
 上杉憲実……………107,108,109  
 上杉憲忠……………109  
 上杉持朝……………109,110,232  
 牛ヶ沢遺跡……………80,81,82  
 薄手爪形文土器……………13,14,207  
 潤井川…3,11,15,23,36,39,47,48,52, 54,55,57,62,64,65,66,70,77,80,81,84, 135,165,199  
 永享の乱……………108,109,231  
 遠州念劇……………143,233  
 円墳…40,41,43,44,45,56  
 押圧縄文土器…13~16,206,207,208

大廓式土器……………32,217  
 大鹿窪遺跡…6,8,12~16,18,19,27, 206~209  
 大中里坂下遺跡…19,21,24,47,209,212  
 大庭景親……………88  
 大宮口……………174,176,199  
 大宮城…52,53,54,57,65,74,80,82,83, 140,146,148~153,156,157,158,173, 233  
 大宮薬市令……………146,147  
 大室古墳……………54,56,57  
 桶狭間合戦……………146,233  
 尾崎砦……………154,155  
 押型文土器…10,17,18,207,209,210  
 押出遺跡……………35  
 織田信長…86,143,147,148,160,161, 162,233  
**か** 赫夜姫…186~190,192,193,202,203  
 懸川城(掛川城)…141,149,150,233  
 風祭神事……………145,232  
 葛山頼真……………119  
 葛山氏元……………85,86  
 河東一乱…115,116,121,140,141,142, 144,145,153,170,171,191,232  
 狩野元信……………196  
 上石敷遺跡…15,21,22,47,50,80,81,209  
 上谷戸遺跡……………21,22  
 カワラケ…83,122,123,124,135,152, 173  
 環濠集落…29,30,31,35~39,215,216  
 神祖遺跡……………47,50  
 神祖二号墳(三号墳)……………54,56  
 神祖山ノ神古墳……………54,56  
 観応の擾乱……………102,104,105,231  
 金之宮(金宮、金宮神社)…74,77,86,126, 127,138,162  
 蒲原荘……………68,72,73,79  
 北山本門寺…64,77,98,99,128,129,132, 133,134,138,164,165,168,171,190, 192,231  
 北山用水(本門寺用水)…165,166,233  
 木ノ行寺遺跡……………54,55,56,57  
 享徳の乱……………109,232  
 久遠寺(小泉)…71,128,129,132,133, 134,138,142,144,231  
 久遠寺(身延山)……………128  
 葛谷城……………154,155  
 工藤祐経……………94,192  
 群集墳……………43,45,55,56,58  
 玦状耳飾……………20  
 玄広惠探(花蔵殿)……………140  
 建武の新政……………100,114,231  
 光徳寺(興徳寺)…129,148,150,171  
 興法寺…117~121,129,131,138,149, 174,175,176,186,194,196,198,199,200,

203,205,232  
 虚空蔵社古墳……………54,56  
 黒曜石……………4~7,11,16  
 後白河法皇……………70,92,113  
 後醍醐天皇…100,101,113,114,231  
 小塚遺跡……………2~7,14,15,18,19,20, 206~210  
 木花開耶姫命……………187  
 小松原遺跡……………15,16,207,208  
 五領ヶ台式……………20,22,209,210,212  
**さ** 逆林(精進川坂林)……………79,171  
 三州錯乱……………143  
 三連甕形土器……………51  
 倭文神社……………112,126,127,230  
 寺内山ノ神古墳……………54,56  
 芝川…3,6,11,14,15,22,24,26,47,54, 62,64,65,66,70,77,79,80,165  
 芝川海苔(富士海苔)……………66,70  
 渋沢遺跡……………34,35,215,218  
 下谷戸遺跡……………35  
 下高原遺跡……………2,3,4,15  
 遮光器土器偶……………25  
 寿桂尼……………133,137  
 聖護院……………118,120,121,232  
 祥禪寺……………129,131  
 白鳥山城……………154,155  
 須恵器……………41,45,52,54,55,56,81  
 杉田中村遺跡……………25  
 駿甲相三国同盟……………141,148,149  
 駿州往還……………158,159  
 石鎌……………13,16,18,28,35  
 浅間大菩薩(富士浅間大菩薩、富士大菩薩)…89,116,126,127,175,177,182,183, 187,188,192,194,195,202,203,204  
 千居遺跡……………21~24,212  
 先照寺…70,71,129,130,131,148,171  
 前方後方型周溝墓……………49,50  
 相沼浅間神社……………126,127  
 曾我兄弟の仇討ち……………93,94,192,230  
 曾我物語…94,190,192,193,194,232  
 曾利式……………21~24,212  
**た** 代官屋敷遺跡……………15,17~20,209  
 大鏡坊…117~121,170,175,186,232  
 大宮司(大宮司富士氏)…52,54,69,100, 103,105,106,111,112,114,115,117,119, 130,131,138,142,145,146,151,152,153, 157,160,163,168,175,176,231,233  
 醍醐寺……………106,107,110,120,131,193  
 大石寺…23,86,98,99,128,129,132,133, 134,135,137,138,140,142,171,231  
 大仙陵古墳……………41,52  
 大頂寺……………129,131,177  
 大日如来…111,119,175,176,177,178, 179,187,201~205,232  
 平清盛……………70,88,185,230

# 富士宮の歴史 通史編 I

History of Fujinomiya General History Volume I

発行日 令和8年(2026)3月

編集 市史編さん委員会

発行 富士宮市

事務局／教育部文化課市史編さん室

住所／〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地

電話／0544-22-1111 (代表)

印刷 株式会社さうちいんさつ



本書に掲載された文章・図表・写真の無断複製・転載を禁じます。それらの著作権は、特別な表示のあるもの以外は富士宮市ならびに執筆者に帰属します。

© Fujinomiya City 2026 Printed in Japan

No reproduction or republication of this publication is allowed without prior permission.

# 富士宮の歴史



通史編 I

General History Volume I



静岡県富士宮市